

博 士 論 文

日本近海での漁業協定の果たす役割と課題
— 係争海域における比較分析を通して —

**Roles and Challenges of Fishery Agreements in Waters around Japan :
Comparative Analysis of Fisheries Conditions in the Disputed Waters**

渡 部 則 子

2016 年

— 目次 —

第1章 序論	1
1.1 研究の背景	1
1.2 研究の目的	2
1.3 先行研究と本研究の新規性	2
1.4 研究の方法	6
1.5 明らかになったこと	7
1.6 論文の構成	8
第2章 国連海洋法条約と漁業	11
第1節 国連海洋法条約	11
1.1 国連海洋法条約成立	11
1.2 国連海洋法条約の概要	16
1.3 国連海洋法条約と漁業	21
1.3.1 漁業に関する条文	22
第2節 漁業の種類	28
2.1 沿岸漁業	28
2.2 沖合漁業と遠洋漁業	28
2.3 漁業許可	29
第3章 北方四島周辺海域の漁業協定	32
第1節 北方四島周辺海域	32
1.1 オホーツク海	32
1.2 北方四島	33
1.3 両国の主張	34
1.3.1 日本の主張	34
1.3.2 ロシアの主張	37
1.3.3 日ソ・日ロ間の領土問題解決への交渉過程	38
1.4 根室振興局	43
1.5 戦後の北方四島周辺海域	44
1.6 第2次世界大戦後の日本とソ連（ロシア）の間の漁業協定	45
第2節 貝殻島昆布採取協定（1963年 / 昭和38年）	47
2.1 貝殻島	47
2.2 1963年協定成立背景	48
2.2.1 日本側の背景	49
2.2.2 ソ連側の背景	51

2.3	協定成立過程	52
2.4	協定内容	53
第3節	貝殻島昆布採取協定（1981年 / 昭和56年）	55
3.1	1981年協定成立背景	55
3.2	協定成立過程	55
3.3	協定内容	56
3.3.1	貝殻島周辺海域での昆布漁の推移	58
3.4	2016年漁期の操業条件（2016年6月1日～9月30日）	60
3.5	課題	62
第4節	日ソ地先沖合漁業協定（1984年 / 昭和59年）	64
4.1	1984年協定成立背景	64
4.2	協定成立過程	67
4.3	協定内容	68
4.3.1	協定締結のその後	71
4.3.1.1	第1回日ソ漁業委員会	71
4.3.1.2	日ソ双方の200海里水域での漁獲割当量の推移	72
4.3.1.3	北方四島周辺水域における韓国漁船による操業	73
4.3.1.4	日ソ200海里水域における両国漁船の操業条件（平成24年～平成28年）	76
4.4	2016年漁期の操業条件（2016年1月1日～12月31日）	78
4.5	課題	83
第5節	北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年 / 平成10年）	85
5.1	1998年協定成立背景	85
5.1.1	ロシア側の背景	85
5.1.2	日本側の背景	89
5.2	協定成立過程	92
5.3	協定内容	94
5.3.1	操業自粛ライン	97
5.4	2016年漁期の操業条件（2016年1月1日～12月31日）	98
5.4.1	了解覚書内容（合意内容）	99
5.5	課題	100
第4章	竹島周辺海域の漁業協定	103
第1節	竹島	103
1.1	竹島	103
1.2	両国の主張	104
1.2.1	日本の主張	104
1.2.2	韓国の主張	106

1.3	マッカーサー・ラインと李承晩ライン	109
第2節	日韓漁業協定（1999年 / 平成11年）	112
2.1	1965年日韓漁業協定	112
2.2	1974年日韓大陸棚協定	114
2.3	1999年日韓漁業協定成立背景	116
2.4	協定成立過程	119
2.5	協定内容	120
2.5.1	暫定措置水域沿岸漁業	126
2.5.2	日韓漁業共同委員会による協議	130
2.6	2015年漁期の操業条件（2015年1月20日～2016年6月30日）	131
2.7	課題	132
第5章	尖閣諸島周辺海域の漁業協定	138
第1節	東シナ海	138
1.1	東シナ海	138
1.1.1	海域境界未画定問題	140
1.2	尖閣諸島	142
1.3	両国の主張	142
1.3.1	日本の主張	142
1.3.2	中国の主張	147
第2節	日中漁業協定（2000年 / 平成12年）	152
2.1	第2次世界大戦後の日中間の漁業協定	152
2.1.1	日中国交回復前の民間漁業協定（1955年漁業協定）	153
2.1.2	国交回復後の政府間漁業協定（1975年漁業協定）	156
2.2	2000年漁業協定成立背景	158
2.3	協定成立過程	164
2.4	協定内容	165
2.4.1	「第6条（b）の水域」に関して	169
2.4.2	「中間水域」に関して	170
2.4.3	1975年協定と2000年協定の違い	173
2.5	2015年漁期の操業条件（2015年6月1日～2016年5月31日）	173
2.6	課題	176
第3節	台湾	179
3.1	中華民国（台湾）	179
3.2	日本と台湾の関係	179
3.3	台湾に関する日本の基本的な立場	180
3.4	尖閣諸島に関する台湾と日本の主張	181

第4節 日台民間漁業取決め（2013年 / 平成25年）	185
4.1 2013年取決め成立背景	185
4.2 取決め成立過程	189
4.3 取決め内容	191
4.3.1 「取決め」に対する日本と台湾の違い	193
4.4 漁業取決め締結以後の動き	196
4.4.1 沖縄県議会意見書	197
4.4.2 日台漁業委員会第3回会合（2014年漁期の操業ルール）	201
4.4.2.1 2014年漁期の操業状況	204
4.4.3 日台漁業委員会第4回会合（2015年漁期の操業ルール）	205
4.4.3.1 2015年漁期の操業状況	207
4.5 日台漁業委員会第5回会合（2016年漁期の操業ルール）	208
4.6 課題	210
第6章 他国の係争海域での漁業	214
第1節 メイン湾（米国とカナダ）	214
1.1 メイン湾	214
1.2 メイン湾海域境界画定事件	215
1.3 メイン湾の境界線周辺海域での漁業問題	218
1.4 マチアス・シール島	220
1.4.1 地理	221
1.4.2 歴史	222
1.5 両国の主張	222
1.5.1 カナダの主張	222
1.5.2 米国の主張	223
1.6 マチアス・シール島周辺海域のロブスター漁業	224
1.6.1 ロブスター漁業の問題	226
第2節 セレベス海（インドネシアとマレーシア）	227
2.1 セレベス海	228
2.2 シバダン島とリギタン島	228
2.3 両国の主張	230
2.3.1 マレーシアの主張	230
2.3.2 インドネシアの主張	231
2.4 国際司法裁判所の判決	232
2.5 セレベス海の境界未画定問題	233
2.6 係争海域での漁業	237

第7章 事例の比較とモデル分析	240
第1節 係争海域での漁業協定・漁業状況の比較	240
1.1 日本近海での漁業協定・漁業状況の比較	240
1.2 日本近海での対象国の漁業状況の比較	251
1.3 日本近海と他国の係争海域での漁業状況の比較	257
第2節 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性	259
2.1 共有地の悲劇	259
2.2 係争海域での漁業協定の役割	260
2.3 係争海域での比較分析のための分析モデル	260
2.4 分析モデルによる分析結果	261
第8章 結論（各章のまとめ、結論と提言）	268
8.1 各章のまとめ	268
8.2 結論と提言	271
参考文献	272
謝辞	283

図目次

図 1.1	日本近海の係争海域に関する漁業協定	6
図 1.2	論文の構成	10
図 2.1	国連海洋法条約の概念図	17
図 2.2	国連海洋法条約による各種海域の概念図	18
図 2.3	漁業と操業免許交付の仕組み	30
図 3.1	オホーツク海の流水	32
図 3.2	北方四島	33
図 3.3	根室振興局	43
図 3.4	歯舞群島	47
図 3.5	貝殻島	48
図 3.6	貝殻島昆布採取協定水域	60
図 3.7	貝殻島区域昆布採取漁船出漁証明書伝達式	62
図 3.8	「漁業水域に関する暫定措置法（1977年）」に基づく200海里漁業専管水域	66
図 3.9	韓国さんま棒受け網漁業の操業水域	76
図 3.10	ロシア大型冷凍トロール漁船への立入検査	78
図 3.11	日ロ地先沖合漁業交渉に基づく日本漁船の操業水域	80
図 3.12	日ロ地先沖合漁業交渉に基づくロシア漁船の操業水域	81
図 3.13	北海道の漁業 生産量と生産額（平成25年）	82
図 3.14	北海道の食料自給率（魚介類）（平成25年）	82
図 3.15	北方四島周辺水域操業枠組協定水域	97
図 4.1	竹島（独島）	103
図 4.2	联合国最高司令官総司令部（GHQ）による日本漁業の制限水域	110
図 4.3	マッカーサー・ラインと李承晩ライン	111
図 4.4	1965年日韓漁業協定による協定水域	114
図 4.5	日韓大陸棚北部協定による境界線	115
図 4.6	日韓大陸棚南部協定による境界線	116
図 4.7	200海里漁業専管水域（1977年）	118
図 4.8	日韓漁業協定関係図	124
図 4.9	日韓漁業協定水域図ー日本海暫定水域図	125
図 4.10	暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書	129
図 5.1	東シナ海および周辺国	139
図 5.2	東シナ海水深図	139
図 5.3	東シナ海における境界画定に関する海域図	141

図 5.4	尖閣諸島	142
図 5.5	沖縄返還協定において返還された区域	145
図 5.6	日中漁業協定（1975 年協定）による協定水域	158
図 5.7	200 海里漁業専管水域（1977 年）	159
図 5.8	日本の 200 海里水域（1996 年）	161
図 5.9	世界の漁獲量	162
図 5.10	東シナ海における日本による漁獲量の変遷	163
図 5.11	日中漁業協定水域	172
図 5.12	台湾漁船団を規制する巡視船艇	186
図 5.13	日台民間漁業取決め締結時の両協会長	190
図 5.14	「台日漁業協議」適用海域	196
図 5.15	日台民間漁業取決め関係水域（2014 年の操業ルール）	203
図 5.16	日台漁業取り決めの合意内容（2014 年 4～7 月期）	203
図 5.17	日台民間漁業取決め関係水域（2015 年の操業ルール）	206
図 5.18	日台漁業取り決めの合意内容（2015 年 4～7 月期）	206
図 5.19	日台漁業取り決めの合意内容（2016 年 4～7 月期）	208
図 5.20	沖縄周辺海域における沖縄・台湾・中国の漁業関係図	211
図 6.1	メイン湾	215
図 6.2	CJ 特別裁判部の判決によるメイン湾境界画定線（1984 年 10 月 12 日）	217
図 6.3	マチアス・シール島周辺の係争海域	220
図 6.4	マチアス・シール島	221
図 6.5	Puffin（ツノメドリ）	221
図 6.6	マチアス・シール島の灯台	223
図 6.7	マチアス・シール島の施設	223
図 6.8	カナダのロブスター漁業水域－沿海州	225
図 6.9	ファンディ湾のロブスター漁業水域 35,36, 38 と隣接水域 LFA 34	226
図 6.10	インドネシアとマレーシア	228
図 6.11	セレベス海のシパダン島とリギタン島	229
図 6.12	セレベス海のマレーシアとインドネシアの海域境界	235
図 6.13	インドネシアの群島基線と海域境界	236
図 7.1	世界の漁業生産量（漁船漁業）の推移	252
図 7.2	面積・人口・人口密度（2014 年）	253
図 7.3	漁業者（海面漁業）の数	254
図 7.4	漁業者（海面漁業）の数（中国を除く）	254
図 7.5	水産物生産量（海域・内地水域）の推移（養殖生産を除く）	256
図 7.6	1 人当たりの年間水産物消費量の推移	256

図 7.7	分析のための操業海域の分類.....	261
図 7.8	係争海域での漁業勢力と操業状況・資源管理の関係.....	263
図 7.9	係争海域の有無と操業状況・資源管理の関係.....	263
図 7.10	係争海域の有無と漁業資源管理の可能性.....	264

表目次

表 1.1	北の海域と中間・南の海域の漁業協定の比較	7
表 2.1	海洋法四条約と国連海洋法条約の違い	16
表 2.2	沿岸国以外（外国）に認められる権利（領海・排他的経済水域・公海）	20
表 3.1	戦後の日ソ・日ロ間の漁業協定	45
表 3.2	北方領土周辺水域における被拿捕状況	50
表 3.3	貝殻島昆布（ウニ）漁の推移	59
表 3.4	2016 年の操業条件	60
表 3.5	日ソ漁業委員会の協議に基づく漁獲割当量	73
表 3.6	ロシア 200 海里水域における日本漁船の操業条件の合意内容	77
表 3.7	日本 200 海里水域におけるロシア漁船の操業条件の合意内容	77
表 3.8	日ロ漁業委員会第 32 回会議の結果 2016 年の操業条件	79
表 3.9	図 3.11 の水域の詳細と漁業種類	80
表 3.10	協定締結までの交渉経緯	94
表 3.11	2016 年の日本漁船の操業条件	99
表 3.12	了解覚書内容	100
表 4.1	日韓漁業協定に基づく「日本海の暫定水域」へ出漁する県別届出隻数の推移 （平成 17 年～21 年）	127
表 4.2	日韓漁業協定に基づく「日本海の暫定水域」へ出漁する県別届出隻数の推移 （平成 23 年～27 年）	127
表 4.3	日韓漁業共同委員会による協議	130
表 4.4	水産庁による外国漁船の拿捕件数	135
表 4.5	韓国漁船の侵犯漁具押収状況（石川県～島根県沖）	135
表 5.1	尖閣諸島	147
表 5.2	日中漁業協定 1975 年と 2000 年の違い	173
表 5.3	日本と中国の EEZ 内での操業条件（2015 年漁期）	174
表 5.4	中国、台湾の活動家等による主な領有権主張活動	186
表 5.5	日台漁業協議と日台関係をめぐる主な動き	191
表 5.6	近海カツオ・マグロ漁船の日台漁業取決め水域内での操業状況	204
表 5.7	日台民間漁業取決め締結後の動き	209
表 7.1	日本の係争地の状況と漁業協定	245
表 7.2	日ロ間の漁業協定（2016 年現在有効）	246
表 7.3	日本海・東シナ海での協定比較（日韓・日中・日台漁業協定）	247
表 7.4	3 係争海域の現況と課題	248

表 7.5	海面漁業の主な生産国と生産量.....	251
表 7.6	他国の係争海域の漁業状況比較.....	257
表 7.7	日本近海と他国の係争海域での漁業状況比較.....	258
表 7.8	「共有地の悲劇」モデルと漁業資源の管理.....	266

第1章 序論

本章では、研究の背景、研究の目的、先行研究と本研究の新規性、研究の方法、明らかになったこと、論文の構成を述べる。

1.1 研究の背景

日本には、6,800以上の島がある。その島のいくつかには、戦後、領土問題がある。日本は、北方四島ではロシアと、竹島では韓国と、尖閣諸島では中国・台湾と領土問題がある。日本は、ロシアが支配している北方四島（歯舞群島^{はぼまい}、色丹島^{しこたん}、択捉島^{えとろふ}、国後島^{くなしり}）に対しては返還を要求し、韓国が支配している竹島に対しては領有権を主張している。一方、日本が支配している尖閣諸島に対しては中国、台湾が領有権を主張している。但し、日本政府は、尖閣諸島に関して、領有権問題はないという立場である。1994年国連海洋法条約（UNCLOS）¹が発効し、それに伴い沿岸国は、200海里の排他的経済水域（EEZ）を設定した。小さな島周辺にもEEZが設定された。その結果、領土問題は、単なる領土の問題ではなく、島の周辺海域の管轄権にも影響が及び、利害関係は更に大きくなった。

日本近海は、豊かな漁場である。太平洋側には、北からの親潮（寒流）、南からの黒潮（暖流）が流れ、海流のぶつかる潮目には、両海流に乗って様々な魚が集まる。その北西太平洋海域は、世界3大漁場の1つと言われる。また、オホーツク海の南側に位置する北海道には、流氷によってプランクトンが運ばれ、それを追う魚が集まってくる。南の東シナ海には、広大な大陸棚が広がり、魚の産卵場所としても知られ、この海域で育った魚は、日本海や太平洋へと移動していく。日本は、昔から豊かな漁場の恩恵を受けてきた。しかし、海洋技術の進歩、漁船の大型化などにより漁業の状況も大きく変わってきた。

世界の海は、長い間、領海、それ以外は公海と考えられてきたが、海洋先進国と後進国・発展途上国との間で様々な問題が出てきた。それらを解決するために1973年から第3次国連海洋法会議が開催され、その中でほぼ合意を得ていた200海里水域という概念を先取りする形で、1977年米ソを初めとした多くの国は、200海里漁業（専管）水域を設定した。日本も1977年7月日本周辺に200海里漁業水域を設定した。²1994年UNCLOS発効に伴い、200海里水域は、漁業を含めたすべての経済活動の排他的水域として排他的経済水域となった。その結果、他国EEZ内で漁業操業するためには、相手国と漁業協定を結ぶ必要

¹ 海洋法に関する包括的・一般的な秩序の確立を目指して1982年4月30日に第3次国連海洋法会議にて採択され、同年12月10日に署名開放、1994年11月16日に発効した。

² 日本は1977年「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、これに基づいて200海里漁業水域を設定した。（1977年5月2日公布、7月1日施行）

があった。逆に、自国 EEZ 内で他国漁船の操業を認める国は、資源保護や自国の権利を守るために、相手国と漁業協定を締結し、EEZ 内での他国漁船の漁場・漁獲量・隻数・漁期などの操業条件を決める必要があった。

日本は、近海での漁業操業のために、ロシア、韓国、中国、台湾と漁業協定を締結している。ロシアとの間には、現在 4 つの協定がある。日ソ地先沖合漁業協定（1984 年）、日ソ漁業協力協定（1985 年）³、北方四島周辺水域操業枠組協定（1998 年）の 3 つの政府間協定と貝殻島昆布採取協定（1981 年）の民間協定である。漁業協力協定を除く 3 つが係争海域に関係する。韓国とは、日韓漁業協定（1999 年）、中国とは、日中漁業協定（2000 年）がある。いずれも政府間協定である。台湾とは、日台民間漁業取決め（2013 年）がある。日本近海での操業のための漁業協定が、他の漁業協定と異なるのは、当該海域に、領有権問題や境界未画定問題が存在し、係争海域を含んでいることである。3 つの海域での漁業協定は、成立背景、内容、運用に違いはあるのだろうか。また、他国の係争海域での漁業は、どうなっているのだろうか。日本の係争海域と比較するために、同じような状況の他国の例として、米国とカナダのメイン湾（マチアス・シール島）、インドネシアとマレーシアのセレベス海（シパダン島・リギタン島）での漁業状況を検討する。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、日本近海での漁業協定を維持していくために、係争海域での漁業状況の分析モデルを提示し、その有効性を明らかにすることである。そのために、以下の 3 つの課題を検討する。

- 1) 日本の 3 か所の係争海域での漁業協定の成立背景、操業条件等を比較し、その違いを明らかにする。
- 2) 他国の係争海域での漁業状況と比較する。
- 3) 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性を検討する。

1.3 先行研究と本研究の新規性

先行研究としては、以下のような文献がある。

漁業史全体に関して、岩崎⁴は、戦後漁業の復興過程、漁業制度の改革、沿岸漁業から沖合漁業、遠洋漁業への展開、高度成長下での生産展開、石油危機や 200 海里時代の到来による遠洋漁業の衰退など日本漁業の変遷を記している。日本漁業の全体を知る上で役立つ

³ ロシア 200 海里水域と日本 200 海里水域での日本漁船によるロシア系サケ・マス漁業に関する協定。

⁴ 岩崎寿男「日本漁業の展開過程－戦後 50 年概史－」舵社, 1997

つ。岩崎の研究を土台に、1994年 UNCLOS が発効し、200海里 EEZ が設定されて以降の日本の漁業状況を他国との関係において検討する必要がある。

国連海洋法条約と日本との関係に関して、水上⁵は、UNCLOS 採択以降の海洋法の展開と日本をめぐる諸問題について述べている。特に第Ⅱ部では、日ロ・日韓・日中の漁業関係や課題を述べている。これらを参考に、各海域での現場での状況を検討する必要がある。また、2013年には、日台民間漁業取決めが成立している。これらの協定、取決めの共通点、相違点を比較し、日本近海での漁業協定の役割と課題を検討したい。

日本の国境、領土問題に関して、芹田⁶は、日本の領土の変遷や北方四島、竹島、尖閣諸島の3か所の係争地での両国の主張の検討を行っている。更に1994年 UNCLOS 発効に伴う領海（12海里）と EEZ（200海里）の設定が、境界画定を困難にしている要因を分析している。境界未画定の海域での日中・日韓の新漁業協定と暫定水域の設定に触れている。原⁷は、北方四島、竹島、尖閣諸島が係争地となっている原因を戦後処理の段階（サンフランシスコ平和条約）でその帰属が明確にされなかったこと、戦後の冷戦の状況下で政治的に利用されたことと指摘している。平和条約の領土条項とそれが立案された背景の分析を行っている。東アジアの地域紛争の種は、平和条約の作成で大きな役割を担った米国の責任でもあるが、紛争に発展したのは問題が育つ土壌がそこにあったからだと指摘する。問題解決には、多国間枠組みを使った重層的アプローチが必要であると説く。浦野⁸は、日本国境の成立、領土の帰属、領土支配と外交交渉、更に UNCLOS 発効により設定された領海と EEZ に対応するための日本の海洋資源の管理、漁業協定を記している。資料が豊富で漁業協定の全体を知ることができた。しかし協定のみで、その成立背景や内容の比較、またその運用課題などには触れていない。

海洋の境界画定に関して、坂元⁹は、日中と日韓の海洋境界画定をめぐる問題には、共通点と相違点が存在すると指摘する。共通点は、日中と日韓の間には漁業協定が締結されていることである。相違点は、韓国との間には、大陸棚の境界画定条約が存在し、残されているのは EEZ の境界画定のみであるが、中国とは、大陸棚も EEZ の境界画定も行われていないことである。そして、海域境界画定をめぐる日中、日韓の対立を分析している。境界画定の有無が、漁業協定にどのような影響を与えるのか、境界線を越えて移動する回遊魚や暫定水域内の水産資源の管理はどうあるべきか、漁業の視点から更に検討を必要とする。松葉¹⁰は、大陸棚と EEZ の境界画定に関して、国際司法裁判所（ICJ）の判例を紹介し

⁵ 水上千之編「現代の海洋法」有信堂, 2003

⁶ 芹田健太郎「日本の領土」中公文庫, 2010

⁷ 原貴美恵「サンフランシスコ平和条約の盲点ーアジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」」溪水社, 2012

⁸ 浦野起央「日本の国境 [分析・資料・文献]」三和書籍, 2013

⁹ 坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争ー竹島と尖閣諸島の影」『国際問題』No.565, 2007, www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2000/2007-10_003.pdf?noprint, 参照 2015.6.10

¹⁰ 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定ー判例紹介ー」平成 17 年 7 月号国立国会図書館, 2005,

ている。その中で、米国とカナダで争われたメイン湾海域境界画定事件を詳細に記している。本境界画定は、領土問題（マチアス・シール島の帰属）を含めてその全海域の境界を完全に画定しない限り、係争海域として問題が残るということを示唆している。この判例は、EEZ や大陸棚の境界が画定していない東シナ海を検討する際に役立つ。

北方四島周辺海域の漁業に関して、本田¹¹は、北方領土を抱える根室地域とその周辺海域、領土交渉という2つの視点から、北方領土問題を述べている。日ソ、日ロの「境界」の海での拿捕、銃撃、密漁、根室漁民の姿、そして管轄権に触れない形での「安全操業」が始まる経緯を述べている。戦後70年以上が過ぎ、領土問題解決、平和条約締結自体に何ら進展はないが、漁業問題に関しては、以前より良好な関係を保っている。なぜか。他の係争海域での漁業問題の解決に応用できないか、検討したい。

竹島周辺海域での漁業に関して、河¹²は、新日韓漁業協定（1999年）締結までの両国間の海洋秩序の歴史的展開や新協定の成立背景、内容、その問題点を述べている。暫定水域内における漁業資源管理問題や域内での第3国船舶に対する対応上の問題に触れている。両国間の伝統的漁業の保障問題や領有権問題、境界画定方法の相違があるにも関わらず、本協定を締結し、境界画定による紛争の拡大防止と漁業秩序の回復という当面の課題を解決したことは、有益であると述べている。しかし、実際には、暫定水域内で韓国漁船が多く操業し、また違法操業も多い。現場での課題とその対策を検討する必要がある。坂元¹³は、UNCLOS 発効に伴って制定した「領海及び接続水域に関する法律」（以下、新領海法）、韓国漁船の拿捕、新日韓漁業協定について述べている。日本は、1996年新領海法を制定し、領海の基線を設定するにあたり、従来の通常基線（低潮線）に加えて直線基線を採用した。その結果、通常基線を用いていた頃とは異なり、新領海が旧領海の外側に張り出し、日本の領海は13%増え、韓国漁船は約5万km²の漁場を喪失する事態となった。日本の新領海となった海域での韓国漁船の拿捕事件が相次いだ。竹島の領有権問題に加えて、このような状況が、新日韓漁業協定の交渉を難航させたと述べている。日本海暫定水域の変形した形は、両国の妥協の産物なのである。

尖閣諸島周辺海域を含めた東シナ海での漁業に関して、片岡¹⁴は、以西（東シナ海や黄海）での日本漁船の底曳網漁業の衰退を年代ごとに分析している。過剰漁獲圧による資源の減少、国際漁業規制の強化、韓国・中国漁船の興隆による圧迫、スケトウダラすり身の普及による練り製品市場の喪失、燃油価格の高騰、労働力不足などが大きく影響し、衰退

dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999885, 参照 2015.6.10

¹¹ 本田良一「日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後」北海道新聞社, 2013

¹² 河鍊洙「新日韓漁業協定の現状と課題」『龍谷法学』35(2), pp. 273-307, 2002

¹³ 坂元茂樹「日韓漁業協定と新領海法：韓国漁船拿捕事件をめぐる」Discussion paper / Graduate School of International Development, Nagoya University. -- No. 1 (Jan. 1992)-. -- Graduate School of International Development, Nagoya University, 1992-. -- v. ; 30 cm, 71 巻号, pp.1-33, 1999

¹⁴ 片岡千賀之「以西底曳網漁業の戦後史Ⅱ」『長崎大学水産学部研究報告』91, pp.35-59, 2010, <http://hdl.handle.net/10069/23784>, 参照 2015.6.5

している。漁業勢力に関して、漁業勢力の強い方が、漁業の自由、資源保護が必要な場合でも最小限にとどめることを主張するのに対し、漁業勢力の弱い方が資源や自国漁民の保護を楯に外国漁船の規制を主張すると述べている。この漁業勢力に注目し、本論文では、仮説を立て、独自に分析モデルを作り、各係争海域での資源管理の可能性を分析したい。西田¹⁵は、UNCLOS 発効後の日韓漁業協定（1999年）、日中漁業協定（2000年）、韓中漁業協定（2001年）の比較を行っている。協定対象水域の比較、EEZにおける相互入漁条件の比較を行い、共同利用水域（暫定水域）での漁業状況や韓国と日本の領海・EEZにおける拿捕件数をまとめている。韓国領海・EEZ内での中国漁船の違法操業による拿捕数の急激な増加、それに押し出された形での、日本領海・EEZ内での韓国漁船の拿捕数の増加が読み取れる。漁業勢力は、まさしく中国>韓国>日本となっている。共同利用水域には、漁業勢力の大きい国の漁船が大挙集中しているが、国内漁業者の反発からそれらの政府は、相手国との管理措置に関する協議に消極的である。佐々木¹⁶は、日台民間漁業取決め（2013年）締結に至る歴史的背景や取決め後の漁場利用の実態を述べている。日本漁船（沖縄県、宮崎県）と台湾漁船の漁場利用の変化を比較している。宮崎県漁船や台湾漁船の状況を知ることができ、とても参考になる。北緯27度以南の海域には、日本より漁業勢力の大きい中国、台湾漁船が操業し、日本漁船が取決め水域から排除される傾向にあり、操業が圧迫されている。日本漁船は、漁場を変更せざるを得ず、国内の漁業者間での漁場をめぐる競合関係を高めている。また資源管理に関しても圧力が加わっていると指摘する。

各海域の漁業協定の成立背景やその課題などをまとめた先行研究はある。しかし、日本の3か所の係争海域に注目して、各漁業協定の成立背景や課題を比較した研究や、他国の係争海域の漁業状況と比較した研究は見当たらない。また、各係争海域の状況を比較分析モデルにより分析した研究も見当たらない。

本研究の新規性は、日本の3か所の係争海域での漁業協定の成立背景や過程、操業条件、課題などを比較し、更に他国の係争海域の漁業状況との比較をしていること、また、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性について、比較分析モデルを独自に構築し、それを用いて分析を行っていることである。

¹⁵ 西田明梨「韓中日における漁業協定の現状と課題」『漁業経済研究』第49巻、第3号、pp.95-113、2005

¹⁶ 佐々木貴文「「日台漁業取決め」締結とそれによる尖閣諸島周辺海域での日本及び台湾漁船の漁場利用変化(大会シンポジウム特集号 国境漁業の現状と課題)」『漁業経済研究』第60巻、第1号、pp.43-62、2016

1.4 研究の方法

- 1) 漁業協定の成立背景、過程などは、文献研究を行う。
 - 2) 操業条件、現在の漁業状況などは、関係機関のホームページ、関係機関への問い合わせ、現地調査を行う。沖縄県（2015年春）北海道（2015年夏）山陰地方（2016年春）の3か所での現地調査を行う。
 - 3) 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性に関しては、比較のための分析モデルを構築し、それを用いて分析する。
- ・係争海域での漁業協定の役割を、①漁業者の生活安定と②漁業資源の維持管理の2つと考え、分析のための基本モデルとして、G. ハーディンの論文から広く知られる「共有地の悲劇」を用いる。しかし、係争海域での分析には、この「共有地の悲劇」に想定されていない漁業勢力¹⁷の違いに注目する必要がある。漁業勢力に着目した仮説を立て、分析モデルを新たに構築し、その仮説の立証を試みる。

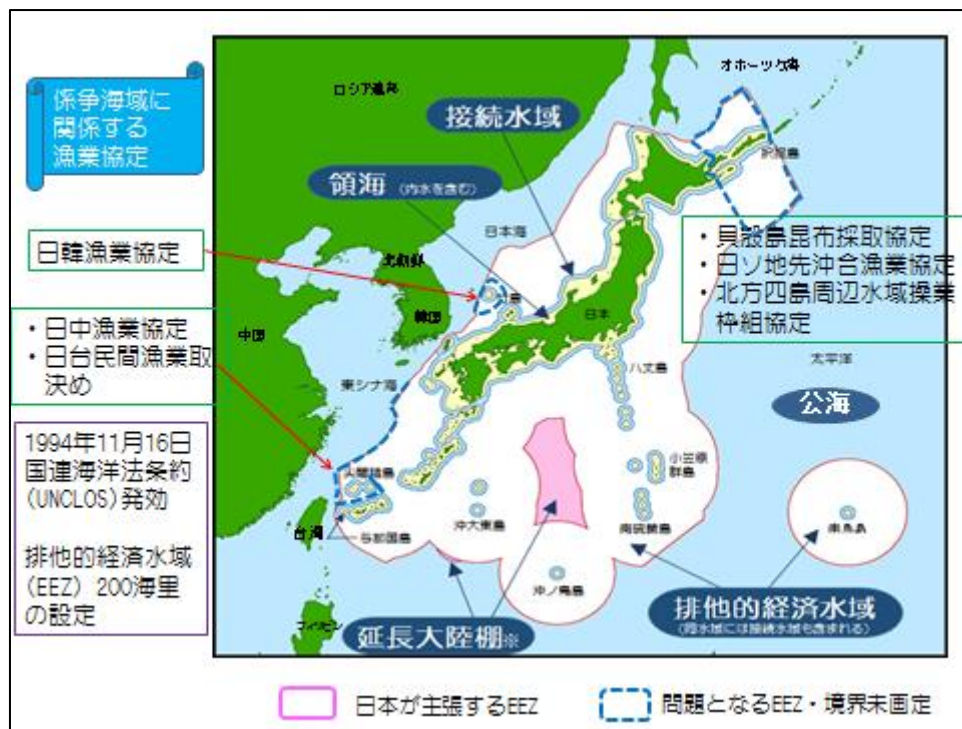


図 1.1 日本近海の係争海域に関する漁業協定

出典：海上保安庁海洋情報部「日本の領海等概念図」より作成

www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html, 参照 2015.5.15

¹⁷ 漁業勢力は、一般に、漁船の大きさ・性能・数、漁業者の数、漁獲量、操業海域などによって決まる。

1.5 明らかになったこと

日本近海で、日本が締結している漁業協定を検討した。3か所の係争海域があり、各協定には、各海域での操業範囲や条件等と共に、領有権問題や海域境界未画定問題に触れないとする留保条項が明記されている。操業状況等から、3か所の係争海域は、北の海域（北方四島周辺海域）と中間の海域（竹島周辺海域）・南の海域（尖閣諸島周辺海域・東シナ海）の2つに区分することができた。まとめたものが、表 1.1 である。

表 1.1 北の海域と中間・南の海域の漁業協定の比較

	北の海域	中間・南の海域
成立背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ソ連（ロシア）警備艇による日本漁船の拿捕・抑留 ・1977年200海里漁業専管水域設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業勢力の変化 日本＞韓国・中国 → 中国＞韓国＞日本 (1970年代頃まで) (1980年代以降) ・1994年国連海洋法条約発効 日・韓・中が200海里EEZを設定 台湾（UNCLOS 締約国ではない）が独自のEEZ 設定（暫定執法線）
漁業協定	<ul style="list-style-type: none"> ・貝殻島昆布採取協定（1981年） ・日ソ地先沖合漁業協定（1984年） ・北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓漁業協定（1999年） ・日中漁業協定（2000年） ・日台民間漁業取決め（2013年）
協定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・昆布協定は民間協定。他は政府間協定 ・操業許可が必要 ・四島周辺海域での操業→ソ連（ロシア）の法令に従う（沿岸国主義） ・日本漁船は、入漁料等を支払う。 ・昆布協定は民間交渉 ・地先沖合漁業協定は日ロ漁業委員会 ・枠組協定は政府間協議と民間交渉（具体的な操業条件等決定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓・日中漁業協定は政府間協定 ・協定水域：双方のEEZ（沿岸国主義） ・相互入会の許可制 ・共同利用水域（暫定水域）を設定（旗国主義） ・日台民間漁業取決め ・北緯27度以南の水域（法令適用除外水域） ・特別協力水域・八重山北方三角水域を設定→特別ルールで操業 ・漁業委員会（具体的な操業条件等決定）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入漁料の支払い、機材供与等が日本漁船にとって負担である。 ・ロシア・トロール漁船による漁具被害 ・資源データが日ロ間で異なる→漁獲割当量を定める際に影響する。 ・操業海域の縮小、漁獲割当量の削減が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓・日中漁業協定：共同利用水域に韓・中の漁船が多い。操業実績に差あり。資源管理困難 ・違法操業が多い。 ・日台民間漁業取決め：台湾漁船が多い。操業方法に違いがある。資源管理の協議はこれから。 ・東シナ海には、二国間漁業協定のみ存在→魚は移動する→資源管理困難
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府との交渉→漁業者の負担軽減 ・トロール漁船の操業自粛等の実効的な対策を講じるよう要請 ・資源データ作成方法の統一や情報共有により資源管理の推進 ・両国の良好な関係を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用水域内での操業ルール策定・実施 ・共同利用水域の範囲の縮小→各国EEZ拡大→資源管理容易 ・法令遵守の徹底。違法操業の取締り強化 ・資源管理に関する広域的な組織の創設→情報の共有・資源管理の推進

日本近海と他国（米国とカナダ（以下、米加）のメイン湾、インドネシアとマレーシアのセレベス海）の係争海域での漁業状況の比較を行った。その結果は、以下の通りである。北の海域は、ロシアが管轄権を持ち、共同利用水域とはならず、操業時はロシアの法令に従う（沿岸国主義）。他の係争海域は、共同利用水域として、旗国主義が採用されている。入漁料などの支払いが必要なのは、日ロ間の3つの協定である。北の海域と米加では比較的安全操業が行われているが、他の海域では一方の国の漁業者が多く、違法操業が多い。法令遵守による安全操業が求められている。一般に、共同利用水域は、旗国主義であるため資源管理が困難であるが、米加には、越境資源運営委員会やその下部組織が設置され、資源管理が進んでいる。日本の北の海域も中間・南の海域に比べると資源管理が進んでいるが、米加ほどではない。中間・南の海域、セレベス海での資源管理は進んでいない。

係争海域での漁業勢力に着目した分析モデルによる検討結果より、資源管理は、操業海域の安定に深く関係していることがわかった。係争海域では、漁業者の生活安定が保障され、操業海域の安定、安全操業があつて初めて、資源管理を進めることができる。また漁業勢力の大きい国の取り組みが、漁業資源管理に大きく影響する。北の海域は、ロシアによる沿岸国主義が採用され、海域は比較的安定し、資源管理が容易である。また、一般に共同利用水域に旗国主義が採用されている場合、海域は安定せず、資源管理は困難である。日本の中間・南の海域やセレベス海が、これに該当する。しかし、米加では、資源管理が容易である。それは、係争海域での漁業勢力が同等であること、漁業資源管理に対する共通の理解があること、双方が陸域、海域で長きにわたり境界画定を行ってきたこと、経済関係が密接であること、それらにより信頼関係が構築されていることによる。

1.6 論文の構成

本論文の構成を図 1.2 に示す。

第1章では、研究の背景、研究の目的、先行研究と本研究の新規性、研究の方法、明らかになったこと、論文の構成について述べる。

第2章では、1994年発効のUNCLOSと漁業との関係を述べる。

第3章では、北の海域の北方四島周辺海域に関係する3つの漁業協定を検討する。北方四島に対する日本とロシアの主張、3つの協定の成立背景、内容、課題等を述べる。

第4章では、中間の海域の竹島周辺海域に関係する日韓漁業協定を検討する。竹島に対する日本と韓国の主張、協定の成立背景、内容、課題等を述べる。

第5章では、南の海域の尖閣諸島周辺海域、境界未画定問題のある東シナ海に関係する日中漁業協定、日台民間漁業取決めを検討する。尖閣諸島に対する日本と中国・台湾の主張、協定の成立背景、内容、課題等を述べる。

第6章では、他国の係争海域の漁業状況として、米国とカナダ、インドネシアとマレーシアの係争海域を検討する。両者とも問題を国際司法裁判所に付託し、その判決により解決を図った。しかし、前者は、メイン湾の境界は画定しているが、マチアス・シール島の領有権問題が残っている。後者は、シパダン島・リギタン島の帰属先はマレーシアと確定しているが、セレベス海の境界未画定問題が残っている。漁業状況の違いを述べる。

第7章では、第3章から第5章までの日本が締結している漁業協定や漁業状況を比較し、整理する。日本近海と他国の係争海域での漁業状況を比較する。更に係争海域での漁業資源の維持管理の可能性に関して、漁業勢力に注目した仮説を立て、分析モデルを構築し、仮説の立証を行い、結果を述べる。

第8章では、各章をまとめ、結論を述べ、提言を行う。

2015年9月7日の博士論文草稿発表会において、貴重なご助言をいただきました。北方四島と尖閣諸島の2つの周辺海域の比較だった研究を、日本には3か所の係争海域があるのだから、竹島周辺海域を加えた方が良い。そうすることによって、日本全体を見ることができるとご助言をいただきました。更に、他の国の係争海域と比較することによって、日本と他国の共通点、違いが見えてくるとご助言をいただきました。それで、その後3つの係争海域、他国の係争海域の研究をしました。また各漁業協定の毎年の操業条件を論文に入れると、論文自体が古くなってしまうとのご助言もいただきました。これに関しては、数字自体は、古くなってしまうけれども、何年後か先に、その時の操業条件と比較ができるのではと思います、入手できる最新の情報を論文に入れることにしました。

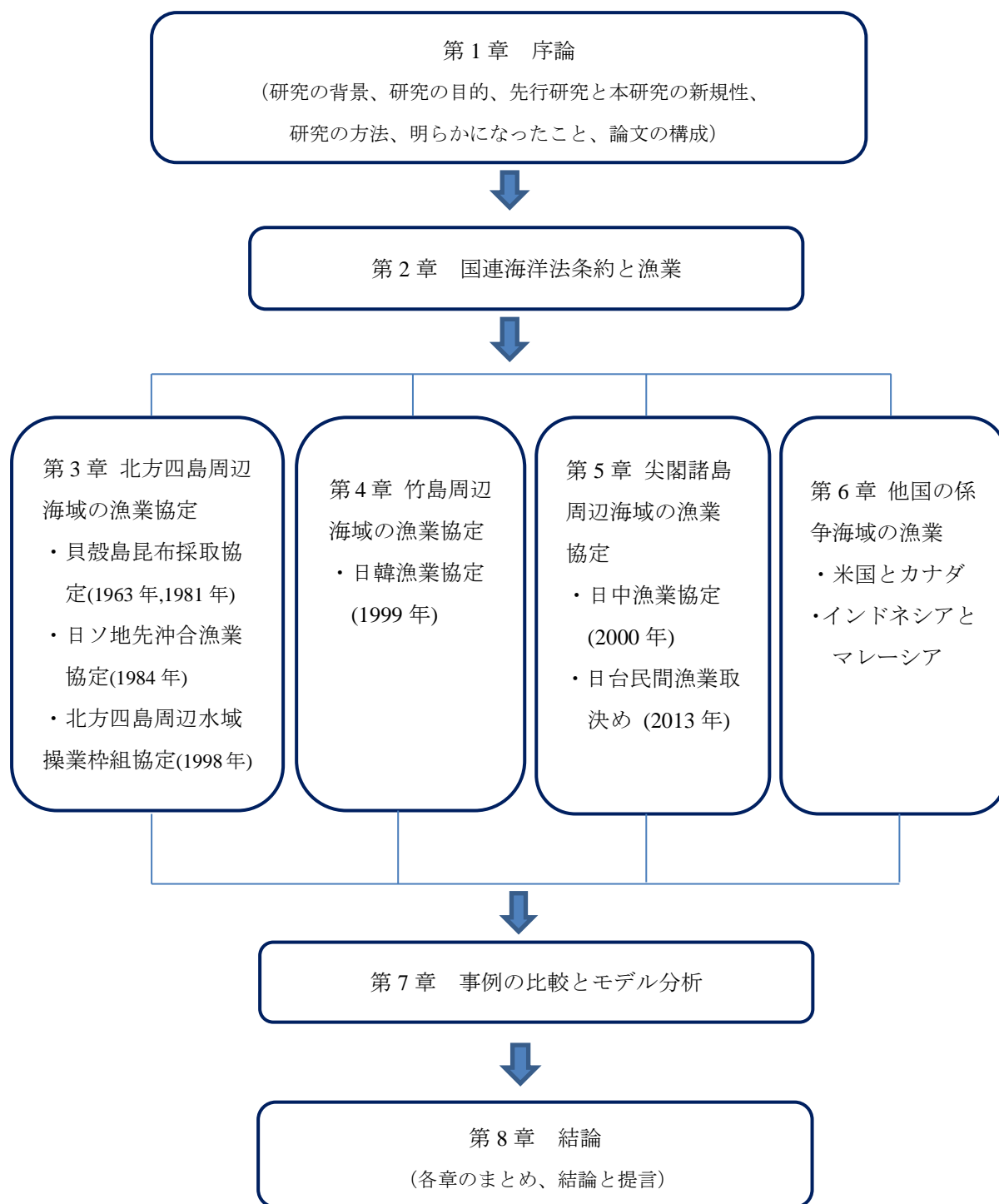


図 1.2 論文の構成

第2章 国連海洋法条約と漁業

第1節 国連海洋法条約

1.1 国連海洋法条約成立

海は誰のものなのか。誰もが自由に航海し、資源の恩恵を享受することができるのか。どこまで支配が及ぶのか。海洋秩序に関するこの議論は、古来より論じられてきた。その時々々の経済力、先進海洋技術を持つ国々と、それに対抗する新興国・開発途上国との利害の対立を通して、合意あるいは、妥協点を見つけ、徐々に国際慣習が形成されていった。

近世の海洋法秩序は、15世紀の大航海時代に始まり、海洋技術の発展と共に領有権が主張されるようになった。世界の海を2分していたスペイン・ポルトガル¹に対して、新興通商国家として台頭しつつあったイギリス・オランダが、「公海自由の原則」²を唱えた。海洋法秩序に関する論争は、海を領有可能な沿岸海（領海）³と領有の及ばない公海の2に分け、19世紀まで続いた。

第2次世界大戦後、技術開発に伴い、石油その他の鉱物資源の新しい供給地として海底に注目が集まった。連合軍として勝利した米国は、戦場となったヨーロッパ、アジアの状況とは異なり、世界を牽引する国として、発言力も大きくなっていった。1945年9月28日、海底資源に対して国家主権を主張するトルーマン大統領による米国の方針、「トルーマ

¹ 木下アン絹子「海洋資源開発を巡る展望と諸問題—国連海洋法条約に基づく大陸棚限界延長申請を巡る各国の動き—」『みずほレポート』pp.1-25, 2008, p.6, 「新大陸と東インド航路を発見し強大な海運国家として成長した両国の紛争を解決するために、教皇アリキサンドロス6世は1493年に大教書を出し、世界の海を2分割した。大西洋上の子午線を持って両国の境界とし、この線より西方への通商独占権をスペインに、東方への同様の権利をポルトガルに与えるとした。」

www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report08-1120.pdf, 参照 2012.10.20

² 木下, 前掲書, pp.6-7, 「オランダのグロティウスは、1609年に、オランダの東インド植民会社のために、東インドとの通商を排除しようとするポルトガルに対抗して「海洋自由論」(Mare Liberium)を刊行した。その論拠として、次のような要旨の主張をした。海はその自然の性質により流動的な要素から成り、限界を確定できず、特定の国または私人の占有・専用など法律行為の対象ともなりえないのであり、万人の共用に属する。」グロティウスは、自然法に基づく国際法の基礎を作ったことから「国際法の父」と称される。

³ 「国家が自国の主権のおよぶ範囲として排他的に支配できる海域が領海だが、こうした概念が生まれたのは18世紀半ば以降のことで比較的新しい。その出発点となったのはオランダのバインケルスフーク(Bynkershoek)とイタリアのアズニ(Azuni)が提案した、当時の大砲の着弾距離の範囲を領海とする「領海3海里」説だった。この提案は多くの国々に認められ、長い間、一種の国際的慣習として守られてきた。しかし、もともと国際会議で正式に決定されたわけではなく、拘束力は弱い。やがて4海里、6海里、12海里、さらには200海里を主張する国が次々に現れた。『海運雑学ゼミナール』082, 一般社団法人日本船主協会, www.jsanet.or.jp/seminar/index.html, 参照 2017.2.1 原文は、「バインケルスフーク」と表記されていましたが、誤植と思われるので、上記のように表記しました。

ン宣言⁴」が発表された。各国も同様な主権主張を行うようになり、1958年に開催された第1次海洋法会議において、海洋法四条約が採択された。「領海条約」「公海条約」「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」「大陸棚条約」である。「大陸棚条約」により、「開発可能性」が、大陸棚の縁辺画定の尺度として採用されたため、高い技術力を持つ沿岸国が、事実上、無制限に大陸棚の縁辺を拡張することが可能になった。⁵

1960年代、アジア・アフリカ諸国は次々と独立し、国際連合の加盟国となり、国連総会において3分の2の議決を有する一大勢力を形成するようになっていた。独立を果たし、経済発展を目指す国々は、自国内の天然資源に目を向けるようになった。1962年の国連総会にて「天然資源に対する恒久主権の権利」宣言⁶が採択された。これが資源ナショナリズムの始まりとも言える。更に、新興国・開発途上国は、自国領土内の天然資源だけでなく、いずれの国にも属さない海底資源にも目を向けるようになった。海洋先進国は、なおさらである。海底資源開発の見直しが必要になってきた。

1967年8月17日の国連総会にて、マルタ⁷国連代表アルビド・パルド（Arvid Pardo）による提案（「パルド提案」）が採択された。それは、「海底資源に対する国家主権を制限し、国際機関によって開発し、途上国の利益を考慮して、平和的に利用すべきである。」というものだった。マルタ国は、1964年にイギリスから独立したばかりの、地中海に浮かぶ小さな島国である。1960年代、国連の場で、新興国がいかに発言力を持ってきたかがわかる。

「パルド提案」を契機に、それまでの先進国中心の海洋秩序を全面的に見直す機運が高まり、1973年に第3次国連海洋法会議⁸が開催された。議論は続き、約10年の年月を要し、1982年4月30日「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」、UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）が採択された。このUNCLOSの発効要件は、「60番目の批准書又は加入書が寄託された日の後12箇月で効力を生ずる」（同条約第308条）である。しかし、同条約は、深海底資源の開発方式を巡る先進国と新興国・開発途上

⁴ 月刊「健論」2000年8月増刊号。国連海洋法の解説。米国大統領トルーマンによる海洋政策に関する2つの宣言。「大陸棚の地下および海床の天然資源に関する合衆国の政策、大統領宣言第2667号」「公海水域における沿岸漁業に関する合衆国の政策、大統領宣言第2668号」を契機として各国がこれに追随し、1958年の第一次国連海洋法会議では大陸棚に関する条約が締結された。

www.geocities.co.jp/wallstreet/7009/mag0008x.htm, 参照 2012.10.20

⁵ 木下, 前掲書, p.7

⁶ 木下, 前掲書, pp.6-8, 「天然資源に対する恒久主権の権利」宣言の概要。「①天然資源が保有国に属し、資源保有国の国民的発展と福祉のために用いられるべきこと。②資源開発に従事する外国資本の活動について、資源保有国が種々の条件・規制を課することができること。③資源開発において得られた利益は投資側と受入国側との協定に従って配分されなければならないこと、など。」

⁷ 地中海に浮かぶ島国であり、いわゆるミニ国家のひとつ。1964年、英連邦王国マルタ国としてイギリスから独立し、さらに1974年12月13日には、イギリス連邦内のマルタ共和国となった。首都はバレッタ。共和制国家。2004年5月1日に欧州連合（EU）に加盟した。

⁸ 1973年12月3日～1982年12月10日まで開催された。

国との対立が未解決のまま採択された。開発途上国寄りの開発方式に不満を持つ米国を初めとする先進諸国が、条約に不参加の姿勢を取り、交渉は難航した。⁹

1993年11月16日、南アメリカのガイアナ共和国が、60番目の批准書を国際連合事務総長に寄託したため、その12か月後の1994年11月16日に発効することとなった。条約の発効日が決定したことにより、先進国と新興国・開発途上国との間で争点となっていた深海底資源の開発方式の規定に関する交渉が加速し、¹⁰修正案の「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」（以下「実施協定」）¹¹が1994年7月28日に採択された。1994年11月16日UNCLOSは発効し、海洋に関する普遍的なルールとなった。各国の利害に翻弄され、同条約の作成から、採択、発効に至るまでには20年以上を要した。以下に「海の憲法」とも呼ばれるUNCLOS成立までの経緯をまとめる。

国連海洋法条約成立までの経緯

大航海時代

15世紀は、スペイン、ポルトガルが経済力、海軍力を持ち、世界の海を支配した。

16世紀は、イギリス、オランダが支配するようになった。世界各地に植民地が作られた。

18世紀

沿岸から着弾距離3海里¹²までの領海を認める反面、その外の公海では当時の海洋先進国による自由競争を容認するという「公海自由の原則」が主流となった。海洋上の問題解決には、伝統的な海洋法である「慣習法」¹³が用いられた。

⁹ 楠勝浩 「大陸棚調査を巡る動き<前篇>—大陸棚調査の歴史 その3—『水路第155号』, 日本水路協会, pp.2-10, 2010, p.3, 「国連海洋法条約 第11部 深海底において、「国家管轄権の権限の外にある地域」として「深海底」を定義し、そこにある資源を「人類の共同遺産(common heritage of mankind)」と規定し、深海底の探査・開発活動の組織化・実施・管理についての権限を条約に基づいて成立される国際海底機構に集中させていた。「深海底」の具体的開発については同機構の下部組織であるエンタープライズによる直接開発と同機構が承認した各締約国又はその事業者との提携による開発という「並行方式」を取るようになっていた。このような深海底開発についての国際管理制度は開発途上国の利益を強く反映したものであった。このため、すでに深海底開発に先行投資している国を含む多くの先進国側がこの制度を不満として批准しない状況にあった。」

¹⁰ 楠, 同上書, pp.3-4, 「もし、先進国と開発途上国の合意が得られなければ、先進国にとっては国際的ルールの下での深海底開発ができなくなり、開発途上国も深海底開発からの利益を得ることができなくなる。」両者にとって、歩み寄り、合意点を見つけることが重要であった。

¹¹ 木下, 前掲書, p.9, 「具体的には、開発途上国・新興国に対する技術の強制的移転義務やニッケルの陸上生産国の保護を目的とした深海底資源の生産量の制限などが修正された。」

¹² 1海里=約1.852km, 3海里=約5.6km。

¹³ 慣習法とは、一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などの慣習のうち、法としての効力を有するものをいう。不文法の一つである。判例法を慣習法に含める考え方もある。国際法においては、慣習国際法は条約と並ぶ重要な法源の一つであり、実際、長い間不文法として法規範性を有していた。

1945年 トルーマン宣言

「公海自由の原則」に対する初めての挑戦となる。その背景には、開発技術の進歩に伴い、領海の外側の海底から石油などの鉱物資源を採取することが可能になったことがある。以下の2点が主張された。

- ・ 海底資源に対する国家主権の拡張
- ・ 天然資源の保護と慎重な利用のために、米国政府は公海であっても米国の海岸に接続している大陸棚の海底下および海底の天然資源を管轄と管理の対象とみなす。

1958年 第1次国連海洋法会議

米国大統領によるトルーマン宣言を契機に各国が追従し、海洋法四条約が採択される。「領海条約」「公海条約」「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」「大陸棚条約」。「大陸棚条約」により、“開発可能性”が大陸棚の縁辺画定の尺度として採用される。¹⁴高い技術力を持つ沿岸国が、事実上、無制限に大陸棚の縁辺を拡張することが可能となる。

1960年 第2次国連海洋法会議

領海の幅の統一に失敗

1967年 国連総会におけるパルド提案

- ・ 国連総会においてマルタ国連代表パルドが、海底資源に対する国家主権の制限を目的として、深海底の国際制度の創設を提案した。
- ・ 科学の進歩に伴い、大陸棚の範囲を超えて深海に対して利権が拡張され、このまま放置すれば、世界の海は分割の危険がある。この分割を阻止し、海底資源が「人類の共同財産」であることを宣言し、海底資源を国際機関によって開発し、途上国の利益を考慮し、平和的に利用すべきである。¹⁵

1973年～82年 第3次国連海洋法会議

1958年の海洋法四条約を基に、国連海洋法条約を作成

1982年 国連海洋法条約 (UNCLOS) 採択 (4月30日)

1983年 日本署名 (2月7日)

1986年 インドネシア批准 (2月3日)

1993年 11月 16日 南米のガイアナ共和国が 60 番目の批准書を国連事務総長に寄託

¹⁴ 「大陸棚条約」では、大陸棚が「領海のすぐ外側で水深 200mまで、又はそれ以遠でも天然資源の開発ができるならそれまで」と定義された。

¹⁵ 木下, 前掲書, p.7

1994年7月28日 修正案「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」（以下「実施協定」）採択

1994年 国連海洋法条約発効（11月16日）

- ・基本理念:「海は全人類のものであり、国家は海洋に関して人類に対する義務を有する。」
- ・海洋に関する諸問題についての拠り所となる法典（世界の海の憲法）である。
- ・国際海底機構、大陸棚の限界に関する委員会、国際海洋法裁判所が設置された。

1996年

韓国批准（1月29日）中国批准（6月7日）マレーシア批准（10月14日）
日本批准（6月20日）94番目（7月20日発効¹⁶、祝日「海の日」を制定）

1997年 ロシア批准（3月12日）

2003年 カナダ批准（11月7日）

2016年9月30日現在 批准国及び機関は168。¹⁷

（2016年9月30日現在の国連加盟国数193か国）

日本の批准が、1996年と比較的遅かったのは、日本が、海洋先進国として、遠洋漁業を重視し、海洋開発技術の革新に取り組んでいたからである。海洋先進国にとって、自由に活動できる公海は、広い方がいい。しかし、世界の趨勢や日本の水産業の状況から、本条約を批准し、広い排他的経済水域、大陸棚を獲得した方が有利であると考え、批准したものと考えられる。米国は、署名はしたが、批准していない。¹⁸国内保守層の根強い反対のため、海底資源開発を独自に進めたいという思惑があるからだと推測される。

¹⁶ 国連海洋法条約 第17部 最終規定 第308条 効力発生

1. この条約は、60番目の批准書又は加入書が寄託された日の後12箇月で効力を生ずる。

2. 60番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、1の規定に従うことを条件として、その批准書又は加入書の寄託の日の後30日目の日に効力を生ずる。

¹⁷ Chronological lists of ratifications of, accessions and successions to the Convention and the related Agreements, Last updated: 23 June 2016, The United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982

www.un.org/.../chronological_lists_of_ratifications.ht..., 参照 2016.9.30

¹⁸ 楠, 前掲書, p.4, 「深海底開発に対して最も多くの先行投資を行ってきたアメリカにとっては、実施協定の内容をもってしても満足できないからである。」

1.2 国連海洋法条約の概要

国連海洋法条約は、全 17 部 320 条の本文及び 9 の附属書並びに第 11 部（深海底）の実施協定から成る。その内容は、1958 年の海洋法四条約に規定されていた領海、公海、大陸棚に、新たに排他的経済水域、深海底、紛争解決手段などを加え、多岐にわたる。たとえば、国際航行に使用されている海峡の新たな規定、深海底における活動を管理する「国際海底機構（ISBA : International Seabed Authority）」、大陸棚の範囲を審査する「大陸棚の限界に関する委員会（CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf）」及び海洋関連の紛争を解決する「国際海洋法裁判所（ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea）」のような新たな国際機関の設立を伴う規定を含んでいる。本条約は国際法の中でも圧倒的に長く、本文及び附属書、それに実施協定を合わせて約 500 の条文から成り立っている。ここに様々な国の利害対立を吸収する形で成立した UNCLOS ならではの事情が伺える。

1958 年の海洋法四条約と 1994 年の UNCLOS の違いは、表 2.1 のとおりである。海域がより細分化されたこと、大陸棚の限界や紛争解決手段が明確になったことが特徴的である。

表 2.1 海洋法四条約と国連海洋法条約の違い

	1958年海洋法四条約(注1)	1994年国連海洋法条約
海域区分	領海（注2）	領海（12海里）
	公海	接続水域（24海里）
		EEZ（200海里）
		公海
大陸棚の限界	水深200mまで、又は 開発可能な限度まで	基線から200海里までの海底など（注3） それ以遠の海底を「深海底」とする
紛争解決手段	規定なし（任意管轄）	強制管轄手段（注4）
		+
		国際海洋法裁判所の設置

（注 1） 1958 年にスイスのジュネーブで採択された四条約。

「領海及び接続水域に関する条約（領海条約）」「公海に関する条約（公海条約）」

「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」「大陸棚に関する条約（大陸棚条約）」

（注 2） 領海の幅は定められず、国により 3 海里、5 海里、12 海里などさまざまであった。

（注 3） 200 海里を超える場合は、一定の条件下で延長可能。

（注 4） 海洋の境界画定紛争などは宣言により除外することができる。

出典：外務省「国連海洋法条約と日本」¹⁹より作成

¹⁹ 外務省「国連海洋法条約と日本」www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/pdfs/jyouyaku_j.pdf, 参照 2012.11.30

次の図は、国連海洋法条約の概念図である。

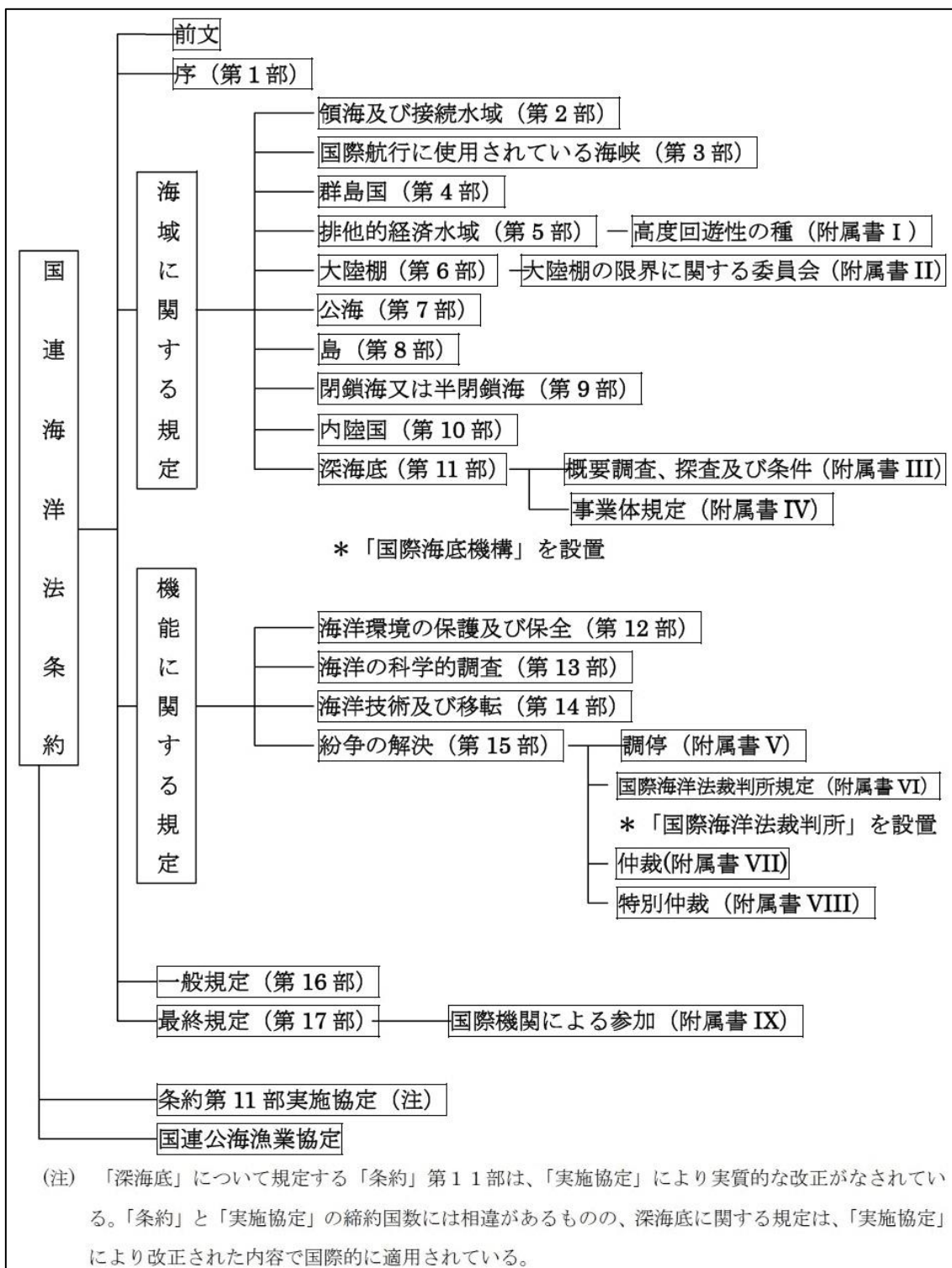


図 2.1 国連海洋法条約の概念図 出典：外務省²⁰

²⁰ 外務省「国連海洋法条約概念図」 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/pdfs/gainenzu_j.pdf, 参照 2012.11.30

国連海洋法条約の特色の1つは、海が細かく区分されたことである。

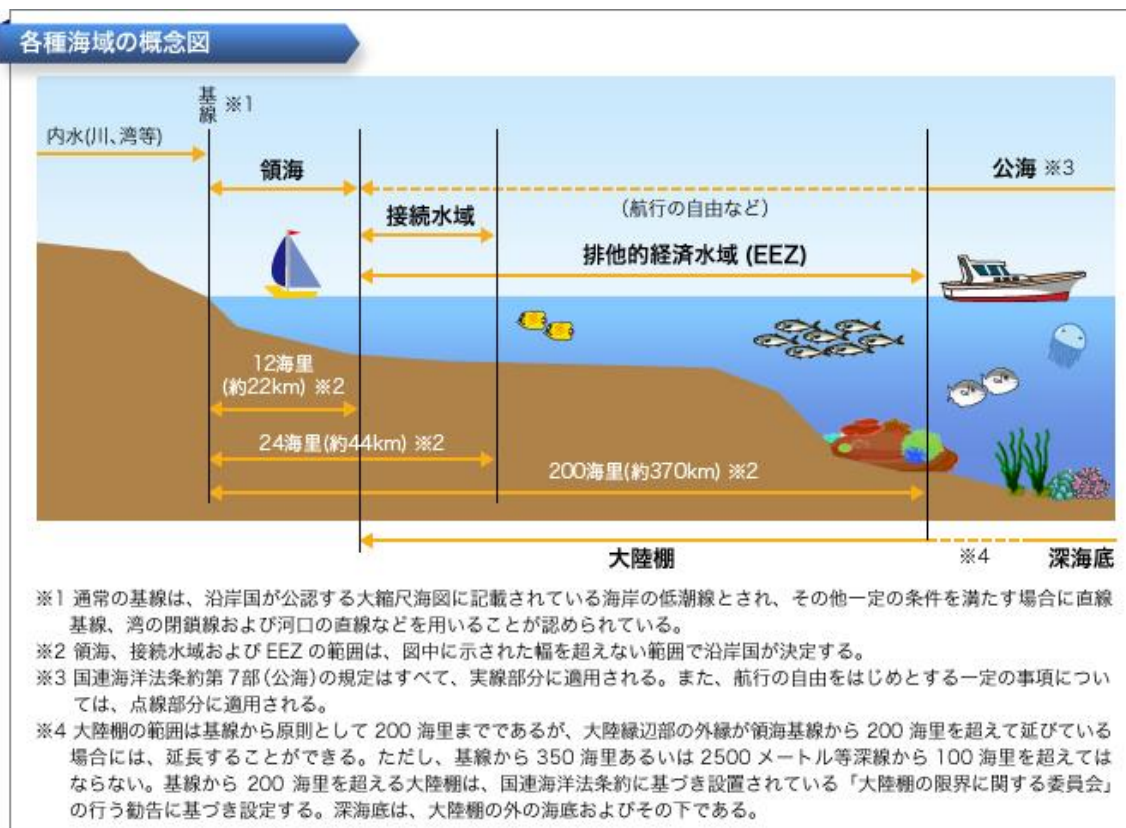


図 2.2 国連海洋法条約による各種海域の概念図

出典：外務省 わかる！国際情勢「法の秩序と国際海洋法裁判所」Vol.61²¹

以下に、それぞれの海域についての説明をする。() 内は、UNCLOS の該当条文である。

基線：領海・接続水域・EEZ・大陸棚の幅を測定する基準となる線。通常は、沿岸国が公認する大縮尺海図²²に記載されている海岸の低潮線²³。(第5条)他に、一定の条件を満たす場合に、直線基線²⁴、港の閉鎖線、河口の直線などが用いられる。

²¹ 外務省「法の秩序と国際海洋法裁判所」『わかる！国際情勢』Vol.61, 2010年7月23日
www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru, 参照 2012.11.30

²² 海の基本図には、「沿岸の海の基本図」(縮尺別に1/1万分、1/5万分の2種)と「大陸棚の海の基本図」(縮尺別に1/20万分、1/50万分、1/100万分の3種)がある。「海図の分類」日本水路協会
jha.or.jp/jp/jha/charts/type/index.html, 参照 2012.11.30

²³ 干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。総合海洋政策本部「海洋基本計画用語集」
www.weblio.jp/category/occupation/kykhk, 参照 2012.11.30

²⁴ 国連海洋法条約 第2部 領海及び接続水域 第2節 領海の限界 第7条 直線基線
1. 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。

領海：基線から海の方へ 12 海里（約 22 km）の幅を超えない範囲で沿岸国が決定する。（第 3 条）沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。（第 2 条）互いの沿岸（海を挟んで向かい合っている国）からの距離が 24 海里未満の場合には、領海についての境界画定を行う必要がある。（第 15 条）²⁵

接続水域：沿岸国の領海に接続する水域。（第 33 条）基線から 24 海里（約 44 km）を超えない範囲で沿岸国が決定する。（第 33 条）²⁶

排他的経済水域：（EEZ：exclusive economic zone）

領海に接続する水域。（第 55 条）基線から 200 海里（約 370 km）を超えない範囲の水域。（第 57 条）沿岸国は、その海底の上部水域、海底、その下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する。沿岸国は、海洋環境の保護及び保全の義務がある。（第 56 条）互いの沿岸からの距離が 400 海里未満の場合には、排他的経済水域についての境界画定を行う必要がある。（第 74 条）²⁷

大陸棚：領海に接続する水域で、基線から原則として 200 海里（約 370 km）までの水域。たとえ、沿岸国の領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁が 200 海里的距離まで伸びていない場合でも、200 海里まで認められる。（第 76 条）大陸縁辺部の外縁が、領海基線から 200 海里を超えて伸びている場合には延長することができる。ただし、基線から 350 海里（約 650 km）あるいは 2,500m 等深線²⁸から 100 海里（約 185 km）を超えてはならない。基線から 200 海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている大陸棚の限界に関する委員会の行う勧告に基づき設定する。（第 76 条）沿岸国は、その海域の海底、その下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない）の探査、開発に主権的権利を行使する。（第 77 条）互いの沿岸からの距離が 400 海里未満である場合には、大陸棚の境界画定を行う必

²⁵ 国連海洋法条約 第 2 部 領海及び接続水域 第 2 節 領海の限界 第 15 条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における領海の境界画定

この国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間の別段の合意がない限り、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。

²⁶ 国連海洋法条約 第 2 部 領海及び接続水域 第 4 節 接続水域 第 33 条 接続水域

1. 沿岸国は、自国の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、次のことに必要な規制を行うことができる。

(a) 自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。

(b) 自国の領土又は領海内で行われた (a) の法令の違反を処罰すること。

²⁷ 領海の境界画定のような等距離、「中間線」をとる場合と、状況判断、すなわち関連するあらゆる事情を考慮して当事者同士が話し合い、境界を確定する「衡平な原則」の場合がある。特に、各国の海洋権益に関わる排他的経済水域、大陸棚の境界画定においては、様々である。

²⁸ 2,500m の水深を結ぶ線。

要がある。(第 83 条)

公海：いずれの国の排他的経済水域、大陸棚も含まない海洋のすべての海域。(第 86 条)
沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に解放される。(第 87 条 公海の自由)

深海底：国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底（大陸棚の外の海底）およびその下である。(第 1 条) 深海底及びその資源は、人類の共同の財産である。(第 136 条) 国際海底機構が、締約国の深海底における活動を組織し管理する。(第 139 条)

表 2.2 沿岸国以外（外国）に認められる権利（領海・排他的経済水域・公海）

沿岸国以外（外国）に認められる権利	領海	EEZ	公海
無害通行権	○	○	○
航行の自由	×	○*	○
上空飛行の自由	×	○*	○
海底電線・パイプライン敷設の自由	×	○*	○
漁獲の自由	×	×	○
海洋の科学的調査の自由	×	×**	○
海洋構築物設置の自由	×	×	○

*：但し、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならない。

**：調査実施の 6 箇月前までに沿岸国に通報し、沿岸国の同意を得て実施することとされている。

出典：外務省「国連海洋法条約と日本」

EEZ は、UNCLOS で導入された新しい概念である。沿岸国は、200 海里までの EEZ を設定することが認められている。沿岸国は、EEZ 内での天然資源（生物資源・非生物資源）の探査、開発、保存及び管理の主権的権利を有するが、その海洋環境の保護及び保全の義務もある。沿岸国以外の国（外国、他国）は、沿岸国の EEZ 内で、沿岸国の権利、義務に考慮し、4 つの権利（無害通行権・航行の自由・上空飛行の自由・海底電線・パイプライン敷設の自由）が認められている。しかし、漁業や海洋の科学的調査、海洋構築物の設置は、禁止されている。

第3次国連海洋法会議で採択されたUNCLOSは、1994年11月16日に発効した。日本は、1983年2月7日に署名、1996年6月20日に批准、同年7月20日に発効した。本条約発効を前に、国内法が整備された。(1)領海及び接続水域に関する法律²⁹ (2)排他的経済水域及び大陸棚に関

²⁹ (昭和 52 年 5 月 2 日法律第 30 号) 最終改正：平成 8 年 6 月 14 日法律第 73 号
附則 (平成 8 年 6 月 14 日法律第 73 号) この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。law.e-gov.go.jp/htmldata/S52/S52HO030.html, 参照 2015.3.4

する法律³⁰ (3)海上保安庁法の一部を改正する法律³¹ (4)排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律³² (5)海洋生物資源の保存及び管理に関する法律³³ (6)水産資源保護法の一部を改正する法律³⁴ (7)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律³⁵ (8)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律³⁶である。³⁷これら8つの法律は、1996年（平成8年）6月14日に公布され、「海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する」とされた7月20日に効力を持った。

2016年9月30日現在、168の国及び機関が締結し、UNCLOSの普遍性は高まっている。

1.3 国連海洋法条約と漁業

海洋資源とは、生物資源、海水溶存物、海底鉱物、海洋エネルギー等の総称である。本論文では、生物資源の中の漁業資源について論を進める。漁業資源は、沿岸域での漁業活動が活発になるにつれて、枯渇し始めた。海洋先進国は、漁船の大型化、漁業技術の進歩により、領海の外側の公海に進出し、漁業を行うようになった。生物資源（漁業資源）保存を目的に多くの漁業条約が魚種別・地域別に締結された。国際捕鯨条約（1946年）、北西大西洋漁業条約（1949年）、全米熱帯マグロ条約（1949年）、北太平洋公海漁業条約（1952

³⁰（平成8年6月14日法律第74号）附則抄（施行期日）第1条 この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO074.html, 参照 2015.3.4

³¹（平成8年6月14日法律75号）海上保安庁法（昭和23年4月27日法律第28号）の一部を次のように改正する。附則 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。最終改正：平成24年9月5日法律第71号，law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO028.html, www.houko.com/00/01/H08/075.HTM, 参照 2015.3.4

³²（平成8年6月14日法律第76号）附則抄（施行期日）第1条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。最終改正：平成26年11月27日法律第119号，law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO076.html, 参照 2015.3.5

³³（平成8年6月14日法律第77号）附則（施行期日）第1条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。最終改正：平成19年6月6日法律第77号，law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO077.html, 参照 2015.3.5

³⁴（平成8年6月14日法律第78号）水産資源保護法（昭和26年12月17日法律第313号）の一部を次のように改正する。附則（平成8年6月14日法律第78号）この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。最終改正：平成26年6月13日法律第69号，law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO313.html, www.houko.com/00/01/H08/078.HTM, 参照 2015.3.5

³⁵（平成8年6月14日法律第79号）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）の一部を次のように改正する。附則（平成8年6月14日法律第79号）（施行期日）第1条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第42条の43の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。最終改正：平成26年6月18日法律第73号，law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO136.html, www.houko.com/00/01/H08/079.HTM, 参照 2015.3.5

³⁶（平成8年6月14日法律第80号）（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）第1条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）の一部を次のように改正する。（施行期日）第1条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。www.houko.com/00/01/H08/080.HTM, 参照 2015.3.5

³⁷金澤裕勝「低潮線保全法の概要について」『第71回海洋フォーラム講演要旨』平成22年6月25日海洋政策研究財団, pp.1-2, www.sof.or.jp/forum/pdf/71_02.pdf, 参照 2015.3.4

年)、北西太平洋公海漁業条約 (1956 年)、北太平洋オットセイ保存暫定協定 (1957 年)、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約 (1958 年)、南大西洋マグロ保存国際条約 (1966 年)、東大西洋生物資源保存条約 (1969 年) などの多数国間条約や二国間条約が結ばれた。

1950 年代、海は、領海と公海の 2 つに区分されていた。当時は、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約 (1958 年) の「沿岸国は、その領域に隣接する公海の生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。(第 6 条)」 「沿岸国が漁業資源の適正な持続的生産を可能にするために、自国の領海に隣接する公海のいずれかの水域において、保存措置を一方的にとることができる。(第 7 条)」 という考えが支持されていた。また、第 3 次国連海洋法条約会議³⁸で、多くの国から、沿岸から 200 海里以内に存在する資源の管轄権に関する提案がなされ、1974 年の第 2 会期においては、EEZ の概念が、会議参加国間ではほぼ合意されていた。それが、米³⁹ソによる 1977 年の 200 海里漁業水域 (漁業専管水域) の一方的な設定へとつながっていった。日本も相互主義の原則の下に 1977 年「漁業水域に関する暫定措置法」⁴⁰を制定し、200 海里漁業水域を設定した。1994 年発効の UNCLOS によって、EEZ が正式に認められ、今までの漁業水域という暫定的な概念は、EEZ に吸収されることとなった。

1.3.1 漁業に関する条文

国連海洋法条約の中で、漁業に係る条文は、(1) 第 2 部 領海及び接続水域、(2) 第 5 部 排他的経済水域、(3) 第 7 部 公海である。

日本は、1996 年 UNCLOS を批准し、政令に従って、日本の領海、接続水域、EEZ、大陸棚を設定した。基線 (領海・接続水域・EEZ・大陸棚の幅を測定する基準となる線。通常は、沿岸国の海岸の低潮線。) から 12 海里 (約 22 km) の領海、24 海里 (約 44 km) の接続水域、200 海里 (約 370 km) の EEZ、200 海里の大陸棚⁴¹である。日本は、本条約第 16

³⁸ 国連海洋法会議第 1 次 (1958.2.24-4.27) 第 2 次 (1960.3.17-4.26) 第 3 次 (1973.12.3-1982.12.10)

³⁹ 米国は、1976 年「漁業保存管理法」(The Fishery Conservation and Management Act) を制定し、漁業専管水域 (EFZ : exclusive fishery zone) を設定した。1977 年実施。漁業水域の一方的な拡大が、各国によって次々に行われた。波多野里望・小川芳彦編 (1998) 「国際法講義 新版増補」有斐閣大学双書, pp.184-185

⁴⁰ 昭和 52 年 5 月 20 日法律第 31 号

⁴¹ 国連海洋法条約 第 6 部 大陸棚 第 76 条 大陸棚の定義

1. 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下においてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下において当該基線から 200 海里の距離までのものをいう。

条⁴²、第 75 条⁴³、第 84 条⁴⁴の「海図及び地理学的経緯度の表」に従い、日本の各海域を表示した海図を作成、当該海図を国連事務総長に寄託し、公表した。

以下に、漁業に関する条文を検討する。

(1) 第 2 部 領海及び接続水域（第 2 条～第 33 条）

「沿岸国は、基線から測定して 12 海里（約 22 km）を超えない範囲でその領海の幅を定めることができる。（第 3 条）」「沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。（第 2 条）」「沿岸国は自国の領海に接続する水域で、基線から 24 海里（約 44 km）を超えない範囲で接続水域を設定できる。（第 33 条）」

この海域は、主に、日帰りで漁をする沿岸漁業（養殖漁業、定置網漁業、一般漁船漁業）が該当する。

(2) 第 5 部 排他的経済水域（EEZ）（第 55 条～第 75 条）

「沿岸国は、基線から 200 海里（約 370 km）の範囲で排他的経済水域を設定することができる。（第 57 条）」「沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。(a)海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利。（第 56 条 1）」

生物資源の保存に関して、「沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可

⁴² 国連海洋法条約 第 2 部 領海及び接続水域 第 16 条 海図及び地理学的経緯度の表

1. 第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定に従って決定される領海の幅を測定するための基線又はこれに基づく限界線並びに第 12 条及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。これに代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2. 沿岸国は、1 の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に寄託する。

⁴³ 国連海洋法条約 第 5 部 排他的経済水域 第 75 条 海図及び地理学的経緯度の表

1. 排他的経済水域の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2. 沿岸国は、1 の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に寄託する。

⁴⁴ 国連海洋法条約 第 6 部 大陸棚 第 84 条 海図及び地理学的経緯度の表

1. 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2. 沿岸国は、1 の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

エネルギーを決定する。(第 61 条 1)」「沿岸国は、自国が入手することのできる最良の科学的証拠を考慮して排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する。(第 61 条 2)」と規定されている。

生物資源の利用に関しては、「沿岸国は、排他的経済水域における生物資源の最適利用の目的を促進する。(第 62 条 1)」「沿岸国は、排他的経済水域における生物資源についての自国の漁獲能力を決定する。沿岸国は、自国が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、協定その他の取極により、特別の考慮を払って漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認める。(第 62 条 2)」これは、開発途上国や漁業資源が多い国などが該当する。EEZ で漁獲を行う他国の国民に対して、次のことを求めている。「沿岸国の法令に定める保存措置及び他の条件を遵守する。たとえば、漁業者・漁船及び設備に関する許可証の発給(手数料その他の形態の報酬の支払)、漁獲可能な種及び漁獲割当ての決定、漁期及び漁場、漁具の種類や大きさ及び数量等の条件である。(第 62 条 4)」

漁業資源の特性、魚種により次のことが明記されている。

EEZ 内外に分布するストラドリング魚類資源(タラ・カレイ等)に関して、「同一の資源又は関連する種の資源が排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する場合には、沿岸国及び接続する水域において当該資源を漁獲する国は、その水域での資源の保存に努めなければならない。(第 63 条 2)」

高度回遊性の種(カツオ・マグロ等)⁴⁵に関して、「沿岸国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体においてその種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する。(第 64 条 1)」

海産哺乳動物(オットセイなど海獣類とクジラやイルカなど鯨類)⁴⁶に関して、「沿岸国又は国際機関は海産哺乳動物の開発を厳しく禁止し、制限できる。いずれの国も、海産哺乳動物の保存のために協力するものとし、特に、鯨類については、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動する。(第 65 条)」

遡河性資源(サケ・マス等)⁴⁷に関して、「遡河性資源の発生する河川の所在する国(母川国)は、当該遡河性資源について第一義的利益及び責任を有する。(第 66 条 1)」「遡河性資源の母川国は、自国の排他的経済水域の外側の限界より陸地側のすべての水域における漁獲及び適当な規制措置を定めることによって遡河性資源の保存をする。母川国は、当該遡河性資源を漁獲する他の国と協議の後、自国の河川に発生する資源の総漁獲可能量を

⁴⁵ 高度回遊性の種とは、排他的経済水域の内外を問わず広く回遊する魚類。カツオ、マグロ、カジキなど。

⁴⁶ 海産哺乳動物とは、トドやオットセイなどの海獣類とクジラやイルカなどの鯨類のことで、海に暮らす哺乳類の総称。

⁴⁷ 遡河性資源とは、海で成長し、産卵期あるいはそれに先立って、河川に入ってくる魚類。サケ・マスは産卵期に、アユは幼時に河川を遡上する。

定めることができる。(第 66 条 2)」「溯河性資源の漁獲は、排他的経済水域の外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる。ただし、これにより母川国以外の国に経済的混乱がもたらされる場合は、この限りでない。排他的経済水域の外側の限界を越える水域における溯河性資源の漁獲に関しては、関係国間で協議を行う。(第 66 条 3)」

降河性の種(ウナギ等)⁴⁸に関して、「降河性の種がその生活史の大部分を過ごす水域の所在する沿岸国は、当該降河性の種の管理について責任を有し、及び回遊する魚が出入りすることができるようにする。(第 67 条 1)」「降河性の種の漁獲は排他的経済水域の外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる。(第 67 条 2)」

この海域は、沖合漁業や他国 EEZ で操業する遠洋漁業が該当する。他国 EEZ での操業には、その沿岸国の許可が必要である。政府間漁業協定、あるいは民間漁業協定を締結し、操業条件などを決めなければならない。操業に関しては、沿岸国の法令に従わなければならない(沿岸国主義)。しかし、EEZ の境界が未画定の場合、当該国家間の協議により重複する水域を「暫定措置水域(共同利用水域)」とし、沿岸国の法令には従わない旗国主義がとられる場合がある。日中漁業協定の東シナ海での操業などがその例である。

公益財団法人海外漁業協力財団の公開資料「平成 27 年度事業報告書」⁴⁹によると、平成 28(2016)年 4 月現在、日本漁船が他国 EEZ で操業するために締結している 2 国間漁業協定は、政府間協定(12 か国 14 件)、民間協定(21 か国 21 件)の合計 32 か国 35 件⁵⁰である。2 国間漁業協定の多くは、南太平洋島嶼国やアフリカ諸国沖合でのカツオ・マグロ漁業に関するものである。日本近海では、ロシア、韓国、中国、台湾⁵¹と漁業協定を締結している。日本 EEZ では、各協定に基づきロシア、韓国、中国、台湾の漁船が操業している。

(3) 第 7 部 公海(第 86 条～第 120 条)

排他的経済水域(200 海里)の外側の水域である公海での漁業に関する条文は、「第 7 部 公海第 1 節 総則」と「第 7 部 公海第 2 節 公海における生物資源の保存及び管理」にある。「公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に解放される。公海の自由には、航行、上空飛行、海底電線及び海底パイプラインの敷設、人工島その他の施設の建設、漁獲、科学的調査の自由がある。(第 87 条 1)」「第 87 条 1 に規定する自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の国の利益及び深海底における活動に関するこの

⁴⁸ 降河性の種とは、川で成長し、産卵のため海に下る魚類。ウナギやカジカなど。

⁴⁹ 公益財団法人海外漁業協力財団 公開資料「平成 27 年度事業報告書」www.ofcf.or.jp/org/regulation.html, 参照 2016.7.18

⁵⁰ 政府間協定とは、政府対政府、民間協定とは、政府対民間である。この数字に、民間対民間の民間協定は含まれていない。日本は、ロシアと政府間協定 3 つ、民間協定 1 つを締結している。他は、1 か国 1 つの漁業協定である。

⁵¹ 台湾との漁業協定は、民間団体間の取決めであるため、民間協定の数には含まれていない。

条約に基づく権利に妥当な考慮を払って行使されなければならない。(第 87 条 2)」

航行の権利 (第 90 条)、船舶の国籍 (第 91 条)、船舶の地位 (第 92 条)、旗国の義務 (第 94 条) が明記されている。「いずれの国も、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、自国を旗国とする船舶を公海において航行させる権利を有する。(第 90 条)」 「いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならない。(第 91 条 1)」 「船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除くほか、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。(第 92 条 1)」 船舶は、1 国のみの旗を掲げて航行し、その旗国の法令に従う (旗国主義)。「いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。(第 94 条 1)」 「いずれの国も、自国を旗国とする船舶について、船舶の構造、設備及び堪航性、乗組員の配乗並びに乗組員の労働条件及び訓練、信号の使用、通信の維持及び衝突の予防に関し、海上における安全を確保するために必要な措置をとる。(第 94 条 3)」

「すべての国の国民は、公海において規定に従って漁獲を行う権利を有する。(第 116 条)」 「いずれの国も、公海における生物資源の保存及び管理について相互に協力する。(第 118 条)」 「いずれの国も、公海における生物資源の漁獲可能量を決定し及び保存措置をとる。(第 119 条 1)」 「関係国は、保存措置及びその実施がいずれの国の漁業者に対しても法律上又は事実上の差別をしてはならない。(第 119 条 3)」 第 120 条には、公海における海産哺乳動物の保存及び管理について明記されている。

他に、衝突その他の航行上の事故に関する刑事裁判権 (第 97 条)、援助を与える義務 (第 98 条)、臨検の権利 (第 110 条)、追跡権 (第 111 条) などがある。

「沿岸国の基線から 200 海里 (約 370 km) の距離までの水域が大陸棚である。(第 76 条)」 排他的経済水域と同じである。但し、「大陸縁辺部の外縁が領海基線から 200 海里を超えて伸びている場合には、最大で 350 海里 (約 648 km) あるいは 2,500m 等深線 (2,500m の水深を結ぶ線) から 100 海里 (約 185 km) の範囲内で、大陸棚を延長できる。(第 76 条 5)」

⁵²この延長された大陸棚は、上部水域⁵³に関しては、公海と同じ扱いなので、多国間漁業協

⁵² 基線から 200 海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会 (以下、大陸棚限界委員会)」の行う勧告に基づき設定する。(第 76 条 8)

⁵³ 国連海洋法条約 第 6 部 大陸棚 第 78 条 上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

定（条約）によって、制限されていない限り、すべての国は自由に漁業活動ができる。公海での操業は、遠洋漁業に該当する。

UNCLOS は、公海における生物資源の保存・管理に言及していたが、不十分であった。資源の減少が著しい魚類資源として、タラ、カレイなどの EEZ 内外に生息するストラドリング魚種やマグロ、カツオなどの高度回遊性魚種について、有効な保存管理措置が求められた。⁵⁴

両魚種の長期的保存および合理的利用を図るために、1995 年 8 月 4 日ニューヨークにおいて「国連公海漁業協定」が採択された。正式名称は、「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」である。2001 年 12 月 11 日に発効した。日本は、1996 年 11 月 19 日ニューヨークにて署名し、2006 年 9 月 6 日に発効した。⁵⁵「沿岸漁業国と遠洋漁業国は、直接に又は地域漁業管理機関等を通じて協力する。（第 7 条）」⁵⁶「公海における規制は原則的に旗国（船舶の本国）によって行われるが、違法操業の疑いがある場合は、条件付きで他の締約国も乗船検査（臨検）を行うことができる。（第 21 条）」⁵⁷

地域漁業管理機関とは、海洋を広範囲に移動する回遊性魚類を保護管理するために、各海域に設立された機関である。日本が現在加盟している地域漁業管理機関は、みなまぐろ保存委員会（CCSBT, 1994 年加盟）、ベーリング公海漁業条約（CCBSP, 1995 年加盟）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC, 2005 年加盟）、北太平洋漁業委員会（NPFC, 2015 年加盟）などである。⁵⁸

-
1. 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。
 2. 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。
- 国連海洋法条約 第 6 部 大陸棚 第 77 条 大陸棚に対する沿岸国の権利
- 1 沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。
 4. この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族にする生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

⁵⁴ 日本大百科全書の解説、国連公海漁業協定[宮崎繁樹]より。『高林秀雄著『国連海洋法条約の成果と課題』（1996・東信堂）。坂元茂樹「国連公海漁業実施協定の意義と課題」（『海洋法条約体制の進展と国内措置』第 1 号所収・1997・日本海洋協会）』参照。

⁵⁵ Agreement Relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks. 日本は、1996 年 11 月 19 日署名、2006 年 6 月 1 日国会承認、同年 8 月 7 日批准書寄託、同年 8 月 9 日公布及び告示（条約第 10 号及び外務省告示第 476 号）、同年 9 月 6 日効力が発生した。本協定は、50 の条文と 2 つの附属書から成る。外務省 www.mofa.go.jp、参照 2016.6.30

⁵⁶ 国連公海漁業協定 第 7 条 保存管理措置の一貫性

⁵⁷ 国連公海漁業協定 第 21 条 取締りのための小地域的又は地域的な協力

⁵⁸ 他に、日本が加盟している地域漁業管理機関は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT, 1969 年加盟）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC, 1970 年加盟）、北西大西洋漁業機関（NAFO, 1980 年加盟）、南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR, 1982 年加盟）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC, 1996 年加盟）、地中海漁業一般委員会（GFCM, 1997 年加盟）である。

EEZ では、沿岸国の責任において、公海では、地域漁業管理機関を中心に、すべての国の責任において、生物資源の保護管理に努めなければならない。

第2節 漁業の種類

漁業を行う海は、農地とは異なり、私的所有の対象ではない。そのため国や都道府県が、漁業者や漁業条件、漁業種類を決めている。誰もが自由に操業できるならば、漁業者が、競争して漁獲を行い、漁業資源を枯渇させ、あるいは漁船同士が海上で紛争状態に陥ってしまうからである。現在、日本は、操業海域により、大きく沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の3つに分けている。⁵⁹

2.1 沿岸漁業

沿岸漁業とは、陸地から3 km内外の沿岸の狭い海域での操業で、「漁業権」が設定され、その権利を持っている者だけが、対象となる漁業を営むことができる。漁業権漁場が、陸地からどのくらいの距離まであるかは地域によって異なる。日帰り操業が可能な範囲で、日本の漁業者の8割以上が該当し、その約9割が個人経営である。漁業権漁場では、養殖業、定置網漁業⁶⁰、一般漁船漁業の3種類の漁業が行われている。それぞれ区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権の水域が設定されていて、その漁場でのみ操業できる。⁶¹養殖業と定置網漁業は、施設を海中に固定するので操業できる権利を持っている漁業者だけが、その漁場に入ることができる。一般漁船漁業者は、区画漁業権、定置漁業権の設定されていない海域で、漁船で移動しながら、入会^{いりあい}で操業する。乗員1~2名の小型の船や、数名程度の5トン以下の船がほとんどで、魚の種類も、中層を泳ぐアジ、サバ、タイ、海底にいるヒラメ、カレイ、アンコウ、またイカ、エビ、タコや貝類など、地域によってさまざまである。⁶²漁法も地域によって異なる。

2.2 沖合漁業と遠洋漁業

沖合漁業とは、EEZ内の沖合水域で、20~150t位の比較的大型の漁船を使用し営まれる漁業である。日本近海の2~3日で帰れる範囲の漁場で、主に中小資本の企業によって営ま

⁵⁹ 加瀬和俊「漁業「特区」の何が問題か 漁業権「解放」は沿岸漁業をどう変えるか」漁協ブックレット1, 漁協経営センター, 2013, pp.8-9. 海以外での漁業には、湖や河川で営まれる内水面漁業がある。

⁶⁰ 定置網漁は、海中の一定場所に網を設置し、回遊する魚群を誘い込むことで漁獲する漁法。海水面から水深数十m~数百m程の海底から離れたところを泳いで移動する魚(イワシ、アジ、タイ、ブリ、イカなど)を獲る。一般的に「浮魚」と呼ばれる。

⁶¹ 加瀬, 前掲書, pp.9-10

⁶² 漁師.jp 全国漁業就業者確保育成センター, www.ryoushi.jp, 参照 2015.10.30

れている。沖合底びき網漁業、まき網漁業、イカ釣り漁業、サバ釣り漁業、サンマ棒受網漁業、小規模なカツオ・マグロ漁業などがある、日本の漁業の中で、沖合漁業の漁獲量の占める割合は高く、約4割を占めている。⁶³

遠洋漁業とは、自国 EEZ 以遠の公海や他国 EEZ 内で、150～500t 位の大型船で操業する規模の大きな漁業である。大資本の企業によって行われている。赤道直下の南太平洋やインド洋、南アフリカ沖などで、遠洋底びき網漁業、海外まき網漁業、遠洋マグロ延縄漁業、遠洋イカ釣り漁業などがある。採算がとれる魚ということで、刺身需要の多いマグロとカツオが中心である。⁶⁴戦後、日本漁業の中心的な担い手として発展してきたが、1977年200海里漁業専管水域の設定により、日本漁船の操業海域が制限され、漁獲量は激減した。

2.3 漁業許可

漁業法⁶⁵に基づいて、漁業が許可されるが、沿岸漁業と沖合漁業、遠洋漁業では異なる。沿岸漁業に従事している漁業者は多く、特に、養殖業と一般漁船漁業の従事者が多い。そのため、都道府県知事は、各漁業協同組合（以下、漁協）に対して漁業に関する諸事項を決める権利を与え、漁協が、その組合員に操業の許可を与えている。その際、不公平が生じないように、地域の漁場の状況や操業希望者の個々の事情など総合的に判断して許可を与えている。養殖業者には、区画漁業権、一般漁船漁業者には、共同漁業権の免許を交付している。一方、定置網漁業の従事者は、その数が少数であり、申請者も限られていることから、知事が申請者の中から漁業法に定められている優先順位に従って免許対象者を決めている。⁶⁶優先順位は、地元漁協、その他の者（漁業集団、個人、企業など）と続く。

他に、入漁権を得て、操業する場合もある。入漁権とは、他人が持っている区画漁業権又は共同漁業権の漁場で、その漁業の全部又は一部を営む権利である。その場合は、入漁先の漁業権の免許を受けた漁協と入漁しようとする漁協との間で入漁権設定の契約を結ぶことにより操業できる。⁶⁷

沖合漁業や遠洋漁業を行う漁業経営体は、農林水産大臣や都道府県知事から操業許可をもらって操業する。他国 EEZ で操業する場合には、当該国との漁業協定が必要である。漁

⁶³ JF 全漁連ホームページ「教えてお魚 1.日本の漁業 漁業には種類がある」
www.zengyoren.or.jp/kids/oshiete, 参照 2015.10.30

⁶⁴ JF 全漁連, 同上

⁶⁵ 漁業法（昭和24年12月15日法律267号）とは、日本における漁業制度の基本となる法律である。2005年に改正された（平成17年7月26日法律第87号）。沿岸漁業での漁業権や沖合漁業・遠洋漁業の許可制度などを規定している。

⁶⁶ 加瀬, 前掲書, pp.12-13

⁶⁷ 白山義彦, 桜井泰憲, 古谷研, 中原裕幸, 松田裕之, 加々美康彦「海洋保全生態学」講談社, 2012, p.158

業資源保護や政府間取決めのために統一的な制限措置をとる必要があり、漁業種類ごとに漁船や漁獲量の総数、操業期間などを決定し、農林水産大臣が、申請者に操業許可を与える（大臣許可漁業・指定漁業）。サケ・マス漁業、カツオ一本釣り漁業、マグロ延縄漁業などがある。漁場が、都道府県沖合に限定される場合には、その海域に該当する都道府県知事が操業許可を与える（知事許可漁業）。

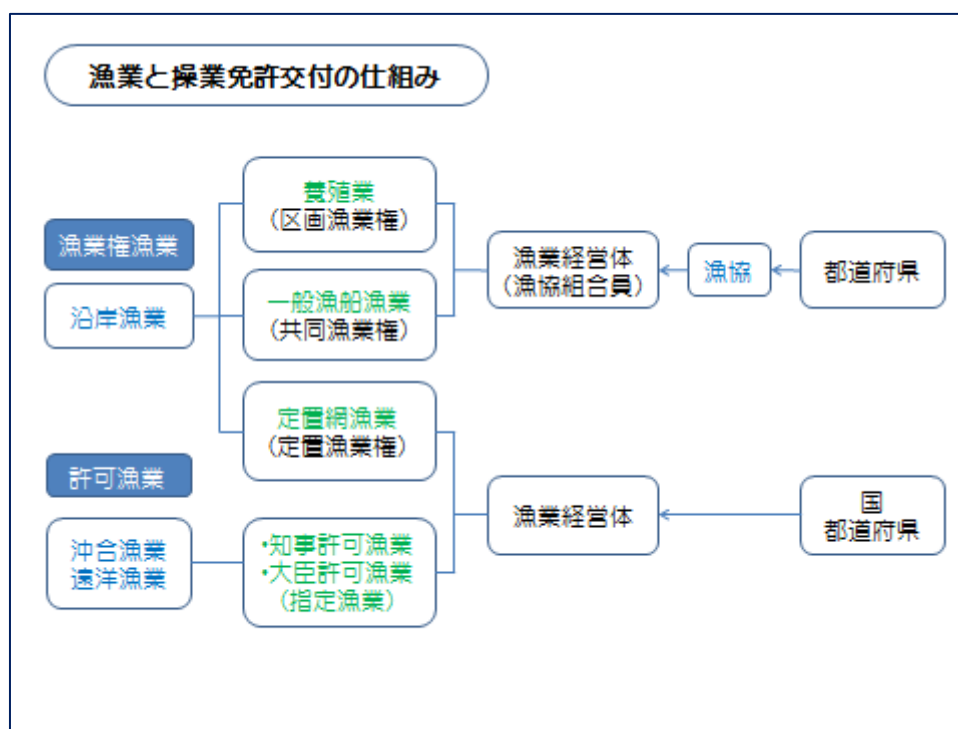


図 2.3 漁業と操業免許交付の仕組み
出典：加瀬和俊⁶⁸, p.10 を参考に作成

小括

第 2 章では、国連海洋法条約（UNCLOS）と漁業との関係を述べた。第 1 節では、UNCLOS の成立経緯と概要、漁業に関する条文を検討した。UNCLOS（1994 年発効）は、領海と公海に 2 分されていた海域を、領海、接続水域、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚、公海、深海底と細かく区分した。特に 200 海里 EEZ の設定は、生物資源の利用と保存に関して、沿岸国の権利と義務を明確にした。他国 EEZ で操業する、あるいは自国 EEZ で他国漁船が操業するのを認める場合には、当該国と漁業協定を締結する必要がある。公海は、自由に操業できるが、生物資源の保護管理は、地域漁業管理機関を中心に、すべ

⁶⁸ 加瀬, 前掲書, p10

ての国の責任において、進められることとなった。2016年9月30日現在、168の国と機関が締結しており、UNCLOSの普遍性は高まっている。

第2節では、日本の漁業の種類を検討した。操業海域により、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の3つに分けられる。沖合漁業や遠洋漁業を行う漁業経営体は、農林水産大臣や都道府県知事から操業許可を得て操業する。特に、他国EEZで操業する場合には、相手国からの操業許可が必要である。自国EEZで他国漁船の操業を認める場合には、水産庁が、資源状況に配慮し、当該国との協議を通して、漁業種類ごとに隻数や漁獲量、操業期間などを決定し、農林水産大臣が当該国漁業者に操業許可を与える。

第3章 北方四島周辺海域の漁業協定

第1節 北方四島周辺海域

1.1 オホーツク海



図 3.1 オホーツク海の流氷

出典：北海道立オホーツク流氷科学センター¹

オホーツク海は、サハリン（樺太）、千島列島（クリル列島）、カムチャツカ半島などに囲まれた海で、北海道の北東に位置する。太平洋の縁海であり、千島列島、カムチャツカ半島によって太平洋と、サハリン、北海道によって日本海と隔てられている。オホーツク海は、毎年11月から翌5月にかけて、流氷に覆われる。そのオホーツク海からの流氷が北海道に海の恵みをもたらす。冬、シベリアより -40 度の寒気がオホーツク海に流れ込む。アムール川から流れてくる水は、海の塩分濃度を薄くし、それによって凝固点が高くなり、海水が氷結する。海水は、およそ -1.8°C で凍る。²流氷の底面や内部には、海水中の塩と魚のえさとなる植物プランクトンが含まれている。氷の厚さは、 $40\text{ cm} \sim 1\text{ m}$ になり、毎年1月頃から春にかけて、風や海流に乗って北海道沿岸海域に流れてくる。植物プランクトンを餌とするオキアミなどの動物プランクトンが増え、更に魚が集まるという食物連鎖が起こる。また、北方四島を含む千島列島の南側から東北・関東地方にかけての北西太平洋

¹ 北海道立オホーツク流氷科学センター「流氷情報」 www.giza-ryuhyo.com, 参照 2015.3.15

² 北海道立オホーツク流氷科学センター, 同上, 参照 2015.4.1.

海域は、世界3大漁場の1つと言われている。つまり、北方四島周辺海域は、豊かな漁場なのである。

1.2 北方四島

北方四島とは、日本の北東端に位置するはぼまいぐんとう歯舞群島、しこたんとう色丹島、くなしりとう国後島、えとろふとう択捉島の4つの島で、北方領土とも言われる。歯舞群島は、北海道根室半島の納沙布岬の沖合約3.7 kmから北東方に点在するとうしょ島嶼から成る。色丹島は、歯舞群島の北東方約22 kmに位置している。国後島は、根室半島と知床半島との中間、北海道本島の沖合約16 kmの地点から北東方に位置する全長約122 kmの島である。択捉島は、国後島の北東方約22.5 kmに位置する全長約204 kmの島である。



図 3.2 北方四島

出典：外務省「日本の領土をめぐる情勢－北方領土」平成28年5月17日

www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo

第二次世界大戦後、ソ連が占領し、1947年から1949年にかけて、北方四島に住んでいた3,124世帯17,291人の日本人島民の強制退去を行なった。³ 2016年現在、北方四島は、南クリル諸島⁴として、ロシアがその管轄権を持ち、約17,000人のロシア人達が住んでい

³ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」www.hoppou.go.jp, 参照2015.4.5.

⁴ 在日ロシア連邦大使館「露日関係の発展」在日ロシア大使館公式ウェブサイト www.russia-emb.jp/japanese 参照2016.5.28

る。⁵ 北方四島周辺海域の領海も排他的経済水域もロシアが管轄している。

北方四島は、北海道根室振興局に属する。一方、ロシアでは、北方四島を含む千島列島（クリル列島）は、サハリン（樺太）と共にロシア連邦サハリン州に属する。サハリン州の州都ユジノサハリンスクには、日本総領事館が置かれている。クリル列島（千島列島）の地理的区画は、大クリル列島（択捉島、国後島他）と小クリル列島（歯舞群島、色丹島）で、総数 56 島から成り、このうち住民が住んでいるのは 4 島だけである。択捉島、国後島、色丹島、幌筈島^{ぼらむしるとう}である。クリル列島（千島列島）の行政区画は、サハリン州北クリル管区、サハリン州クリル管区（択捉島）、サハリン州南クリル管区（歯舞群島、色丹島、国後島）である。北方四島は、自然豊かで、ヒグマ、キタキツネ、アザラシ、ラッコなどの動物やエトピリカ、シマフクロウ、オジロワシなどの珍しい鳥も多くみられる。周辺海域は、好漁場でタラ、カレイ、カニなどが多く獲れ、河川は、サケ・マスの産卵地となっている。北方四島の主な産業は、水産加工業である。

1.3 両国の主張

1.3.1 日本の主張

北方四島に対する日本政府の基本的立場は、「1855 年 2 月 7 日、日本とロシアとの間で「日魯通好条約」が調印され択捉島とウルップ島の間に国境が確認されました。それ以降も、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も他国の領土となつたことがない、日本固有の領土⁶です。しかし、1945 年に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いています。政府は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結するという基本方針に基づき、ロシアとの間で強い意思をもって交渉を行っています。」⁷というものである。

独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の歴史・ソ連の占拠」⁸によると、「1945 年（昭和 20 年）4 月 5 日、ソ連のモロトフ外相は、佐藤駐ソ大使に対し、1941 年 4 月 25

⁵ 北海道サハリン事務所「サハリン州の概要－2015 年版－」平成 27 年 8 月、p.2
www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=851291、参照 2015.9.15

⁶ 和田春樹「領土問題をどう解決するか 対立から対話へ」平凡社新書、2012、p.35
「固有の領土」論は、領土問題を外交交渉上の問題とすることができない、最後通牒的な要求、つきつめれば軍事行動を招きかねない主張なのです。・・・つまり領土問題を解決しようと思えば、「固有の領土」論を捨てなければなりません。」

⁷ 外務省「日本の領土をめぐる情勢－北方領土」平成 28 年 4 月 6 日 www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo、参照 2016.5.28

⁸ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」www.hoppou.go.jp、参照 2015.2.15

日に日ソ両国で批准した「日ソ中立条約」の不延長を通告してきた。1945年8月8日にモロトフ外相は、クレムリンに佐藤駐ソ大使を呼び、8月9日から日本と戦争状態になることを通告し、宣戦布告した。佐藤駐ソ大使は、宣戦布告を直ちに東京に打電したが、この公電は日本に到着しなかったため、日本政府はソ連の宣戦布告をすぐには知ることができなかった。宣戦布告がまだ日本政府に達していない8月9日未明、ワシレフスキー将軍の率いる160万のソ連極東軍は、ソ連と満州の国境、モンゴル、ウラジオストク、ハバロフスクの3方面から総攻撃を開始した。これは、「日ソ中立条約」の有効期限内（1946年4月25日失効）のことだった。また、樺太では、バーツロフ大将の指揮する約35,000人が、8月11日に北緯50度の国境を越えて侵入したため、約20,000人の日本軍と戦闘になった。8月14日、日本は「ポツダム宣言」を受諾して無条件降伏した。8月16日にグネチコ将軍の指揮するソ連軍がカムチャツカ方面から行動を開始し、8月18日には占守島^{しゅむしゅとう}に上陸、約25,000人の日本守備隊と交戦した。しかし、日本軍は北部方面軍司令部の命令により交戦を中止し、8月23日に日ソ両軍現地停戦協定を締結し、武器をソ連軍に引き渡した。その後も、ソ連軍は千島列島各地に駐屯する日本兵を武装解除しながら南下を続け、8月31日までに得撫島^{うるっぶ}の占領を完了した。ソ連軍は、8月28日に択捉島に上陸、9月1日には国後島、色丹島に達し、9月3日には歯舞群島にまでおよび、9月5日までにことごとく占領した。翌1946年2月2日ソ連邦最高会議幹部会⁹は、「南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令」を発し、南樺太（サハリン島南部）及び千島列島（クリル列島）を1945年9月20日にさかのぼり国有化宣言し、北方四島を自国領に編入した。1947年から1949年にかけて、島民は強制的に日本本土に引き揚げさせられた。」

1945年9月2日、東京湾上の米艦ミズーリにおいて、日本側を代表して重光葵外相、梅津美治郎参謀総長、連合国を代表して連合最高司令官マッカーサーが「降伏文書」¹⁰に署名を行い、これによって日本の降伏が確定した。ソ連代表も参加して降伏文書の調印式が行われた。第2次世界大戦が終了した。この日がソ連にとっての対日戦勝記念日である。

(1) 日本の領土の最終決定は、サンフランシスコ平和条約である。

ソ連は、1951年（昭和26年）9月8日調印のサンフランシスコ平和条約に署名しなかった。¹¹ 本条約第2章領域第2条c項「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に

⁹ 独立行政法人北方領土問題対策協会 外交関係文書「南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令」www.hoppou.go.jp, 参照 2015.4.5.

¹⁰ 資料と解説「1-10 降伏文書調印に関する詔書 1945年9月2日」「日本国憲法の誕生」国立国会図書館 www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/01/021shoshi.html, 参照 2015.2.15

¹¹ 芹田健太郎「日本の領土」中公文庫, 2010, pp.85-87 「ソ連は対日平和条約の領土条項にも不満があり、「平和条約米英草案は、平和の条約ではなく、極東における新しい戦争の準備のための条約であります。」として、これに署名しなかった。」

対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」により、最終的に日本は、千島列島、南樺太に対する「権利、権原、請求権」を放棄した。しかし、同条約は、これらの領土がどの国に帰属するかについては規定していない。千島列島が、ソ連に帰属するとは明記されていない。

塚本¹²は、「領土問題の発生「SCAPIN¹³-677・ソ連の領土編入」」の中で、次のように述べている。「1946年1月29日付け連合軍最高司令官総司令部覚書（SCAPIN）677号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」は、日本政府による「日本国外の総ての地域」に対する政治上行政上の権力行使停止を指令し、「この指令の目的から日本という場合は次の定義による」として「千島列島、歯舞諸島、色丹島」を“日本”の範囲から除いた。この指令は行政権の停止であって領土の処分でないことは総司令部の権限に照らして明らかであり、同指令中にも「この指令中の条項はいずれも、ポツダム宣言の第8項¹⁴にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」と断ってあった。しかし、ソ連はこの指令発出の後、同年2月2日以降数回の国内法的措置により、平和条約を待たず、北方四島を含め千島、南樺太を自国領土に編入した。」¹⁵

(2) ヤルタ協定は、秘密協定であり、日本の領土の最終決定ではない。

ソ連は、占拠の根拠として、1945年2月11日、米国ルーズベルト大統領、ソ連スターリン首相、英国チャーチル首相が署名した「ヤルタ協定」を挙げる。それは、ソ連の対日参戦の条件の一つとして、「ソ連へのクリル諸島の引渡し」を規定した。ソ連は、ヤルタ協定により、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を含むクリル諸島のソ連への引渡しの法的確認が得られたと主張していた。¹⁶ しかし、ヤルタ協定は、3首脳だけで戦後の処理方針を打ち出したものに過ぎず、連合軍として日本の領土の最終決定をしたものではない。米務省も「日ソ交渉に対する覚書」（1956年9月7日付）の中で、「米国はいわゆるヤルタ協定な

¹² 塚本孝「ISSUE BRIEF 北方領土問題の経緯【第4版】」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 697 (2011.2.3.),『調査と情報』第697号,調査及び立法考査局,2011,
www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0697.pdf, 参照 2016.2.7

¹³ SCAPINとは、Supreme Command for Allied Powers Instruction Noteのこと。連合軍最高司令官（SCAP）から日本政府宛てに出された訓令。連合軍最高司令官総司令部覚書。

¹⁴ 「日本国憲法の誕生、憲法条文・重要文書」国立国会図書館, www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html, 参照 2016.5.30

ポツダム宣言（1945年7月26日ポツダムで署名、米・英・支三国宣言）ポツダム宣言第8項「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」（「カイロ宣言」は履行され、日本国の主権は本州、北海道、九州、四国、そして我々が決定する島に限定される。）

¹⁵ 塚本, 前掲書, p.3, 参照 2016.2.7

¹⁶ 日本国外務省、ロシア連邦外務省「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」1992年9月, www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf, 参照 2016.5.31

るものは、単にその当事国の当時の首脳者が共通の目標を陳述した文書に過ぎないものと認め、その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでなく、また領土移転のいかなる法律的效果を持つものでないと認めるものである。」と回答している。¹⁷ 日本は、そもそもヤルタ協定に参加しておらず、「本協定は領土の最終的処理に関する決定ではなく、また当事国でない日本は法的にも政治的にもヤルタ協定に拘束されないとの立場である。」との見解をもっている。¹⁸ ヤルタ協定が公表されたのは、協定調印の1周年にあたる1946年2月11日である。¹⁹

1.3.2 ロシアの主張

北方四島（南クリル諸島）に対するロシア政府の基本的立場は、「二国間には平和条約が調印されていないが、東京側の南クリル諸島に対する不当な領土要求がその背景にある。しかしながら、1956年に調印されたソ日共同宣言によって、戦争状態に終止符が打たれ、それを礎として国交が回復された。」²⁰ というものである。

(1) クリル（千島）列島がソ連及びロシアに帰属しているのは、極東における第二次世界大戦の結果である。

1945年2月11日、ソ連、米国、英国の指導者たちが参加したヤルタ会談において、ヤルタ協定が締結された。そこには、ソ連が連合国側で対日戦争に参戦することを条件として、勝利した後、サハリンの南部とそれに隣接する一切の島嶼の返還およびクリル列島の引き渡しの権利があると明記された。後に、この権利はポツダム会談の決議の中でも再確認された。²¹

(2) SCAPIN第677号やサンフランシスコ平和条約第2条第c項により、日本は、クリル列島に対して、政治上や行政上の権力を行使する権利、権原等を失った。

日本政府に宛てた1946年1月29日付連合軍最高司令官覚書（SCAPIN）第677号によって、歯舞（プロースキエ）諸島および色丹島という小クリル列島を含むすべての島々が、日本

¹⁷ 独立行政法人北方領土問題対策協会「基礎知識 外国関係文書等」 www.hoppou.go.jp, 参照 2016.5.31

¹⁸ 独立行政法人北方領土問題対策協会, 同上, 参照 2016.5.31
読売新聞政治部「基礎からわかる日本の領土・海洋問題」2012, p.83

¹⁹ 和田, 前掲書, p.69「米英ソ3国の話し合いにより、ヤルタ秘密協定の公表時期が決まった。ソ連は、この時をとらえるのが良いと考えたようだ。公表に先立つ2月2日にソ連最高会議幹部会令により、南サハリンとクリル諸島は、歯舞群島と共にロシア共和国ハバロフスク州に併合された。」

²⁰ 在日ロシア連邦大使館「露日関係の発展」在日ロシア大使館公式ウェブサイト
www.russia-emb.jp/japanese, 参照 2016.5.28

²¹ B. I. トカチェンコ「南クリル諸島に対する日本の領土的要求についてーロシアからの視点ー」(パールイシエフ・エドワルド訳)『北東アジア研究』第23号, 2012, p.4,
hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/41kenkyu/.../Tkachenko_B_I.pdf, 参照 2016.5.28

の国家機関や行政の管轄から除外された。²² 「日本が署名し批准した1951年のサンフランシスコ平和条約第2条第c項により、日本国は「千島（クリル）列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太（サハリン）の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原および請求権」を放棄したのである。しかし本条約には、ヤルタ協定とは違って、南サハリンとクリル列島がソビエト連邦に返還されることは明記されていなかった。日本の敗戦・占領後において、ソ連を対象に開始された「冷戦」という状況のなかで、米国はソ日国交の最終的な正常化を妨害しようとしたからである。ソ日関係の正常化に対抗したのは、対日外交交渉の第一人者であり、講和条約の起草者でもある米国である。」²³

（3）日本は、戦争が開始された1939年9月1日以降の全ての条約、取極めの効力を認めた。

「サンフランシスコ平和条約第8条に従って、日本は「連合国が1939年9月1日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認」したということである。しかも、その際、1946年2月11日に公表され、「ソビエト連邦へのサハリン島南部およびこれに隣接する一切の島嶼の返還」（第2条a項）と「ソビエト連邦へのクリル列島の引き渡し」（第3条）を規定するヤルタ協定に対しては何ら留保条件が付けられなかった。ちなみに、「連合国が締結したすべての条約」にはヤルタ協定の他に、1943年11月27日付けカイロ宣言、1945年7月26日付けポツダム宣言、1945年9月2日付け日本降伏文書、1946年1月29日付け連合軍最高司令官覚書第677号、日本国籍住民の本国送還に関する1946年12月19日付けの米ソ協定（「ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定」²⁴）、1951年9月8日付けサンフランシスコ平和条約が含まれている。・・・要するに、1951年平和条約の批准の際に、日本は、1946年以降ヤルタやポツダムでの諸決定の通りにソ連邦の主権下に置かれている南サハリンおよびすべてのクリル諸島を法律上も事実上も放棄したのである。」²⁵

1.3.3 日ソ・日ロ間の領土問題解決への交渉過程

「ソ連がサンフランシスコ平和条約に署名しなかったため、日ソ間で別個の平和条約締結交渉が行われたが、領土条項に関する立場の違いから合意には至らなかった。1956年9月29日付の松本日本政府全権代表とソ連邦第一外務次官グロムイコとの間の往復書簡において、両国の外交関係を回復した後に、領土問題を含む平和条約締結交渉を継続する旨

²² B. I. トカチェンコ, 前掲書, p.5

²³ B. I. トカチェンコ, 前掲書, p.6

²⁴ B. I. トカチェンコ, 前掲書, 訳者パールィシエフ・エドワルドの注, p.6, line.20

²⁵ B. I. トカチェンコ, 前掲書, p.6

が了解された。」²⁶日ソ両国は、外交関係の再開へ歩み出した。

1956年（昭和31年）10月19日付の「日ソ共同宣言」²⁷は、両国間の戦争状態を終結させ、外交・領事関係を回復させた。同宣言第9項には、「日ソ両国が正常な外交関係を回復した後、平和条約締結交渉を継続すること、また、ソ連が平和条約締結後、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意すること」が規定されている。同年12月5日日本の国会は、同宣言を承認し、12月8日ソ連邦最高会議幹部会は、同宣言を批准した。同年12月12日批准書の交換が東京にて行われ、発効した。

「その後、ソ連邦の側からは、日本とソ連邦との関係における領土問題は、第2次世界大戦の結果解決済みであり、領土問題はそもそも存在しないとの立場が述べられるようになった。」²⁸ その背景には、冷戦、1960年の新日米安全保障条約締結、歯舞群島、色丹島の2島返還から4島返還に変わったこと、日ソの接近を懸念する米国の動きなどがある。

1991年（平成3年）4月東京で行われた日ソ首脳会談²⁹の後、4月18日付「日ソ共同声明」が発表された。その第4項に「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。」とある。この共同声明において、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが日ソ間の文書において初めて明記された。³⁰

「1991年12月独立国家共同体が創設され、日本によってロシア連邦がソ連邦と継続性を有する国家として承認された後、日本とソ連邦との間で行われてきた平和条約交渉は、日本とロシア連邦との間で継続され、双方は、領土問題を「法と正義」に基づき解決する必要があるとの共通理解を堅持している。」³¹日本は、1992年1月27日、ロシア連邦をソ連邦の継承国として承認した。

²⁶ 芹田, 前掲書, p.82

²⁷ 当時の両首脳は、鳩山一郎日本国内閣総理大臣及びN.A.ブルガーニン・ソビエト連邦閣僚会議議長（首相）である。

²⁸ 芹田, 前掲書, p.83

²⁹ 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びM.S.ゴルバチョフ・ソビエト社会主義共和国連邦大統領。

³⁰ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」「日ソ共同宣言後の日露関係」www.hoppou.go.jp, 参照 2016.2.15

³¹ 芹田, 前掲書, p.84「1991年12月27日、宮沢喜一総理大臣からエリツィン大統領に書簡を發出し、日本は、ロシアの政府承認を行った。」

1993年10月日露首脳会談後³²、10月13日付「東京宣言」に署名した。ソ連が消滅した後に誕生したロシアとの最初の日露関係に関する宣言である。「日ソ間のすべての条約その他の国際約束について継承国家であるロシア連邦が引き続き適用する義務を負うというのは、「条約についての国家継承に関するウィーン条約」等から見て国際法上当然ではある。」³³しかし、「日ソ間には、1956年の日ソ共同宣言について見解の相違があったので、・・・エリツィン大統領が「条約その他の国際約束」の中に、1956年の日ソ共同宣言が含まれることを明らかにしたことは、特に意義があった。」³⁴この東京宣言において、領土問題を歴史的、法的事実に立脚し、両国の間で合意された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するとの明確な交渉基盤の確立を見た。³⁵

1996年10月19日、日露国交回復40周年の日に、両国首脳³⁶のメッセージを交換した。1997年11月2日、ロシアのクラスノヤルスクにおいて、両首脳は、「東京宣言」に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した（クラスノヤルスク合意）。³⁷1998年4月19日、伊豆半島の川奈において、両首脳は、平和条約について東京宣言に基づき、四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けて日露の友好協力に関する原則等を盛り込むことで合意した（川奈合意）。³⁸1998年11月13日、小淵恵三総理は、日本国の総理として25年ぶりにロシアを公式訪問し、エリツィン大統領と首脳会談を行い「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名した。³⁹

2001年（平成13年）3月25日、ロシアのイルクーツクにおいて、森喜郎総理とプーチン大統領との首脳会談が行われ、「イルクーツク声明」に署名した。「この声明は、日ロ両国がクラスノヤルスク合意に基づき平和条約の締結に向けて全力で取り組んできた結果を総括し、今後の平和条約交渉の新たな基礎を形成するものであり、その主要点は以下のと

³² 細川護熙日本国内閣総理大臣及びB.N.エリツィンロシア連邦大統領（1991年7月10日～1999年12月31日）

³³ 1978年8月付「条約についての国家継承に関するウィーン条約」、1991年12月付「独立国家共同体設立協定第12条」、1991年12月27日発出「宮沢喜一総理大臣からエリツィン大統領への書簡」等による。芹田、前掲書、p.104

³⁴ 芹田、前掲書、p.105

³⁵ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」「日ソ共同宣言後の日露関係」www.hoppou.go.jp、参照2016.2.15

³⁶ 橋本龍太郎日本国内閣総理大臣（1996年1月11日～1998年7月30日）及びB.N.エリツィン大統領

³⁷ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」「日ソ共同宣言後の日露関係」www.hoppou.go.jp、参照2016.2.15

³⁸ 独立行政法人北方領土問題対策協会、同上、www.hoppou.go.jp、参照2016.2.15

³⁹ モスクワ宣言では、東京宣言、クラスノヤルスク合意及び川奈合意に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認するとともに、国境画定委員会と共同経済活動委員会を設置することや、旧島民及びその家族による北方四島へのいわゆる自由訪問の実施等について合意した。独立行政法人北方領土問題対策協会、同上、www.hoppou.go.jp、参照2016.2.15

おりである。(イ) 1956年の日ソ共同宣言が平和条約交渉の出発点を設定した基本的な法的文書であることの確認、(ロ) その上で、1993年の東京宣言に基づき四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認、(ハ) あり得べき最も早い時点で平和条約締結へ向けた前進の具体的方向性を決定することで一致した。」⁴⁰

両国は、1956年日ソ共同宣言以降、首脳会談、外相会談等を通して、多くの話し合いを続けてきた。日ロ間で、領土の主権について、文書で合意したのは、1991年の「日ソ共同声明（海部・ゴルバチョフ）」、1993年の「東京宣言（細川・エリツィン）」、2001年の「イルクーツク声明（森・プーチン）」の3つである。⁴¹ 1992年と2001年には、日本国外務省とロシア連邦外務省により「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が作成されている。⁴²

1991年4月の日ソ共同声明には、ソ連のゴルバチョフ大統領の提案によって、「日本国の国民と北方四島在住ソ連人との間の交流の拡大、日本国民による北方四島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定」が盛り込まれた。同年10月14日、日ソ両国外相間の往復書簡によって、北方四島島民との交流の枠組みが設定され、これを受けて、10月29日閣議了解「我が国国民の北方領土への訪問について」等が決められた。日本からの北方四島への訪問、北方四島在住ロシア人の訪問団の受入れを推進するための協議が進められ、1992年4月相互交流が始まった。⁴³

北方四島では、ロシア政府により四島を含むクリル列島の政府開発プログラム「2007年～2015年のクリル諸島社会経済発展」が進められた。2014年9月22日、択捉島で新空港「イトゥルプ空港」の開港式が開かれ、民間機の運航が始まった。⁴⁴ ロシア政府は、2015年7月下旬に「2016年～2025年の発展計画」を承認した。⁴⁵

[日本]

1945年北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いている。1946年2月2日「ソ連邦最高会議幹部会令」により、歯舞群島、色丹島を含め千島列島、南樺太を自国領土に編入した。日本の領土の最終決定は、1951年9月8日調印のサンフランシスコ平和条約であるが、ソ連は署名しなかった。本条約第2条c項で「最

⁴⁰ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」「日ソ共同宣言後の日露関係」www.hoppou.go.jp, 参照 2016.2.15

⁴¹ 保阪正康・東郷和彦「日本の領土問題―北方四島、竹島、尖閣諸島」角川書店, 2012, p.48

⁴² 外務省「日本の領土をめぐる情勢」平成13年3月1日, www.mofa.go.jp, 参照 2016.2.15

⁴³ 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方四島との交流」www.hoppou.go.jp, 参照 2016.2.15

⁴⁴ 日本経済新聞, www.nikkei.com, 参照 2014.9.22 23:08

⁴⁵ 産経ニュース, www.sankei.com, 参照 2015.8.6 07:00

最終的に日本による千島列島、南樺太に対する「権利、権原、請求権」の放棄が規定された。」しかし、これらの領土がどの国に帰属するかについては規定していない。千島列島（クリル列島）のウルップ島より西の北方四島は含まれていない。

[ロシア]

ロシアがクリル列島（南クリル諸島を含む）を領有しているのは、極東における第二次世界大戦の結果である。ソ連は 1945 年 2 月のヤルタ会談、7 月のポツダム会談の後、連合国側で対日参戦し勝利した。ヤルタ協定には、勝利した後、サハリンの南部とそれに隣接する一切の島嶼の返還およびクリル列島の引き渡しの権利がソ連にあると明記された。その結果、ソ連は、サハリン南部（南樺太）、クリル列島（千島列島）を獲得した。しかし、サンフランシスコ平和条約には、日本が放棄するサハリン南部、クリル列島の帰属先が明記されていない。それは、米国の圧力によるものである。

兵頭⁴⁶によれば、「日本は（1945 年）8 月 15 日を終戦と見なしており、その直前にソ連軍が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、占守島から南下して北方領土を不法占拠したと主張している。しかし、ロシア側は、戦艦ミズーリ号で日本が降伏文書に署名をした 9 月 2 日を「第二次世界大戦終結の日（いわゆる対日戦勝記念日）」に制定している。」「ロシアは、北方領土を南クリルと呼び、その領有は第二次世界大戦の結果であると繰り返している。つまり、第二次世界大戦のプロセスの中で北方領土を獲得した。」と、日露間に歴史認識と領土観の違いがあると指摘する。

⁴⁶ 兵頭慎治（防衛研究所米欧ロシア研究室長）平成 25 年 9 月 10 日北海道立北方四島交流センターにて「平成 25 年度 北方領土ゼミナール」での講演「北方領土問題の現状」2013, p.2, www.hoppou.go.jp, 参照 2015.5.5

「日本は、北方領土は我が国の「固有の領土」と呼んでいます。国際法上、歴史的にも一度も他国の領土になったことがないため、このように表現しているわけです。しかしながら、ロシアの政府関係者や有識者と話をすると、残念ながらこの概念はロシア側に伝わりません。ロシアの起源はキエフ・ルーシと言われますが、それは今のウクライナにまたがっており、その後ロシアはアラスカまで領土を拡張します。こうした歴史から、領土は力によって獲得するというのがロシアの領土観となります。誰が最初に見つけて定住しようが、そのあと力によって、あるいは戦争で勝利した者が得るのが領土であるという発想です。このように、日本人とロシア人の歴史認識や領土観は大きく異なるのですが、こうした溝をなんとかして埋めていく必要があります。」

1.4 根室振興局

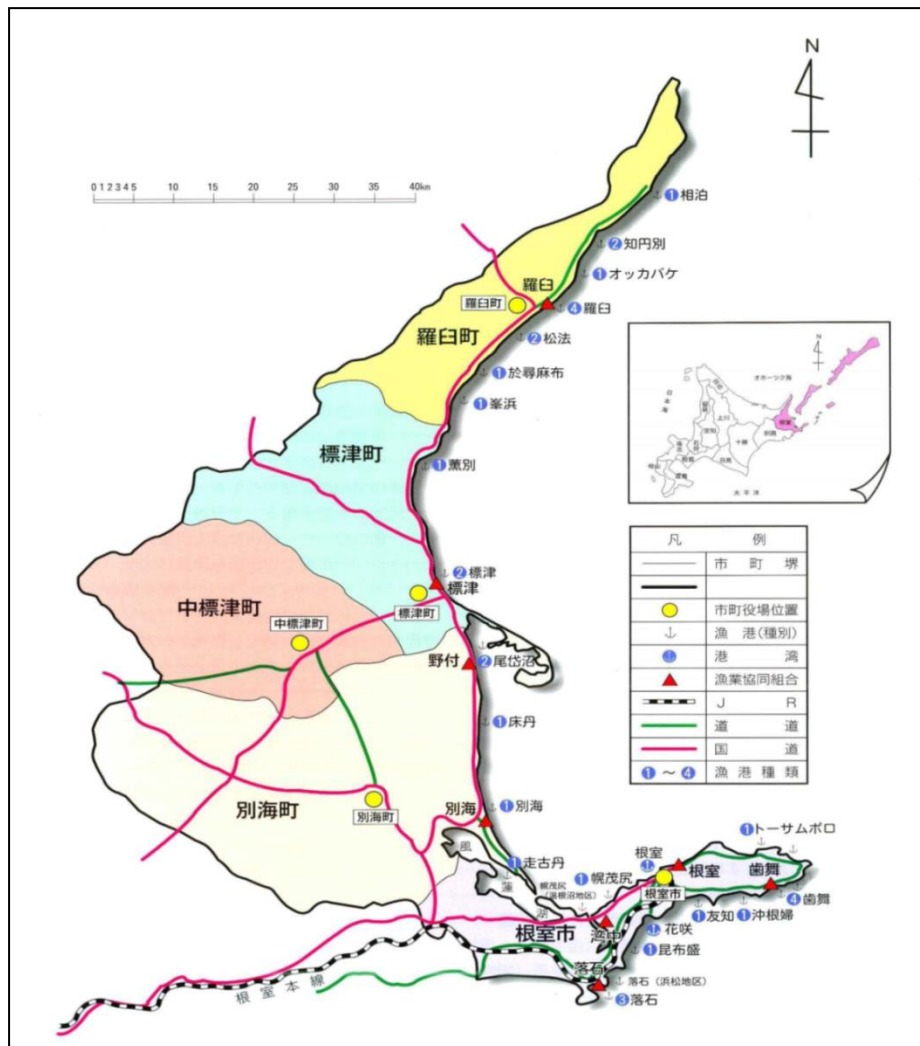


図 3.3 根室振興局

出典：根室振興局産業振興部水産課

北方四島に面している自治体⁴⁷は、北から羅臼町、標津町、中標津町、別海町、根室市の5市町で、根室振興局に属する。北海道に14ある振興局の1つである。2010年（平成22年）4月1日、根室支庁を根室振興局に改組した。振興局所在地は根室市である。中標津町を除く他4市町の海岸線の長さは、約479kmと全道の約16%を占める。海岸線の長さは、北から羅臼町約68.5km、標津町約43km、別海町約144.73km、根室市約223.33kmである。沿海に8つの漁業協同組合がある。有数な地震、津波多発地帯である。管内の人口は、

⁴⁷ 北海道「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（平成25年4月26日 国土交通大臣同意）www.pref.hokkaido.lg.jp, 参照 2015.1.25

平成 22 年国勢調査によると総人口 80,569 人で人口減少が進んでいる。人口密度は 23.4 人/㎥で、全道平均 70.2 人/㎥に比べて半分以下となっている。根室半島及び沿岸部では、海洋性気候、内陸部では、大陸性気候を示し、年平均気温は、5℃～7℃と冷涼であり、オホーツク海域は、冬期間流氷に閉ざされ、厳しい寒気に見舞われる。また、春から夏にかけて海霧におおわれることが多く、霧日数は例年 100 日前後にも達する。⁴⁸

根室振興局「平成 26 年度版 根室の水産」⁴⁹によると、管内の水産業は、北洋サケ・マス、サンマ、スケトウダラ、ホタテガイ等を主体とする漁船漁業、秋サケを主体とする定置網漁業及びコンブ、ウニ、アサリ等を主体とする採貝藻漁業で、道内漁業生産の約 2 割弱程度を占める。平成 25 年の管内生産（属地）は、数量が約 20 万トンで全道の 16%を占め、振興局別では 3 位であった。生産額は約 532 億円で全道の約 18%を占め、2 位となった。管内の主要魚種であるサケ、サンマ、ホタテ、コンブ、タラは全体の 68%を占める。過去 10 年間の推移を見ると、数量は 20 万トン前後で推移し、金額は回復基調にある。管内の漁業経営体数は 1,605 経営体で、全道の 12%を占め、振興局別では 3 位であった。年々経営体数は減少しており、10 年前と比較し 12%減少している。管内の漁船隻数は 4,030 隻で全道の約 15%を占め、2 位であった。年々減少しており、10 年前と比較し約 14%減少している。

1.5 戦後の北方四島周辺海域

戦後、北海道と北方四島との間の根室海峡、^{ごようまいすいどう}瑤瑤水道に地理的中間線が引かれ、それが日本とソ連の暫定的境界線となった。日本人は、戦前、北方四島周辺海域で漁をしていた。豊かな漁場である。目の前にある漁場で漁ができないもどかしさに、北方領土返還運動はもとより、漁場をめぐる様々な問題が起きた。戦後の米ソの冷戦構造が、この地域に大きな影響を与えた。

根室を中心に 1947 年から 1990 年頃までレポ船が活動をしていた。英語の report である。北方四島近海で、ソ連のためのスパイ活動を行っていた日本漁船である。これらの漁業者は、ソ連側に日本の防衛、公安などの情報や電子機器などを提供することの見返りとして、ソ連の国境警備隊に北方海域での密漁が黙認されていた。日本側も情報収集のためにこのレポ船を利用したとも言われている。1978 年から 1990 年頃にかけては、特攻船も活動した。四島近海での密漁のために使われた日本の小型高速船である。1956 年日ソ共同宣言により国交は回復したが、四島の帰属問題は解決せず、四島周辺海域でのソ連国境警備隊による日本漁船の拿捕も相次ぎ、日ソ関係は冷たい状況が続いていた。特攻船は主にカニを獲り、それは根室経済に「100 億円産業」といわれるほどの貢献をした。その 3 分の 1 は

⁴⁸ 北海道根室振興局「根室の概要」www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp、参照 2016.7.18

⁴⁹ 北海道根室振興局「管内水産業の概況」www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp、参照 2016.7.18

暴力団系、3分の2は一般漁業者だった。1980年代後半から、冷戦構造が崩壊し始め、ソ連と日本の警備当局が連携して取締りを行うようになると、表だった特攻船は姿を消した。

1.6 第2次世界大戦後の日本とソ連（ロシア）の間の漁業協定

次の表は、漁業協定を中心とした日ソ、日ロ関係である。

表 3.1 戦後の日ソ・日ロ間の漁業協定

1945年	2月4日-11日	ヤルタ会談
	7月17日-8月2日	ポツダム会談
	8月14日	日本：ポツダム宣言受諾
	8月18日-9月5日	ソ連：千島列島攻撃（北方四島の実効支配）
	9月2日	日本降伏文書署名、第2次世界大戦終了
1951年	9月8日	サンフランシスコ平和条約署名（48か国と日本） ソ連署名拒否
1952年	4月28日	サンフランシスコ条約発効
	5月	日米加漁業条約（北洋サケ・マス漁業）（1953年6月発効）
1956年	5月14日	日ソ漁業条約（北洋サケ・マス漁業）（1956年12月12日発効）～1977年
	10月19日	日ソ共同宣言（国交回復）、平和条約の締結断念（1956年12月12日発効）
	12月18日	日本：国際連合加盟
1963年	6月10日	貝殻島昆布採取協定（民間：大日本水産会）～1976年
1977年		200海里漁業専管水域設定（米・ソ・日他）
	5月27日	日ソ漁業暫定協定（1977年6月10日発効）
	8月4日	ソ日漁業暫定協定（1977年8月16日暫定実施，1977年12月9日発効）
1978年	4月22日	日ソ漁業協力協定（サケ・マス漁業）～1984年
1981年	8月25日	貝殻島昆布採取協定（民間：北海道水産会）
1984年	12月7日	日ソ地先沖合漁業協定（1984年12月14日発効）
1985年	5月12日	日ソ漁業協力協定（サケ・マス漁業）（1985年5月13日発効）
1991年	4月18日	日ソ共同声明
	12月25日	ソ連崩壊・新生ロシア誕生
1992年	4月12日	ビザなし交流開始（北方四島在住ロシア人代表19名が北海道を訪問）
	9月29日	日ロによる「歴史に関する資料集」作成、発表
1993年	10月13日	東京宣言
1998年	2月21日	北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年5月21日発効）

出典：外務省「われらの北方領土 2015 年度版」等より作成

1977年200海漁業専管水域が設定されてからは、日本漁船が、オホーツク海、ベーリング海、北西太平洋で操業するためには、ソ連と漁業協定を結ぶ必要があった。北方四島をソ連が実効支配しているため、その周辺海域にもソ連の管轄権が及ぶ。そのような状況の下、両国は様々な漁業協定を締結してきたが、現在有効な漁業協定は、政府間協定が3つ、民間協定が1つの4つである。政府間協定は、日ソ地先沖合漁業協定（1984年）、日ソ漁業協力協定（1985年）、北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）である。漁業協力協定を除く2つが係争海域に関係する。民間協定は、貝殻島昆布採取協定（1981年）である。日本の民間機関（北海道水産会）とソ連政府との間で結ばれたものである。貝殻島昆布採取協定（1981年）の前提となった1963年成立の昆布採取協定をまず検討する。

第2節 貝殻島昆布採取協定 (1963年 / 昭和38年)

2.1 貝殻島

貝殻島（ロシア名：シグナリスイ島 **Остров Сигнальный**）は、北方四島の歯舞群島⁵⁰の1つである。北海道根室市納沙布岬と歯舞群島の水晶島を隔てる海峡、瑛瑤瑠水道（ロシア名：ソビエツキー海峡 **Пролив Советский**）のほぼ中間地点にある。北海道に最も近く、納沙布岬からの距離は約3.7kmである。貝殻島周辺海域は、戦前から昆布の豊かな海域である。現在、納沙布岬と貝殻島の間線が、日本とロシアの暫定的境界線になっている。



図 3.4 歯舞群島

出典：「日本の島へ行こう」imagic.qee.jp

⁵⁰ 歯舞群島は、大きな島5島と小さな島多数から成る。ロシア国境警備隊員のみが常駐し、一般人はいない。



貝殻島は、低潮時には海面上にあるが、高潮時には水没するため、国連海洋法条約第 13 条でいうところの低潮高地であり、本来、島ではない。島というよりは岩礁に近い。1937 年（昭和 12 年）4 月 1 日、当時の逓信省灯台局が設置した貝殻島灯台が立っている。貝殻島灯台は、灯台基部と共に基礎部分の劣化が進んでいるが、晴れた日には、その傾いた姿を納沙布岬から見ることができる。

図 3.5 貝殻島 出典：(写真) www.otaru.or.jp

貝殻島の帰属先は、日本からソ連へと変わる。1945 年第 2 次世界大戦後、日本は、連合国の 1 つである米国の占領統治下に入る。同年 9 月 2 日日本を占領統治していた連合最高司令官総司令部（GHQ）は、「全ての日本船は、GHQ の指示がない限り、一切の移動を禁止する」という命令を出し、9 月 27 日いわゆる「マッカーサー・ライン（以下、マ・ライン）」⁵¹と呼ばれる日本漁船の操業許可水域を設定する。このラインにより、日本漁船は、公海で自由に操業することができなくなった。根室海峡のラインは、1945 年 11 月 3 日納沙布岬と水晶島の間引かれた。1948 年 12 月 23 日マ・ラインの引き直しにより、日本とソ連の境界線が、納沙布岬と貝殻島の間引かれ、ライン付近にあった貝殻島は完全にソ連の領域に入る。サンフランシスコ平和条約の発効を前に、1952 年 4 月 25 日マ・ラインは廃止されたが、納沙布岬と貝殻島の間引かれた中間線は、そのまま残り、今現在も貝殻島はソ連主張の海域にある。

2.2 1963 年協定成立背景

第二次世界大戦後、1947 年から 1949 年にかけて、北方四島に住んでいた日本人島民の強制退去が行われた。⁵²1950 年代半ば以降「四島返還」をスローガンに、北方領土返還運動が始まった。四島に住んでいた島民、約 17,000 人の多くは、地理的に近い根室市近郊に移り住み、返還運動も根室市を中心に進められた。北方四島の歯舞群島では、戦前より昆布漁が盛んであったが、戦後、根室市納沙布岬と貝殻島の沿岸から約 1.85km が両国の暫定的な境界線となった。零細漁業者たちが、歯舞群島へ昆布漁に出かけ、拿捕される事件もあり、日ソ間で、安全操業のための模索が始まった。この地域での安全操業とは、北方四島周辺海域で拿捕、銃撃、臨検の危険にさらされることなく、漁業者が安心して操業で

⁵¹ 連合最高司令官総司令部（GHQ）のダグラス・マッカーサー最高司令官の名で発せられた。「マッカーサー・ラインの設定」出典：水産問題資料 四『いわゆるマッカーサーラインについて』外務省政務局特別資料課 昭和二五・五・二六

www.ne.jp/asahi/cccp/camera/HoppouRyoudo/HoppouShiryou/MacArthurLine.htm, 参照 2015.4.6

⁵² 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土の概要と歴史」www.hoppou.go.jp, 参照 2015.4.5

きることである。

2.2.1 日本側の背景

1) 大量拿捕事件

1952年4月のマ・ラインの撤廃を受け、漁師たちは、貝殻島へ集団出漁を決行する。1953年8月同島周辺での「暫定操業をソ連に認めさせよう」と超党派の根室地方平和推進経済復興同盟が発足する。⁵³以後、ソ連、日本外務省に交渉を働きかけるが、日ソ間に国交はなく交渉は進まない。その間、ソ連による監視、取締りは強化され、拿捕、抑留が続いた。

1961年8月23日の大量拿捕事件は大きな衝撃を与えた。午前8時半頃、貝殻島付近で昆布漁をしていた約300隻の漁船にソ連警備艇が近づき、日本漁船13隻(昆布漁船11隻、カニかご漁船2隻)、32人(高校生2人、未成年者4人を含む)が拿捕された。早期釈放を訴える署名運動、在京ソ連大使館への署名と嘆願書の提出、外務省への働きかけ、「緊急対策住民大会」開催などが行われた。夏休みで親の手伝いをしていた高校生も拿捕され、地元漁業者だけでなく、広く他の地域でも安全操業の実現を求める声が高まった。⁵⁴

表3.2は、1945年～2009年までの北方領土周辺水域における被拿捕状況である。1998年頃まで、多くの漁船、乗組員が、ソ連(ロシア)国境警備艇によって、拿捕、抑留された。1998年に締結された北方四島周辺水域操業枠組協定の操業実施にあたり、従前の操業自粛ラインが、法的強制力を持つ「規則ライン」となった。海上保安庁による違法日本漁船の取締りが可能になり、1999年以降の拿捕隻数等は、激減した。p.97に説明あり。

⁵³ 本田良一「日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後」北海道新聞社, 2013, p.79

⁵⁴ 岩下明裕, 本田良一「日ロ関係の新しいアプローチを求めて「日ロ関係と安全操業」『21世紀COE研究報告書15号』北海道大学スラブ研究センター, 2006, p.68,
<https://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no15/contents.html>, 参照 2016.3.1

表 3.2 北方領土周辺水域における被拿捕状況（平成 21 年 12 月 31 日現在／隻・人）

区 分		拿 捕		帰 還		沈没（放棄）・死亡		未帰還累計	
年 別		隻数	人数	隻数	人数	隻数	人数	隻数	人数
1945-54	昭和21-29	245	1,965	211	1,962	4	3	30	0
1955-64	30-39	537	3,576	300	3,574	10	2	257	0
1965-74	40-49	286	2,234	125	2,216	5	18	413	0
1975-84	50-59	156	811	92	806	2	5	475	0
1985-88	60-63	13	47	7	47	0	0	481	0
1989-98	平成元-10	37	216	20	215	5	1	493	0
1999	11	7	49	7	49	0	0	493	0
2000	12	6	49	6	49	0	0	493	0
2001	13	3	28	3	28	0	0	493	0
	14	3	15	3	15	0	0	493	0
	15	0	0	0	0	0	0	493	0
	16	1	1	1	1	0	0	493	0
2005	17	1	5	1	5	0	0	493	0
	18	2	10	1	9	0	1	494	0
	19	5	17	4	17	0	0	495	0
	20	0	0	0	0	0	0	495	0
2009	21	0	0	1	0	0	0	495	0
合計		1,302	9,023	782	8,993	26	30	-	-

出典：北海道水産林務部

2) 日ソ漁業条約締結

1951年9月8日サンフランシスコ平和条約の調印が行われたが、ソ連は、領土条項や米英主導で進められた条約草案に不快感を示し、署名を拒否した。そのためソ連との平和条約締結のための交渉は、後に個別に行われることとなった。日ソ間の国境画定も、日ソ交渉にゆだねられた。1950年から1952年まで続いた朝鮮戦争の特需により、日本経済にも復興の兆しが見えた。1954年鳩山一郎内閣⁵⁵となり、政権はロシアとの外交を重視した。対ソ平和条約交渉と抑留者の早期返還に力を注いだ。また1956年5月14日には北洋サケ・マス漁業のための日ソ漁業条約に署名した。⁵⁶本条約は、北西太平洋における漁業資源の保護と有効利用を目的として締結された。条約に基づき両国のサケ・マスの漁獲量、操業水域（日本海、オホーツク海、ベーリング海のソ連属地沿岸）、漁期などの交渉が毎年行われた。

⁵⁵ 在任期間：1954年（昭和29年）12月10日～1956年（昭和31年）12月23日

⁵⁶ 1956年12月12日発効。1977年まで続く。

3) 日ソ共同宣言調印

平和条約締結交渉では、北方四島の帰属をめぐる日ソ間で対立が続いた。懸念案事項を棚上げすることによって、国交回復を優先する西ドイツの「アデナウアー方式」⁵⁷を採用し、北方四島の帰属問題には触れず、ソ連との国交正常化のための交渉を継続した。その結果、1956年10月19日「日ソ共同宣言」⁵⁸に調印し、12月12日発効、ソ連との国交が回復した。⁵⁹同日、日ソ漁業条約も発効した。

1956年国交回復後、日ソ漁業交渉の代表としてモスクワを訪問していた大日本水産会会長高碓達之助⁶⁰らは、貝殻島周辺海域での安全操業についても要望した。1957年6月日本政府は暫定協定案をソ連に提示したが、「(日本に) 平和条約締結の用意がない以上、審議する条件は熟していない」と拒否される。⁶¹日米安保協定改定⁶²を推し進めていた岸信介内閣⁶³とソ連政府は緊張関係が続いたが、1960年7月池田隼人内閣⁶⁴となり日ソ関係に好転の兆しがみられた。1962年夏、財界の訪ソ経済使節団(河合良成⁶⁵小松製作所社長が団長)が交渉に成功し、日ソ貿易が動き出した。「平和条約の締結が先」と主張していたソ連側の姿勢が軟化し始めた。

2.2.2 ソ連側の背景

1) 日ソ関係を進展させたい。

シベリア開発の急速な進展に伴い、日ソ貿易を拡大する必要があった。⁶⁶昆布協定締結

⁵⁷ 戦争状態にある両国の国交を正常化するための方式

①平和条約方式:戦争状態にある両国の懸案の一切を解決して、平和条約を結び、大使を交換して正常な国交関係に入ろうとする通常の戦争終結の方式。1952年サンフランシスコ平和条約等。

②アデナウアー方式:1956年西ドイツとソ連が国交回復した際の方法。西ドイツ首相アデナウアー。領土問題等を棚上げにして、国交回復を優先する方式。

⁵⁸ 1956年12月12日発効。鳩山一郎首相とソ連のブルガーニン首相との間で締結される。平和条約締結は断念したが、平和条約交渉は、継続することを合意する。日ソ間の戦争状態終結宣言、大使館相互設置、シベリア抑留者の早期返還、日本の国連加盟へのソ連支持、5月に調印された漁業条約の発効など。引き続き平和条約締結交渉を行い、条約締結後にソ連は日本へ歯舞群島と色丹島を引き渡す。

⁵⁹ 1956年11月27日衆議院本会議で同宣言の批准案を可決。12月5日参議院議会で可決。12月7日政府は定例閣議で正式に批准。12月12日ソ連と批准書を交換し、日ソ国交が回復した。

⁶⁰ 高碓達之助:1885年(明治13年) - 1964年(昭和39年)。岸内閣の通産大臣などを歴任した後、1959年2月社団法人大日本水産会会長に就任。日中、日ソの経済交流の立役者。経済界出身で、中国とのLT貿易協定締結に尽力し、またシベリア開発に必要な日本の技術、経済力を熟知していた。

⁶¹ 本田, 前掲書 2013, p.80

⁶² 新安協定(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)は1960年1月19日調印、6月23日発効した。

⁶³ 在任期間:1957年(昭和32年)2月25日~1960年(昭和35年)7月19日

⁶⁴ 在任期間:1960年(昭和35年)7月19日~1964年(昭和39年)11月9日

⁶⁵ 河合良成:1886年(明治19年) - 1970年(昭和45年)。第1次吉田内閣の厚生大臣、小松製作所会長、経団連常任理事。1962年(昭和37年)には第一次訪ソ経済使節団団長、1966年(昭和41年)には訪中経済使節団団長として、共産圏との貿易拡大に尽力した。また、日本経団連、経団連の常務理事として財界を指導した。

⁶⁶ 本田, 前掲書 2013, p.87

に動いていたのは、日本政界の実力者である大日本水産会会長高碇達之助と農林大臣河野一郎⁶⁷であった。彼等は、対ソ関係のみならず、国内的に大きな政治力を持っていた。日本外務省を抑えることもできた。彼等との交渉は、その後の日ソ関係の進展に期待を持たせた。また、1956年の日ソ漁業条約（北洋サケ・マス漁業）発効後、操業条件等を決める日ソ漁業交渉が毎年行われ、高碇らも出席し、両国の漁業関係者の関係は良好だった。

2) 日本が必要とした昆布は、ソ連にとっては無用だった。

ロシア人は昆布を食べるという習慣がなく、ソ連にとっては必要のないものだった。昆布漁を認めることによって採取料が徴収できるのであれば、願ってもないことだった。ソ連は、わずかな昆布を日本の零細漁民に採らせることで、日本の対ソ感情の好転を狙ったとも推測される。⁶⁸

3) 日ソ関係が好転し始めていた時期であった。

冷戦構造の中で、日米安保協定改定を推進していた岸信介内閣が1960年7月15日総辞職をし、池田隼人内閣に代わった。1962年夏財界の訪ソ経済使節団が交渉に成功し、日ソ貿易が動き出していた。

4) 日中関係が深まる事態をソ連が懸念した。

当時中ソ対立で敵対関係にあった中国が、1962年11月日本との間でLT貿易協定⁶⁹を締結した。ソ連は日中関係が深まる状況を懸念した。この協定の立役者は、高碇だった。

2.3 協定成立過程

1962年5月7日、日ソ漁業交渉の首席代表としてモスクワを訪問していた高碇達之助大日本水産会会長と河野一郎農林大臣が、ソ連首相N.S.フルシチョフ⁷⁰と会談した際、北海道の沿岸漁民救済のため、貝殻島昆布漁に限定した許可を要請した。フルシチョフは「ソ連が利用しない昆布、ホタテ等は問題ない」と柔軟な姿勢と示した。⁷¹5月10日、以前日本政府が提示していた暫定協定案を修正した「高碇案」を提示した。①日本政府ではなく、民間団体の大日本水産会が許可証（鑑札・身分証明書）を発効する。②入漁料となる鑑札

⁶⁷ 河野一郎：1898年（明治31年）－1965年（昭和40年）。農林大臣、建設大臣、経済企画庁長官などを歴任。

⁶⁸ 牧村健一郎「日中をひらいた男 高碇達之助」朝日新聞出版, 2013, p.227

⁶⁹ 1962年11月に「日中総合貿易に関する覚書」が調印された。この覚書の署名者（廖承志〈Liao Chenzhi〉と高碇達之助〈Tkasaki Tusnosuke〉）の苗字のローマ字綴りの頭文字をとって、LT貿易協定と呼ばれる。

⁷⁰ N.S.フルシチョフ：1894年－1971年。ソビエト連邦第4代最高指導者。ソビエト連邦共産党中央委員会第一書記。非スターリン化に基づく自由化の諸潮流をもたらした。西側陣営と平和共存を図る。

⁷¹ 牧村, 前掲書, p.222

料（1隻1万円）を支払う。③適用区域を歯舞群島（貝殻島）・色丹島に限定する。というものである。⁷²日本漁船の拿捕は続き、国内では右翼が「領土を魚で売り渡すな」と攻撃が強まる。また外務省も入漁料を支払っての提案に、領土問題への影響を懸念すると厳しい姿勢を示した。脅迫などもあったが、高碓は、零細漁民救済をソ連のトップに何度も要請をした。

ソ連との交渉は進まず、1年が過ぎた1963年4月ソ連側から「日ソ間で民間漁業協定を結ぶ用意がある」と連絡が入る。具体的な交渉が63年5月17日モスクワで始まった。病氣療養中の高碓に代わり、大日本水産会常任理事（日魯漁業専務）池崎勇が団長を務め、北海道水産会会長（根室漁業協同組合長）^{かわばたもとじ}川端元治を含む6人のメンバーも同行した。交渉は難航したが、6月10日妥結した。

2.4 協定内容

1963年6月10日 貝殻島昆布採取協定が締結された。正式名称は、「貝殻島（シグナリヌイ島）区域における昆布の日本漁民による採取に関する大日本水産会とソヴィエト連邦国民経済会議附属漁業国家委員会との間の協定」である。貝殻島の周辺海域（ソ連主張の領海）での日本漁船の昆布採取に関する日本民間団体とソ連政府との協定である。協定の特徴は、協定水域範囲を貝殻島周辺、採集水産物を昆布に限定し、領土問題を棚上げにして締結された日ソ間の初めての民間漁業協定ということである。

第2節 貝殻島昆布採取協定(1963年締結)と第3節 貝殻島昆布採取協定(1981年締結)の2つの協定は、民間協定であるため、協定原文を見ることができませんでした。そのため、協定内容等に関しては、本田良一氏の「日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後」北海道新聞社、2013と岩下明裕氏、本田良一氏の「日ロ関係の新しいアプローチを求めて「日ロ関係と安全操業」」『21世紀 COE 研究 報告書 15号』北海道大学スラブ研究センター、2006、<https://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no15/contents.html> を参考にしています。

⁷² 牧村, 前掲書, p.222

内容は、①協定水域は、貝殻島周辺水域。②漁期は6月1日～9月30日までの4か月間。③操業隻数は300隻以内（日本側漁協の監視船1隻を含む）。④採取権料として1隻12,000円を支払う。⑤船長、乗組員は、大日本水産会が発給する証明書を持つこと。⑥操業区域内では、ソ連の法律に従うというものである。

「昆布採取は、ソビエト連邦魚族保護機関によって監督される」（第3条）

「昆布採取に従事する日本漁民は、この区域において適用せられるソビエト社会主義共和国連邦の法律、決定、昆布採取を規制する規則を含む規則、並びにこの協定の規定を順守しなくてはならない。」（第6条）「この協定の規定に違反する日本漁民は、ソビエト官憲または、大日本水産会（大水）によりこの区域における採取権を喪失せしめられ得るものとする。」（第6条「採取権の喪失条項」）

協定水域での操業に関して、日本漁船はソ連の法律、決定に従う。但し「採取権の喪失」に関しては、ソビエト官憲と並べて、日本の「大日本水産会」を明記することにより、北方四島に対する日本の主権を明示した。

協定締結後の1963年6月19日朝6時 コンブ漁船230隻が貝殻島へ向かった。隻数枠は、当初の300隻以内から1969年には330隻となり、昆布生産量が安定し、漁業者の生活も豊かになってきた。昆布漁が始まって3年目の1965年の交渉で日本側が「漁民の食料にするために小魚を1日1隻5キロまで獲らせてほしい」と要望したところ、「漁民には子供も多いだろうから」と10キロを限度に認められた。⁷³ 零細漁業者への配慮であった。

北方四島周辺では、相変わらずソ連警備艇の追跡を受け、日本漁船の拿捕が続いていた。貝殻島周辺昆布漁の実現に続き、ソ連は1963年8月22日、最高幹部会の恩赦に関する決定として抑留中の日本人漁船員全員の釈放を発表した。日ソ友好ムードが盛り上がり、安全操業の拡大に期待が高まった。北海道水産会の要請を受け、政府も交渉再開に向けて動き出した。1965年赤城宗徳農林大臣による赤城試案、1969年愛知揆一外務大臣による愛知試案等が示された。日本漁船の操業海域、漁獲魚種の拡大を求めた。しかし、漁業交渉は領土交渉となり、進展することはなかった。⁷⁴

⁷³ 本田，前掲書 2013，p.117

⁷⁴ 岩下，本田，前掲書 2006，pp.73-76

第3節 貝殻島昆布採取協定 (1981年 / 昭和56年)

3.1 1981年協定成立背景

第3次国連海洋法会議開催中⁷⁵の1977年2月24日、ソ連は「3月1日から200海里漁業専管水域を設定する」と発表する。日ソは、新しい漁業基本協定を締結することで合意はしていたが、ソ連が、北方四島周辺にも200海里漁業専管水域を設定しようとしていたため、漁業交渉は、領土問題交渉へと変質した。⁷⁶3月26日協議の中でソ連側が「民間協定の貝殻島周辺昆布漁も暫定協定(政府間協定)に1本化する。貝殻島はソ連領海内なので、ソ連漁業省の許可証がないと操業を認めない」と発言し、関係者を驚かせる。ソ連最高会議幹部会令に基づく措置だった。⁷⁷四島周辺海域に関する民間協定を政府間協定にすること、またソ連漁業省の許可証で日本漁船が操業することは、ソ連の貝殻島領有を認めたことになる。昆布協定を政府間暫定協定と切り離し、今まで通り民間協定として運用することになんとか合意はできたが、1963年協定は失効し、昆布漁は1976年で中断する。1977年6月からの昆布漁はできず、根室の漁業者は、協定締結以前の厳しい生活に戻った。当時、歯舞漁協の組合員613人の内、8割の約500人が昆布漁を中心に生活していたからである。⁷⁸廃業を余儀なくされる漁業者も出てきた。

3.2 協定成立過程

こうした状況を打開するために、1978年12月20日日本社会党委員長飛鳥田一雄^{あすかたいちを}がソ連を訪れ、ソ連共産党イシコフ漁業相と民間協定をベースにした交渉再開の合意を取り付ける。社会党は、北海道水産会(同会長兼根室漁協組合長川端元治)を交渉の窓口に推薦し、1979年4月交渉を再開する。ソ連側の主張(3原則)は、①貝殻島という地名はなく、シグナリヌイ(ロシア語で「信号」)である。②漁船はソ連側が発効する許可証を携帯する。③違反した場合の裁判権はソ連側にある(裁判管轄権)である。しかしこれらを認めることは、貝殻島をソ連領であると認めたことになる。貝殻島昆布漁再開の民間交渉も領土交渉になった。川端北海道水産会長の交渉後継者としてソ連に人脈を持つ全鮭連専務金沢幸雄がその任を受け継ぐ。⁷⁹1981年8月17日～24日の6回目の貝殻島昆布漁再開交渉の結果、ようやく妥結した。昆布漁は、1977年から1980年までの4年間中断していたが、1981年8月25日新たに貝殻島昆布採取協定を締結し、9月1日午前7時、昆布漁船約330隻が5

⁷⁵ 開催期間 1973年12月3日～1982年12月10日

⁷⁶ 本田, 前掲書 2013, p.93

⁷⁷ 本田, 前掲書 2013, p.94

⁷⁸ 本田, 前掲書 2013, p.95

⁷⁹ 本田, 前掲書 2013, p.96

年ぶりに貝殻島へ向かった。

ソ連が民間協定として新たに昆布協定を締結しようとした背景には、当時の政治状況がある。東西冷戦の最中、1979年12月末ソ連軍がアフガニスタンに侵攻した。⁸⁰それに対し、1980年1月米国は対ソ穀物輸出の禁止、夏のモスクワオリンピックのボイコットなどを決定する。日本もオリンピック参加を取りやめ、大型経済プロジェクトの凍結などの経済制裁実施を発表した。アフガニスタンばかりでなくソ連国内も不安定な状況にあった。そうした中、昆布協定締結と引き換えに日本政府から何らかの経済制裁解除の約束があったのではと推測される。⁸¹また、昆布漁の中断中も日ソ漁業協定（北洋サケ・マス漁業）に基づいた交渉は、毎年開催され、漁業問題の協議が行われていた。昆布漁交渉を再開し合意する状況にあったと考えられる。

3.3 協定内容

1981年8月25日一般社団法人北海道水産会とソ連政府との間で新たに民間協定「貝殻島昆布採取協定」が締結された。正式名称は、「日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定」である。内容は、1963年協定とほぼ同じである。

1963年と1981年の貝殻島昆布採取協定の違い⁸²は、

- ① 併記してあった貝殻島、シグナリヌイ島の島名ではなく、緯度経度で表すことにした。
- ② 「採取権の喪失事項」第6条が、1963年協定では、協定文の中にあっただが、1981年協定では「附属書」に移された。第6条とは、「この協定の規定に違反する日本漁民は、ソビエト官憲又は、大日本水産会（大水）によりこの区域における採取権を喪失せしめられ得るものとする」という協定文である。誰が、どちらの国が、操業違反などが生じた場合に、採取権を取り消すのかというもので、1963年協定交渉において、最後まで争点になっていた。
- ③ 採取権を取り消す主体が、曖昧になった。1963年協定では、昆布採取権を取り消す主体が「ソビエト官憲又は、大日本水産会（大水）」と協定本文（第6条）中に記載されていた。一方、1981年協定では、「この協定の規定に違反する日本漁民は、この区域における採取権を喪失せしめられるものとする」と取り消す主体を明記していない。
- ④ 採取料が中断前の約4倍の6,600万円になった。

⁸⁰ 冷戦を背景に始まったロシアのアフガン侵攻は、1979年12月に始まり、泥沼化し、1989年まで続く。

⁸¹ 本田，前掲書2013，pp.111-112

⁸² 本田，前掲書2013，p.111

⑤「昆布採取に従事する漁民の食料に供するため当該漁船により手釣りの方法をもってアイナメ、カレイ、カジカなどの小魚を採取することは妨げない」（協定附属書第6項）。1963年協定の「10kgを越えない」という制限は削除され、実際に漁民たちは2002年まで小魚を獲っていた。⁸³

1963年協定と同様に、1981年協定第5条には、「昆布採取に従事する日本漁民は、この区域に適用せられるソビエト社会主義共和国連邦の法律、決定及び規則並びにこの協定の規定を順守しなくてはならない」⁸⁴とソ連の法令に従うことを義務づけている。ロシアに代わった1992年以降も同様である。

中断までの5年間（1972年～1976年）の貝殻島昆布漁の平均生産額は、5億7,800万円だったが、1981年9月に再開した昆布漁は、82年に過去最高の水揚げとなった。バブル経済も手伝って、その金額は12億5,000万円を記録した。その後は6億～9億円前後で推移した。昆布採取料は毎年値上げが続き、1994年（平成6年）には1億2,400万円になった。⁸⁵

1980年後半、ソ連共産党書記長ミハイル・ゴルバチョフは、ペレストロイカ（改革）、グラスノスチ（情報公開）を提唱し、経済改革を押し進めた。1991年12月ソ連が崩壊し、新生ロシアが誕生したが、市場経済重視の姿勢を更に強めたこと、新政権誕生の混乱で経済的に逼迫していたことが、採取料値上げの背景にある。

ソ連の継承国であるロシア⁸⁶と現在もこの協定に基づいて協議が行われ、操業条件が決められている。操業期間は6月1日～9月30日までの4か月間である。毎年4月～5月にかけて、その年の採取量や採取料などの交渉が行われている。しかし、ロシア側の事情により、6月1日の漁の開始までに合意に至らないこともあった。また、天候不良でコンブの生育が遅れたため漁の開始が遅れることもあった。

貝殻島昆布漁での違反が1回あった。1986年9月1日、1隻が禁止されているカゴで、アイナメ3匹、花咲ガニ7匹を獲ったとして1万ルーブル（当時の金額で約220万円）の罰金を支払った。以後違反はない。⁸⁷

⁸³ 本田, 前掲書 2013, p.116-117

⁸⁴ 本田, 前掲書 2013, p.111

⁸⁵ 本田, 前掲書 2013, p.95, p.116

⁸⁶ 1991年12月25日ソビエト連邦解体、ロシア連邦誕生。ロシア側交渉者はロシア連邦漁業省となる。

⁸⁷ 本田, 前掲書 2013, pp.143-144。歯舞漁協の話（2015.8.19）によると、協定文には「協定水域内の島に上陸してはならない。」とある。しかし、モエモシリ島という小さな島に、日本漁船の漁業者が上陸したそうである。「国境警備隊が遠くから見ると島に上陸したように見える」と日本側は主張した。違反は、この1回で、以後ないそうである。

3.3.1 貝殻島周辺海域での昆布漁の推移

貝殻島周辺では1987年（昭和62年）の交渉により、昆布と同じ枠組みの中で、12月からウニ漁もスタートする。ウニは大型海藻を餌とする無脊椎動物である。そのため、ウニによる昆布被害の減少も兼ねて、ウニ漁が始まった。1987年12月から翌1月末までの2か月間の漁期で、18隻が操業し、最大260トンまで採取できる見返りに、入漁料として5,700万円をソ連側に支払うという条件だった。初年度は17隻が操業し、259トン、3億2,800万円とまずまずの水揚げがあったが、身入りが悪い老ウニが多いこともあって、2年目以降は赤字操業が続いた。三角水域⁸⁸の操業再開、本格的な安全操業の実現などを目指す根室の各漁協は「対ソ関係を考えると、経済ベースだけでは割り切れない」と、我慢の操業を続けたが、1992年を最後に中止となった。⁸⁹

⁸⁸ 三角水域とは、歯舞群島、色丹島、国後島で囲まれた三角形のような水域。豊かな漁場。

⁸⁹ 岩下，本田，前掲書 2006, p.95

表 3.3 貝殻島昆布（ウニ）漁の推移

（単位 数量：トン 金額：千円）

年次	回数	コンブ漁				ウニ漁			
		操業 隻数	採取料	生産量	生産金額	隻数	採取料	水揚量	水揚金額
昭和38年	1	300	3,600	1,195	143,125	-	-	-	-
昭和39年	2	300	3,600	1,035	153,517	-	-	-	-
昭和40年	3	300	3,600	668	129,143	-	-	-	-
昭和41年	4	300	3,600	1,049	198,154	-	-	-	-
昭和42年	5	300	3,600	833	163,272	-	-	-	-
昭和43年	6	300	3,600	473	102,142	-	-	-	-
昭和44年	7	330	3,960	841	189,093	-	-	-	-
昭和45年	8	330	3,960	466	186,984	-	-	-	-
昭和46年	9	330	3,960	915	346,398	-	-	-	-
昭和47年	10	330	3,960	1,058	394,864	-	-	-	-
昭和48年	11	330	3,960	982	457,920	-	-	-	-
昭和49年	12	330	3,960	865	666,080	-	-	-	-
昭和50年	13	330	17,160	854	586,321	-	-	-	-
昭和51年	14	330	17,160	964	784,121	-	-	-	-
昭和52年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和53年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和54年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和55年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和56年	15	330	66,000	506	652,353	-	-	-	-
昭和57年	16	330	66,000	1,157	1,250,781	-	-	-	-
昭和58年	17	375	75,000	551	667,280	-	-	-	-
昭和59年	18	375	78,750	847	959,488	-	-	-	-
昭和60年	19	375	91,350	927	610,373	-	-	-	-
昭和61年	20	375	107,500	733	683,156	-	-	-	-
昭和62年	21	375	110,500	1,031	990,539	17	57,000	259	328,277
昭和63年	22	375	115,000	680	643,551	18	62,000	245	271,908
平成元年	23	375	115,000	735	688,608	10	36,000	126	158,561
平成2年	24	375	118,000	582	535,421	10	38,380	130	225,932
平成3年	25	375	120,000	860	1,006,028	10	42,000	128	186,095
平成4年	26	375	122,000	809	926,998	10	43,000	68	106,797
平成5年	27	375	122,000	842	998,985	-	-	-	-
平成6年	28	375	124,000	455	591,179	-	-	-	-
平成7年	29	375	124,000	656	805,698	-	-	-	-
平成8年	30	375	124,000	362	479,286	-	-	-	-
平成9年	31	375	124,000	275	362,117	-	-	-	-
平成10年	32	375	124,000	487	608,958	-	-	-	-
平成11年	33	375	124,000	272	472,191	-	-	-	-
平成12年	34	375	124,000	571	666,114	-	-	-	-
平成13年	35	375	124,000	463	625,045	-	-	-	-
平成14年	36	375	124,000	737	658,007	-	-	-	-
平成15年	37	375	120,000	420	394,601	-	-	-	-
平成16年	38	375	122,000	681	547,149	-	-	-	-
平成17年	39	281	122,000	384	359,042	-	-	-	-
平成18年	40	259	73,200	316	356,761	-	-	-	-
平成19年	41	251	97,600	285	369,642	-	-	-	-
平成20年	42	249	85,400	247	366,169	-	-	-	-
平成21年	43	245	85,400	430	559,608	-	-	-	-
平成22年	44	256	90,280	386	445,765	-	-	-	-
平成23年	45	259	85,400	297	377,711	-	-	-	-
平成24年	46	262	90,280	274	352,390	-	-	-	-
平成25年	47	260	87,840	206	263,161	-	-	-	-
平成26年	48	256	87,840	198	257,312	-	-	-	-
平成27年	49	238	87,840	432	602,645	-	-	-	-

※昭和52年から同55年までは交渉中断のもの。

出典：根室市「平成27年度版 水産ねむろ」平成28年3月 p.20, www.city.nemuro.hokkaido.jp

3.4 2016年漁期の操業条件（2016年6月1日～9月30日）

次の図と表は、協定に基づく操業水域（協定水域）と2016年4月18日～20日にかけてモスクワで行われたロシア連邦漁業庁と北海道水産会の協議結果である。昆布漁は、根室市の歯舞・根室・落石の3漁業協同組合所属の漁船が行う。

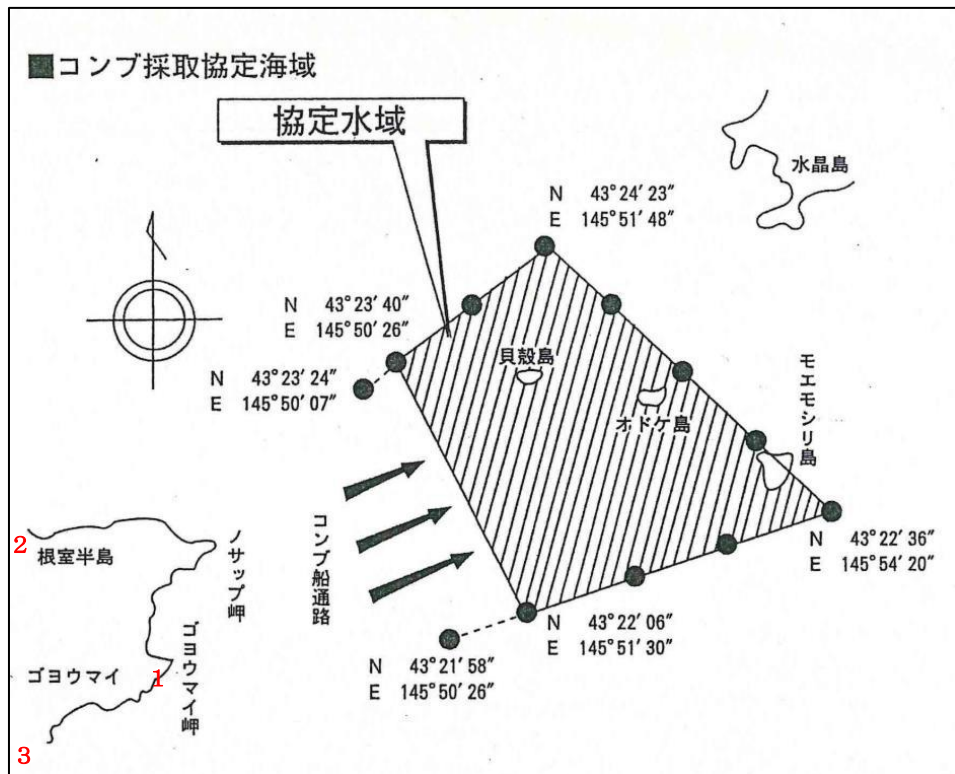


図 3.6 貝殻島昆布採取協定水域

注：昆布漁船は、矢印側から協定水域内に入り、操業する。指導船も一緒である。

図内の赤い番号は、各漁協の位置である。1 歯舞、2 根室、3 落石。筆者加筆。

出典：根室市「水産ねむろ 平成27年度版」平成28年3月, p.19

表 3.4 2016年の操業条件

2016年の操業条件	
採取量	3,862トン（前年より170トン減）
	褐藻類（コンブ、チガイソ、スジメ）3,862トン （うちコンブは152トン減の3,448トン）
採取料	9,026.8万円（前年より242.8万円増）
機材供与	350万円（前年同）
操業隻数	241隻（指導船1隻含む）（前年より3隻増）
操業期間	6月1日～9月30日（前年同）

出典：根室新聞2016.4.22、水産北海道ブログ2016.4.21

2016年の昆布採取量は、前年より170トン減の3,862トン(うち昆布が152トン減の3,448トン)である。操業隻数は、歯舞漁協215隻、根室漁協13隻、落石漁協12隻、指導船1隻の3隻増で241隻である。⁹⁰北海道知事から委託をうけ、北海道水産会が認めた昆布漁船の数である。歯舞漁協の船が一番多い。採取料金は、242万8,000円増で9,026万8,000円、操業隻数は241隻、その内、指導船が1隻なので、実質操業隻数は240隻である。単純計算で、1隻当たりの採取料金は、376,117円⁹¹となる。貝殻島昆布漁業者への助成として、水産庁が、「北方海域出漁者経営安定支援事業」の一環として助成金を支給している。助成窓口は、「一般社団法人北海道水産会」で、各漁業者は北海道水産会から事務の委託を受けた各漁業協同組合に書類を提出する。1隻当たりの補助額の上限は185,000円である⁹²。そのため、各漁船により最終的な採取料金は異なる。機材供与は、前年と同じく350万円である。具体的な機材については、資源調査等に関する技術協力として供与しているが、その都度ロシア側と北海道水産会とで調整のうえ必要な機材を提供している⁹³。今年も同じである。

歯舞漁協(2015.8.19)によると、協定で決められた漁期は、6月～9月であるが、実際に貝殻島周辺で昆布漁をするのは、6月中で、やわらかい棹前昆布を採る。7月頃は、ほとんどが各漁協近くの沿岸域で昆布漁をする。9月末までは、漁期になっているので、8月頃から操業する船もあるが、1隻でも域内で操業する場合には、指導船を伴うそうである。

次の写真は、2015年の出漁証明書伝達式などの様子である。以前は、屋外で、本協定締結に尽力した高碓達之助らの写真の前で伝達式、操業の安全を祈願したそうである。今、高碓の写真は、歯舞漁協の組合長の部屋に飾られている。

⁹⁰ 根室市水産振興課からの回答。2016.11.2

⁹¹ 2015年の1隻当たりの採取料金は、単純計算で370,633円だった。

⁹² 北海道根室振興局産業振興部水産課国際漁業からの回答。2015.7.29

⁹³ 北海道根室振興局産業振興部水産課国際漁業からの回答。2015.7.29



図 3.7 貝殻島区域昆布採取漁船出漁証明書伝達式

注：2015年5月31日（日）歯舞漁業協同組合大会議室において、貝殻島区域での2015年昆布操業出漁証明書が、北海道水産会高橋代表理事副会長から歯舞漁業協同組合小倉代表理事組合長に手渡された。出漁は6月1日である。

出典：一般社団法人北海道水産会

3.5 課題

➤ 現況

日本とロシアとの間には、北方四島の領有権問題がある。ロシアが実効支配しているため、周辺海域にもロシアの管轄権が及ぶ。四島周辺海域で操業する際には、ロシアの法令に従う。3漁協の漁船が、6月～9月末まで、採取料を支払って、貝殻島周辺水域で昆布漁をしている。

➤ 法的課題

日本政府は、北方四島の領有権、四島周辺の領海、EEZを主張している。しかし、四島周辺の領海で日本漁船が昆布漁をする際には、ロシアの法令に従い、昆布採取料を支払っている。北方四島や周辺海域がロシアに帰属することを意味していないか。領土問題の解決が望まれる。

➤ 現場での課題⁹⁴

- ・流水や温暖化により昆布の生育が良くない。全体的に生産量が減っている。5年周期くらいで生産量の変化がみられる。
- ・2011年の東日本大震災で海底が変化し、昆布の上に砂が乗り2014年頃まで不作だった。
- ・2014年の生産量が少なかったため、2015年漁期の操業隻数を減らした。しかし、2015年は、いつもより生産量が多かった。
- ・2015年漁期の生産量が多かったため、2016年漁期の操業隻数は3隻増やした。しかし2016年は、北海道に何度も台風が来たため、生産量が少ない。
- ・生産量が少ないと、貝殻島にまで行って昆布を採る必要がないと思う漁業者も出てくる。操業漁船が減少すると1隻当たりの昆布採取料が高くなり、あまりに高いと負担になってくる。昆布協定の継続が難しくなる。貝殻島やその周辺水域への日本の主張ができなくなる可能性もある。今ある暫定的境界線も曖昧になる。
- ・日本人の食習慣の変化により、昆布消費が減少している。全国地域婦人団体連絡協議会が、北方四島返還運動の支援の一環として、貝殻島昆布を購入販売しているが、婦人会への加入自体が減少しているため、昆布消費も減少している。
- ・北方四島の開発が進み、ロシア人が多く住み、健康志向の高まり、食習慣の変化によりロシア人が昆布を食べるようになったら、協定枠組みはそのままでも、昆布採取割当量が削減されたり、採取料金が上がるかもしれない。
- ・今のところ漁船の後継者はいるが、独身者が多い。
- ・根室と北方四島は近い。歯舞群島の貝殻島で昆布漁をしているということは、日本の国土を守ることに繋がっている。領土問題解決のためにも、この海域での漁業は重要である。(歯舞漁協2015.8.19)
- ・根室周辺での水産業が衰退すると、関連産業も衰退し、沿岸域での人口減少につながる。国境に面している地域の衰退は、国土の荒廃につながり、国家の安全保障上の問題となる。水産業の振興が重要である。(歯舞漁協2015.8.19)

⁹⁴ 根室市歯舞漁協、根室振興局産業振興部水産課、根室市水産港湾課、北海道水産会など。

第4節 日ソ地先沖合漁業協定 (1984年 / 昭和59年)

4.1 1984年協定成立背景

1955年(昭和30年)頃から、日本近海でソ連漁船の操業が始まった。1968年頃からは、母船を含む大型トロール漁船、まき網漁船の船団が、北海道沖から南下して三陸沖、福島沖、銚子沖、更には伊豆諸島付近まで魚群を追って操業し、日本漁船との間にトラブルが発生した。1974年には、年初めから伊豆諸島の銭州サバ漁場でまき網操業、中層トロール操業を行い、日本の棒受網漁業や一本釣り漁業との間で漁業紛争を引き起こした。その年9月には、北海道東部沖に、1万トン級の母船を含む船団が現れ、サバ魚群とともに南下した。⁹⁵ソ連漁船は、日本の漁業規制で沖合底曳網漁業が禁止されている海域でも操業し、漁業資源に影響を与え、また日本漁船の定置網、刺し網を破るなど漁具への被害も与えた。

1974年11月下旬から、ソ連漁船と日本の中小漁船との紛争問題を解決するために、ソ連政府との協議が行われ、1975年6月7日、日ソ両国は「漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」(日ソ漁業操業協定)に署名した。⁹⁶10月23日発効した。この時点での日本の領海は3海里であるため、本協定は、3海里より外側の日本沿岸の地先沖合の公海水域に適用された。両国漁船の標識、燈火、信号、漁具の標識について定め、また、漁船の運航や操業について規定した。紛争を処理するために、東京とモスクワに、常設の漁業損害賠償請求処理委員会を設置した。⁹⁷しかし、公海上でのソ連漁船による操業を規制しうるものではなく、ソ連漁船によって日本の漁業者が受けた被害は甚大なものであった。⁹⁸この協定と並行して、日本国内では、沿岸漁業者から領海12海里への拡大が求められた。日本政府は、第3次国連海洋法会議の推移を見ながら、領海12海里への拡大、200海里漁業水域の設定を検討した。

1976年、米国は自国の漁業(専管)水域を領海12海里から200海里に拡大した。同年12月10日、ソ連も最高会議幹部会令⁹⁹により200海里漁業水域を設定し、1977年2月24日ソ連邦大臣会議の決定¹⁰⁰により1977年3月1日からの実施を表明した。この水域設定により、日ソ両国は新たに操業水域を決める必要があった。¹⁰¹同年3月からソ連200海里水

⁹⁵ 水上千之「日本と海洋法」有信堂、1995、pp.14-15

⁹⁶ 水上、前掲書、p.16

⁹⁷ 水上、前掲書、p.17

⁹⁸ 水上、前掲書、p.18

⁹⁹ 布施勉「国際海洋法序説」酒井書店、1988、p.159。正式名称は、「ソ連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業規制のための暫定措置に関するソ連邦最高会議幹部会令」である。

¹⁰⁰ 浦野起央「日本の国境[分析・資料・文献]」三和書籍、2013、p.320。正式名称は、「ソ連邦沿岸に接続する太平洋及び北氷洋水域における生物資源の保存及び漁業規制に関する暫定措置の実施に関するソ連邦大臣会議の決定」である。

¹⁰¹ 各国の200海里漁業水域設定により、遠洋漁業の操業海域は縮小し、減船が進められた。廃業する人や根室などでは、地元を受け皿がなく特攻船に乗る漁業者も現れた。

域内での日本漁船の操業の手続き及び条件に関する交渉が開始された。ソ連主張の 200 海里水域には、北方四島をソ連が実効支配しているため、その周辺水域も含まれる。北方四島領有権問題、四島周辺海域をめぐって交渉は難航したが、領有権問題に関する日本の立場を害することのない形で最終的に合意をみるに至り、同年 5 月 27 日両国は「日ソ漁業暫定協定」に署名した。¹⁰²

1977 年 5 月 2 日日本もまた国内法「領海及び接続水域に関する法律」「漁業水域に関する暫定措置法」¹⁰³を制定、公布し、同年 7 月 1 日日本周辺に領海 12 海里、200 海里漁業水域を設定した。1977 年 6 月末から日本 200 海里水域内でのロシア漁船の操業の手続き及び条件に関する交渉が、東京において行われ、両国は、同年 8 月 4 日「ソ日漁業暫定協定」¹⁰⁴に署名した。

これらの 2 つの協定は、日ソ双方の漁船が、それぞれ相手国の 200 海里水域内で漁業を行う手続きや条件を定めたもので、ほぼ同じ内容を持つ。具体的には、(1) 漁獲割当量、魚種別組成、漁獲の具体的な区域及び条件が、両国の権限ある当局の間の書簡に明記されること、(2) 許可証の発給及び発給に関し妥当な料金を徴収することができること、(3) 政府は、自国民・自国漁船が協定の規定及び相手国の法令に従うことを確保すること、また協定及び相手国法令に従わない国民・漁船は、相手国の法令に従って責任を負うこと（沿岸国主義）、(4) 公務員による乗船・検査についての協力、(5) 相手国船を拿捕した場合の相手国への通報、(6) 拿捕された船舶・乗組員の担保金等による釈放などを定めていた。また、これらの協定の附属書は、それぞれ協定本文の関連規定を受けて、許可証の申請および発給の手続き、情報の提出、操業日誌の記載などを定めていた。¹⁰⁵日ソ漁業暫定協定第 8 条、ソ日漁業暫定協定第 7 条に、締約国政府の立場又は見解として、いわゆる留保条項が明記されている。¹⁰⁶「この協定のいかなる規定も、第 3 次国際連合海洋法会議において検討されている海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。」

これらの協定は、どちらも有効期限が、1977 年末までとされていたが、12 月 16 日モスクワにて、「日ソ」「ソ日」両暫定協定の有効期間延長に関する議定書の署名が行われ、その後、毎年 1 年ずつ延長された。

¹⁰² 日ソ漁業暫定協定。1977 年 5 月 27 日制定、1977 年 6 月 10 日発効。正式名称は「北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における 1977 年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」。ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説より。

¹⁰³ 1977 年（昭和 52 年）5 月 2 日制定された「漁業水域に関する暫定措置法」法律 31 号は、数度の改正を経て、1996 年（平成 8 年 6 月 14 日）法律 76 号の成立により、廃止される。法律 76 号とは、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」（EZ 漁業法）である。平成 8 年 7 月 20 日施行される。

¹⁰⁴ 1977 年 8 月 4 日東京にて署名、同年 8 月 16 日暫定実施、同年 12 月 9 日発効。

¹⁰⁵ 水上、前掲書、p.95

¹⁰⁶ 浦野、前掲書、p.329, p.331

次の水域図は、1977年日本が設定した200海里暫定漁業水域（200海里漁業専管水域）ある。北方四島周辺水域や太平洋側に200海里漁業水域が設定されている。一方、日本海南部、東シナ海には、200海里水域は設定されていない。この漁業水域は、当時のソ連漁船に対応するものであった。当時、韓国、中国とそれぞれ漁業協定を締結しており、また日本の漁業勢力が両国より大きいという背景があった。

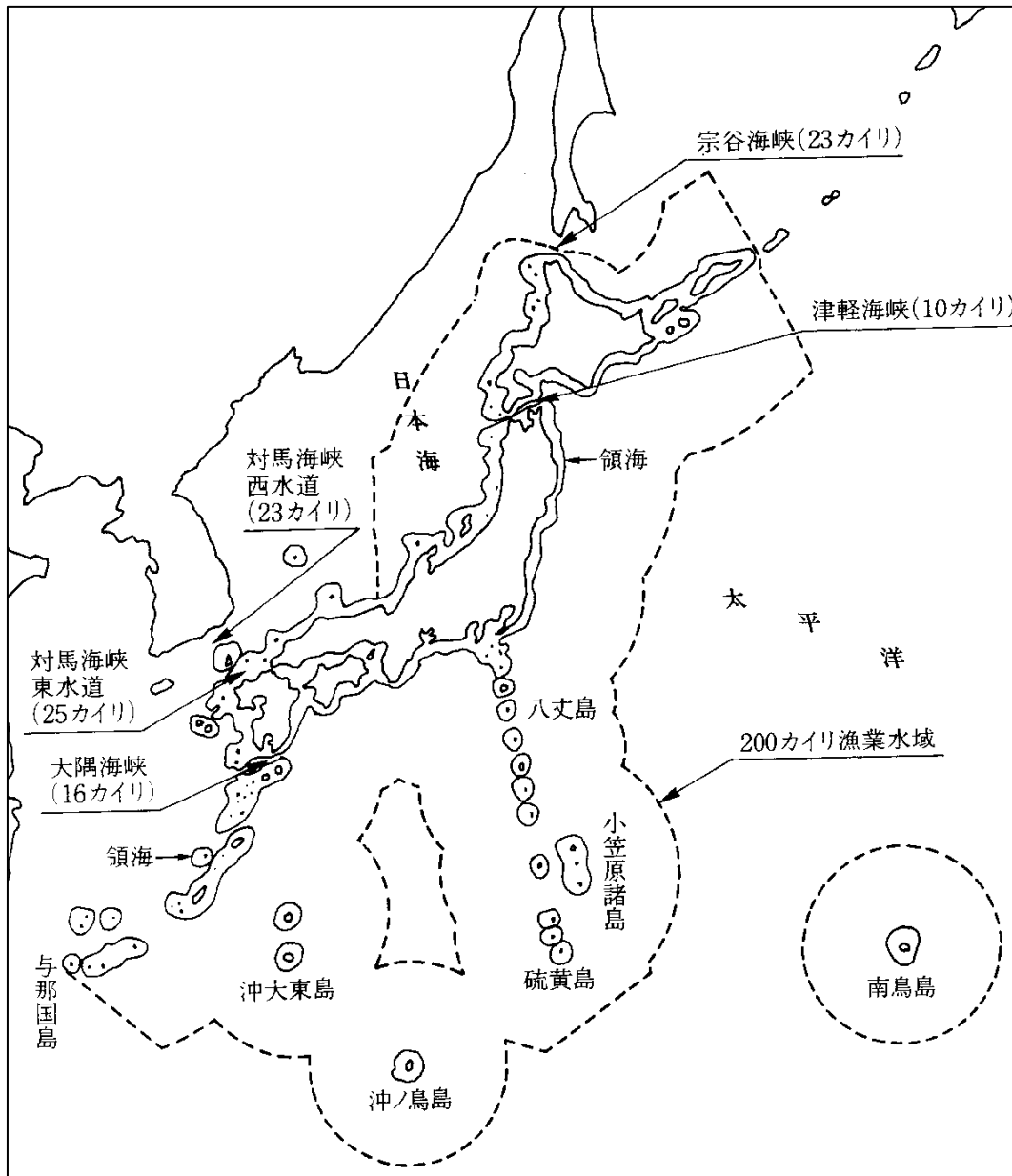


図 3.8 「漁業水域に関する暫定措置法（1977年）」に基づく200海里漁業専管水域
注：海洋の（ ）内の数字：水域の幅を示す。

---：「漁業水域に関する暫定措置法」（昭和52年法律31号）に基づく漁業水域の限界線

出典：編集代表 小田滋・石本泰雄「解説条約集 第5版」1994年, p.645

両協定の延長交渉で、日本は、日ソの 200 海里水域内での長期的かつ安定的な漁業枠組みを求めて、長期的協定の締結を主張したが、ソ連側は応じなかった。その理由として、200 海里法であるソ連邦最高会議幹部会令が暫定的な性格のものであること、第 3 次国連海洋法会議の結論が出ていないこと等¹⁰⁷が挙げられる。1984 年 9 月ソ連のカーメンツェフ 漁業相は、従来の「日ソ」・「ソ日」漁業暫定協定の見直しに応じる姿勢を示した。その背景には、1982 年 4 月 30 日に国連海洋法条約が採択されたこと、以前の「漁業水域に関する最高会議幹部会令（1976 年 12 月 10 日）」に代わり、1984 年 2 月 28 日に「経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令」が発効し、排他的経済水域を設定したこと等がある。^{108 109} ソ連は 1982 年に、日本は 1983 年に国連海洋法条約に署名している。¹¹⁰

4.2 協定成立過程

日ソ両国の 200 海里水域での相互入漁のための交渉が東京で行われ、1984 年 11 月 12 日「日ソ漁業暫定協定」「ソ日漁業暫定協定」を一本化することが一応の合意に達した。その後、それぞれの国内調整手続きを経て、1984 年 12 月 7 日東京で「日ソ地先沖合漁業協定」の署名が行われた。¹¹¹正式名称は、「日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定」である。1 週間後の 12 月 14 日発効した。相互入漁とは、双方の漁船が相手国 200 海里水域内で操業することである。日本は約 447 万 km²、ロシアは、北極海側も含むため約 756 万 km²の 200 海里水域を有するが、操業水域はそのすべてではなく、実際には、北西太平洋 200 海里水域内の指定された水域である。本協定は、1991 年（平成 3 年）12 月以降、ソ連の継承国であるロシア連邦との間で引き続き有効であり、「日ソ地先沖合漁業協定」は、その名称のまま現在に至る。

¹⁰⁷ 第 3 次国連海洋法会議は、1973 年 12 月 3 日にニューヨークで始まった。同会議は、1982 年 12 月 10 日に終了するまでに第 11 会期まで続いた。その間、1982 年 4 月 30 日国連海洋法条約が採択された。

¹⁰⁸ 水上、前掲書 1995, p.95

¹⁰⁹ 永杉伸彦「論題 日ソ漁業委員会について 新協定の締結と実態交渉」農林水産省広報/農林水産省、農林弘済会-9 巻 7 号(1978.7)-18 巻 3 号(1987.3), 1987, p.39
「ソ連側は、昨年（1984 年）9 月の山村前農林水産大臣の訪ソの際に、国連海洋法条約の採択、経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会の採択等新たな状況を踏まえて、これらの協定に代わる新たな協定を締結する用意があるとの意向を示すに至った。」

¹¹⁰ 国連海洋法条約は 1994 年 11 月 16 日に発効した。日本は 1996 年 6 月 20 日、ロシアは 1997 年 3 月 12 日に批准した。

¹¹¹ 水上、前掲書 1995, p.95

4.3 協定内容

日ソ地先沖合漁業協定は、1977年の「日ソ漁業暫定協定」と「ソ日漁業暫定協定」を一本化し、1984年12月14日に発効した。本協定の有効期間を1987年12月31日までとし、その後は、いずれかの国がこの協定の有効期間の満了日の6か月前までに、この協定を終了させる意思を他方に書面によって通告しない限り、順次1年間効力を存続することになっている。また、本協定は、1985年以降の日ソそれぞれの漁船による相手国200海里水域での操業条件は、この協定に基づいて設置される日ソ漁業委員会での協議の後、毎年日ソ政府が決定するとしている。¹¹²

1984年（昭和59年） 12月7日 東京で署名
1984年（昭和59年） 12月14日 国会承認
1984年（昭和59年） 12月14日 東京で承認通知の公文の交換
1984年（昭和59年） 12月14日 公布及び告示（条約第11号及び外務省告示第511号）
1984年（昭和59年） 12月14日 効力発生

本協定は、前文、本文（8条）、末文から成る。協定の概要は、以下のとおりである。

前文 北西太平洋の生物資源の保存及び最適利用のために、1982年採択「国連海洋法条約」、1977年5月2日付日本国の「漁業水域に関する暫定措置法」、1984年2月28日付ソヴィエト社会主義共和国連邦の「経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令」、1977年5月27日付「日ソ漁業暫定協定」、1977年8月4日付「ソ日漁業暫定協定」を考慮し、協定を締結する。

（1）漁獲の許可

各締約国政府は、相互利益の原則に立って、自国の関係法令に従い、自国の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。（第1条）

日本200海里水域内でのソ連漁船の操業は、関係法令「漁業水域に関する暫定措置法」第6条¹¹³により、農林水産大臣の許可を受けて行われる。¹¹⁴

¹¹² 水上、前掲書1995, p.96

¹¹³ 1977年5月2日制定。法律第31号。衆議院「漁業水域に関する暫定措置法」（漁業等の許可）第6条、www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/.../08019770502031.htm

1. 外国人は、漁業水域（前条各号に掲げる海域を除く。次条及び第9条第1項において同じ。）においては、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。
2. 農林大臣は、前項の許可をしたときは、農林省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。
3. 第1項の許可を受けた外国人は、農林省令で定めるところにより、その行う漁業又は水産動植物の

(2) 操業条件の決定

各締約国政府は、自国の水域における他方の国の漁船のための漁獲割当量、魚種別組成及び操業区域並びに自国の水域におけるこれらの漁船による操業の具体的な条件についての決定を毎年行う。この決定は、本協定の第6条にいう日ソ漁業委員会において行われる協議の後、資源状態、自国の漁獲能力、他方の国の伝統的な漁獲量及び漁獲の方法その他の関連する要因を考慮して行われる。(第2条)

(3) 許可証の申請と発効等

各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限ある機関から第2条(漁獲割当量、操業条件)にいう決定について書面による通報を受領した後、当該他方の締約国政府の権限ある機関に対し、当該他方の水域で漁獲を行うことを希望する自国の漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。各締約国政府の権限ある機関は、この協定の規定及び自国の関連法令に従って、この許可証の発給を行う。(第3条1)

各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限のある機関に対し、漁獲を行うことに関する手続規則(許可証の申請及び発給並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む)を書面により通報する。(第3条2)

各締約国政府の権限のある機関は、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができる。(第3条3)

各締約国政府の権限のある機関とは、日本国農林水産省水産庁であり、ロシア連邦農業食糧省漁業庁である。「漁業水域に関する暫定措置法」第6条2に「許可証の交付に関する規定」、第8条¹¹⁵に「入漁料に関する規定」がある。例えば、日本(水産庁)は、ロシア(漁業庁)からロシア200海里水域での操業条件等を書面にて受領する。そして、ロシア漁業庁に対して、ロシア200海里水域での操業を希望する日本漁船への許可証発給のための申請を行う。ロシア漁業庁は許可証を発給する。それを受け取った水産庁が日本漁船へ交付するという流れである。

(4) 規制措置

各締約国政府は、自国の国民及び漁船が、他方の国の水域において漁獲を行うときに

採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。

¹¹⁴ 水上、前掲書1995, p.96

¹¹⁵ 衆議院「漁業水域に関する暫定措置法」(入漁料)第8条
www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/.../08019770502031.htm

1. 外国人は、第6条第2項の規定により許可証の交付を受けるときに、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。
2. 特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。
3. 前2項に定めるもののほか、入漁料に関し必要な事項は、政令で定める。

は、当該他方の国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件に従うことを確保するために必要な措置をとる。(第4条1) 各締約国政府は、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件を他方の国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従って、自国の水域において、必要な措置をとることができる。各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船を拿捕し又は抑留した場合には、他方の締約国政府に対し、とった措置及びその後科した刑について、外交上の経路を通じて速やかに通報する。拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に速やかに釈放される。(第4条2) 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件につき、時宜を失することなく適当な通報を行う。(第4条3)

これらの規定の内、沿岸国の執行権限に関する規定は、国連海洋法条約第73条¹¹⁶の趣旨に沿うものである。担保による釈放は、日本の場合、「漁業水域に関する暫定措置法」第23条から第26条¹¹⁷に規定されており、また、ソ連の場合には、「経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令」第19条(1984年2月28日発効)に規定されている。¹¹⁸

(5) 生物資源の保存及び最適利用

両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。(第5条)

この規定は、国連海洋法条約第61条¹¹⁹および第62条¹²⁰の規定を考慮したものである。

(6) 日ソ漁業委員会の設置

両締約国政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業委員会を設置する。(第6条1) 委員会は、各締約国政府がそれぞれ任命する1人の代表及び2人以内の代表代理で構成する。(第6条2) 委員会は、少なくとも毎年1回交互に両国において会合する。委員会の会議の運営に関する共同の経費は、受入側が負担する。(第6条3) 委員会は、第2条に定めるところに関連する問題に関し協議を行うとともに、この協定の実施に関連するその他の問題につき検討する。(第6条4)

第1回日ソ漁業委員会は、1984年12月に東京で行われ、その後モスクワと東京で交互に開かれていたが、最近は、モスクワで開催されている。

¹¹⁶ 国連海洋法条約 第73条「沿岸国の法令の執行」

¹¹⁷ 漁業水域に関する暫定措置協定 改正1977年(昭和52)11月29日法律 83号一(施行=昭52年11月29日)第23条から26条には、「担保金等の提供による釈放等」などがある。

www.houko.com/00/01/S52/031.HTM

¹¹⁸ 水上, 前掲書 1995, p.99

¹¹⁹ 国連海洋法条約 第61条「生物資源の保存」

¹²⁰ 国連海洋法条約 第62条「生物資源の利用」

(7) 締約国政府の立場又は見解

この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

(第7条)

「この規定により、我が国の「北方四島」の領有権の主張を害することなく、四島水域での操業を確保している。領土に関する基本的立場と操業水域確保という実利とのギリギリの調整である。」¹²¹

(8) 効力の発生及び有効期間

この協定は、それぞれの締約国の国内法上の手続きに従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、1987年12月31日まで効力を有する。(第8条1) この協定は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了の日の6箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の締約国政府に書面によって通告しない限り、順次1年間効力を存続する。(第8条2)

日ロ双方の漁船による互いの200海里水域での操業については、日ソ地先沖合漁業協定に基づく政府間協議(漁業委員会)で毎年操業条件を決定し、両国漁船が相手国から受けた漁獲割当量及び許可隻数の範囲内で、相手国水域内で操業している。また、それぞれの沿岸国が相手国漁船に対する操業の許可及び取締りを実施している。沿岸国主義である。

4.3.1 協定締結のその後

4.3.1.1 第1回日ソ漁業委員会

1985年の日本とソ連の操業条件を決めるための第1回日ソ漁業委員会は、協定締結直後の1984年12月15日から始まったが、難航を重ねた。1985年1月30日局面を打開するために佐藤守良農林水産大臣が急遽訪ソし、¹²²カーメンツェフ漁業大臣との会談を行うことによって、双方受諾可能な結論を得ることができた。難航した原因は、日ソ間の漁獲アンバランスが著しく拡大したことである。例えば1984年の漁獲割当量の消化率が、日本漁船63%に対し、ソ連漁船19%であった。¹²³日ソ間の漁獲バランスがとれるような操業条件が

¹²¹ 海野洋「「韓露漁業問題」について—北方四島周辺水域における第三国漁船の操業をめぐる—」
「水産振興」第494号(第43巻第2号) pp.1-41, 財団法人東京水産振興会, 2009, p11

¹²² 永杉, 前掲書, p.41「今回の佐藤農林水産大臣の訪ソは、日ソ間の漁業交渉のための訪ソとしては、旧日ソ漁業協力協定締結交渉の際の故中川農林水産大臣以来、実に7年ぶりのものである。」

¹²³ 永杉, 前掲書, p.39

与えられない限り、ソ連は、自国 200 海里水域で自国の沿岸漁業の振興を図る方が経済的に見て合理的であるとして、日本に対し漁獲割当量の削減を求めた。しかし、日本側は、これ以上の割当量削減は、日本北洋漁業に未曾有の混乱をもたらすとして反対した。更に、ソ連漁船が操業条件緩和を求めたことに対して、ソ連漁船に対しては、すでに国内より規制が緩和されているにもかかわらず、操業隻数の減少がみられる。漁獲努力さえすれば、漁獲実績の向上は可能であると反対した。また、ソ連が、国内の食糧計画を達成するために漁獲拡大策をとっていたという背景もあった。

協議の結果、1985 年の漁獲割当量は、前年より減少し、双方同数の 60 万トン（等量バランス）になった。操業区域の拡大、補給と乗務員の休養のための寄港が認められた。（ソ連漁船は、宮城県塩釜港、日本漁船はサハリンのネベリスク港と決められた。）¹²⁴ソ連 200 海里水域で日本漁船が遵守すべき操業規則がソ連側より通報された。これらは、昨年までの暫定協定の時には、日ソ間で合意の上定められたものであるが、ソ連側の主張する主権的権利の行使として、一方的に通報してきた。特に 30 トン未満の小型漁船は、漁獲量等の日報、出入り域通報、操業日誌への漁獲量等の洋上記載などが新たに義務付けられた。このような通報の背景には、日本漁船の違反問題があると考えられるが、日ソ漁業関係を安定的なものにするには、操業秩序の維持に特に留意する必要がある。¹²⁵

4.3.1.2 日ソ双方の 200 海里水域での漁獲割当量の推移

表 3.5 は、日ソ両国の漁獲割当量である。1978 年～1984 年までの暫定協定の期間は、ソ連 200 海里水域での日本漁船の割当量が多いが、1985 年には同数になり、1986 年以降、双方の漁獲割当量は大幅に減少している。漁獲量の決定に関して、1977 年にソ連のイシコフ漁業相が、漁獲量における両国のバランスを主張して以来、等量原則が一応の基準となっていた。しかし、1987 年以降、ソ連水域における日本漁船の漁獲量は、相互入漁の無償分の他に有償分割当量が加わり、等量原則は崩れている。¹²⁶日本側は、漁獲割当量の減少に漁業関係者からの不満が相次ぎ、有償枠での割当量を確保したのである。

漁獲割当量が減少した背景には、200 海里漁業水域の設定により、ソ連漁船が世界各地の 200 海里水域から撤退し、自国の水域の資源に頼らざるを得ないということ、ゴルバチョフ政権による経済的合理性の見直し、大韓航空機事件¹²⁷に対する日本国の対応のような政治的要因があると考えられている。¹²⁸漁業交渉には、両国の様々な状況が関わり、漁獲

¹²⁴ 永杉, 前掲書, p41

¹²⁵ 永杉, 前掲書, p41

¹²⁶ 水上, 前掲書 1995, p.96

¹²⁷ 大韓航空機撃墜事件とは、1983 年 9 月 1 日に大韓航空のボーイング 747 の 007 便が、航路を逸脱し、ソ連邦の領空を侵犯し、ソ連防空軍の戦闘機により撃墜された事件。乗員乗客合わせて 269 人全員が死亡した。日本人も多数死亡。事故後のソ連の対応に対し、関係各国から非難が起こった。

¹²⁸ 水上, 前掲書 1995, p.97

割当量にも大きな影響を与えた。

表 3.5 日ソ漁業委員会の協議に基づく漁獲割当量

	日本200海里水域におけるソ連漁船に対する漁獲割当量	ソ連200海里水域における日本漁船に対する漁獲割当量
1978年	65万トン	85万トン
1979年	65万トン	75万トン
1980年	65万トン	75万トン
1981年	65万トン	75万トン
1982年	65万トン	75万トン
1983年	65万トン	75万トン
1984年	64万トン	70万トン
1985年	60万トン	60万トン
1986年	15万トン	15万トン
1987年	20万トン	無償20万トン 有償10万トン(12億9千万円)
1988年	21万トン	無償21万ト 有償10万トン(17億1千万円)
1989年	21万トン	無償21万トン 有償10万トン(19億8千万円)
1990年	18.2万トン	無償18.2万トン 有償3.5万トン(8億8400万円と 冷凍サンマ1千トン)

注：1978年～1984年までは、日ソ漁業暫定協定（1977年6月10日発効）、ソ日漁業暫定協定（1977年8月16日発効）によるものである。1985年以降の数字が、日ソ地先沖合漁業協定（1984年12月14日発効）によるものである。

出典：水上千之「日本と海洋法」有信堂, 1995, p.97

4.3.1.3 北方四島周辺水域における韓国漁船による操業¹²⁹

1994年UNCLOS発効に伴い、北方四島周辺水域には、日ロ双方が200海里EEZを設定している。2001年その水域で韓国漁船がロシアの許可を得て、サンマ漁をするという問題が発生した。もちろん日本は許可していない。この事例は、一般に、韓露漁業問題と言われる。

サンマの漁業種類は、サンマ棒受網漁業で、漁は夜間、大光量の集魚灯の下で行われる。集魚灯を船の片方に点けてサンマを集め、これをパッと消して反対側の灯りを点け、仕掛けておいた網ですくう。北西太平洋をサンマの群れとともに南下する。おもな漁場は水温12～18℃の海域である。¹³⁰

¹²⁹ 海野, 前掲書, pp.1-41

¹³⁰ 漁師.jp 全国漁業就業者確保育成センター, www.ryoushi.jp, 参照 2015.12.20

日本と韓国の間には、1965 年日韓漁業協定があった。本協定は、自国沿岸基線から 12 海里を漁業専管水域とし、沿岸国主義を採用したが、12 海里の外側（12 海里以遠）の水域には、旗国主義を採用したため、韓国漁船は制限なく自由に操業できた。1996 年 UNCLOS 批准・発効により日本が領海 12 海里、200 海里 EEZ を設定した後も、1965 年漁業協定は有効であり、日本の領海 12 海里以遠で、韓国漁船は自由に操業できた。しかし新たな 1999 年日韓漁業協定¹³¹は、UNCLOS の趣旨に沿って領海 12 海里、200 海里 EEZ を設定し、沿岸国主義を採用したため、日本 EEZ 内での韓国漁船の操業は制限され、以前より操業水域は縮小した。サンマ漁に関して言えば、韓国漁船は、太平洋側の三陸沖の領海（12 海里）の外側ぎりぎりの水域まで漁獲量の制限なく操業が可能であったが、1999 年協定締結以降、操業水域は 35 海里以遠に制限（日本漁船との漁場競合を回避するため）され、隻数、漁獲割当量、漁期が決められ、以前のようにサンマが獲れない状況にあった。¹³²韓国漁船は、漁場を他に求める必要があった。

1991 年 9 月 30 日、韓国とソ連の国交が回復した。それに先立ち、韓国は、9 月 16 日モスクワでソ連との漁業協定に調印し、翌月 22 日に発効した。¹³³ソ連との漁業協定は、1991 年 12 月継承国であるロシアに、「韓露漁業協定」として引き継がれた。その前文には、「両国は、互いの 200 海里経済水域内の主権的権利を認定する。」第 3 条には、「両国は、相手国に太平洋北西地域の自国水域での操業を許容する。」とある。ソ連 200 海里水域それ自体の範囲は明示されてはいないが、当然「四島水域」が含まれる。¹³⁴

2000 年 12 月 26 日、在ソウル日本大使館から「韓国漁船がロシアの許可を得て、北方四島周辺水域で操業する」という連絡が入る。日本政府は、領土問題として韓ロ両国政府に抗議し、東京・ソウル・モスクワ間での様々な外交ルートを通じて、協議が行われた。¹³⁵

2000 年、ロシアは市場主義経済も進み、北方四島周辺水域でサンマを獲る漁業権を韓国に売ったのである。「北方四島周辺水域を含む水域」での韓国サンマ漁船の操業条件は、操業船 26 隻（運搬船なし）、漁獲割当量 15,000 トン、漁期 7 月 15 日～11 月 15 日である。当時のレートで、漁獲量 15,000 トンで約 30 億円。その内ロシア側に支払われる入漁料は約 1 億円であった。¹³⁶

韓国側は、北方四島を実効支配しているのはロシアであるから、その EEZ もロシアのものである。日本の EEZ ではない。領土問題とは一切関係なく、純粹に漁業問題であるとし

¹³¹ 1998 年 11 月 28 日に署名し、1999 年 1 月 22 日発効した。正式名称は、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」である。

¹³² 海野、前掲書、p.23

¹³³ 海野、前掲書、p.16。正式名称は、「大韓民国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の漁業協力に関する協定」である。

¹³⁴ 海野、前掲書、p.16

¹³⁵ 海野、前掲書、pp.24-25

¹³⁶ 海野、前掲書、p.17

て、日本側の再三の抗議にもかかわらず、2001年8月1日北方四島周辺水域に入域し、操業した。この操業前の6月1日、韓国は、三陸沖でのサンマ漁の許可を日本側に求めている。一般に、千島列島の南側の水域（北方四島周辺水域を含む）で操業したサンマ漁船は、魚を追って、「三陸沖」¹³⁷へ下る。許可を求めた韓国漁船は、北方四島周辺で、その後三陸沖で操業したいと希望していた。しかし、日本側からの抗議にもかかわらず、ロシアからの許可を得て四島周辺で操業しようとする漁船への許可を日本側は出すことができず、そのうち操業時期も過ぎて、結局2001年の三陸沖での韓国漁船によるサンマ漁は行われなかった。

日本漁船は、図3.9の千島列島の南側の「韓露」と書いてある同じ水域で、日ソ地先沖合漁業協定に基づいてロシアから許可を得てサンマ漁をしている。北方四島周辺水域での2001年操業許可が、日本、韓国以外に、ウクライナ（実際の操業は台湾船）、北朝鮮にも出ていたことがわかった。¹³⁸

この事例により、日ロ両国が主張する北方四島周辺のEEZ内での第三国漁船による操業に関して、検討する必要があるがあった。翌2002年の韓国漁船の操業をどうするのかも問題であった。2001年8月20日日本政府は、小泉純一郎総理大臣の親書をウラジミール・プーチン・ロシア大統領に渡し、解決すべき大きな問題であると伝えた。その後、日ロ間でハイレベルな協議が行われ、10月5日日ロ両政府は、2002年から同水域での第三国漁船による操業を認めない方向で基本合意した。¹³⁹同年12月15日韓ロ協議で、「四島周辺水域」での操業は行わないことが決められた。12月28日日韓協議が行われ、2002年の三陸沖でのサンマ漁が認められた。漁業割当量は、前年通り、さんま9,000トンである。水域の拡大、増枠は認められなかった。現在も北方四島周辺海域（四島接続200海里水域）での第三国漁船による操業は行われていない。¹⁴⁰

¹³⁷ 海野、前掲書、p.16「三陸沖」とは、漁業操業上、千葉県銚子の南側から北海道東部の沖合までを指す。

¹³⁸ 海野、前掲書、p.16

海野、前掲書、p.24

¹³⁹ 海野、前掲書、p.35「合意に至った背景には、小泉首相の親書を受けたプーチン大統領が、日ロ関係のこれ以上の悪化を避けるべく、強く指導したと考えるのが自然だろう。また、当時極東では、マフィアも絡んで、ロシア人による自国200海里でのカニ等の密漁・日本への密輸出が横行（2001年の甲殻類について見ると、ロシアからの我が国輸入金額は、ロシア側の対日輸出金額の約27倍の状況）、その解決を強く求めるロシア側に日本側が応じたことも見逃せない。」

¹⁴⁰ 水産庁からの電話回答。2014.10.22

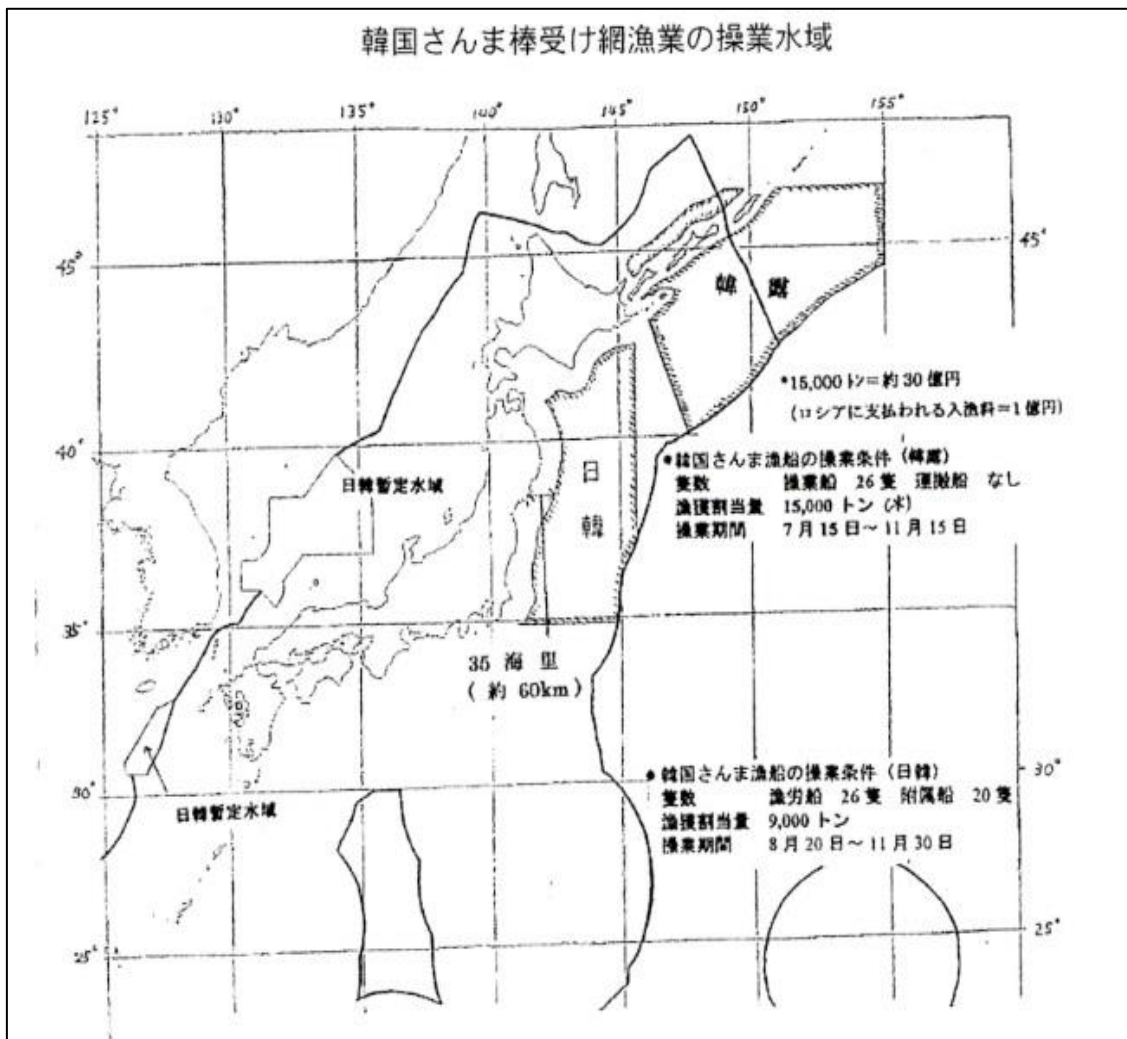


図 3.9 韓国さんま棒受け網漁業の操業水域

注：「韓露」は、2001 年ロシアが韓国に許可を与えた海域。

「日韓」は、2001 年日本が韓国に許可を与える予定だった海域（三陸沖）。

出典：海野洋¹⁴¹, p.13

4.3.1.4 日ロ 200 海里水域における両国漁船の操業条件（平成 24 年～平成 28 年）

表 3.6 と表 3.7 が示すように、相互入漁での日ロ双方の総漁獲割当量は同数である。しかし隻数や魚種は異なる。日本は、更に水産物を必要としているので、有償入漁の枠組みで、漁獲量を確保し、入漁料を支払っている。前年度の操業実績、資源状況によりその数は決められる。総漁獲割当量は、この数が最大であり、年によっては、操業実績がその数値を下回ることもある。その場合、翌年の操業条件で相殺される。表 3.5, p.73 の 1980 年代、1990

¹⁴¹ 海野, 前掲書, p.13

年代と比較して、最近の漁獲割当量は、大幅に減少した。

表 3.6 ロシア 200 海里水域における日本漁船の操業条件の合意内容

① ロシア 200 海里水域における日本漁船の操業条件等

ア. 相互入漁

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総漁獲割当量	51,355t	62,096t	71,303t	62,395t	63,455t
総 隻 数	546 隻	546 隻	546 隻	546 隻	546 隻

イ. 有償入漁

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総漁獲割当量	5,098t	5,098t	4,998t	2,026t	1,044t
総 隻 数	45 隻	45 隻	45 隻	22 隻	22 隻
入 漁 料	2億 1,148 万円	2億 1,148 万円	2億 1,148 万円	8,743 万円	3,368 万円

<主な魚種別の漁獲割当量>

魚 種	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	相互入漁	有償入漁	相互入漁	有償入漁	相互入漁	有償入漁
スケトウダラ	10,126t	2,900t	1,500t	1,078t	500t	129t
マダラ	821.5t	190t	1,108.8t	190t	1108.8t	190t
サンマ	51,370t	-	51,370t	-	53,020t	350t
イカ	7,217t	580t	7,007t	150t	7,309t	14t
その他	1,768.5t	1,328t	1,410t	608t	1,518.1t	361.7t
計	71,303t	4,998t	62,395.8t	2,026t	63,455.9t	1,044.7t
	76,301t		64,421.8t		64,500.6t	

出典：根室市「水産ねむろ平成 27 年度版」平成 28 年 3 月 p.17

表 3.7 日本 200 海里水域におけるロシア漁船の操業条件の合意内容

② 日本 200 海里水域におけるロシア漁船の操業条件等

ア. 相互入漁

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総漁獲割当量	51,355t	62,096t	71,303t	62,395t	63,455t
総 隻 数	101 隻	101 隻	101 隻	101 隻	101 隻

<主な魚種別の漁獲割当量>

魚 種	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
イワシ・サバ	13,296t	13,296t	27,005.9t
イトヒキダラ	27,800t	27,800t	27,800t
サマ	30,207t	21,299t	8,650t
その他	-	-	-
計	71,303t	62,395t	63,455.9t

出典：根室市「水産ねむろ平成 27 年度版」平成 28 年 3 月 p.17



図 3.10 ロシア大型冷凍トロール
漁船への立入検査

出典：水産庁仙台漁業調整事務所
漁業監督課

www.jfa.maff.go.jp

「北海道から三陸・常磐沖の太平洋沖合海域では、加工・冷凍設備を備える総トン数 4,000 トン程度の大型冷凍トロール漁船が、我が国とロシアの漁業協定に基づき、我が国の許可を得て年間を通しトロール漁法によりイトヒキダラを漁獲している。仙台漁業調整事務所では、主に三陸沖で操業している漁船を対象に、漁業協定に基づく規則の遵守状況の確認を目的に、漁業取締りを専門とする国家公務員である漁業監督官が漁船に乗り移り、漁獲量や必要書類の備付状況、操業日誌の記載状況、魚網の網目の大きさや漁具の状況などの検査を実施している。」¹⁴²

4.4 2016 年漁期の操業条件（2016 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

日ソ地先沖合漁業協定（1984 年）に基づいて設置された「日ロ漁業委員会」で、毎年、翌年の双方の 200 海里水域における相手国漁船の漁獲割当量等の操業条件が協議されている。2015 年 12 月 7 日～16 日まで、モスクワ¹⁴³で開催された「日ロ漁業委員会」第 32 回会議の結果（2016 年の操業条件）は以下のとおりである。操業期間は、1 月 1 日～12 月 31 日である。

¹⁴² 水産庁仙台漁業調整事務所漁業監督課， www.jfa.maff.go.jp， 参照 2016.3.22

¹⁴³ 当初は、平成 27 年 12 月 11 日までの日程で協議を行う予定だったが、期限までに合意に至らなかったため、12 月 16 日まで日程を延長した。

出席者(日本側)：浅川京子水産庁 資源管理部長他、外務省、水産庁、北海道庁及び関係団体の関係者
(ロシア側)：サフチュク P.S. 連邦漁業庁副長官他、外務省、連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局等の関係者

表 3.8 日ロ漁業委員会第 32 回会議の結果 2016 年の操業条件

ロシア200海里水域における日本漁船の操業条件			日本200海里水域におけるロシア漁船の操業条件		
ア. 相互入漁			ア. 相互入漁		
(1)漁獲割当量 63,455.9トン(前年62,395.8 トン)			(1)漁獲割当量 63,455.9トン(前年 62,395.8トン)		
(2)主な魚種別の割当量			(2)主な魚種別の割当量		
	2016年	前年		2016年	前年
サンマ	53,020トン	51,370トン	サンマ	8,650トン	21,299.8トン
スケトウダラ	500トン	1,500トン	イトヒキダラ	27,800トン	27,800トン
イカ	7,309トン	7,007トン	イワシ・サバ	27,005.9トン	13,296トン
マダラ	1,108.8トン	1,108.8トン			
(3)総隻数 546隻 (前年 546隻)			(3)総隻数 101隻 (前年 101隻)		
(4)協力費 4億1,814.4万円					
(前年総額 3億2,913.4万円)					
イ. 有償入漁					
	2015年	前年			
(1)総漁獲割当量	1,044.7トン	2,026トン			
(2)総隻数	22隻	22隻			
(3)見返り金	3,368.4万円	8,743.5万円			

出典：水産庁プレスリリース（平成 27 年 12 月 16 日）より作成 www.jfa.maff.go.jp

相互入漁では、日本漁船は、スケトウダラの割当量が、近年の資源量減少により減少したが、他の魚種は増加あるいは前年同で、総漁獲割当量は、日ロ同数の63,455.9トンとなった。隻数も前年と同数だが、協力費は前年より増えた。ロシア漁船は、サンマの割当量が減少したが、イワシ・サバの割当量は、前年を大きく上回っている。有償入漁では隻数は前年と同じだが、漁獲割当量、見返り金（入漁料）は、前年より減少した。

図 3.11、表 3.9 が示すように、ロシア 200 海里水域内での日本漁船の操業水域は、千島列島周辺水域と日本海側で、主に、サンマ、スケトウダラ、マダラ、イカを獲る。II-2 区の千島列島の太平洋側南は、相互入漁での水域でもあり、有償入漁水域にもなっている。底はえ縄、棒受け網、着底トロール、中層トロールの漁業が行われる。特にサンマは、千島列島の太平洋側北から太平洋側南、東北地方、関東へと南下する。それを追うように漁船も移動する。サンマの漁期は、8月から12月である。¹⁴⁴

各漁期の操業条件により、総隻数は決まってもすべてが操業するわけではない。操業許可をもらっても、状況により操業しない時もある。

¹⁴⁴ 漁師.jp 全国漁業就業者確保育成センター、www.ryoushi.jp、参照 2016.3.22

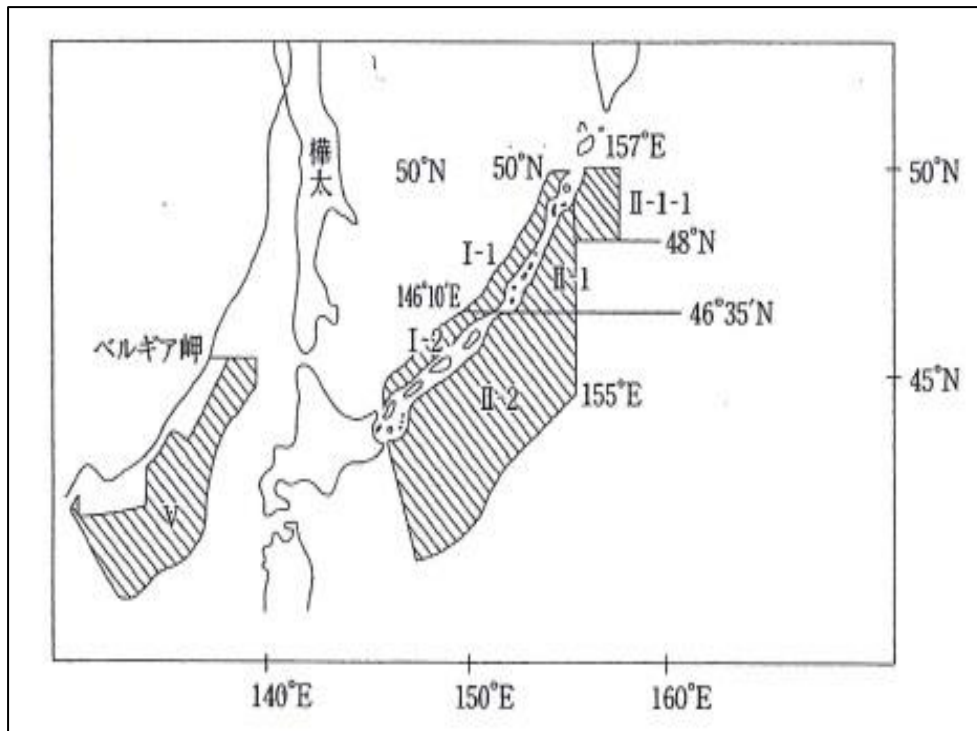


図 3.11 日ロ地先沖合漁業交渉に基づく日本漁船の操業水域
 出典：根室市「水産ねむろ平成 27 年度版」平成 28 年 3 月 p.18

表 3.9 図 3.11 の水域の詳細と漁業種類

○ 相互入漁水域		
I-1 区	千島（オホーツク海側北）	底はえ縄
I-2 区	千島（オホーツク海側南）	底はえ縄
II-1 区	千島（太平洋側北）	中層トロール、底はえ縄、棒受け網
II-1-1 区	千島（太平洋側北）	中層トロール、着底トロール、底はえ縄
II-2 区	千島（太平洋側南）	底はえ縄、棒受け網
V 区	日本海	いか釣り
○ 有料入漁水域		
II-2 区	千島（太平洋側南）	着底トロール、中層トロール
資料：北海道水産林務部漁業指導課		
注：II-1、II-1-1 の中層トロール・着底トロールは、遠洋底びき網		
II-2 の着底トロール・中層トロールは、沖合底びき網		

出典：根室市「水産ねむろ平成 27 年度版」平成 28 年 3 月, p.18

図 3.12 は、日本 200 海里水域内でのロシア漁船の操業水域である。操業水域は、主に北海道南部から千葉県銚子付近にかけての三陸沖¹⁴⁵で、主に、イトヒキダラ、サンマ、イワシ、サバを獲る。加工・冷凍設備を備える総トン数 4,000 トン程度の大型冷凍トロール漁船が、年間を通してトロール漁法によりイトヒキダラを漁獲している。¹⁴⁶

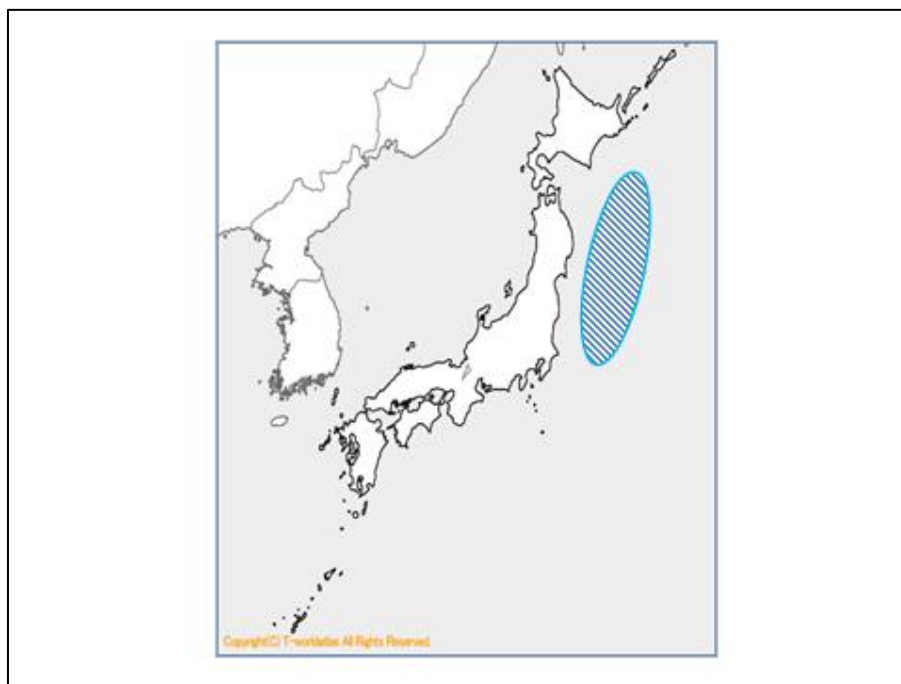


図 3.12 日ロ地先沖合漁業交渉に基づくロシア漁船の操業水域
出典：水産庁、北海道水産会等の情報、[世界地図 白地図－日本]より作成
www.sekaichizu.jp

本協定では、相互主義に基づき日ロ双方の漁獲割当量を等しくしているが、双方の漁獲実績の格差を考慮して、日本はロシアに対して機材を供与する等の協力事業を行っている。¹⁴⁷また有償入漁として漁獲割当量を確保している。¹⁴⁸

北方四島周辺水域を含むロシア 200 海里水域は、魚種も資源量も多く、魅力的である。特に北海道の漁業生産量は、全国の約 4 分の 1 以上を占める。漁業従事者数も日本一であり、日本の水産物供給基地として大きな役割も担っている。北海道水産業にとっても、日本にとっても、ロシア 200 海里水域での操業水域確保は、非常に重要である。

¹⁴⁵ 水産庁からの電話回答。2014.10.22

¹⁴⁶ 水産庁仙台漁業調整事務所漁業監督課， www.jfa.maff.go.jp， 参照 2016.3.22

¹⁴⁷ 相互入漁枠の中の「協力費」として計上されている。たとえば、2014 年の協力費は、6 億 1,781 万円、2015 年は、3 億 2,913.4 万円、2016 年は、4 億 1,814.4 万円である。

¹⁴⁸ 北海道水産林務部「北海道水産業・漁村のすがた 2015 北海道水産白書」p.30， www.pref.hokkaido.lg.jp， 参照 2015.8.6

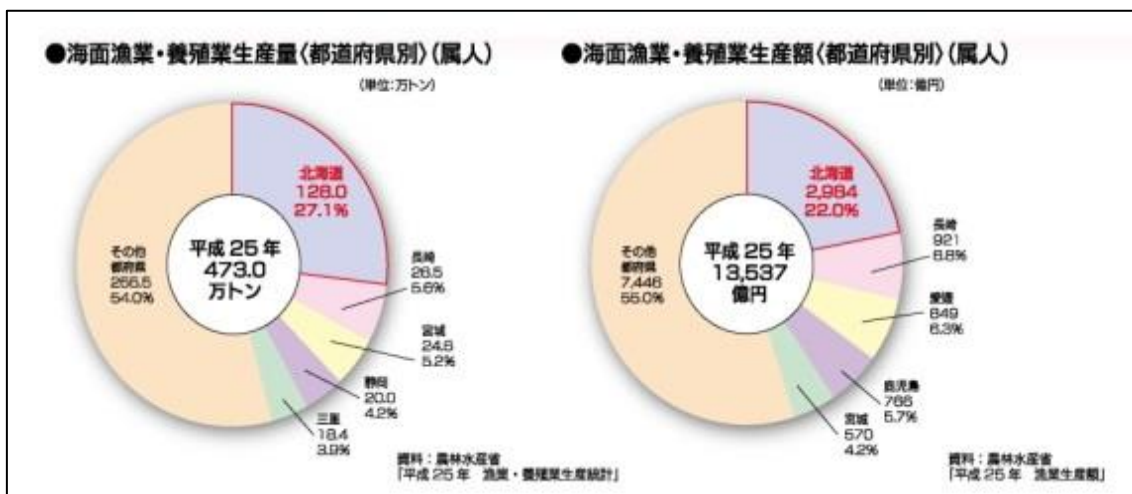


図 3.13 北海道の漁業 生産量と生産額 (平成 25 年)

出典：国土交通省北海道開発局 www.hkd.mlit.go.jp

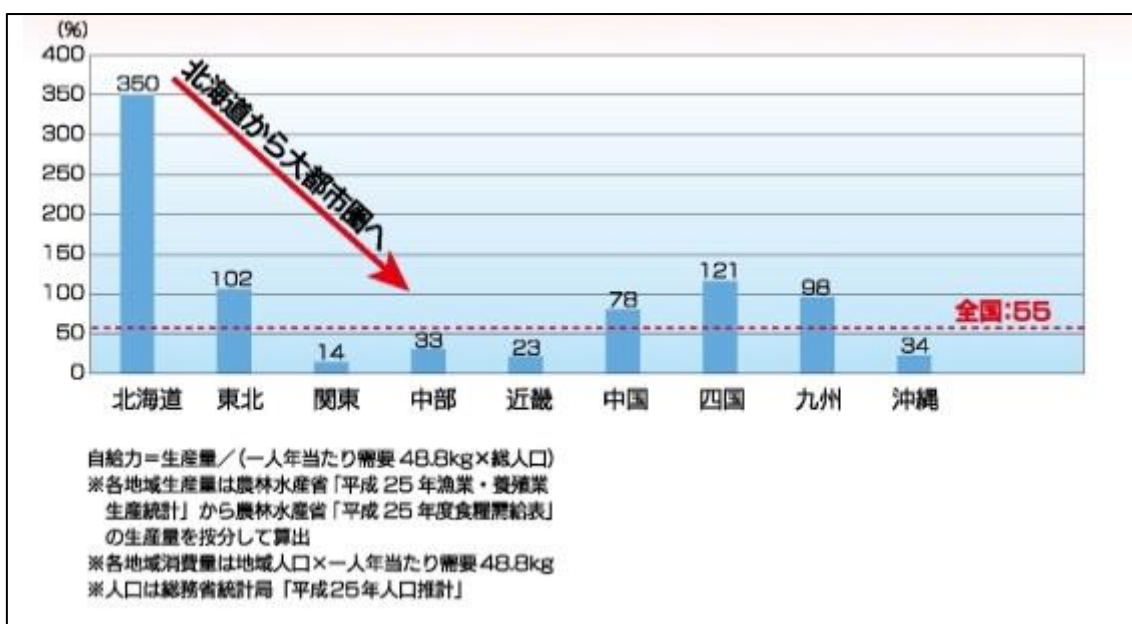


図 3.14 北海道の食料自給率 (魚介類) (平成 25 年)

注：北海道は、域内需要の約3倍以上の魚介類を生産し、日本の水産物供給基地として大きな役割を担っている。

出典：国土交通省北海道開発局 www.hkd.mlit.go.jp

4.5 課題

➤ 現況

北方四島をロシアが実効支配しているため、四島周辺の領海、200 海里水域（EEZ）には、ロシアの管轄権が及ぶ。操業水域は、北西太平洋の日ソ双方の 200 海里水域内の指定された水域で、許可制である。相互入漁枠が基本であるが、更に有償枠で日本漁船は、漁獲割当量を確保している。2002 年から北方四島周辺水域（四島接続 200 海里水域内）で第 3 国漁船の操業は行われていない

➤ 法的課題

日本政府は、北方四島の領有権、四島周辺の領海、EEZ を主張している。しかし、四島周辺の EEZ で日本漁船が操業をする際には、ロシアの法令に従い、協力費などを支払っている。北方四島や周辺海域がロシアに帰属することを意味していないか。領土問題の解決が望まれる。

➤ 現場での課題¹⁴⁹

- ・協力費（相互入漁枠）、見返り金（有償入漁枠）が負担である。
- ・ロシアのトロール船による漁具被害がある。四島周辺 200 海里内は、本協定により日本漁船が操業できるが、ロシア漁船も操業できる。そのため、漁具の絡まりなどの被害がある。
- ・日本とロシアで、資源データの作成方法が異なり、比較することが難しい。例えば、日本側のデータでは、資源量は十分にあると判断されるが、ロシア側データは、資源量が減少していると判断される時がある。その場合、ロシアは、資源管理のために、翌年の漁獲割当量を少なくするため、日本の割当量が影響を受け、減少してしまう。
- ・本協定で決められた総漁獲割当量は同数でも、ロシア漁船がその量を獲ることは難しく操業実績に差が出ている。漁獲したとしても価格の安い魚になってしまい、日本漁船の収入の方が多い。日本漁船の実質漁獲量は、割当量の 6~7 割であるのに対し、ソ連漁船は 2~3 割程度であることが指摘されている。ロシア漁船の実質漁獲量に合わせて割当量が決められてしまうと、日本漁船の割当量が減ってしまう。そのため、協力費として支払い、漁獲割当量を確保している。¹⁵⁰
- ・ロシアは、人口の割に EEZ が広く、ロシア漁船にとって、日本 200 海里水域はさほど重要ではない。一方、日本漁船にとって、日本近海のロシア 200 海里水域は非常に重要である。日本側は、操業水域、漁獲割当量を現状維持あるいは、拡大したい。しかし、相

¹⁴⁹ 北海道水産会、根室振興局産業振興部水産課、根室市水産港湾課、羅臼漁協など。

¹⁵⁰ 北海道水産会からの回答。2014.9.24

手のあることなので、難しい。

- 羅臼漁協によると、本協定のオホーツク海側北(I-1区)と南(I-2区)が操業水域に指定されているが、最近では操業していない。漁場は近い方がいい。魚がいないなら、出かけない。沿岸域での資源管理がいい状態なら敢えて遠くまで行かない。(2015.8.21)

第5節 北方四島周辺水域操業枠組協定 (1998年 / 平成10年)

5.1 1998年協定成立背景

戦後、北方四島周辺海域では、日本漁船の拿捕や乗組員の抑留が相次ぎ、安全操業が求められてきた。更に、1977年日ソ両国による200海里漁業専管水域設定以降、漁場環境が厳しくなったことから、同海域への越境操業による拿捕・銃撃事件が頻発する状況にあった。このような事件の発生は、漁業者の生命・財産の確保はもとより、日ソ政府間の漁業交渉に与える影響も懸念される。そのため、官民一体となって漁業秩序の維持安定に努める一方、北方四島周辺海域での安全操業の実現が、根室管内関係者の悲願として強く望まれていた。¹⁵¹

1994年3月28日南クリル地区長ニコライ・ポキージン¹⁵²から根室市長大矢快治宛てに「日本人漁業者は、貝殻島方式での操業拡大を希望しているか、否か」¹⁵³というテレックスが届いた。貝殻島方式とは、1963年、1981年締結の貝殻島昆布採取協定のように入漁料を支払って、北方四島のロシア主張の領海で操業することである。これが、本協定成立のきっかけとなった。ポキージンはなぜ日本漁船が領海で操業することを提案したのか。日本政府はなぜその提案を受け入れたのか。いくつかの要因がある。

5.1.1 ロシア側の背景

次の6つが考えられる。1) 島の経済状況の悪化 2) 地方政府の権限の強化 3) 北方四島交流（ビザなし交流） 4) 日本漁船による密漁 5) ロシア漁船による密漁 6) 需要の少ない水産資源の利用

1) 島の経済状況の悪化

戦後ソ連は、動物性蛋白質の供給源として漁業に注目し、極東での漁業開発を進めるが、多額の資金と大量の労働力を必要とした。極東への移住を勧めるために、移住費用の交付、割増賃金、年金受給年齢の引き下げなどの優遇策を講じた。極東大陸部から島へ渡ると更に条件はよくなった。ソ連全土から集まった人々は、東部へ、極東へ、そして北方四島へ

¹⁵¹ 根室振興局「平成25年度版 根室の水産」平成27年5月11日公表, p.43

¹⁵² 1940年3月14日ウクライナ南東部ドネツク州生。ドネツクの大学（産業・経済専攻）卒業。1974年4月国後島へ（水産加工場の労働者から副社長へ）。1986年南クリル地区執行委員会の副委員長（副地区長）。1987年南クリル地区長（択捉島を除く国後、色丹、歯舞の3島を管轄する）。しかし、実質的な権限は共産党が握る。当時の南クリル地区の最高責任者は、同地区共産党第1書記テレシコ。

本田, 前掲書 2013, p.124

¹⁵³ 本田, 前掲書 2013, p.118

と移り住んだ。移住した多くの労働者は、一稼ぎしたら、大陸に戻り、年金生活を送ろうと考えていた。南クリル地区長ポキージンもウクライナ南部のドネツク出身で、そんな一人だった。

ソ連は、共産党による一党独裁制が60年以上も続いたため、政府機能が硬直した。それを立て直すため、1985年に共産党書記長に就任したミハイル・セルゲーエヴィチ・ゴルバチョフは、ペレストロイカ（改革）、グラスノスチ（情報公開）を提唱、実践した。1991年12月25日ゴルバチョフは辞任し、ソ連は崩壊したが、新生ロシアは、その政策を受け継いだ。

1991年夏の時点で北方四島にはウクライナ人40%、ロシア人30%、その他の人々が30%住んでいた。¹⁵⁴ロシア政権となり、さらに価格自由化が進められ、大陸との賃金格差は縮まり、生活物資を初めとして鉄道・航空料金など様々な物価が高騰した。島の水産加工場は、ウラル山脈西部の市場を失い、生産は縮小し、賃金の支払いは遅れ、失業者は増加した。¹⁵⁵島民の生活環境は悪化し、生活への不安、心の荒廃が犯罪を増加させ、島民の中には、密漁したウニやカニを北海道へ持ち込む者も現れた。島民の不満と不安は日増しに大きくなっていった。

2) 地方政府の権限の強化

ソ連崩壊後、ペレストロイカが進む中で、地方の発言力が高まり、政府の漁業委員会が独占していた貝殻島昆布採取料の一部も南クリル地区に回る仕組みができた。¹⁵⁶貝殻島昆布漁の取決めの権限は、1963年協定締結当初から、交渉は中央政府モスクワの漁業委員会、入漁料も中央政府モスクワへという流れだったが、漁獲枠の配分権限の一部を南クリル地区長が持つようになったのだ。1990年頃から1994年夏頃¹⁵⁷まで、各地方、州政府の権限が強くなり、サハリン州漁業局の担当者もその交渉に参加できるようになっていた。地方権限が強化していたため、南クリル地区の1地区長にすぎないポキージンが日本側に提案することができたのである。

3) 北方四島交流（ビザなし交流）

ゴルバチョフソ連大統領は、国内政治経済の立て直しはもちろん、対外的関係改善にも努めた。1956年の日ソ共同宣言以降、北方四島の帰属問題、冷戦構造による対立、日本漁船の拿捕、銃撃事件などがあり、両国の関係は決して良好ではなかった。日本との関係改

¹⁵⁴ 岩下，本田，前掲書2006，p.112

¹⁵⁵ 本田，前掲書2013，pp.124-125

¹⁵⁶ 本田，前掲書2013，p.125

¹⁵⁷ 本田，前掲書2013，p.278「数年、地方の権限（漁獲割り当ての権限を地方が持つ）が強くなっていたが、1994年秋頃より猛烈な国内闘争の末、中央政府の権限が強くなり、外貨収入の中央還元を狙うモスクワの漁業委員会へ（漁獲割り当ての権限が）戻る。」

善に乗り出すために1991年4月16日～19日にかけて、ソ連の元首として初めて日本を訪れた。4月18日海部俊樹内閣総理大臣とゴルバチョフ大統領により「日ソ共同声明」¹⁵⁸が発表された。声明には、北方四島を平和条約で解決されるべき「領土問題の対象」として明記された。また多くの提案がなされた。北方四島への「ビザなし交流」、日本と北方四島との共同の互恵的経済活動の開始、北方四島に配置されたソ連の軍事力の削減、市場経済への移行のためのソ連の改革に対する技術的支援に関わる協力、極東地方との消費物資等の貿易に関する協力、漁業分野における協力、1986年4月のチェルノブイリ原子力発電所事故の住民の健康に対する影響を緩和するための協力、冷戦体制の終焉とともに急速に変化している国際秩序の中での双方の責任など、多岐にわたった。

北方四島への「ビザなし交流」¹⁵⁹は、1992年（平成4年）から始まった。日本国民と北方四島に住むロシア人住民との相互訪問による交流である。この交流は、旅券（パスポート）、査証（ビザ）なしで、外務大臣の発行する身分証明書などにより渡航が認められていることから、このように呼ばれている。ロシア政府のビザを取得して、北方四島へ行くことは、北方四島をロシア領と認めたことになってしまう。それを避けるための手段である。日本とロシアの間で未だ解決されていない北方領土問題が解決するまでの間、日本国民が北方四島を訪れ（訪問事業）、北方四島在住のロシア人を日本に招く（受入事業）ことにより、相互理解と友好を深めることを目的とする。

ビザなし交流は、初年度の1992年、ロシア側から5回（232人）、日本側から6回（268人）の計11回、500人が相互訪問し、交流を深めた。¹⁶⁰ポキージンもこの交流に参加した1人だった。彼は1992年4月の交流第1陣メンバーとして、その後1992年11月、1994年1月と根室を訪問し、大矢根室市長との親交を深めていた。その信頼関係により、ポキージンは大矢にテレックスを送ったのだ。

4) 日本漁船による密漁

1977年以降、各国の200海里漁業水域設定により規制が厳しくなり、日本の遠洋漁業は、従来の漁場から撤退せざるを得なかった。減船、廃業も進められたが、多くの日本漁船は、北方四島周辺海域に漁場を求め、越境操業をしていた。¹⁶¹

1991年4月のゴルバチョフ大統領の来日を前に、1970年代後半から北方四島周辺海域でウニやカニを密漁していた日本の特攻船（小型高速船）の壊滅作戦が始められた。東京で

¹⁵⁸ 両者は、「四島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。」www8.cao.go.jp/hoppo/shiryuu/pdf/gaikou35.pdf, 参照 2016.1.30

¹⁵⁹ 北方四島ポータルサイト 4islands.jp, 参照 2016.1.30

¹⁶⁰ 本田, 前掲書 2013, pp.478-479

¹⁶¹ 根室振興局「平成26年度版 根室の水産」平成28年3月公表, p.42

は、外務省、水産庁、警察庁、海上保安庁によって特攻船対策が検討され、札幌では、北海道水産部、北海道警察本部、第一管区海上保安部（小樽）、根室では、根室支庁（現在の根室振興局）、根室警察署、根室海上保安部が連携して作戦を進めた。¹⁶²来日前には、暴力団の一部を除き特攻船は姿を消した。1991年12月のソ連崩壊により、物価の高騰、燃料不足のため北方四島周辺海域のロシア国境警備隊の活動が手薄になった。そのため、一時期減少していた日本漁船による密漁がまた増加した。1994年4月15日 ロシアのインタファックス通信は、前年の1993年に千島列島周辺で日本の密漁者が7,500回国境侵犯し、約150万トン、10億ドル相当の水産物を漁獲したと伝えた。¹⁶³ポキージンは「（日本の）密漁船を阻止できないのであれば入漁料を取り、合法的に操業させた方がいい」と考えた。

164

5) ロシア漁船による密漁

ゴルバチョフ大統領訪日の約2か月前の1991年2月、日本政府は、ソ連に対する規制緩和を行った。本州から北海道へ至る日本海沿岸、稚内から紋別、網走、根室へ至るオホーツク海沿岸に設定していたソ連人の立ち入り規制を緩和した。1991年4月3日ソ連船が根室に入港できるようになり、貿易が可能になった。¹⁶⁵1991年12月ソ連が崩壊し、物価は高騰し、島民の生活は苦しかった。正規ルートで四島周辺海域産のウニやカニを北海道に輸出する漁船もあったが、生活に困窮した島民は、獲ったウニやカニを違法に直接、根室などの漁港に水揚げした。ロシアの輸出額と北海道の輸入額があまりに違いすぎた。ロシア島民による密漁である。密漁は、ロシアの正規の輸出額の数倍以上ともいわれ、ロシアにもたらすはずの外貨確保を困難にした。ロシア政府は、自国漁船による密漁に対して対策を強化する必要があった。¹⁶⁶

6) 需要の少ない水産資源の利用

北方四島の基幹産業は、漁業、水産加工業であるが、ロシア国内で需要の少ない水産資源（ホッケ・スケトウダラ・タコ）を有効利用したいと考えた。ロシアの魚介類の消費は、海に面している極東連邦管区では多いが、その他の地域では肉類の消費の方が多い。卸売における販売量の多い魚の種類別ランキングは、1位がニシン（全体の27%）、2位がスケトウダラ（26%）、3位がサバ（18%）、4位がマス・サケ（10%）で、その他が合わせて19%となっている。¹⁶⁷スケトウダラは、北方四島周辺以外のロシア海域でも多く獲れる。

¹⁶² 本田，前掲書 2013，pp.25-26

¹⁶³ 本田，前掲書 2013，p.123

¹⁶⁴ 本田，前掲書 2013，p.123

¹⁶⁵ 岩下，本田，前掲書 2006，p.118

¹⁶⁶ 岩下，本田，前掲書 2006，p.118。ロシア人による密漁は、根室経済を潤した。正規金額より安く、大量に入ってくるからである。ロシア側には、日本政府の密漁対策が不十分とする主張もあった。

¹⁶⁷ この数字は、JETRO（日本貿易振興機構）2011年1月「報道等にみられる食に関するトレンド：ロシアにおける魚介類の消費」の中の「Global Trans Avia社の2010年3月20日付ニュース」による。デー

ホッケ、タコは、需要が少ない。

5.1.2 日本側の背景

次の5つが考えられる。1) ビザなし交流開始（1992年） 2) 漁場開拓の必要性 3) 拿捕・銃撃事件 4) 羅臼沿岸の漁業資源の減少 5) 北方領土問題解決への糸口

1) ビザなし交流開始（1992年）

日本政府が公認した北方四島への渡航は、1964年（昭和39年）から実施された元島民や2世、3世を対象とした墓参（北方訪問）と人道支援のための渡航に限られていた。しかし、1989年（平成元年）、日本人がソ連の査証（ビザ）の発給を受けて北方四島へ入域している事が判明した。これを受けて、日本政府は、1989年9月19日付閣議了解「我が国国民の北方領土入域問題について」¹⁶⁸により入域の自粛要請を行った。人道的見地から実施していた北方領土墓参を例外として、「我が国国民がソ連の出入国手続きに従うことを始めとしてソ連の不法占拠の下で北方領土に入域することは、我が国固有の領土たる北方領土に関する国民の総意及びそれに基づく政府の政策と相いれないものである」という旨の閣議了解を行い、北方四島にソ連のビザで入域しないよう国民への協力を呼びかけた。1991年4月訪日したゴルバチョフ大統領の提案により始まったビザなし交流は、島民関係者以外の人たちも、北方領土問題を考えるきっかけになり、また島に住んでいるロシア人の生活等を知る意味で有意義であると考えられた。¹⁶⁹

2) 漁場開拓の必要性

1986年の北方四島三角水域での全面禁漁、1992年の北洋サケ・マス漁の公海での操業中止により、漁場を開拓する必要があった。

北方四島に囲まれた好漁場の三角水域では、日ソ地先沖合漁業協定（1984年）に基づき漁が行われていたが、1986年に全面禁漁となり、中・小型のマダラ底刺し網漁船100隻以上が行き場を失った。減船された乗組員の中には、特攻船の乗組員になった者もいた。特攻船は、1978年秋頃から1990年秋頃まで活動した小型の高速密漁船である。両国の「境界線（中間線）」を行き来した。ソ連警備艇に見つかり中間線の北海道側へ逃げ、日本

タは2010年のものだが、ロシア人の魚介類の消費傾向は変わらないと考えられる。

https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/foods/trends/1101002.html, 参照 2016.1.31

¹⁶⁸ 外務省「われらの北方領土 資料編 関係条約・文書等」p.34, www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf
独立行政法人北方領土問題対策協会「北方四島交流事業の経緯、北方四島交流事業が始まる前の入域について」www.hoppou.go.jp, 参照 2016.1.30

¹⁶⁹ 現在この北方四島交流事業は、内閣府北方対策本部の補助のもと、北方四島交流北海道推進委員会や独立行政法人北方領土問題対策協会が実施している。

巡視船に見つかり中間線のロシア側に逃げ込んだ。¹⁷⁰三角水域を含む北方四島領海での操業が再開できれば、根室支庁経済の立て直しにつながると期待された。

1952年4月マッカーサー・ラインが撤廃され、日本漁船は、操業海域を拡大していった。母船式サケ・マス漁業¹⁷¹を行い、漁獲高も増加し、戦後の日本経済を支えていた。1977年3月米ソの200海里漁業専管水域設定により北洋サケ・マス漁業の日本漁船は、米国、カナダ、ソ連沖合の漁場から撤退を余儀なくされる。日本に対して北洋サケ・マス漁業権を広範に認めていた日ソ漁業条約¹⁷²も同年廃止された。1985年5月ソ連200海里以遠の水域でのサケ・マス漁業に関する「日ソ漁業協力協定」¹⁷³が締結された。しかし、1993年日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の間で、サケの母川国主義や海産哺乳動物の混獲などから「北太平洋における塑河性魚類の系群の保存のための条約」が締結され、北太平洋公海でのサケ・マス沖取りも禁止された。日本漁船は、1年早い1992年から公海での操業を中止した。その後、日本のサケ・マス漁は、日ロ双方の200海里水域内での操業だけとなった。遠洋漁業の操業水域が大幅に縮小されたことは、水産業界に大きな打撃を与えた。減船も進められたが、日本漁船の漁場を開拓する必要があった。

3) 拿捕・銃撃事件

北方四島周辺海域で、ロシア警備艇により拿捕された漁船は、1992年2隻、5人だったが、1993年には12隻43人に急増した。¹⁷⁴銃撃を受け、負傷した者もいた。1991年ゴルバチョフ大統領来日を前に北方四島付近での密漁船（特攻船やレポ船も含む）は、日ソの協力によりほとんど消えた。しかし1991年12月誕生したロシア政権の不安定、燃料費の高騰などによりロシア国境警備隊の活動が停滞すると、日本の越境船、密漁船がまた現れた。日ロ間で、正規の貿易ルートはあるが、ロシア密漁船も増えた。1993年8月、国境警備隊総司令官に就任したアンドレイ・ニコラエフは、強硬な姿勢に転換した。同年12月、国境警備隊は、大統領直属の連邦国境警備局として独立し、ニコラエフは、同局の長官に就任し、「発砲を辞さない」と密漁者の取締りを徹底した。強硬姿勢を示すことで、日本、ロシアの密漁者の削減だけでなく、警備隊の士気高揚、組織の立て直しを図った。¹⁷⁵日本政府

¹⁷⁰ 本田，前掲書 2013, pp.17-19

¹⁷¹ 母船、すなわち洋上で陸上基地の代りをする船と、作業船(漁船)および運搬船(仲積船)で船団を構成して行う漁業。母船は漁獲物の加工、漁船に対する物資の補給の他、医療、レクリエーションなどの基地ともなる。洋上ですべてをまかなえるので、長期間洋上に滞在して操業を続けることが可能で、遠洋漁業国に発達している型の漁業である。世界大百科事典 第2版の解説

¹⁷² 1956年発効～1977年廃止。

¹⁷³ 正式名称は、「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」である。1985年（昭和60年）日ソ間で締結された、ソ連200海里以遠の水域におけるサケ・マス漁業に関する協定。1991年（平成3年）ソ連解体後はロシア連邦に引き継がれ、1993年（平成5年）北太平洋公海でのサケ・マス沖取り禁止後は、日ロ漁業合同委員会で200海里水域内のロシア系サケ・マス漁獲量などを協議する。

¹⁷⁴ 岩下，本田，前掲書 2006, p.104

¹⁷⁵ 岩下，本田，前掲書 2006, p.105

は、拿捕、銃撃事件を回避するために、北方四島周辺海域での操業を合法的に可能にした
いという思いを持っていた。

4) 羅臼沿岸の漁業資源の減少

日本のスケトウダラ漁業は、北海道周辺海域やオホーツク海を主な漁場としていた。1960
年代に北海道立水産試験場により冷凍スリミ製法が開発され、¹⁷⁶スケトウダラは、かまぼ
こやちくわなどに加工されるようになった。そのためスケトウダラの需要が高まり、漁場
もオホーツク海からカムチャツカ半島東岸・西岸、ベーリング海へと北洋全域に広がり、漁
獲量は増大した。北転船¹⁷⁷が、活躍した。しかし、1977年3月米ソの200海里漁業専管水
域の設定以降、日本漁船の漁場は縮小し、北転船に頼っていたスケトウダラの漁獲量は激
減した。

その頃羅臼沿岸のスケトウダラに注目が集まり、水揚げ高は増加した。1977年のスケト
ウダラの水揚げは37,800トン、30億8,000万円だったが、1990年には、111,400トン、150
億9,000万円を記録した。¹⁷⁸羅臼の漁業者は、豊かになった。1988年根室海峡の日ソの境
界線付近にソ連トロール船も現れ、スケトウダラ漁を始めた。日ソによるスケトウダラ漁
獲に、いつまでこの豊漁が続くのかという将来的不安もあり、1990年代前半、日ロ共同資
源管理¹⁷⁹も考えられたが、資源管理による漁業枠削減が受け入れられず、そのままになっ
てしまった。数年後、過剰漁獲、海洋環境の変化、漁船の漁獲能力の向上などにより、ス
ケトウダラが獲れなくなった。羅臼漁業者にとって、すぐ目の前の、日ロ中間線の向こう
側の北方四島周辺海域での操業が可能かどうかは、切実な問題だった。1995年中央ベー
リング海スケトウダラ保存管理条約が発効し、日本漁船にとって最後の北洋漁場であったベ
ーリング海公海からも撤退した。

5) 北方領土問題解決の糸口

一般に、国連海洋法条約上、領海内で、外国漁船が操業することは異例のことである。
当時、日本政府は、日ロ関係改善の流れを加速させるためのステップ、いわゆる領土問題
解決の環境整備を重視していた。そのため、「領海内」操業を実現することで、領土問題
で日本の立場を強調したかったのだろう。¹⁸⁰つまり、ロシア主張の領海内で日本漁船が操
業することは、領土問題解決につながると考えたのだ。

¹⁷⁶ 「スケトウダラ総説」国立研究開発法人 水産総合研究センター
kokushi.job.affrc.go.jp/H18/H18/H18%2059.htm, 参照 2015.2.15

¹⁷⁷ 中型底びき網漁業の漁獲技術が向上し、漁船と漁獲量が増えたので、北海道近海での資源確保、沿岸
漁業との摩擦回避のため、1961年から70トン以上の底びき漁船150隻を目標に北洋海域（北緯48度
以北、東経153度以東、西経170度以西）への漁場転換が行われた。北洋転換底びき網漁船の別名。

¹⁷⁸ 本田，前掲書 2013, p.126

¹⁷⁹ 本田，前掲書 2013, p.127

¹⁸⁰ 岩下，本田，前掲書 2006, p.127

5.2 協定成立過程

1994年3月28日午後1時47分、国後島の南クリル地区¹⁸¹長ニコライ・ポキージンから、根室市役所国際交流課に根室市長大矢快治宛てのテレックスが届いた。「日本の漁業者は貝殻島方式での操業拡大を希望しているか、否かであります。もし希望しているとしたら、その水域、魚種、数量をお知らせください。」「至急」「明日中にもご返事をいただきたい。」¹⁸²という急を要するものだった。

ポキージンからの突然の提案に、大矢市長をはじめ、市役所幹部の受け止め方は、半信半疑だった。¹⁸³北方四島での操業海域の拡大は、願ってもないことだが、地方の1地区長が、解決の難しい領土問題の絡む水域利用の決定をすることができるのだろうか。漁業者の立場、外務省の立場、現に民間協定として運用されている貝殻島昆布採取協定（北方四島の領海内での操業）への影響など様々なことが考えられた。3月29日根室市長は、国後島へ「返事をもう少し待ってほしい」とテレックスで返答する。そして、まず直接の関係者に相談する。根室漁協組合長松沢政雄、歯舞漁協組合長板坂金一、北海道水産会副会長所司栄四郎の3人である。松沢は、根室管内8漁協の組合長会会長であり、板坂は、歯舞群島で昆布漁をする組合員を多く抱えている。所司は、北海道水産会の交渉団長として、毎年、貝殻島昆布漁に関する交渉のためモスクワを訪問している。その後、根室市役所内で話し合いが行われ、根室市としての方針を固めた。「貝殻島昆布とは絡めない形で、三角水域での操業実現を目指す」¹⁸⁴というものである。

根室市長は、北海道庁、北海道水産会、水産庁、外務省に出向き、ポキージン提案の一連の経緯を説明する。根室管内1市4町の首長、議長、根室管内各組合長が、北海道庁、道議会、北海道開発庁、総務庁、外務省、水産庁、地元選出国會議員に操業が可能になった場合の地元案を説明する。根室管内の8漁協は、沖合で操業する大型船の多い根室漁協、沿岸で操業する小さな船が多い羅臼漁協や歯舞漁協、サケ・マスの定置網やホタテのけた引きなどを主力とする野付漁協、標津漁協など、漁協の性格が異なっていた。それらの漁協のすべての希望を入れた地元案であった。対象魚種は、毛ガニ、花咲ガニ、タラバガニ、エビ、ツブ、タコ、ホタテ、ウニ、ホッキ、マダラ、スケトウダラ、ホッケ、イヌケ、キチジ、カレイ、コマイ、サケ・マス。対象水域は北方四島0海里から12海里と、それに囲まれた200海里水域（いわゆる三角水域）のほぼ全域に及ぶ。操業隻数は、15トン未満から200トン未満まで計11,517隻。総漁獲量14万2,200トン、水揚げ金額362億8,000万円、1キロ当たりの平均単価は255.13円。362億円という金額は、根室管内8漁協の前年（1993

¹⁸¹ 南クリル地区とは、北方四島の内、択捉島を除く、国後島、色丹島、歯舞群島の3島のこと。

¹⁸² 岩下，本田，前掲書2006，p.99

¹⁸³ 岩下，本田，前掲書2006，p.100

¹⁸⁴ 岩下，本田，前掲書2006，p.101

年)の年間販売取扱額のほぼ半分に匹敵する数字だった。¹⁸⁵地元が、いかにポキージン提案の北方四島周辺海域での漁に期待したかがわかる。

領土問題を避けるために、入漁料ではなく、共同資源管理、資源の増大、漁場造成対策を名目に漁業者が資金をロシア側に拠出し、基金を設けるという提案をしたのは、注目に値する。¹⁸⁶

外務省は、当初、ポキージンの提案をロシア政府から正式なルートで打診されたものではないとして動かなかった。ロシアの国内事情として、1900年6月ソ連最大の共和国であるロシア共和国が主権宣言をすると、地方の権限が強化され、漁獲枠の配分に極東の地方・州の行政府が参入するようになった。ペレストロイカが進む中で地方の発言力が高まり、1991年のソ連崩壊後、漁業委員会が独占していた貝殻島昆布採取料金の1部が南クリル地方にも回る仕組みができた。「しかし、ポキージン提案が行われた1994年春には、漁獲枠の配分をめぐる新しい方式が導入されようとしていた。各地方・州の行政府が漁獲枠の配分にあまりに大きな権限を持っていると考えたロシア連邦政府と漁業委員会(ソ連漁業省を解体して設立された)は、漁獲配分の権限を再び取り戻そうとしていたのだ。外国漁船による操業を許可する権限、そして、これら外国船が漁獲枠に対して支払う外貨を手に入れる権限がモスクワに移ろうとしていた。」¹⁸⁷つまり、漁獲配分に関して、一時期、地方が強い権限を持っていたが、また、中央政府、モスクワの漁業委員会の権限が強くなったのである。¹⁸⁸ロシア中央政府が漁業交渉の前面に立つという状況が、日本政府がポキージンの提案を話し合う際の必要条件だった。1994年秋、日本政府は、ロシア政府から正式なルートで打診されたならば話し合う用意があった。1995年3月13日~14日、日本とロシアは、北方四島の領海での日本漁船の操業に関して政府間交渉を始めた。

ポキージンの提案に対する反応は立場によってさまざまだった。一般漁業者は、ポキージンの提案に期待した。なぜなら、漁場が広がり、減船、廃業する必要がないからである。羅臼町長は、ロシア・トロール船の影響を受けて、前浜のスケトウダラ漁がピーク時の10分の1に激減している現状を訴えた。¹⁸⁹北海道、根室市長や漁協組合長らは、一般漁業者と外務省の両方の立場を理解する。外務省は、北方四島は日本の領土であり、その周辺海域も日本の海域である。日本海域での操業に対して料金を払うことはできない。なぜなら、北方四島とその海域をロシア帰属と認めたことになるからだ。採取料を払って操業している貝殻島昆布採取協定をも苦々しく思っているという状況があった。

¹⁸⁵ 岩下, 本田, 前掲書 2006, pp.121-122

¹⁸⁶ 岩下, 本田, 前掲書 2006, p.122

¹⁸⁷ 岩下, 本田, 前掲書 2006, p.125

¹⁸⁸ 本田, 前掲書 2013, p.278

¹⁸⁹ 岩下, 本田, 前掲書 2006, p.108

表 3.10 協定締結までの交渉経緯

1994年	3月28日	ポキージンによる提案
1995年	3月13日-14日	第1回（モスクワ）
	5月29日-30日	第2回（モスクワ）
	8月30日-31日	第3回（東京）
	12月21日-22日	第4回（モスクワ）
1996年	2月19日-21日	第5回（東京）
	6月4日-5日	第6回（モスクワ）
	11月20日-22日	第7回（東京）
1997年	4月7日-9日	第8回（モスクワ）
	5月14日-16日	第9回（東京）
	7月1日-4日	第10回（モスクワ）
	9月22日-26日	第11回（東京）
	10月13日-17日	第12回（モスクワ）
	12月30日	第13回（モスクワ）
1998年	2月21日-23日	「協定」署名（モスクワ）

出典：岩下，本田¹⁹⁰，pp.121-125 より作成

<https://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no15/contents.html>

5.3 協定内容

1998年2月21日「北方四島周辺水域操業枠組協定」¹⁹¹が締結され、5月21日に効力が発生した。正式名称は、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」である。¹⁹²北方四島を実効支配しているロシアが、島の領海（12海里）内での日本漁船の操業を認めた政府間協定である。

1998年（平成10年）2月21日 モスクワで署名

1998年（平成10年）5月21日 効力発生

1998年（平成10年）6月25日 告示（外務省告示第217号）

前文、本文（7条）、末文、付表から成る。

前文 1984年12月7日付「日ソ地先沖合漁業協定」、1985年5月12日付「日ソ漁業協力協定」、1993年10月13日付「東京宣言」等に基づき、生物資源の保存、合理的利用及び再生産のための協力の一層の進展を重視し、協定を締結する。

¹⁹⁰ 岩下，本田，前掲書2006，「第7節安全操業枠組協定への道」 pp.121-125

¹⁹¹ 北方四島周辺水域操業枠組協定1998年2月21日調印（モスクワにて）。同年5月21日発効。

¹⁹² 「北方四島周辺水域の12海里（領海）内における日本漁船の操業に関する枠組」「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み」「北方四島周辺水域協定」「安全操業枠組協定」とも称される。地元では、「安全操業」とも呼ばれる。羅臼漁協にて。2015.8.21

(1) 両政府の協力

両政府は、この協定に定めるところにより、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の周辺の付表に示される緯度及び経度の点を順次結ぶ測地線により囲まれる水域において日本国の漁船による生物資源についての操業が実施されるため、また、当該水域における生物資源の保存、合理的利用及び再生産のため、協力する。(第1条)

(2) 了解覚書に従った実施等

第1条に規定する水域における日本国の漁船による生物資源についての操業は、両政府が外交上の経路を通じて相互に通報することにより確定されるそれぞれの国の団体の間で毎年合意される了解覚書に従って実施されることとなる。(第2条1)両政府は、この条の1にいうそれぞれの国の団体の間で合意される取決めをこの条の1にいう了解覚書として認知する旨を外交上の公文の交換により相互に通報する。(第2条2)日本国政府は、生物資源についての操業、保存及び再生産に関連して、この条の1にいう日本国の団体により、この協定及びこの条の1にいう了解覚書に従い、支払が行われるよう日本国の法令の範囲内で措置をとる。(第2条3)

(3) 協力の発展

両政府は、相互に関心を有する場合に、漁獲物の市場価格の動向に関する情報の交換及び漁獲物の加工を含む両国間の漁業一般の分野における協力の発展に努める。両政府は、適当な場合には、それぞれの国の関係法令の範囲内で、相互の漁業関係の分野における両国の団体及び企業間の協力の発展を奨励する。(第3条)

(4) 協議

両政府は、相互に合意する時期に、原則として1年に1回、この協定の実施に関連する諸問題につき協議を行う。(第4条)

(5) 連絡の促進

両政府は、適当な場合には、この協定の実施に関連し、日本国農林水産省水産庁、日本国運輸省海上保安庁、ロシア連邦農業食糧省、ロシア連邦国境警備庁その他の両政府の関係機関間の連絡を促進する。(第5条)

(6) 相互の関係における諸問題との関係

この協定、この協定に従って行われる活動及びこの協定の実施のための措置並びにこれらに関連するいかなる活動及び措置も、相互の関係における諸問題についてのいず

れの政府の立場及び見解をも害するものとみなしてはならない。(第6条)

(7) 効力発生、有効期間及び延長

この協定は、両政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了したことを外交上の経路を通じて相互に通告した日に効力を生じ、いずれか一方の政府がこの協定を終了させようとする日の少なくとも6箇月前までに他方の政府に書面によってその旨を通告しない限り、3年間効力を有する。(第7条1) この協定は、3年間効力を有した後、いずれか一方の政府がこの協定の有効期間の満了の日の6箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の政府に書面によって通告しない限り、自動的に順次1年間効力を延長される。(第7条2)

付表には、操業水域の経度緯度が示されている。

協定第6条が留保条項である。北方四島の領有権問題など、相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場や見解を害さないという大前提に立っている。協定には、日本漁船が違法操業をした場合の取決めは書かれていない。どちらも、法的管轄権を持つか、領土問題に直結してしまうからである。本協定は、違法操業を行なわないことが前提になっている。

本協定に基づく政府間協議と民間交渉が、年1回10月～11月頃にモスクワで開催されている。政府間協議では、本協定の実施に関連する諸問題について、民間交渉では、北海道水産会が、ロシア漁業庁と漁獲量、魚種などの具体的な操業条件を協議している。本協定に基づき操業している漁業協同組合は、羅臼町(羅臼漁協)、根室市(根室、歯舞、落石漁協)の4漁協である。操業期間は、1月1日～12月31日である。

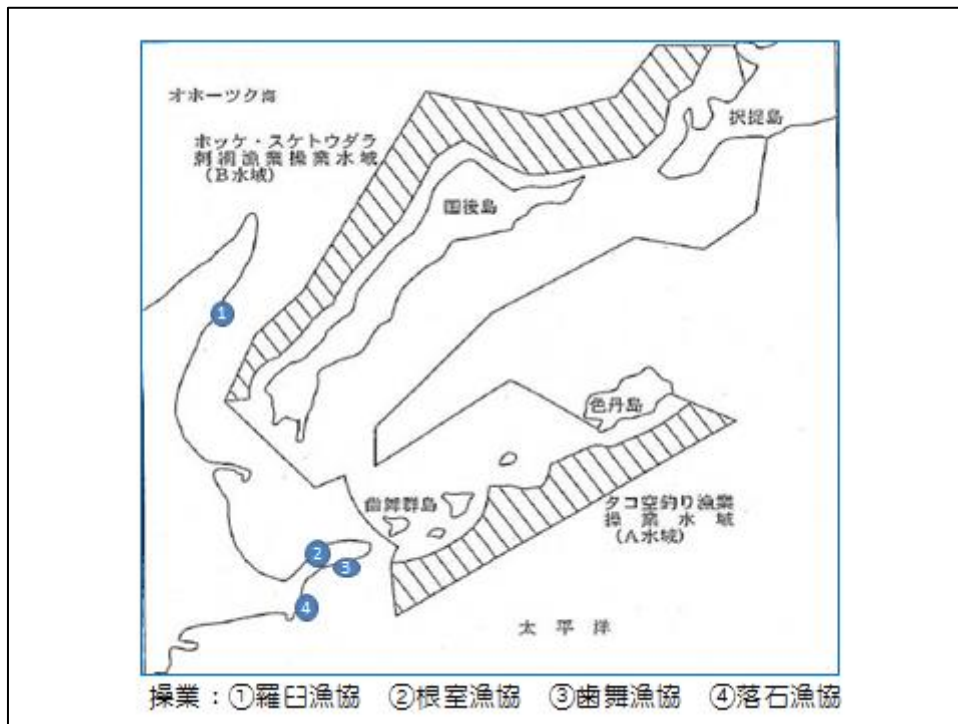


図 3.15 北方四島周辺水域操業枠組協定水域

注：色丹島、歯舞群島の南側（A 水域）では、根室市の 3 つの漁協（根室、歯舞、落石）の漁船がタコ^{から}空釣り漁業を、択捉島、国後島の北側（B 水域）では、羅臼町（羅臼漁協）の漁船がホッケ・スケトウダラ刺網漁業を行っている。領海 3～12 海里の水域内での操業である。

出典：根室市「水産ねむろ平成 27 年度版」平成 28 年 3 月, p.22 の図より作成

5.3.1 操業自粛ライン

北海道と北方四島の間線が、事実上の「国境線」である。ソ連が 200 海里漁業水域を設定した 1 カ月後の 1977 年 4 月、北海道庁（根室支庁）¹⁹³、根室海上保安庁、各漁協は、中間線の北海道側 0.3～0.5 海里（約 500～900m）に沿って操業自粛ラインを引いた。日本漁船の操業を自粛するラインである。漁協に与えられた共同漁業権ラインは、中間線を越えて、一部、ソ連側にはみ出しているところもある。その水域で、日本漁船が操業していても、違反にはならないが、ソ連の警備艇に拿捕される危険性があった。中間線を前提に引いたラインのため、もし、北海道庁、海上保安庁などの公の機関が通達を出せば、それは間接的に中間線、つまりソ連の不法占領を認めることになる。そこで、自粛ラインは、民間団体の北海道水産会が設定し、その通達を出したという形にした。しかし、民間団体が設定

¹⁹³ 根室振興局の前身。2010 年（平成 22 年）4 月 1 日改組。

したラインなので、法的な強制力はない。そのため、根室海上保安庁の巡視船が、操業自粛ラインを越えて操業している船を発見しても、取り締まることはできず、戻るように指導することしかできない。¹⁹⁴

操業自粛ラインに法的根拠がなければ、海上保安庁は取り締まることができない。1998年協定がスタートすれば、日本漁船は、政府間協定の下で、戦後初めてソ連が実効支配するソ連主張の領海で合法的に操業できるようになる。¹⁹⁵しかし、この協定は日本漁船が違反操業をしないことを前提にしている。無許可の船が中間ラインを越えないように、これまで以上に警備を強化しなければならない。1998年協定に基づく許可証を持たない漁船が、協定対象海域内に入ってしまうとトラブルが発生する。海上保安庁が取り締まることのできる法的根拠のある操業自粛ラインの設定が必要だった。そこで、1998年協定締結を機に、自粛ラインは1998年9月8日、農水省の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」第18条、「北海道漁業調整規則」第32条の2に基づいた「規則ライン」になった。¹⁹⁶海上保安庁の取締りが可能になった。本協定に基づくホッケ漁が始まる直前だった。

5.4 2016年漁期の操業条件（2016年1月1日～12月31日）

2015年11月12日水産庁より「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」に基づく日ロ政府間協議及び民間交渉の結果について」の発表があった。2015年11月9日～12日まで、モスクワ¹⁹⁷にて協議が行われた。政府間協議では、協定の実施に関連する諸問題について協議が行われ、本協定に基づく平成26年及び平成27年の日本漁船の操業状況についてレビューを行った上で、協定の効力が1年間継続されることを確認した。民間交渉では、日本漁船の翌年の具体的な操業条件について協議が行われた。北海道水産会等の日本側民間団体とロシア側関係省庁の間で行われ、2016年（平成28年）における日本漁船の漁獲量等の操業条件について、妥結した。また、北方四島周辺水域におけるロシア・トロール漁船の操業により、日本漁船に漁具被害が発生するとともに、漁獲量が低迷していることから、ロシア側に対し、ロシア・トロール漁船の操業自粛等の実効的な対策を講じるよう申し入れた。ロシア側は、問題解決に向け取り組む旨を表明した。2016年の

¹⁹⁴ 岩下，本田，前掲書2006，p.128

¹⁹⁵ ソ連が実効支配するソ連主張の領海で日本漁船が合法的に操業できるのは、政府間漁業協定としては、戦後初めてである。民間協定では、1963年、1981年締結の貝殻島昆布採取協定がある。

¹⁹⁶ 中間ラインを前提に公の機関がラインを引くことは、中間ラインを認めたことにならないのかという疑問に対して、外務省は「領海の中で、実際に操業水域を決めるのはわが国の裁量の範囲になる。法律に基づいて操業水域を制限することは中間ラインと法律上、関係がない。中間ラインとは法律的にはつながらない。国内法令の運用の問題だ」と説明する。22日後に、本協定に基づいたホッケ操業が始まった。岩下，本田，前掲書2006，p.128

¹⁹⁷ 2015年平成27年11月9日～11月12日。場所：モスクワ、ロシア外務省及び連邦漁業庁 会議室。出席者（日本側：相木俊宏外務省欧州局参事官、佐々木拓水産庁資源管理部国際課調査官、高橋英明北海道水産会副会長ほか、外務省、水産庁、北海道等の関係者）（ロシア側：ノズドレフ外務省第三アジア局次長ほか、外務省、連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局等の関係者）

操業条件は 2015 年と同じである。表 3.11 が日本漁船の操業条件である。資源保護協力金等として、協力金の支払い、機材供与が行われている。

表 3.11 2016 年の日本漁船の操業条件

項目	漁獲枠	漁期
すけとうだら刺し網漁業 (羅臼漁協)	955トン	1/1～3/15
ほっけ刺し網漁業 (羅臼漁協)	777トン	9/16～12/31
たこ空釣り漁業 (根室・歯舞・落石漁協)	216トン	1/1～1/31 10/16～12/31
その他	232トン	
合計	2,180トン	
全隻数	48隻	
資源保護協力金等(協力金)	2,130万円	
(機材供与)	2,110万円	

出典：水産庁プレスリリース（2015年11月12日）より作成

5.4.1 了解覚書内容（合意内容）

民間交渉で、毎年、具体的な操業条件が決められる。一般社団法人北海道水産会とロシア連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局との間で取り交わされる了解覚書により決定される。1998年（平成10年）10月から、タコ空釣り漁業及びホッケ固定式刺し網漁業が、翌年1月からはスケトウダラ固定式刺し網漁業が開始されている。¹⁹⁸次の表 3.12 は、協定水域における 2011 年（平成 23 年）～2016 年（平成 28 年）までの漁獲量、漁期、隻数、資源保護協力金等である。最近の漁獲量、漁期等の条件は、同じである。

¹⁹⁸ 根室振興局「平成 26 年度版 根室の水産」平成 28 年 3 月公表, p.42

表 3.12 了解覚書内容

ア. 漁獲量(操業水域A及びBの合計)					
魚種	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
すけとうだら	955t	955t	955t	955t	955t
ほっけ	777t	777t	777t	777t	777t
たこ	216t	216t	216t	216t	216t
その他	232t	232t	232t	232t	232t
合計	2,180t	2,180t	2,180t	2,180t	2,180t

イ. 漁期					
魚種	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
すけとうだら	1月1日 ~ 3月15日				
ほっけ	9月16日 ~ 12月31日				
たこ	1月1日 ~ 1月31日、10月16日 ~ 12月31日				

ウ. 隻数					
区分	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
隻数	48隻	48隻	48隻	48隻	48隻

エ. 資源保護協力金等					
区分	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
協力金	2,130万円	2,130万円	2,130万円	2,130万円	2,130万円
機材供与	2,110万円	2,110万円	2,110万円	2,110万円	2,110万円

注：「ア. 漁獲量 その他の魚種」は、かれい、まだら、きちじ、めぬけ類、こまい、いか、かじか、えい、さめ、めだい。魚種によりそれぞれの漁獲割当量が決められている。「ウ. 隻数 48 隻」は、すけとうだら刺し網 20 隻（羅臼漁協）、ほっけ刺し網 20 隻（羅臼漁協）、たこ空釣り 8 隻（根室漁協 2 隻、歯舞漁協 2 隻、落石漁協 4 隻）である。

出典：根室市「水産ねむろ 平成 27 年度版」平成 28 年 3 月, p.21

根室振興局「平成 26 年度版 根室の水産」平成 28 年 3 月, p.42

5.5 課題

➤ 現況

北方四島の領海 12 海里には、ロシアの管轄権が及ぶ。領海内の指定された水域で 4 漁協の漁船が、ロシアの法令に従って操業している。魚種により漁期は異なる。日ロの中間線に沿って、1998 年 9 月規則ラインが設定され、海上保安庁が違法日本漁船を取り締まることができるようになった。

➤ 法的課題

日本政府は、北方四島の領有権、四島周辺の領海、EEZ を主張している。しかし、四島

周辺の領海で日本漁船が操業する際には、ロシアの法令に従い、入漁料を支払っている。北方四島や周辺海域がロシアに帰属することを意味していないか。領土問題の解決が望まれる。

➤ 現場の課題¹⁹⁹

- ・北方四島周辺水域におけるロシア・トロール漁船の操業により、日本漁船に漁具被害が発生している。
- ・漁獲量が低迷している。
- ・資源保護協力金、機材供与など漁業者の負担が大きい。
- ・四島周辺水域は豊かな漁場であるが、本協定により魚種（タコ・ホッケ・スケトウダラ）、漁獲量が制限されている。カニやウニなど対象魚種や操業水域の拡大を希望する。
- ・ホッケが以前のように獲れない。温暖化により水温が高くなり、回遊ルートが変わったからと考えられる。
- ・羅臼漁協前浜での資源状態が低迷している。羅臼漁協では、操業船を再編し経営合理化を図っている。刺し網の目合を大きくし、稚魚を獲らないような資源管理に努めている。
- ・知床半島と国後島の間には、漁船の衝突を避けるため操業自粛ラインが存在する。それがロシア側の漁獲量や若齢魚の分布動向を不明瞭なものとし、資源管理上の障壁となっている。（羅臼漁協 2015.8.21）
- ・沿岸域での人口減少が進んでいる。漁業者数も減少している。
- ・北方四島領海内での操業枠組みは、領土問題の解決するためにも堅持する必要がある。

小括

第3章では、北方四島周辺海域での漁業協定を検討した。

第1節では、北方四島に対する日ロの主張を述べた。北方四島は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成る。四島は、第2次世界大戦後、ソ連、その後ロシアが、実効的に支配している。四島周辺海域の管轄権もロシアが持つ。北海道と北方四島の地理的中間線が、両国の暫定的境界線である。北方四島周辺海域への越境操業により、日本漁船の拿捕や抑留が相次ぎ、安全操業が求められてきた。この係争海域に関する漁業協定は、3つある。第2節、第3節では、「貝殻島昆布採取協定（1963年、1981年）」を検討した。日本側から求めた民間協定である。北海道納沙布岬から約3.7 kmにある歯舞群島の貝殻島周辺海域での昆布漁のための協定である。1963年大日本水産会とソ連政府との間で締結された協定は、1977年3月ソ連の200海里漁業専管水域設定により中断した。1981年北海道水産会と

¹⁹⁹ 羅臼漁協、北海道水産会、根室振興局産業振興部水産課、根室市水産港湾課など。

ソ連邦漁業省との間で新たに「貝殻島昆布採取協定」が締結され、現在もこの協定に基づいて操業が行われている。6月1日～9月30日まで根室市の3漁協の漁船が操業している。ロシアに対して昆布採取料の支払い、機材供与を行っている。

第4節では、「日ソ地先沖合漁業協定（1984年）」を検討した。1977年ソ日が200海里漁業専管水域を設定したため、「日ソ漁業暫定協定（1977年5月27日署名）」「ソ日漁業暫定協定（1977年8月4日署名）」を締結した。この2つの協定を一本化して、1984年政府間協定として締結された。双方の200海里水域内での相互入漁が基本である。操業水域は、北西太平洋の日ソ（ロ）の200海里内の指定された水域である。現在、相互入漁（漁獲割当量等量）と有償入漁（ロシア側に見返り金を支払う）の枠組みで操業している。双方の漁業者は、相手国から操業許可をもらい、日ロ漁業委員会が決定した操業条件に従って操業する。2001年韓露漁業問題が発生した。北方四島周辺海域（四島接続200海里内）で韓国漁船がロシアの許可を得て、サンマ漁をするという事例である。2001年10月5日日ロ両政府は、2002年から同水域での第3国漁船の操業を認めない方向で基本合意した。現在も北方四島周辺海域（四島接続200海里水域）での第3国漁船による操業はない。

第5節では、「北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）」を検討した。ロシア側から求めた政府間協定である。1994年北方四島の経済状況の悪化を背景に、貝殻島方式での新たな協定締結を望む南クリル地区長の提案から始まった。交渉は難航したが、1998年締結した。北方四島の領海（12海里）内で、4漁協の漁船が操業している。北海道と北方四島の間の中間線を前提に引いた操業自粛ラインは、1998年9月8日農水省の「規則ライン」となり、海上保安庁による違法日本漁船の取締りが可能になった。資源保護協力金の支払い、機材供与を行っている。

これら3つの協定には、「相互の関係における諸問題についていずれの政府の立場および見解を害するものではない」という留保条項が明記されている。毎年、漁業委員会、政府間協議等で具体的操業条件が決められる。漁獲割当量・操業水域の確保、漁業者の入漁料・漁業協力金などの負担軽減が求められている。資源データ作成方法の共有など、資源管理に向けた協力が必要である。早期の領土問題の解決が求められている。

北方四島周辺海域では、ソ連（ロシア）国境警備艇による日本漁船の拿捕や乗組員の抑留が繰り返された。ソ連漁船の密漁も横行した。漁業協定締結、「規則ライン」の制定、両政府共同での違法操業撲滅等により、状況は改善してきた。現在は、領土問題はあるが、平和な海として、日ロ関係は良好である。

第4章 竹島周辺海域での漁業協定

第1節 竹島

1.1 竹島

竹島は、島根県隠岐諸島から北西へ約158km、韓国鬱陵島から南東へ約88km、北緯37度14分、東経131度52分の日本海上に位置している。東島（女島）、西島（男島）の2つの島とその周辺の数十の小島からなる群島である。総面積は約0.20km²、各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島であり、周囲は断崖絶壁をなし、植生や飲料水は乏しい。しかし、同島周辺は、南からの対馬暖流と北からのリマン寒流の接点であり、豊かな漁場である。韓国名は、**独島**である。

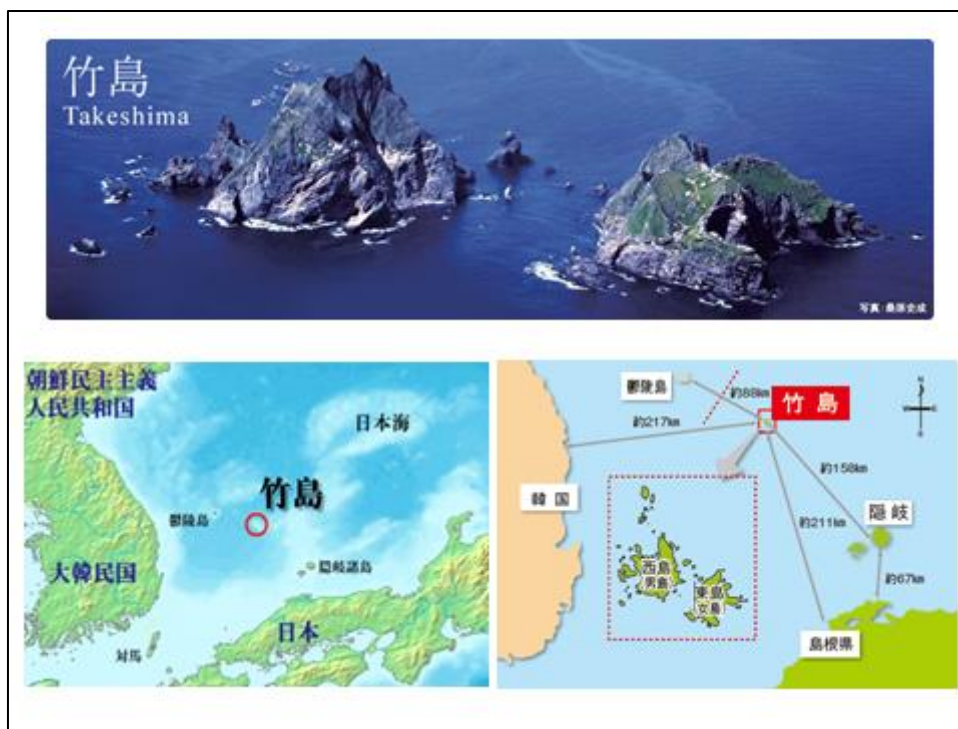


図4.1 竹島（独島）

出典：外務省「竹島」www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima より作成

竹島は、現在韓国では独島と呼ばれているが、于山島、三峯島、子山島、芋山島とも記録されている。日本は、松島やりやんこ島、航海したヨーロッパ人は、リアンクール島（Liancourt rocks）やホーネット島（Hornet rocks）と呼んでいた。このように竹島には、10ほどの名前があった。¹

¹ 芹田健太郎「日本の領土」中公文庫、2010、pp.169-170

1.2 両国の主張

1.2.1 日本の主張

竹島に関する日本の基本的立場は、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えである。」というものである。²

(1) 17世紀半ばに竹島の領有権を確立していた。³

17世紀初めには、日本人が政府（江戸幕府）公認の下、漁業のため鬱陵島に渡る際、竹島（当時の呼び名：松島）を航行の目標として、また船がかり（停泊地）として利用するとともに、アシカやアワビなどの漁期にも利用していた。遅くとも17世紀半ばには、日本の竹島に対する領有権は、確立していたと考えられる。

(2) 1905年閣議決定により竹島を領有する意思を再確認した。

1904年（明治37年）老岐島の中井養三郎が、本格化したアシカ漁事業の安定化を求め、竹島（当時の呼び名：りゃんこ島）の領土編入と貸し下げを明治政府へ願い出た。1905年1月28日閣議で、この島が他国により占領された形跡がないことから、同島を「竹島」と命名し、本邦所属として、「島根県所属おきのしまつかさ隠岐島司」の所管を決定した。同年2月22日島根県松永武吉知事は「島根県告示第40号」により、閣議決定の内容を告示した。⁴同年4月島根県は漁業取締規則を改正し、竹島のアシカ漁業を許可制とし、中井らの出願を許可した。同島のアシカ漁、アワビ、ワカメなどの採取は、1941年戦争によって中断されるまで続いた。免許者からは毎年土地使用料が国庫に納入された。このように、竹島に対する日本の実効的支配は、第2次世界大戦の終了まで平穩に続けられた。⁵

² 日本外務省「竹島」「竹島の領有権に関する日本の一貫した立場」www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima, 参照 2016.5.10

³ 外務省「竹島」「竹島問題 10 のポイント」p.3,www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf, 参照 2016.2.10

⁴ 島根県告示第40号。「田村清三郎氏（元島根県立図書館次長）の「島根県竹島の新研究」（島根県総務部総務課発行）によると、この手続きにより、竹島は官有地として民間に貸し付けられた。1941年（昭和16年）に海軍用地に引き継がれるまで、使用料の納税記録もあったと指摘している。」読売新聞政治部「基礎からわかる日本の領土・海洋問題」中公新書ラクレ, 2012, p.51

⁵ 芹田, 前掲書, pp.184-185

(3) サンフランシスコ平和条約により、竹島が日本の領土であることが確認された。

第二次世界大戦後の日本の領土処理を行ったサンフランシスコ平和条約（1951年9月8日署名、1952年4月28日発効）の起草過程において、日本の植民地から独立した韓国は同条約を起草していた米国に対し、1951年7月「日本が放棄すべき地域に竹島を加えてほしい」と要望した。しかし「竹島は、1905年頃から島根県隠岐支庁の管轄下であり、これまで韓国領土として扱われたことはなく、領土権の主張がなされたとは思われない。」（ラスク書簡）と回答し、韓国の要請は拒否された。⁶これは、米国政府が公開した外交文書によって明らかである。サンフランシスコ平和条約第2章領域第2条(a)「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。日本が放棄すべき地域として、「濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定され、竹島はそこから除外された。このように第2次世界大戦後の国際秩序を構築したサンフランシスコ平和条約において、竹島が日本の領土であると確認された。本条約は、戦後日本の領域の最終決定である。日本の領土を法的に確定したものであり、「同条約が発効する以前に連合軍司令部が竹島をどう扱っていたのかによって、竹島の領有権が影響を受けないことは、事実上にも明らかである」。⁸

また、同条約発効後、米国は日本に対して、竹島を爆撃訓練区域として使用することを申し入れた。これを受けて、日米間の協定に基づいて、竹島を爆撃訓練区域に指定することとし、日本はその旨を公表した。⁹

しかし、サンフランシスコ平和条約発効直前の1952年1月18日韓国の李承晩大統領は、海洋主権宣言「大韓民国隣接海洋の主権に関する李承晩大統領の宣言」を行い、「李承晩ライン」を設定した。そのラインは、SCAPIN¹⁰第1033号によって画定されたマッカーサー・ライン¹¹を踏襲したものであり、ライン内の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだ。これに対して、国際法に反する行為であると日本は直ちに厳重な抗議を行った。それにもかかわらず、1953年2月27日韓国は「竹島（独島）の領有権に関する声明」を発表し、1954年頃から竹島に領土標識や灯台を設置し、海洋警察隊を派遣した。1965年6月22日両国は「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」を締結し、国交の正常化を図った。また同日「日韓漁業協定」等¹²も調印され、李承晩ラインは消滅したが、依然として、韓国が竹島を不当に領有している。

⁶ 外務省「竹島－日本の領土をめぐる情勢－サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱い」平成25年3月6日、www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima、参照2015.11.3

⁷ 芹田、前掲書、p.181「対日平和条約は、戦後日本の領域の最終決定である。」

⁸ 外務省「竹島問題10のポイント」p.25

⁹ 外務省、同上書、p.3

¹⁰ SCAPINとは、Supreme Command for Allied Powers Instruction Noteのこと。連合軍最高司令官（SCAP）から日本政府宛てに出された訓令。連合軍最高司令官総司令部覚書。

¹¹ 戦後の日本漁船の操業水域を指定したマッカーサー・ラインは、サンフランシスコ平和条約発効前の1952年4月25日に破棄された。

¹² 1965年6月22日日本と韓国の間で6つの条約等が締結された。①「日本国と大韓民国との間の基本関

韓国に対し、第3機関である国際司法裁判所への付託を1954年9月¹³、1962年3月、2012年8月の3回提議しているが、韓国は拒否している。2005年3月16日島根県議会が、2月22日を「竹島の日」とする「竹島の日を定める条例」を可決した。¹⁴竹島は、現在、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する。

1.2.2 韓国の主張

竹島（独島）に対する韓国の基本的立場は、「独島は、歴史的にも、地理的にも、国際法上も明白な大韓民国固有の領土である。独島をめぐる領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉及び司法的解決の対象になり得ない。」¹⁵というものである。

(1) 竹島は古くからの韓国領である。

朝鮮の古文獻『三国史記』(1145年)、『世宗実録地理誌』(1454年)、『新增東国輿地勝覽』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覽』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)などの記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という2つの島を古くから認知していた。そして、その「于山島」こそ、現在の竹島であると主張する。しかし、『三国史記』には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したとの記述はあるが、「于山島」に関する記述はない。また、朝鮮の他の古文獻中にある「于山島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の实情に見合わないものがあり、むしろ、鬱陵島を想起させる。¹⁶

『東国文献備考』『萬機要覽』『増補文献備考』に『輿地志(1656年)』を引用して、「于山島は、日本のいう松島である」と記述されており于山島が独島であることが明確であると主張する。しかし、『輿地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島を同一の島としており、『東国文献備考』等の記述は、『輿地志』から直接、正しく引用されたものではないと批判する研究もある。¹⁷

『肅宗実録』(1696年)には、1693年安龍福が日本に来た際、鬱陵島及び竹島を朝鮮領とする旨の書契を江戸幕府から得たが、対馬の藩主がその書契を奪い取ったと供述したと

係に関する条約」②「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」及び附属書 ③「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定」及び附属書 ④「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」及び附属書 ⑤「文化財及び文化協力に関する協定」及び附属書 ⑥「日韓両国間の紛争の平和的処理に関する交換公文」

¹³ 外務省、前掲書、p.17、www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf

「竹島問題の平和的手段による解決を図るため、口上書をもって竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを韓国に提案したが、同年10月、韓国はこの提案を拒否した。」

¹⁴ 2005年3月25日島根県条例第36号公布

¹⁵ 駐日本国大韓民国大使館ホームページ「独島」「独島に対する韓国の立場」<http://dokdo.mofa.go.kr/jp>、参照 2015.10.15

¹⁶ 外務省、前掲書、p.7、www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf

¹⁷ 外務省、前掲書、p.7、www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf

されている。この安龍福の取り調べの際の供述を竹島の領有権の1つとして引用している。しかし、当時の朝鮮が安龍福の行動を関知しておらず、その行動は朝鮮を代表するものではないと認識していたことが確認できる。また安龍福の供述そのものについても、事実と合致しない描写が数多くあり、信憑性に欠ける。¹⁸

このように、各種の記録の記事には混乱が見られ、当時明確な知識をもって記述が行われたとは思えない。¹⁹竹島が韓国領であることは、必ずしも確定できない。²⁰

(2) 日本による1905年の領土編入措置は無効である。

韓国は、「日本が、1905年「島根県告示第40号」で独島を自国領土にしようとしたのは、1904年から満州と韓半島の利権をめぐるロシアと戦争を行っていて、東海で起こる軍事的必要性を考慮したためである。当時日本は、1904年2月「韓日議定書」の締結でロシアとの戦争に必要な韓国の領土を自由に使えることになり、また同年8月の「第1次韓日協約」を通じて韓国政府に日本人などの外国人顧問の任命を強要する等、韓国に対する段階的侵略を進めていた。独島は、その最初の犠牲になった。「島根県告示第40条」は、韓国の主権に対する段階的な侵略過程の一部であり、韓国が長きにわたって築いてきた確固たる独島領有権を侵害する違法行為であり、国際法上の効力を持つことはできない。」²¹と主張する。

これに対して、芹田²²は、以下のように反論する。「竹島については、韓国を含むいずれの国とも紛争を生じていなかったが、1903年頃から大規模に行われたアシカの乱獲を防ぐためアシカ漁業取締りの必要上編入措置が取られた。この点韓国はアシカの乱獲を取り締まることをせず放置していたのであり、自国領であるとの認識がなかったものと思われる。」韓国政府は、日本が「秘密裏に」領土編入措置を行ったと主張する。しかし、1905年2月22日島根県松永武吉知事は「島根県告示第40号」により正式に告示し、新聞報道も行われていた。²³韓国政府は、たとえこの事実を知っていたとしても1904年の日韓議定書、第1次日韓協約によって日本政府に異議を唱える立場になかったと主張する。しかし、当時の韓国の立場には同情の余地はあるが、「1904年以前に韓国が竹島に対して実効的支配を及ぼしうる完全な立場にありながらこれに支配権を及ぼさなかった。」²⁴「1905年の日本の領土編入措置が無効であるといえるのは、韓国が竹島を実効支配的に占有した

¹⁸ 外務省、前掲書、p.22、www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf

¹⁹ 芹田、前掲書、p.171

²⁰ 芹田、前掲書、p.174

²¹ 駐日本国大韓民国大使館ホームページ「独島」「独島に関する1問1答」<http://dokdo.mofa.go.kr/jp>, 参照 2015.10.15

²² 芹田、前掲書、p.175

²³ 芹田、前掲書、p.177

²⁴ 芹田、前掲書、p.177

ことが証明される場合のみである。」²⁵

(3) 第2次世界大戦中のカイロ宣言から戦後の平和条約に及ぶ一連の措置から、竹島が韓国領であることが確認される。

日本は、1945年8月14日ポツダム宣言を受託したことによってカイロ宣言の履行義務を負った。韓国から暴力や強欲によって略取した竹島は、日本から分離されることが決定した。1943年11月27日のカイロ宣言において、「日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ」と宣言された。1945年7月26日のポツダム宣言第8項では、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とある。1946年1月29日付連合軍最高司令官総司令部 (GHQ : General Headquarters) の指令 (SCAPIN) 第677号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」により、濟州島、鬱陵島と共に、竹島にも、日本の行政権が及ばなくなった。同年6月22日GHQのSCAPIN第1033号「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」により、竹島は、日本の漁業操業区域外に置かれ、また竹島の12海里以内への日本漁船の接近が禁止された。これらにより、竹島は、日本から分離され、韓国領となったと主張する。

しかし、SCAPIN第677号第6項、第1033号第5項に、それぞれこの指令は占領下での暫定措置であり、最終的決定ではないと明記されている。SCAPIN第677号第6項には、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合軍の政策を示すものと解釈されてはならない」、SCAPIN第1033号第5項には、「この許可は、当該区域又はその他のいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合軍の政策の表明ではない。」と明示的に規定している。²⁶つまり、SCAPIN第677号も第1033号も、「最終的決定に関する連合軍の政策の表明ではない」とある。サンフランシスコ平和条約発効以前の竹島に対する扱いは、暫定的なのである。1952年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約第2章領域第2条(a)「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と定め、日本が放棄した地域から竹島は除外されている。本条約は戦後日本の領域の最終決定であり、「竹島が日本の領土である」と最終的に確定したのである。「SCAPIN第677号に明記されていた竹島の名が対日平和条約において消されているのは、実質的に意味のあることであると考えなければならない。」²⁷

²⁵ 芹田, 前掲書, p.179

²⁶ 外務省「竹島」www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima, 参照 2015.11.3

²⁷ 芹田, 前掲書, pp.181-182

➤ 独島に対する韓国の動き

1948年8月15日：大韓民国（韓国）成立

1951年7月19日：米国に平和条約で独島を韓国領にするように要求するが拒否される。

1952年1月18日：李承晩ライン宣言により独島の領有を主張

1952年4月28日：サンフランシスコ条約発効

1953年2月27日：独島の領有権に関する声明を発表

1954年：独島に領土標識、灯台設置。海洋警察隊を派遣

1965年：日韓漁業協定調印により李承晩ライン消滅

1997年：独島に500トン級の船舶の接岸が可能な埠頭を建設

2005年：一般人の訪問を認めるなど実効支配を強化している。

[日本]

占領下での暫定措置（SCAPIN 第 677 号、第 1033 号）は、最終的決定ではない。1952年4月28日発効のサンフランシスコ平和条約をもって、戦後日本の領域が最終的に決定した。本条約によって、竹島は、日本の領土となった。しかし、韓国は、1952年1月18日に設定した李承晩ラインの中に竹島を取り込み、1965年日韓漁業協定により、そのラインが消滅したにもかかわらず、竹島を占有し、実効支配をしている。それは、違法である。

[韓国]

独島は、昔より韓国の領土であり、第2次世界大戦中のカイロ宣言から戦後の平和条約に及ぶ一連の措置から、独島が韓国領であるのは、明白である。1946年のSCAPIN 第 677 号、第 1033 号により、独島は日本から分離され、韓国領となった。1952年1月18日独島は李承晩ラインの中にあり、ラインが消滅した後も、韓国は独島の実効的支配を続けている。独島は韓国の領土である。

1.3 マッカーサー・ラインと李承晩ライン

マッカーサー・ライン（以下、マ・ライン）とは、戦後の日本漁船の活動可能領域（制限水域ライン）のことである。連合軍最高司令官総司令部（GHQ）のダグラス・マッカーサー最高司令官の名で発せられたため、この名称で呼ばれることになった。1945年9月2日GHQの指示がない限り、漁船を含む船舶の一切の移動が禁じられた。同年9月14日日本造船だけは日本の沿岸12海里以内での操業が許可された。以後、段階的に、日本の食糧難解消のために漁業操業水域は拡大していった。²⁸1945年9月27日付連合軍最高司令官艦隊

²⁸ 戦後の日本国民の食料難がその背景の1つである。外地から復員した兵士、その家族が大勢日本に戻ってきた。

連絡部第 80 号の第一次許可により操業領域は拡大した。²⁹1946 年 6 月 22 日 GHQ の SCAPIN 第 1033 号「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」により、日本の漁業捕鯨区域から竹島が排除され、竹島の 12 海里以内への日本漁船の接近が禁止された。サンフランシスコ平和条約発効直前の 1952 年 4 月 25 日、制限ラインは撤廃された。

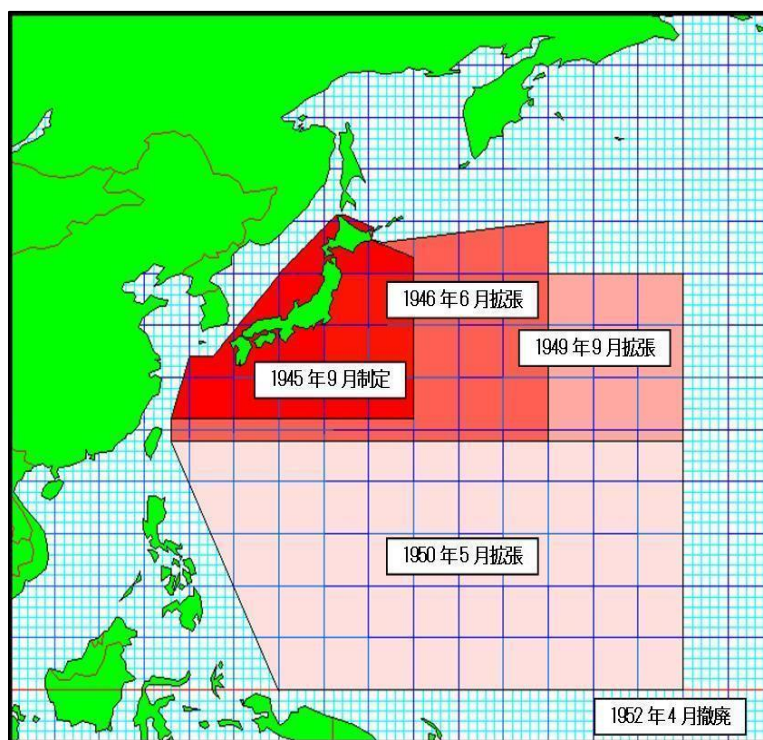


図 4.2 連合国最高司令官総司令部（GHQ）による日本漁業の制限水域

出典：日本かつお・まぐろ漁業協同組合「マグロ漁業の歴史」<http://www.japantuna.net/press56>

サンフランシスコ平和条約発効前の 1952 年 1 月 18 日韓国の李承晩大統領は、海洋主権宣言「大韓民国隣接海洋の主権に関する李承晩大統領の宣言」を行い、「李承晩ライン（以下、李ライン）」を設定した。このラインは、SCAPIN 第 1033 号によって画定されたマ・ラインを踏襲したものであり、ライン内の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだ。李ラインは、1965 年日韓漁業協定発効により消滅した。

韓国政府が、李ラインを設定した理由は、「韓国はマッカーサー・ラインによって日本漁船の韓国沿岸への侵犯を防ぐことができたが、1951 年 9 月 8 日調印した対日講和条約が翌

²⁹ FLTLOSCAP Sereal No. 80 of 27 September 1945（1945 年 9 月 27 日付連合国最高司令部艦隊連絡部第 80 号）日本の操業水域を指定（北緯 45 度東経 145 度から北緯 45 度 30 分東経 145 度、齒舞諸島を避けて東経 150 度、北緯 26 度東経 150 度、北緯 26 度東経 123 度、北緯 32 度東経 125 度、対馬を経て北緯 40 度東経 135 度、北緯 45 度東経 140 度を結ぶ線内）。www.geocities.jp/toaniuniu/shiryu/SCAPIN4.html, 参照 2015.11.6

年4月に発効すると、日本の主権が完全に回復され、当然マッカーサー・ラインが撤廃される。それは日本の漁船が、大挙韓国沿岸へ出沒して乱獲することを意味する。それゆえ、事前の対策が必要であった。この平和ラインは、日本との漁業紛争の可能性を防止するための国際法上の措置であった。」³⁰と言われる。韓国は、李ラインを侵犯した日本漁船を拿捕した。1954年～1963年末まで各種漁船160隻、漁夫1,989名を抑留した。³¹



図4.3 マッカーサー・ラインと李承晩ライン

出典：島根県/島根県教育委員会 / 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議
(2013年)「竹島学習リーフレット」p.5

³⁰ 崔長根「日韓漁業協定と日本外交－領土権問題と関連して」『法学新報』107, pp.311-331, 2000, p.316

³¹ 崔長根, 同上書, p.317

第2節 日韓漁業協定（1999年 / 平成11年）

現在有効の日韓漁業協定は、1998年11月28日に署名され、翌1999年1月22日に発効したものである。本協定が発効される以前の1965年日韓漁業協定や1974年日韓大陸棚協定が、1999年漁業協定に大きな影響を与えている。

2.1 1965年日韓漁業協定

1951年以来行われてきた日韓交渉は妥結し、1965年6月22日「日本と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本関係条約）」³²が調印され、両国間の国交が樹立した。同日、他に5つの関係協定が調印された。その1つが「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定及び附属文書」³³、つまり1965年日韓漁業協定である。1965年6月22日東京で署名され、同年12月18日に発効した。

背景には、1952年1月18日韓国政府によって一方的に設定された李承晩ラインにより、多くの日本漁船が拿捕されたことにある。当時の漁業勢力は、韓国より日本の方が大きく、日本漁船は、韓国沿岸近くまで出かけ操業していた。協定目的は、日本漁船の韓国近海での操業規則を作り、漁業の発展のために相互に協力しようというものであった。

本協定では、日韓両国が自国の沿岸基線から12海里（約22km）までの水域を、漁業に関して管轄権を持つ水域（「漁業専管水域」「漁業水域」）に設定した。この水域では、沿岸国主義を採用する。（第1条）その外側の水域では両国が自由に操業できるが、韓国、朝鮮半島周辺には、「共同規制水域」と「共同資源調査水域」を設定した。共同規制水域とは、「漁業専管水域」の外側で、資源保護のために日韓両国が操業の規制を行う水域である。旗国主義を採用する。（第2条、第3条、第4条）また、一方の国が資源保護の観点から操業を禁止している水域においては、他方も自粛するなどの自主規制措置をとる。³⁴共同資源調査水域とは、「共同規制水域」の外側の水域で、両国が、共同で資源調査などを行う水域である。（第5条）「日韓漁業共同委員会」を設置し、操業条件等を話し合う。各国3名ずつ計6名から成る。（第6条、第7条）両国は、漁船の安全操業、事故の解決のために、できる限り相互に密接に連絡し、協力する。（第8条）紛争解決手続きとして、本協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争は、外交上の経路を通じて解決する。それでも困難な場合には、臨時的な仲裁委員会を設置し、紛争解決を図る。（第9条）本協定は、批准書の交換の日に効力を持つ。5年間効力を存続し、その後は、いずれか一方の国が他方の国に本

³² 「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-237.pdf, 参照 2015.9.30

³³ 外務省: 条約検索—Ministry of Foreign Affairs of Japan, www3.mofa.go.jp, 参照 2015.9.30

³⁴ 日韓漁業問題への対応/水産課/とりネット/鳥取県公式サイト, www.pref.tottori.lg.jp, 参照 2015.9.30

協定を終了させる意思を通告した日から1年後に効力を失う。(第10条)

他に、日韓漁業協定の「附属書」や「韓国の漁業水域の直線基線に関する交換公文」「韓国の漁業水域に関する交換公文」「合意された議事録」「標識に関する交換公文」「漁業協力に関する交換公文」「安全操業に関する往復書簡」「討議の記録」「大臣声明」などがある。本協定により、新たに漁業専管水域等が設定されたことにより、李ラインは消滅した。

協定調印に先立ち、「日韓の漁船間の安全操業及び秩序維持のための民間取決め」が、大日本水産会（日本）と水産業協同組合中央会（韓国）との間で、1964年12月17日ソウルで調印され、日韓諸条約とともに発効した。

沿岸基線から12海里の漁業専管水域を設定したことは、当時の日本の領海幅が3海里、その外側は公海、つまり、自由な水域であるという主張からいえば、12海里の設定は日本側の敗北と言える。³⁵一方、竹島を含み、広範な漁業水域を設定していた李ラインが撤廃されたことは、韓国の敗北である。竹島は公海上に置かれたことになる。両国の12海里漁業専管水域の外側は、旗国主義が採用され、日韓双方の漁船は、相手国の取締りや規制を受けることなく、操業することが可能になった。³⁶しかし当時、韓国漁業は、沿岸漁業が中心であって、漁業勢力の大きい日本漁船が韓国近海で操業するという状況だった。

³⁵ 武山眞行「新しい日韓漁業協定の締結に向けて一國連海洋法の枠組みの変化―」『外交時報』1349号、6月号、pp.85-95, 1998, p.86

³⁶ 武山、同上書、p.87



図 4.4 1965 年日韓漁業協定による協定水域

出典：ジュリスト（1965 年 8 月 1 日号）p.20

浦野起央「日本の国境 [分析・資料・文献]」2013, p.344

「漁業監視船の活動に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文（韓国との漁業監視船の活動に関する取極）」が 1966 年（昭和 41 年）10 月 18 日署名、発効する。³⁷「漁業資源の科学的調査に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文（韓国との漁業資源の科学的調査に関する取極）」が 1967 年（昭和 42 年）4 月 28 日署名、発効する。³⁸

2.2 1974 年日韓大陸棚協定

1969 年 5 月、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）³⁹により黄海・東シナ海の資源調査が行われ、その結果、東シナ海の大陸棚に天然資源が存在する可能性があるとして報告された。1972 年 5 月、韓国が日韓中間線を越えた南側の東シナ海の大陸棚および沖繩舟状海盆（沖

³⁷ 外務省：条約検索—Ministry of Foreign Affairs of Japan, 1966 年（昭和 41 年）10 月 25 日外務省告示第 220 号, www3.mofa.go.jp, 参照 2015.9.30

³⁸ 外務省：条約検索—Ministry of Foreign Affairs of Japan, 1967 年（昭和 42 年）5 月 16 日外務省告示第 77 号, www3.mofa.go.jp, 参照 2015.9.30

³⁹ 1947 年国連アジア極東経済委員会（ECAFE）として設立、1974 年国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に名称変更。

縄トラフ)の一部に、独自に鉤区を設定した。そのような韓国の動きに対し、日本は抗議し、両国で大陸棚に関する交渉が進められた。

日韓大陸棚北部協定と南部協定が、1974年1月30日ソウルで署名され、1978年6月22日発効した。

北部協定の正式名称は、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」⁴⁰である。北緯33度付近～36度付近にかけての両国の大陸棚の境界を画定したものであり、両国の領海基線のほぼ中間を両国の境界線とした。図4.5が示すように、竹島の手前でその境界線は終わっている。この境界線が、1999年漁業協定の交渉にあたり、採用された。

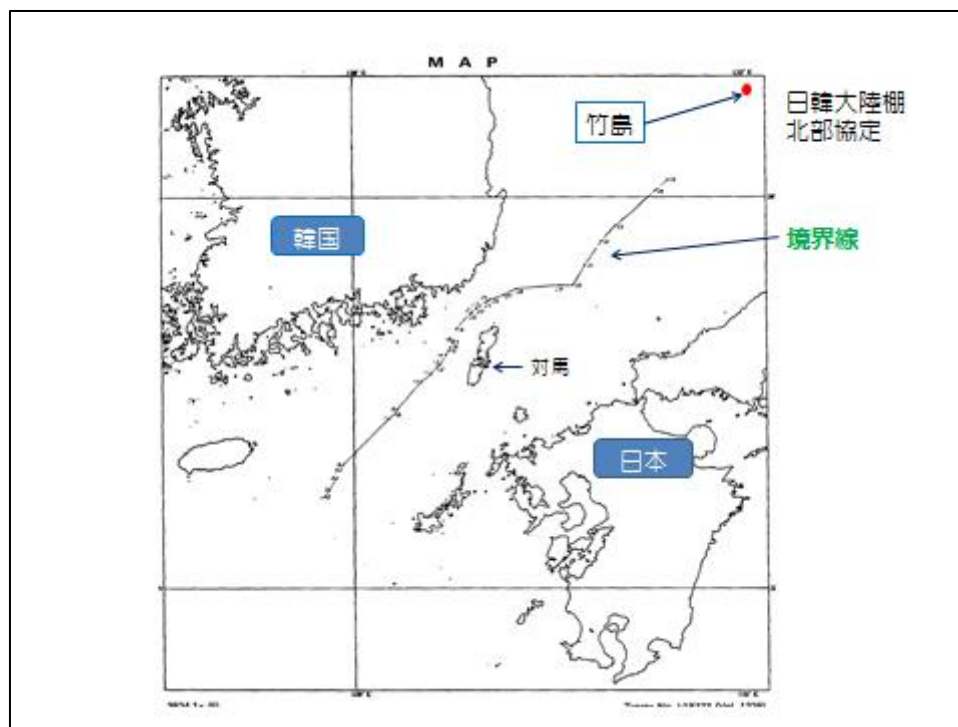


図 4.5 日韓大陸棚北部協定による境界線

出典：国連海事海洋法課 (DOALOS) ホームページ⁴¹ より作成

REPUBLIC OF KOREA - the United Nations,
www.un.org/depts/los/.../STATEFILES/KOR.htm

⁴⁰ 1978年(昭和53年)6月22日東京で批准書の交換、公布及び告示(条約第8号及び外務省告示第184号・186号)効力発生。

⁴¹ Maritime boundary delimitation agreements and other material with Japan Agreement between Japan and the Republic of Korea concerning the establishment of boundary in the northern part of the continental shelf adjacent to the two countries (with map and agreed minutes), 30 January 1974 (entry into force: 22 June 1978; registration #: 19777; registration date: 20 May 1981; link to UNTS), 参照 2015.11.10

南部協定の正式名称は、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」⁴²である。この水域は、日本と韓国ばかりでなく、中国も管轄権を主張している水域なので、大陸棚境界画定を行わなかった。境界画定を棚上げして、石油・天然ガス資源の共同開発についてのみ細目に渡り合意した。2028年までの50年間の最低効力期間を設けた。

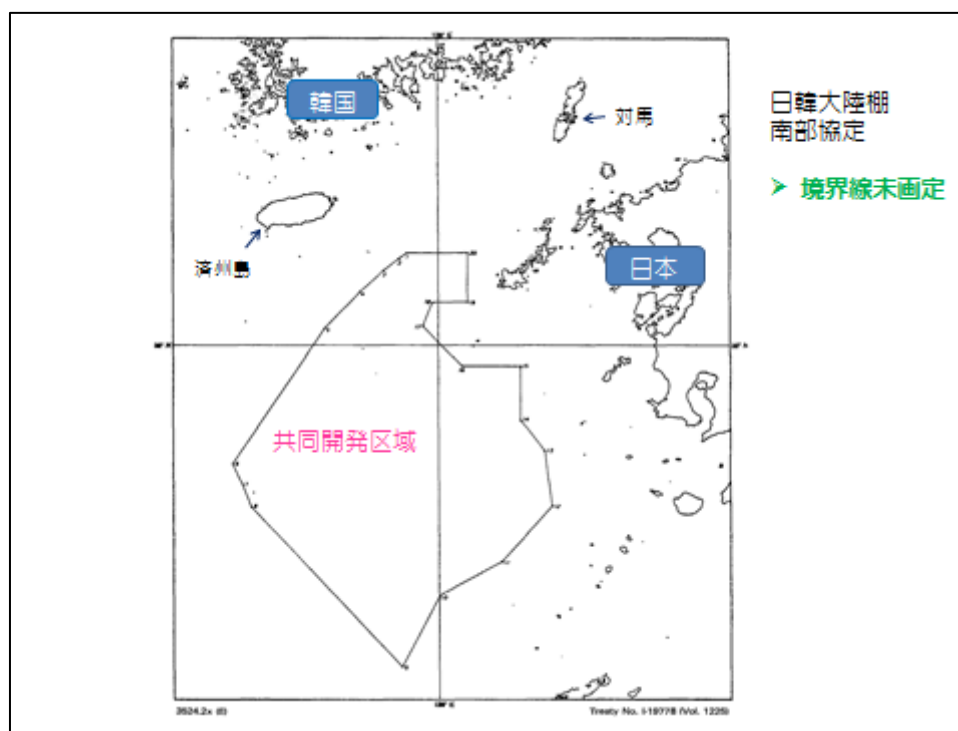


図 4.6 日韓大陸棚南部協定による境界線

出典：国連海事海洋法課（DOALOS）ホームページ⁴³ より作成

REPUBLIC OF KOREA - the United Nations,
www.un.org/depts/los/.../STATEFILES/KOR.htm

2.3 1999年日韓漁業協定成立背景⁴⁴

1998年（平成10年）11月28日日韓漁業協定が、鹿児島にて署名され、1999年1月22日発効した。正式名称は、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」⁴⁵である。

⁴² 1978年（昭和53年）6月22日東京で批准書の交換、公布及び告示（条約第7号及び外務省告示第183号・185号）効力発生。

⁴³ Maritime boundary delimitation agreements and other material with Japan
 Agreement concerning joint development of the southern part of the continental shelf adjacent to the two countries (with map, appendix, agreed minutes and exchanges of notes), 30 January 1974 (entry into force: 22 June 1978; registration #: 19778; registration date: 20 May 1981; link to UNTS), 参照 2015.11.10

⁴⁴ 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業関係に関する情報」「日韓漁業協定が締結されるまでの簡単な経緯」www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato, 参照 2015.10.1

⁴⁵ 外務省: 条約検索 - Ministry of Foreign Affairs of Japan, www3.mofa.go.jp, 参照 2015.9.30

1965年日韓漁業協定締結から30年以上が過ぎ、日韓の漁業勢力が変化してきたことや1994年国連海洋法条約（UNCLOS）が発効し、海洋における国際的変化により、1965年協定の見直しが求められた。

- (1) 1965年協定は、沿岸線から12海里までの水域を、沿岸国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（漁業専管水域、漁業水域）と定め、これより以遠の水域は原則自由に操業できる。また、漁船の旗国（所属国）が当該漁船を取り締まる、いわゆる旗国主義が採用されていた。このような枠組みの中で、日韓双方の漁業が行われてきたが、韓国の漁獲能力が向上し、韓国沿岸域での資源状況が悪化した。また韓国周辺水域に中国漁船が進出してきたため、押し出される形で、韓国漁船が、日本近海にまで進出し、北海道や西日本で、日本漁船と漁場を競合した。漁具損傷などのトラブルが多数発生したため、日本沿岸漁業者の反発が高まり、規制を求める声が高まった。⁴⁶
- (2) 日本は、操業禁止区域や禁漁期間の設定、栽培漁業の振興等、積極的な資源管理対策や資源増殖事業を実施していた。しかし、韓国側が、日本の資源対策に理解を示さず、資源の乱獲を続け、また両国が合意した自主規制措置に対する違反が続いた。そうした現状に、日本の漁業者の間で韓国漁業者に対する不満が非常に高まっていった。
- (3) 1977年米ソなど200海里漁業専管水域を設定したため、韓国漁船は、北太平洋を追われ、日本近海に大挙して押し寄せた。1977年5月2日付「漁業水域に関する暫定措置法」により、日本も日本周辺に200海里漁業専管水域を設定したが、それはソ連漁船に対するもので、1965年日韓漁業協定が有効であったため、東経135度以西には設定しなかった。韓国漁船に対しては主権的権利の行使を行わないとしていたが、漁業協定や自主規制措置に違反する韓国漁船が多かった。⁴⁷

図4.7は、漁業水域に関する暫定措置法（1977年）に基づく200海里漁業専管水域図である。図の説明は、第3章 図3.8、p.66と同じである。

⁴⁶ 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業関係に関する情報」www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato, 参照 2015.9.30

⁴⁷ 同上

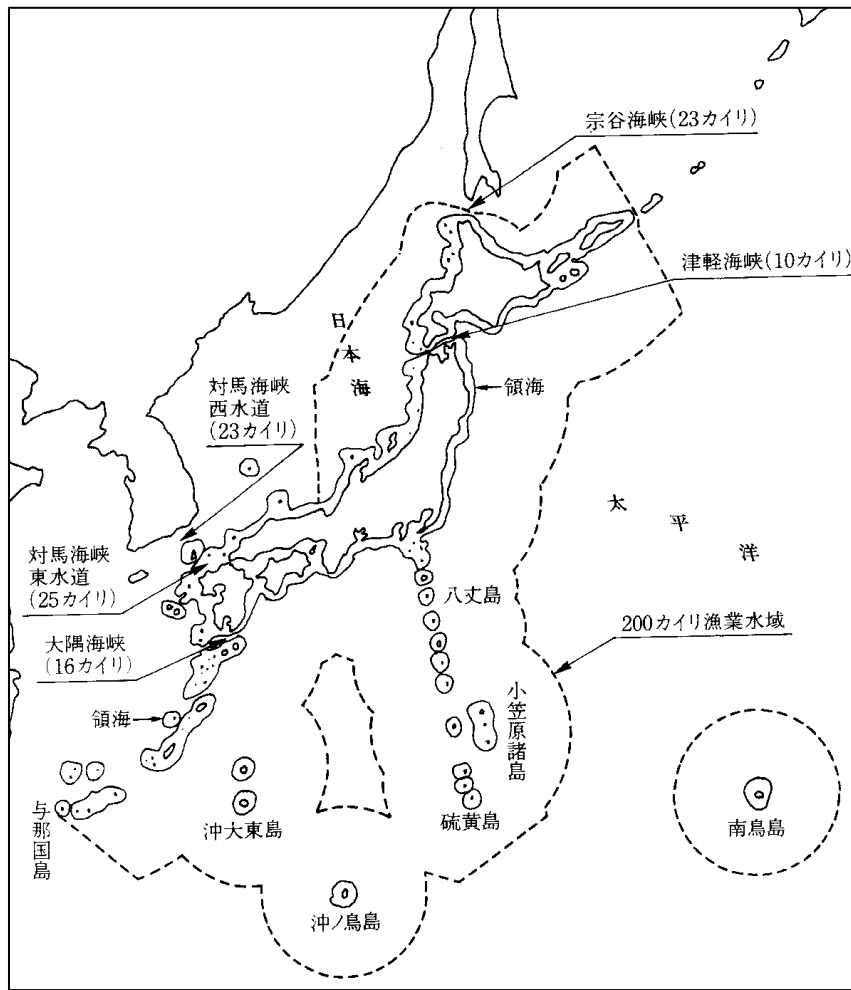


図 4.7 200 海里漁業専管水域 (1977 年)

出典：編集代表 小田滋・石本泰雄「解説条約集 第 5 版」1994 年, p.645

- (4) 1994 年 UNCLOS が発効し、韓国 (1996 年 1 月 29 日発効) と日本 (1996 年 7 月 20 日発効) は同条約の締約国となった。日本は、従来の 200 海里漁業専管水域を廃止して、200 海里排他的経済水域 (EEZ) を設定した。また同時に条約の義務である資源管理のために漁獲可能量制度⁴⁸を創設したが、この制度を完全に実施するためには、韓国に対しても主権的権利を行使することが求められることとなった。また、韓国も UNCLOS に従って EEZ を設定し、漁獲可能量制度を創設することとなった。(実際には 1999 年 1 月から実施されている)。このように、両国が UNCLOS を批准し、EEZ を設定するとともに、同水域内の資源管理を十全に行う義務を負うことになったこと

⁴⁸ TAC 制度とも言われる。Total Allowable Catch (漁獲可能量) の略。魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。この制度は、貴重な水産資源を継続的に利用できるように、従来からの漁獲能力などの規制に加えて、「漁獲する量」を管理することを目的としている。毎年一定の産卵親魚を残し、再生産可能な資源状態を保つことが、日本の漁業の持続的な安定のため、未来の漁業を守るために大切である。水産庁 www.jfa.maff.go.jp, 参照 2016.10.10

から、旗国主義の日韓漁業協定を、沿岸国が EEZ 内の管轄権を有し適切な資源管理を行うという沿岸国主義の協定に改める必要が生じた。⁴⁹

2.4 協定成立過程⁵⁰

1996年5月から UNCLOS の趣旨に沿った新たな漁業関係を構築するために、日韓漁業実務者協議が始まった。⁵¹新たな協定を締結することについては意見の一致を見たが、両国の間には、大きな主張の違いがあった。韓国は、従来の操業秩序を急激に変えることは望まず、両国間で EEZ の境界画定を行ってから漁業協定を締結すべきであると主張した。一方、日本は、境界画定は重要であるが、時間を要する。漁業問題は漁業者の生活に直結する問題であり、急を要するとの考えから、漁業協定を境界画定とは分離して早期に締結すべきだと主張した。また、両国は、竹島の領有権を主張していたため、交渉は難航した。

UNCLOS 批准案件の国会提出にあたり、与党から 1996年3月に、早期に新しい日韓漁業協定及び日中漁業協定⁵²を締結するように政府に対して申し入れがなされていた。1997年9月には再度、与党から交渉の期限を定めることにより交渉を促進することを目的として、1965年協定の終了通告を行うように求められた。前後して、実務者協議を始め、首脳間、外相間協議など数回にわたる交渉が行われ、境界画定交渉とは切り離し、EEZ の境界が画定していない水域には暫定水域を設けることにより漁業協定の締結を目指すということで一致した。韓国は、自由に操業できる暫定水域を広くすることを望み、日本は、その範囲を狭くし、自国で管理できる EEZ を広くすることを望んだ。このように暫定水域の範囲や漁獲実績の保証の是非等をめぐって両国の溝は埋まらず、日本は 1998年1月23日に協定の規定に基づき韓国側に終了通告を行った。1965年協定では、通告の1年後に協定が終了する。つまり 1999年1月22日に協定は終了することとなった。これに対し、韓国は猛反発し、対抗措置として自主規制措置を撤廃するなどの動きに出た。⁵³

1998年4月交渉が再開し、暫定水域の資源管理のあり方等を中心として議論を進めたが、合意を見ることはなかった。金大中韓国大統領の訪日⁵⁴を間近に控え、日韓双方で精力的

⁴⁹ 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業関係に関する情報」www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato、参照 2015.9.30

⁵⁰ 水産庁境港漁業調整事務所、同上

⁵¹ 水産庁境港漁業調整事務所、同上

⁵² 日中関係については、国連海洋法条約の趣旨に沿った基本的に沿岸国主義に基づく新たな協定づくりが進み、1997年9月には実質合意に達した。その後、同年11月に署名を行い、翌年4月に日本が国会で承認、5月中国国務院が承認したため、7月から協定発効のための協議が始まった。

⁵³ 1998年2月に成立した韓国の新政府（金大中）は、韓日関係の改善を主要課題としていた。新政府は、第2次実務者協議に先立って、7月1日以前に解除した「操業自立規制」を再開した。

崔長根、前掲書、p.326

⁵⁴ 金大中大統領夫人は、日本国国賓として 1998年10月7日～10日まで日本を公式訪問した。金大中大統領は、滞在中、小渕恵三日本国内閣総理大臣との間で会談を行った。外務省「要人來日日程

な交渉を行い、最終的に 1998 年 9 月 25 日未明、小渕恵三総理の決断により、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、スケトウダラ、ズワイガニ、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達した。その後、協定条文の作成作業が進められた。1998 年 11 月 28 日に両国は鹿児島で署名し、同年 12 月 11 日に日本の国会で、翌年 1 月 6 日に韓国の国会で、協定は承認された。

基本合意に達した後、具体的な双方の EEZ における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたが、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。1999 年（平成 11 年）1 月 22 日協定は発効したが、双方の EEZ 内で、相手国漁船が操業できない状況となった。このような状況を打開するため、水産庁長官と韓国海洋水産部次官補との間でギリギリの交渉が行われ、同年 2 月 5 日、ようやく日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られた。このような合意を得て、操業条件の通報等を行い、1999 年 2 月 22 日から相手国水域（EEZ）での操業が可能となった。

日本では、1998 年、新日韓漁業協定関連対策特別基金が補正予算（総額 250 億円）で設立された。この基金は、暫定水域の範囲をめぐって国内の漁業者が強く反発したことから、暫定水域設定等に伴う影響を懸念し、経営安定のための資金の融資などを支援するものである。⁵⁵この基金の対象地域は山陰地方だけでなく北海道、新潟、石川県等にも及んだ。⁵⁶

2.5 協定内容

日韓漁業協定（1999 年）の正式名称は、「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」である。

1998 年（平成 10 年）11 月 28 日 鹿児島で署名

1998 年（平成 10 年）12 月 11 日 国会承認

1999 年（平成 11 年）1 月 20 日 批准の閣議決定

1999 年（平成 11 年）1 月 22 日 ソウルで批准書交換

1999 年（平成 11 年）1 月 22 日 公布及び告示（条約第 3 号及び外務省告示第 55 号）

1999 年（平成 11 年）1 月 22 日 効力発生

（平成 10 年）」www.mofa.go.jp

⁵⁵ 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業関係に関する情報」www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato

⁵⁶ 島根県議会平成 23 年 11 月定例会（第 434 回）小沢秀多議員発言，www.pref.shimane.lg.jp，参照 2016.6.10

前文、本文（17条）、末文、附属書Ⅰ、附属書Ⅱから成る。更にこの協定に関連して、「東シナ海の暫定水域に関する合意議事録」「韓国への操業実績を踏まえた漁獲割当量に関する日本側書簡」「違反操業に関する両国外務大臣の書簡」がある。

(1) 適用範囲

協定水域は、日韓両国の排他的経済水域（EEZ）である。（第1条）

(2) 相互入会いの許可制

各締約国は、互惠の原則に立脚して、本協定及び自国の関係法令に従い、自国のEEZ内で他方の締約国の国民、漁船が操業することを許可する。（第2条）

(3) 操業条件等の決定

各締約国は、自国のEEZ内で他方の締約国の国民や漁船が認められる具体的な操業条件（魚種・漁獲割当量・操業区域等）を毎年決定し、書面により他方の締約国に通報する。操業条件を決定するにあたり、日韓漁業共同委員会の協議結果を尊重し、自国の資源状況、自国の漁獲能力などを考慮する。（第3条）

(4) 入漁許可手続き

各締約国の権限のある当局は、他方の締約国から操業条件の通報を受けた後、他方の締約国のEEZ内での操業を希望する自国の国民、漁船に対する許可証の発給を他方の締約国の権限のある当局に申請する。当該他方の締約国の権限のある当局は、許可証を発給する。許可を受けた漁船は、許可証を操舵室の見やすい場所に提示し、また、漁船の標識を明確に表示して操業する。（第4条）

締約国の権限のある当局とは、日本側は水産庁、韓国側は海洋水産部である。

(5) 相手国の排他的経済水域における自国漁船の操業

各締約国の国民や漁船は、他方の締約国のEEZ内で操業する時には、本協定や漁業に関する他方の締約国の関係法令を遵守する。各締約国は、自国の国民や漁船が操業条件や本協定の規定を遵守するよう、必要な措置をとる。（第5条）

相手国EEZ内での操業では、相手国の関係法令に従う沿岸国主義を採用する。

(6) 自国の排他的経済水域において相手国漁船に対してとる措置

各締約国は、他方の締約国の国民や漁船が自国のEEZ内で操業する場合、自国が決定する具体的な条件及び本協定の規定を遵守するよう必要な措置をとることができる。他方の締約国の漁船やその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、外交上の経路を通

じて他方の締約国に通報する。拿捕、抑留された漁船やその乗組員は、適切な担保金又はその提供を保証する書面を提供した後に釈放される。（第 6 条）

(7) 漁業に関する主権的権利を行使する水域の境界線

各締約国は、順次直線により結ぶ線（境界線）より、自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使する。境界線より他方の締約国の協定水域においては漁業に関する主権的権利を行使しない。（第 7 条）

つまり自国 EEZ では、主権的権利が行使できる。相手国 EEZ では、相手国の主権的権利が行使される。本協定の水域の境界線には、1974 年日韓大陸棚北部協定によって画定した境界線が使用された。

(8) 相互入会い措置をとらない水域

沿岸国の権利が及ばない水域（暫定水域）が日本海と東シナ海にある。（第 8 条）

(9) 相互入会い措置をとらない水域の扱い

日本海暫定措置水域と東シナ海の済州島南部暫定水域である。附属書 I の規定を適用する。（第 9 条）

日本海暫定水域には、竹島が含まれる。両水域には、沿岸国の権利は及ばず、旗国主義が採用されている。済州島南部暫定水域は、日中韓が EEZ を主張している水域であり、日中漁業協定では、中間水域の一部として旗国主義が採用されている水域である。

(10) 資源管理についての協力

両締約国は、協定水域における海洋生物資源の合理的な保存、管理、最適利用に関して相互に協力する。（第 10 条）

(11) 航行、操業の安全等

航行に関する国際法規の遵守、両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序の維持、海上における漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決のため、適切な措置をとる。（第 11 条）

(12) 日韓漁業共同委員会

両締約国は、本協定の目的を効率的に達成するために、日韓漁業共同委員会を設置する。委員会は、各締約国政府が任命する 2 名ずつ（代表 1 人と委員 1 人）、計 4 名から構成される。必要な場合には、専門家で構成される下部機構を設置することができる。毎年 1 回、両国で交互に開催する。EEZ・暫定水域での操業条件や資源保護等を協議し、その結果を両締約国に勧告する。（第 12 条）

(13) 紛争解決手続き

本協定の解釈や適用に関する両締約国間の紛争は、協議によって解決する。問題が解決しない場合には、仲裁委員会により解決する。両締約国政府は、仲裁委員会の多数決による決定に服する。(第 13 条)

(14) 附属書と協定の関係

本協定の附属書 I、附属書 II は、この協定の不可分の一部を成す。(第 14 条)

(15) 国際法上の問題との関係

この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。(第 15 条)

竹島の領有権問題、境界未画定問題は、この条文により留保される。

(16) 協定の批准、発効及び終了

本協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。その効力発生の日から 3 年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国が、協定終了の意思を他方の締約国に対し書面で通告し、その 6 箇月後に終了する。(第 16 条)

(17) 前の漁業協定の失効

1965 年日韓漁業協定は、本協定の効力発生の日に効力を失う。(第 17 条)

附属書 I (暫定水域—旗国主義)

両締約国は、排他的経済水域の早急な境界画定のために、誠意をもって交渉を継続する。日本海暫定水域と済州島南部暫定水域では、旗国主義を採用する。各締約国は、漁業委員会の勧告を尊重し、この水域における海洋生物資源の保存や漁船の最高操業隻数の管理等に必要な措置を自国の国民や漁船に対してとる。各締約国は、この水域で自国の国民や漁船に実施している措置を相手国に通報する。また漁業種類別及び魚種別の漁獲量その他の関連情報を相手国に提供する。違反行為を発見した場合には、相手国に通報する。必要な措置をとった後に、通報した国にその結果を報告する。

附属書 II (暫定水域・画定した境界線の自国側—沿岸国主義)

各締約国は、暫定水域より自国側 EEZ において漁業に関する主権的権利を行使する。各締約国は、暫定水域より相手国側 EEZ において漁業に関する主権的権利を行使しない。各締約国は、日本海暫定水域の北西側の水域の一部の協定水域(北大和堆海域)には、旗国主義を採用する。

図 4.8 は、日韓漁業協定関係図である。日本海の日本海暫定水域（竹島を含む）と東シナ海の済州島南部暫定水域を結ぶ線が、日韓大陸棚北部協定で画定した日韓間の境界線である。自国寄りの水域が、日韓双方の EEZ である。

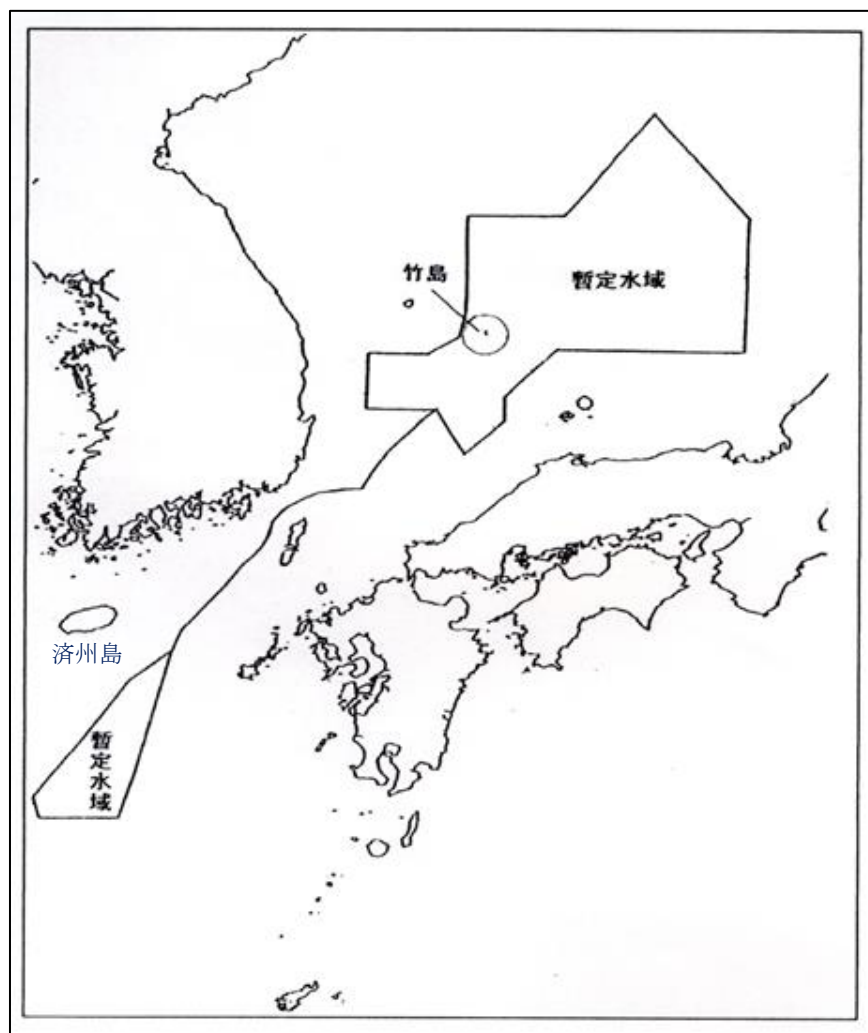


図 4.8 日韓漁業協定関係図

出典：水産庁 日韓漁業協定関係図（PDF：302KB）

1) 日本 EEZ での漁業

日本が操業条件を決め、韓国漁船は日本の許可を得て操業する。
日本の法令に従う。違法操業の取締りは、日本が行う。（沿岸国主義）
韓国政府は、自国漁船に対して操業条件や日本の法令に従うように必要な措置をとる。

2) 韓国 EEZ での漁業

韓国が操業条件を決め、日本漁船は韓国の許可を得て操業する。
韓国の法令に従う。違法操業の取締りは、韓国が行う。（沿岸国主義）
日本政府は、自国漁船に対して操業条件や韓国の法令に従うように必要な措置をとる。

3) 暫定水域での漁業

共同利用水域である。自国の関係法令に従って操業する。(旗国主義)

相手国漁船に対して、漁業に関する自国の関係法令を適用しない。

水産資源保護のために両国が協力して取り組む必要がある。

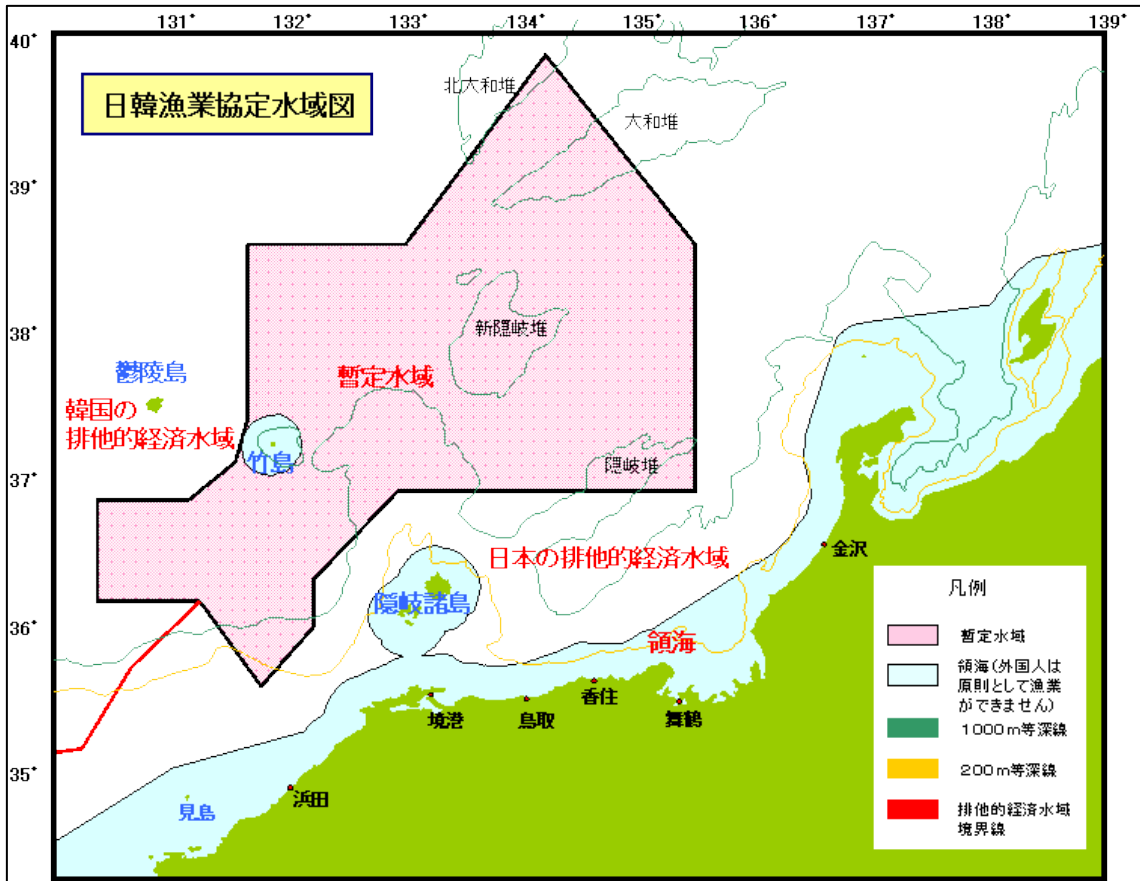


図 4.9 日韓漁業協定水域図－日本海暫定水域図

出典：鳥取県農林水産部水産振興局水産課 www.pref.tottori.lg.jp/44932.htm

図 4.9 は、日本海暫定水域である。協定成立交渉過程で、日本は、鬱陵島と竹島の間に、境界線が引かれるべきだと主張した。一方、韓国は、竹島と隠岐諸島の間に境界線が引かれるべきだと主張した。交渉は難航し、結局竹島を暫定水域の中に入れ、上記のような水域となった。しかし、この海域設定が、あまりに日本寄りであるため、日本漁業者からは不満が噴出した。一方、韓国漁業者からも、竹島が暫定水域に入れられたこと、自由に操業していた大和堆⁵⁷の漁場が、暫定水域に入れられ 4 割にまで縮小してしまったことに不

⁵⁷ 「大和堆」は能登半島の北北西約 300 km 沖合に位置している比較的大きい海中丘陵である。「大和堆」の北にある「北大和堆」と併せると九州ぐらいの広さになる。「大和堆」と「北大和堆」の間には、深さ 2,000m の谷がある。旧日本海軍の測量艦「大和」により発見 (1924 年) されたので、「大和堆」と

満が出た。⁵⁸

本協定に対する日本の現場での意見は、以下のようなものである。韓国の漁業勢力が大きくなり、日本沿岸で多くの韓国漁船が操業していたが、1999年協定締結により、日本沿岸での韓国漁船の操業が制限されるようになった。そのこと自体は、日本の漁業にとって評価される。例えば、鳥取県の場合、「1999年協定では、鳥取県の沖合約150kmまでは日本のEEZに当たり、日本の許可がなければ操業できなくなったため、1965年協定（12海里、沖合約22km）に比べて、日本が適切な資源管理措置をとることができる水域が広がった。特に鳥取県が沖合30～80kmに設置したズワイガニ（松葉がに）の増殖場（通称「カニ牧場」）における韓国漁船の乱獲がなくなったため、ズワイガニの資源保護にとって一定の効果があつたと思われる。」⁵⁹一方、本協定で定められた暫定水域は、仮に竹島が韓国領と仮定した場合よりもさらに日本側に食い込んでおり、日本側からは不平等条約であるとする批判がある。「暫定水域には、領有権争いのある竹島周辺部分だけでなく、隠岐諸島の南西部や大和堆など、明らかに日本側の好漁場まで広く含められ、韓国の漁業者の利用にさらされている。沿岸国が十分に主権的権利を行使できない暫定水域は、本来国連海洋法条約の趣旨に沿っているとは言えない。漁業協定に決められている通り、積極的にEEZの範囲を画定するための交渉を進めることも必要である。」⁶⁰

相互入会条件については、2002年に両国漁船の総漁獲割当量と操業許可隻数の等量・等隻の実現、2005年には従来の漁業種類別漁獲割当量に変えて魚種別・漁業種類別漁獲割当量の導入がなされている。⁶¹

2.5.1 暫定措置水域沿岸漁業

日韓漁業協定に基づき暫定水域へ出漁する沿岸漁業は、暫定措置水域沿岸漁業⁶²と言われ、農林水産大臣への届出制により漁業管理されている。⁶³下記の表4.1は、平成17年～21年まで日本海暫定水域（日本海の暫定水域）への出漁を希望し、届け出を出した漁船の数である。表4.2は、平成23年～27年の届出隻数である。

名付けられている。「大和堆」は、スルメイカ、ズワイガニ、ベニズワイガニ等が獲れる好漁場である。
fishml.oiran.org, 参照 2016.3.15

⁵⁸ 崔長根, 前掲書, p.312

⁵⁹ 鳥取県農林水産部, www.pref.tottori.lg.jp/suisan, 参照 2016.4.20

⁶⁰ 鳥取県農林水産部, www.pref.tottori.lg.jp/suisan, 参照 2016.4.20

⁶¹ 水産庁施策情報誌「漁政の窓」2015.2, vol.116, 通巻533号, p.4
www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/mado/pdf/15116.pdf, 参照 2016.3.13

⁶² 暫定措置水域沿岸漁業には、他に、日韓漁業協定に基づく済州島南部水域、日中漁業協定に基づく暫定措置水域、中間水域（日韓漁業協定に基づく済州島南部水域を除く水域）がある。

⁶³ 鳥取県の水産庁境港漁業調整事務所が、日本海の暫定水域での出漁届を受け付ける。他の暫定(措置)水域での出漁届は、福岡県の水産庁九州漁業調整事務所が受け付ける。

表 4.1 日韓漁業協定に基づく「日本海の暫定水域」へ出漁する県別届出隻数の推移
(平成 17 年~21 年)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
富山県	3	2	2	2	2
石川県	1	1	1	1	1
福井県	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0
兵庫県	9	9	8	8	8
鳥取県	0	0	0	0	0
島根県	56	49	51	50	45
広島県	1	0	1	1	1
山口県	17	12	11	11	11
佐賀県	3	1	1	0	0
長崎県	0	19	11	11	8
熊本県	2	2	2	2	2
合計	92	95	88	86	78

出典：水産庁境港漁業調整事務所， www.jfa.maff.go.jp

表 4.2 日韓漁業協定に基づく「日本海の暫定水域」へ出漁する県別届出隻数の推移
(平成 23 年~27 年)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
富山県	2	0	0	0	0
石川県	1	1	1	1	1
兵庫県	8	8	8	8	8
島根県	45	41	42	41	41
山口県	11	11	11	11	11
長崎県	14	13	13	9	11
熊本県	1	1	1	1	1
合計	82	75	76	71	73

出典：水産庁境港漁業調整事務所からの回答。(2016.4.1)

「日本海の暫定水域」へ出漁する漁業種類は、ひき縄漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業、一本釣り漁業等である。捕獲魚種は、マグロ類、カツオ類、貝類等である。⁶⁴

表 4.1、表 4.2 から島根県籍の沿岸漁船の数が多いことがわかる。「島根県籍の沿岸漁船の多くは、隠岐⁶⁵に所属（母港、水揚港）していると思われ、暫定水域までの距離はそれ

⁶⁴ 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業協定に関する情報」 www.jfa.maff.go.jp，参照 2016.3.22

⁶⁵ 隠岐島（隠岐諸島）は、島根県隠岐郡に所属し、島根半島の北方 40~80 km の日本海に浮かぶ。住民の住む 4 つの大きな島と他の約 180 の小島からなる諸島である。現在の町村数は、隠岐の島町、海士町、

程遠くない。そのため、島根県沿岸での操業はもちろん、暫定水域での操業隻数が多い。一方、隣県の鳥取県籍の沿岸漁船で、暫定水域での出漁届を出した漁船はいない。それは、鳥取県から暫定水域までの距離が遠く、その水揚げは所属漁協で行われるため、燃油コストがかかる。現在、燃油価格が下がっているが、今まで燃油価格が高騰していたため、あえて暫定水域まで行くメリットがなかったからである。また、沿岸漁船は、小型であるために時化に弱く、鳥取県の漁港から暫定水域まで出漁することは容易ではない。鳥取県籍漁船には、暫定水域でベニズワイガニを漁獲する大型船（100 トン級）の大臣許可はあるが（上記リスト外）、届出を必要とする小型の知事許可船はない。」⁶⁶鳥取県漁業協同組合の話によると、「鳥取県に比較的近い暫定水域は好漁場ではあるが、以前、鳥取県漁船が韓国漁船の網に絡まり、多額の賠償金を請求されたことがあり、以後操業を控えている。現在も暫定水域の鳥取県寄りには韓国漁船が多く、網の絡まりなどを懸念して、暫定措置水域沿岸漁業は行っていない。」⁶⁷とのことである。

「富山県、兵庫県、石川県の届出漁船（18～19 トン）は、暫定水域でかご漁業を行う（ベニズワイガニを漁獲する）知事許可船に該当し、日帰り操業を行っており、時化ると出漁できない。暫定水域から遠い熊本県籍の沿岸漁船から届け出が出ているが、これは、曳き縄漁業を行う船（約5 トン）である。同船は、カツオ・マグロ類の群れを追って航行しながら（波をよけながら）操業しているため、他の漁法を行う（操業時に停まるなど波をよけられない）沿岸漁船とは異なり、暫定水域に群れがいれば出漁する。出漁届を出した漁船全てが、暫定水域で操業するとは限らず、その時の天候や魚群の状況による。」⁶⁸

西ノ島町、知夫村の3町1村で、総面積は約350 km²、人口は約20,400人である。24の漁港がある。「隠岐島の現況」島根県隠岐支庁作成、平成27年8月19日更新より。

島根県の漁港の数は、松江水産事務所管内が31、浜田水産事務所管内が28、隠岐支庁水産局管内が24で、計83である。「漁港一覧表」島根県 www.pref.shimane.lg.jp, 参照2016.3.22

⁶⁶ 水産庁境港漁業調整事務所からの回答。2016.4.1

⁶⁷ 鳥取県漁業協同組合にて。2016.3.25

⁶⁸ 水産庁境港漁業調整事務所からの回答。2016.4.1

4 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

暫定措置水域沿岸漁業等出漁届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名) ㊞

下記により暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用する船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

2 操業区域

イ 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域

ロ 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域

ハ 日中漁業協定に基づく暫定措置水域

ニ 日中漁業協定に基づく中間水域 (ロを除く水域)

3 漁法

・曳き縄 ・一本釣り ・たもすくい網

・小型いか釣り (小型するめいか釣を除く) ・しいら漬け

・かご ・固定式刺し網 ・はえなわ

・その他 ()

4 操業期間

備考 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

2 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 1 項第 9 号イに掲げる海域で操業する場合にはイに、同号ロに掲げる海域で操業する場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業する場合にはハに、同号ニに掲げる海域で操業する場合にはニに○をすること。

3 漁法は、操業するものに○をすること。

なお、その他に該当するものについては、() 内に具体的な漁法名を記入すること。

本表…追加 [平成13年 6 月農水告740号]、旧 5 表…繰上 [平成14年 3 月農水告905号]、全部改正 [平成16年 9 月農水告1670号]、一部改正 [平成20年 3 月農水告410号]

図 4.10 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

出典：水産庁 www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/kokuji/pdf/k0000678_4.pdf

「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 19 条第 4 項の規定に基づく届出書の様式」
平成 7 年 3 月 30 日 農林水産省告示第 471 号 (最終改正：平成 20 年 3 月 19 日号外農林水産省告示第 410 号)。

2.5.2 日韓漁業共同委員会による協議

日韓漁業協定の第12条に基づき日韓漁業共同委員会が設置されている。下記の表は、最近開催された委員会である。

表 4.3 日韓漁業共同委員会による協議

2010年漁期	2010年3月1日～2011年2月末日	第12回委員会 2010年2月12日
2011年漁期	2011年3月1日～2012年2月末日	第13回委員会 2011年2月18日
2012年漁期	2012年3月1日～2013年2月末日	第14回委員会 2012年10月29日
	2013年3月1日～2013年6月末日	〃（2013年漁期から漁期を「7月～翌年6月末日」までに変更するための移行期間として）
2013年漁期	2013年7月1日～2014年6月末日	第15回委員会 2013年6月21日
2014年漁期	(2014年7月1日～2015年1月19日) 取決めなし (操業条件等が折り合わないため)	
2015年漁期	2015年1月20日～2016年6月末日	第16回委員会 2015年1月9日

出典：水産庁プレスリリースより作成

2014年6月末、2014年漁期（2014年7月1日～2015年6月30日）のEEZ内の漁獲割当量が決まらず、漁業委員会での協議は中断し、7月1日からは、日韓双方の漁船は、相手国EEZ内から撤退する事態となった。魚の回遊時期が過ぎてしまう懸念もあり、漁業委員会が再開され、早期の妥結が求められた。⁶⁹ 韓国海洋水産部は、2015年1月9日にソウル水産協同組合中央会で開かれた「第16回韓日漁業共同委員会」で、海水部水産政策室長、日本水産庁次長らが出席した中、両国の相互入漁規模、操業条件および入漁手続きなどについて合意したと発表した。今回の協議妥結を受け、韓日両国の漁船が2014年7月1日から中断された相手国EEZでの操業を翌年1月20日から再開することになった。相互入漁規模は総入漁隻数860隻、総漁獲割当量は6万トンを維持することにした。ただ2014年の漁期が5カ月ほどしか残っていない点を勘案し、総漁獲割当量は過去3年間の平均漁獲量で合意した。⁷⁰ 相互操業条件と入漁手続きは、日本の199トン級まき網漁船に今後5年間試験操業ができるよう許容する代わりに、韓国側の主な捕獲魚種であるタチウオの割当量を2,100トンから2,150トンに50トン増やした。⁷¹

⁶⁹ 特定アジアニュース「韓日漁業交渉、今日再開...済州「触覚」 漢拏日報，韓国語，2014/08/28（日本語訳）specificasia.blog.jp/archives/1008319731.html，参照 2016.3.12

特定アジアニュース「韓日漁業交渉第9回 3日からサバ・タチウオ終盤“綱引き”」ニューデیلیー経済，韓国語，2014/11/02（日本語訳）specificasia.blog.jp/archives/1012848278.html，参照 2016.3.12

⁷⁰ © 中央日報，日本語版「韓日漁業協議が妥結...6カ月ぶり相手国水域で操業再開へ」2015年01月12日15時23分，japanese.joins.com/article/191/195191.html，参照 2016.3.13

⁷¹ © 中央日報，同上，japanese.joins.com/article/191/195191.html，参照 2016.3.13

2.6 2015年漁期の操業条件（2015年1月20日～2016年6月30日）⁷²

水産庁発表の第16回日韓漁業共同委員会の結果⁷³は、以下の通りである。

- 1) 日韓双方のEEZ内（相互入漁）の操業条件
 - ① 総漁獲割当量：68,204トン⁷⁴、総許可隻数：860隻（2013年漁期同）
 - ② 日本EEZ内での韓国延縄漁船の許可隻数を今後5年（2019年末まで）で2割（40隻）削減
 - ③ 韓国漁船の違法操業根絶のための対策強化（韓国国内における罰則の強化、漁獲量の虚偽記載根絶のための具体的措置の検討・実行）
 - ④ 日本のまき網漁船のうち新型のまき網漁船（199トン型漁船）の韓国EEZでの操業
 - ・2019年漁期（2020年6月末まで）までの間、入漁を申請するすべての漁船の操業を確保
 - ・日本のまき網漁船の許可隻数を今後5年（2019年末まで）で30隻（6ヶ統）削減
- 2) 協定第9条の1水域（日本海暫定水域）における資源管理
 - ① 日本海暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大
 - ② 韓国政府は、日本水域における韓国漁船の違法操業を防止するため、ズワイガニの盛漁期を中心に、日本海暫定水域の「浜田沖（島根県沖）」及び「隠岐北方水域」に漁業指導船各1隻を常時配置（10月～翌年3月まで）
 - ③ 韓国漁船による放置漁具への対策として漁具実名制の徹底など
- 3) その他

日韓双方は、虎網漁船を初めとする中国漁船の資源に及ぼす影響や操業秩序への懸念を共有し、中国政府に対して中国漁船の管理強化を要求していく。

日本のEEZは、韓国のEEZに比べて約10倍の広さがある。「本協定の適用水域は、双

⁷² 2014年漁期1月20日～6月末までの5か月と2015年漁期12か月分の合計17か月分。

⁷³ 平成27年1月12日水産庁報道発表資料「第16回日韓漁業共同委員会第5回小委員会」及び「第16回日韓漁業共同委員会」の結果について」より。

「第16回日韓漁業共同委員会」日程：平成26年1月9日 場所：ソウル（大韓民国）水協中央会。
出席者【日本側】香川謙二 水産庁次長ほか

【韓国側】鄭永勳（チョン・ヨンフン）海洋水産部水産政策室長ほか。

各年漁期における韓国漁船の日本水域への入漁、日本漁船の韓国水域への入漁に関する詳しい情報は、水産庁ホームページに、日韓漁業共同委員会の結果報告として掲載されている。

⁷⁴ 2013年漁期の割当量6万トンをベースに、漁期を17ヶ月強にしたことを踏まえ調整した。
水産庁施策情報誌「漁政の窓」2015.2, vol.116 通巻533号, p.5,
www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/mado/pdf/15116.pdf, 参照2016.3.13

方の EEZ であるが、魚種、漁業種類⁷⁵により操業海域が指定され、漁獲量も決められている。日本漁船は、九州の漁船が、東シナ海の済州島南部水域で操業している。大中型まき網、以西底びき網（2 そうびき、1 そうびき）によりマアジ、サバ、スルメイカ、タチウオ、アナゴなどを獲っている。2015 年漁期には、その他の漁業種類があり、操業可能であるが、日本漁船で操業しているのは、この漁業だけである。一方、韓国漁船は、日本海、東シナ海で、マアジ、サバ、スルメイカ、カレイ、マダイ、タチウオなどを、太平洋側の北海道から三陸沖合で、サンマ、イカを獲っている。韓国漁船は日本周辺の広い水域で操業している。」⁷⁶

2.7 課題

➤ 現況

日本と韓国の間には、竹島の領有権問題と日本海や東シナ海での境界未画定問題がある。境界未画定海域に、日本海暫定水域（竹島を含む）、済州島南部暫定水域を設定し、共同利用水域として旗国主義を採用している。東シナ海の済州島南部暫定水域は、日中漁業協定の中間水域とも 1 部重なり、3 か国が主張する海域でもある。

➤ 法的課題

・暫定水域での第三国船舶の操業

暫定水域では旗国主義が採用され、日韓双方の漁船に対して相手国の関係法令が適用しないばかりか、第三国船舶に対する規定が全くない。第三国船舶が暫定水域で違法に操業しても、日韓政府は、取り締まることができない。東シナ海での中国や台湾漁船の漁業活動を考慮した場合、取締り権限の帰属問題等に対する適切な措置が求められる。⁷⁷

➤ 現場での課題⁷⁸

1) 漁業協定のルールに関して

- ・日本 EEZ における韓国漁船の違法操業など、漁業協定の内容が守られていない。暫定水域での韓国漁船の独占操業、違法操業が一向に解決しないなど、新協定で決められたル

⁷⁵ 日韓漁業協定に関する漁業種類は、以下の通りである。

日本漁船（大中型まき網、以西底びき網（2 そうびき、1 そうびき）、沖合底びき網、いか釣り、はえなわ、ひき網、かつお一本釣り、一本釣り、かじき突棒、固定式刺し網）

韓国漁船（さんま棒受け網、いか釣り、大型機船 1 そうびき底びき網、大型機船 2 そうびき底びき網、大型トロール、中型機船底びき網、まき網、はえなわ、一本釣り、ふぐ釣り、たちうお釣り、遠洋いか釣り）

⁷⁶ 水産庁資源管理部国際課からの電話回答。2016.3.14

⁷⁷ 河鍊洙「新日韓漁業協定の現状と課題」『龍谷法学』, 2002, ci.nii.ac.jp/naid/110000989311, p.294 参照 2015.10.20

⁷⁸ 水産庁境港漁業調整事務所、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合 JF しまねなど。

ールがうまく機能していない。

- ・両国の操業ルールが異なっている。「例えば、ズワイガニの底刺し網では、日本は使用禁止だが、韓国は使用することができる。また、紅ズワイガニの水深規制に関しては、日本は 800m より浅いところでは禁止しているが、韓国ではそういう規制がない。このような操業ルールの違いが、水産資源の減少や漁獲物の小型化を進めている。資源管理に関して、日本から見て不十分な操業規制しか行われていないという実態がある。」⁷⁹

2) 暫定水域（日本海暫定水域、済州島南部暫定水域）に関して

- ・暫定水域は、旗国主義により、資源管理に対する責任が曖昧であり、乱獲による資源の枯渇が問題視されている。特に済州島南部暫定水域は、日本・韓国漁船ばかりでなく、中国漁船も操業する水域であるため、漁業勢力の大きい国の漁船が独占している状況にある。特に中国の虎網漁船による操業は、資源の悪化を招いている。

3) 日本海暫定水域での操業に関して⁸⁰

- ・韓国の漁業規制がほとんどなく、韓国漁船の過剰漁獲による資源の枯渇が非常に懸念される。
- ・韓国漁船の漁具がほぼ周年設置され、漁場が独占されていることから、ベニズワイガニ漁船の円滑な操業が困難となっている。⁸¹
- ・韓国漁船が暫定水域を越えて、日本 EEZ で無許可操業をするため、日本漁船の漁獲量が減少している。
- ・韓国漁船が無許可で操業し、漁具を投棄する場合があります、ゴーストフィッシング⁸²による資源減少が非常に懸念される。投棄された漁具が魚等に絡まり、害を与えるのである。

⁷⁹ 島根県議会平成 23 年 11 月定例会(第 434 回)小沢秀多議員発言 www.pref.shimane.lg.jp, 参照 2016.6.10

⁸⁰ 漁業協同組合 JF しまねからの回答。2016.5.26

⁸¹ 「暫定水域内の漁獲量は 1999 年協定締結以降激減した。隠岐北方、浜田沖（島根県沖）のズワイガニは 7 割減にまで落ち込み、優良な漁場には韓国漁船の底刺し網やカニかご等の固定漁具が密集して敷設されている。日本 EEZ ラインぎりぎりまで操業する船が多く、越境操業が後を絶たない。日韓漁業共同委員会が機能し得ない状況にあり、民間レベルの協議が進められており、その結果、隠岐北方のズワイガニ漁場の交代利用につき、一定程度の合意に至っている。しかし、浜田沖の交代水域はいまだ方向が見えてない状況だ。」島根県議会平成 23 年 11 月定例会委員会（第 434 回）小沢秀多

「暫定水域での韓国漁船の独占状態に対し、以前、韓国漁船の数を少なくするよう求めたことがあったが、その減船分を日本政府に保障してほしいなどの要求があった。共同で利用する水域では、韓国政府が自国漁船に対し保証をするべきではないのか。」鳥取県漁業協同組合にて。2016.3.25

⁸² ゴーストフィッシング（ghost fishing）とは、水中に放出・廃棄・投棄された漁具が水生生物に危害を与えている現象のこと。幽霊漁業ともよばれる。漁具は耐久性を高めるため、通例高耐久性の樹脂や金属で製造されており、海水中に残留しやすい。そのため投棄された漁具は、破損や劣化によって機能を失うまで長期間に渡ってその効力を発揮し続けるため問題となる。

4) 安全操業に関して⁸³

- ・竹島に近寄ると韓国警備艇が衝突してくることがあり、とても危険である。竹島は日本の領土だが、韓国も領土権を主張し、警備隊を常駐させており、近寄る日本漁船を捕まえたり、威嚇したりするため、安心して漁業ができない。

5) 漁業全般に関して⁸⁴

- ・国民の魚食離れにより需要が低下している。
- ・魚価格安による漁業収入の減少に加え、燃油高騰などによるコストの増加によって、漁業所得が大幅に減少した。
- ・漁業者の高齢化と担い手不足が深刻である。⁸⁵

表 4.4 は、日本 EEZ 内での違法操業による拿捕件数である。韓国漁船が圧倒的に多い。暫定水域のすぐ外側の日本 EEZ での違法操業も多い。無許可操業、操業日誌不記載、操業日誌不実記載、許可証不保持、船倉の凶面不保持、検査拒否、漁獲割当量超過、漁獲量の過小報告、漁具規制違反、操業水域違反、対象魚種違反などがある。

表 4.5 は、韓国漁船の 2009 年までの侵犯漁具押収状況をまとめたものである。2003 年 2004 年に比べると、最近の押収漁具は減少しているが、相変わらず違法操業が多い。

⁸³ 鳥取県農林水産部, www.pref.tottori.lg.jp/suisan, 参照 2016.5.10

⁸⁴ 漁業協同組合 JF しまねからの回答。2016.5.26

⁸⁵ 操業水域を広くしたいと考えるが、鳥取県の漁船数を考えると今ぐらいの操業水域でいいのかもしれないとも言っていた。その背景には、人口減少に伴う漁業者の減少がある。鳥取県漁業協同組合にて。2016.3.25

表 4.4 水産庁による外国漁船の拿捕⁸⁶件数

年（暦年）	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
1999（平成11年）	3	0	0	0	0	3
2000	16	5	0	0	0	21
2001	17	3	0	1	0	21
2002	25	12	1	0	0	38
2003（平成15年）	23	12	0	0	0	35
2004	14	5	2	7	1	29
2005	9	2	0	5	0	16
2006	8	1	0	1	0	10
2007	11	1	0	1	0	13
2008（平成20年）	18	2	0	0	0	20
2009	12	3	0	2	0	17
2010	13	1	0	5	0	19
2011	11	0	0	1	0	12
2012	5	2	0	4	0	11
2013（平成25年）	9	6	0	4	0	19
2014	7	5	0	2	0	14
2015（平成27年）	6	3	0	3	0	12
計	207	63	3	36	1	310

出典：農林水産省水産庁

表 4.5 韓国漁船の侵犯漁具押収状況（石川県～島根県沖）2009年は5月末までの数字。

年（暦年）	件数	底刺し網 (Km)	カニかご (個)	バイかご (個)	アナゴかご (個)	はえ縄 (Km)	ロープ (Km)
1999(平成11年)	3	44	0	17	0	0	18
2000	2	0	85	275	0	0	16
2001	6	39	335	0	0	0	29
2002	13	183	1,754	0	0	0	147
2003(平成15年)	26	139	292	6,306	10,492	0	222
2004	34	112	159	21,012	1,678	0	247
2005	33	77	97	3,793	0	20	61
2006	26	47	0	290	0	4	12
2007	26	75	0	1,406	12,358	4	129
2008(平成20年)	18	38	456	(エビ籠3)	0	0	30
2009	15	21	129	1,365	0	1	21
計	202	775	3,307	34,467	24,528	29	932

出典：水産庁境港漁業調整事務所

⁸⁶ 拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいう。

2016年6月22日～24日まで東京で開かれていた「第17回日韓漁業共同委員会」の交渉が決裂した。2016年漁期（2016年7月1日～2017年6月30日）の相互入漁継続に向け、日韓双方のEEZでの漁獲割当量などが協議されていたが、合意に至らず、7月1日から双方EEZ内での操業が禁止となった。同交渉が決裂したのは2014年6月に続き、2度目だ。違法操業の撲滅に実効性のある対策を出さぬまま、タチウオの漁獲割当量の倍増などの要求をする韓国に対し、水産庁が厳しい姿勢をとったからだ。水産庁と韓国海洋水産部は、6月30日深夜にかけて監視船を派遣し、操業中の漁船に自国水域へ戻るよう指導する「追い出し作業」を行った。こうした対応は、初めて交渉が決裂した2014年6月30日にも行われた。水産庁資源管理部によると、今委員会で日本側が韓国に求めたのは、漁獲量の過小報告など違法操業の根絶に向けた施策の徹底と日韓暫定水域周辺の日本側EEZに韓国漁船が密漁漁具を放置する問題についての対応だった。⁸⁷

小括

第4章では、竹島周辺海域での漁業協定を検討した。

第1節では、日本海の竹島（独島）に対する日韓の主張を述べた。第2次世界大戦後、日韓の間で、竹島に対する領有権問題が発生した。日本は、「1952年4月28日発効のサンフランシスコ平和条約によって、竹島は日本の領土となった。1965年日韓漁業協定により、李承晩ラインが消滅したにもかかわらず、韓国は竹島を占有し、実効支配をしている。それは、違法である。」と主張する。一方、韓国は、「1946年のSCAPIN第677号、第1033号により、独島は日本から分離され、韓国領となった。竹島を実効支配している。」と主張する。

第2節では、日韓の条約や協定を検討した。1965年日韓基本関係条約（両国の国交樹立）と共に、1965年日韓漁業協定が締結された。双方の沿岸基線から12海里までを漁業専管水域に設定し、沿岸国主義を採用した。それより以遠の韓国周辺海域に、旗国主義の共同規制水域と共同資源調査水域を設定した。本協定により李ラインは消滅した。竹島は、公海上に置かれた。東シナ海での資源開発を契機に、1974年日韓大陸棚南部協定と北部協定が成立し、北部協定により、竹島のすぐ近くまで両国の海域境界が画定した。1996年両国はUNCLOSの締約国となったため、従来の漁業協定を見直し、1999年日韓漁業協定を締結した。協定水域の画定には、日韓大陸棚北部協定の境界線が使用された。協定水域は日韓双方のEEZであり、相互入会の許可制である。沿岸国主義を採用する。一方、両国が管轄権を主張する海域は、暫定水域（共同利用水域）となり、旗国主義を採用する。日本海暫定水域と済州島南部暫定水域である。後者は、日中韓の3か国が主張する海域でもある。

⁸⁷ 産経ニュース 2016.7.10 01:00, www.sankei.com/premium/news/160710/prm1607100003-n1.html, 参照 2016.7.15

日韓漁業共同委員会は、EEZ や暫定水域での操業条件や資源保護を協議し、両政府に勧告している。日本 EEZ や暫定水域での韓国漁船の違法操業が多く、暫定水域内での資源管理は困難である。

第5章 尖閣諸島周辺海域の漁業協定

第1節 東シナ海

1.1 東シナ海

東シナ海（East China Sea、中国名：東海）は、中国、韓国、日本、台湾に囲まれた太平洋の縁辺海の1つである。台湾海峡で南シナ海と、朝鮮海峡、対馬海峡で日本海とつながり、北西は黄海に接している。面積約75万2,000km²、平均水深約349m、最深部約2,738mである¹。東シナ海の大陸棚斜面域に沿って黒潮が北上し、九州の南側を通過して太平洋岸へと流れている。また、対馬暖流が日本海へ流れ込んでいる。これらの海流により日本の周辺海域には様々な生き物や漂流物が運ばれて来る。生物資源ばかりでなく鉱物資源も非常に豊富な海域として知られている。東シナ海の大部分は、大陸棚（岸から水深200mまでの浅い海域）で、その面積は、世界でも有数の広さを誇る。このような浅い海では、石油・天然ガスなどの開発コストが深い海に比べ低く抑えられ、また魚介類も多く生息している。アジ、サバ、イワシ類などの浮魚類からタチウオ、カレイ類などの底魚類など様々な種類の魚介類が漁獲されている²。また、近年の研究では、東シナ海にはマアジ、サバ類、ブリ類などの大きな産卵場があり、産み出された卵や幼魚が海流により日本の周辺海域に流れてくることが明らかになってきた³。東シナ海での漁業資源の状況が、太平洋、日本海での漁業資源に大きな影響を与えている。

¹ ブリタニカ国際大百科事典小項目事典の解説 <https://kotobank.jp/word>, 東シナ海-119113, 参照 2015.3.6

² 独立行政法人水産総合研究センター「わが国周辺の水産資源の現状を知るためにー東シナ海はどんな海？」 abchan.job.affrc.go.jp, 参照 2015.3.6

³ 独立行政法人水産総合研究センター, 同上, 参照 2015.3.6

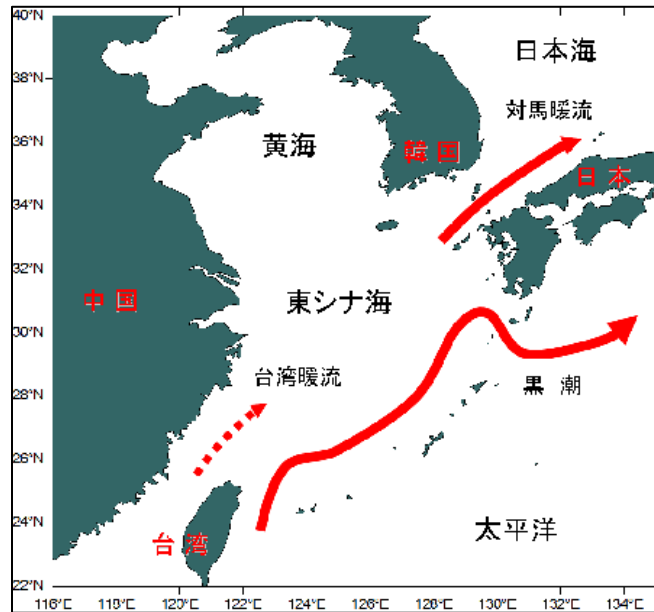


図 5.1 東シナ海および周辺国

出典：独立行政法人水産総合研究センター「わが国周辺の水産資源の現状を知るために—東シナ海はどんな海？」 abchan.job.affrc.go.jp

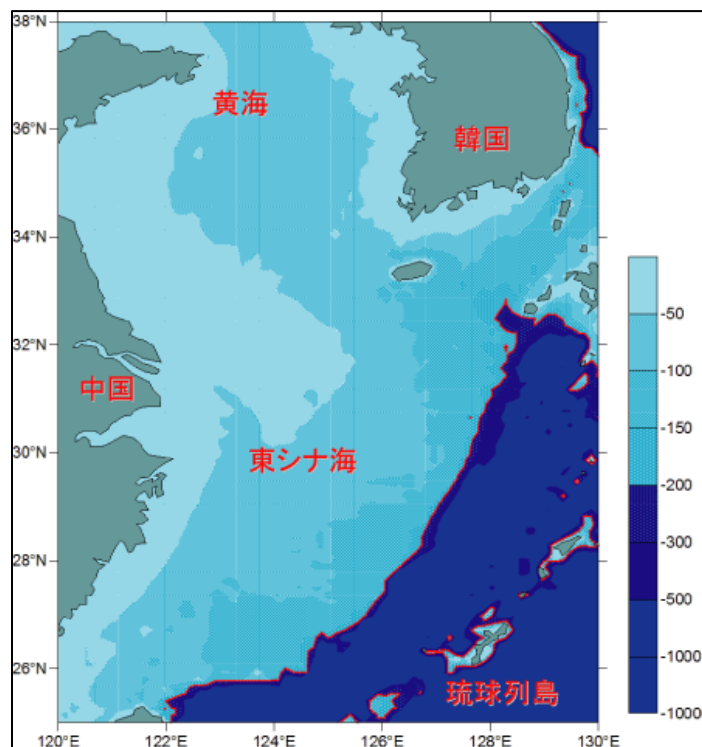


図 5.2 東シナ海水深図

出典：独立行政法人水産総合研究センター「わが国周辺の水産資源の現状を知るために—東シナ海はどんな海？」 abchan.job.affrc.go.jp

1.1.1 海域境界未画定問題

東シナ海は、古来より、漁業、貿易、文化交流など近隣諸国の自由な活動の場であった。しかし、1994年 UNCLOS が発効し、海域は細かく区分され、沿岸国の権利が大きく認められた。そのため海洋権益に対する各国の主張が強まり、東シナ海でも、周辺国との間で海域の境界画定に関する問題が起こった。

東シナ海では、日本と中国との EEZ や大陸棚の境界線は画定していない。両国の基線から、それぞれ EEZ を設定すると、その水域は東シナ海の中央部分で重なり合う。両国の海域画定方法が異なるためである。⁴EEZ の境界画定に関して、日本は、「中間線」方式を主張している。つまり日本の南西諸島と中国大陸のそれぞれの領海基線から等距離に境界線を設定している。日中中間線である。一方、中国は、人口や海岸線の長さなどを考慮した「衡平の原則」を主張し⁵、中間線を容認していない。つまり中国が主張している境界は、日本が設定している中間線より東へ南西諸島側に寄っている。この場合、その境界線は、沖縄県のすぐ西に存在することになり、尖閣諸島を含む。さらに大陸棚の境界に関しては、「領土の自然延長論」を主張し、沖縄トラフ（海溝）にまで広がっていると主張している⁶。

このような状況に対して、国連海洋法条約はどのような解決を促しているのか。EEZ の境界画定に関して、国連海洋法条約第 74 条「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定」には、第 1 項「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条⁷に規定する国際法に基づいて合意により行う。」第 2 項「関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部⁸に定める手続に付する。」第 3 項「関係国は、1（第 1 項：筆者記述）の合意に達するまでの間、

⁴ 坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争—竹島と尖閣諸島の影」『国際問題』No565, pp.15-29, 2007, p.22

日本は「等距離基準・特別事情」、中国は「衡平原則・関連事情」である。

⁵ 片岡千賀之、西田明梨「日中韓漁業関係史 II」『長崎大学水産学部研究報告』第 88 号, pp.137-159, 2007, p.149, naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/18760/1/BFF88_137.pdf, 参照 2015.6.5

⁶ 外務省報道発表 2012 年（平成 24 年）12 月 29 日「中国による大陸棚延長申請に対する我が国の立場を表明する口上書の発出」。2012 年 12 月 14 日中国が、大陸棚延長に関する申請書を国連大陸棚限界委員会に提出したことに対する日本側の反論の口上書である。中国は申請の中で、「中国の大陸棚の限界は、沖縄トラフのうち、屋久島から奄美大島までの西部の海域の部分である。東シナ海の大陸棚は、中国の領土の自然の延長であり、沖縄トラフが大陸棚延長の終点である。」と主張している。

⁷ 国際司法裁判所規程 第 38 条

1. 裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。
 - a. 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの
 - b. 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習
 - c. 文明国が認めた法の一般原則
 - d. 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説。但し、第 59 条の規定に従うことを条件とする。
2. この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない。

⁸ 国連海洋法条約 第 15 部「紛争の解決」

理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。」第4項「関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。」つまり、関係国との話し合いにより解決することを求め、境界画定の基準を定めてはいない。大陸棚の境界画定に関しても、同条約第83条に同じような条文がある。大陸棚も関係国との話し合いによる解決を求め、境界画定の基準を定めてはいない。



図 5.3 東シナ海における境界画定に関する海域図

注：①日本の 200 海里 ②中国の 200 海里 ③日中中間線 ④沖縄トラフ

出典：濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題－国際法から見たガス田開発問題」

調査と情報, 第 547 号 p.2 (図 1 東シナ海ガス田周辺概略図より) 2007 年

図 5.3 は、東シナ海における境界画定に関する海域図である。①は、日本が主張する 200 海里の境界線であり、②は、中国が主張する 200 海里の境界線である。③は、日本が主張する東シナ海の境界線、日中中間線である。④は、中国が主張する大陸棚の境界線である。「領土の自然延長論」を主張し、②の中国が主張する 200 海里の境界線を越えて、沖縄トラフまでを主張している。

1.2 尖閣諸島



図 5.4 尖閣諸島

出典：外務省「尖閣諸島」 www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku より作成

尖閣諸島は、南西諸島西端に位置し、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称である。最大の島である魚釣島から沖縄本島へは約 410 km、行政区である沖縄県石垣市へは約 170 km、中国大陸へは約 330 km、台湾へは約 170 km である。久場島（及び周辺小島）は私有地であるが、その他は国有地である。中国は、魚釣島を「釣魚島」、尖閣諸島全体を「釣魚群島」、「釣魚島及びその付属島嶼」などと称している。⁹尖閣諸島には、固有種を含む多くの動植物が生息している。また、周辺海域は好漁場である。かつて鰹節工場があり日本人が住んでいたこともあるが、現在は無人島である。

1.3 両国の主張

1.3.1 日本の主張

尖閣諸島の領有権に関する日本政府の基本的立場は、「尖閣諸島が日本固有の領土であ

⁹ 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係—日本の領土編入から今日までの経緯と今後の課題—」
外交防衛委員会調査室 『立法と調査』No.334, 2012, p70,
www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/trippou.../20121101069.pdf, 参照 2015.5.10

ることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない。」というものである。¹⁰

(1) 1895年(明治28年)1月14日閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入した。¹¹

日本は、1885年から現地調査を行い、尖閣諸島が無人島であること、更に清国の支配が及んでいる痕跡がないこと(無主地)を慎重に確認した上で、1895年1月14日閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入した。1896年に沖縄に郡制が施行されると、魚釣島と久場島は、間もなく八重山郡に編入され、北小島、南小島と共に国有地に指定された後、地番が設定された。¹²同年9月、日本政府は、魚釣島、久場島、北小島及び南小島を30年間無償で実業家の古賀辰四郎氏に貸与することとし、¹³無償貸与期間終了後は、1年契約の有償貸与に改めた。1932年には、同諸島を辰四郎氏の嗣子である古賀善次氏に払い下げて、4島は同氏の私有地となった。古賀親子は、同諸島で、アホウドリの羽毛の採取、グアノ(海鳥糞)の採掘、鰹漁業、鰹節の製造等の事業を営み、全盛期の1909年には248人(戸数99)の日本人が居住していた。しかし、1940年頃に古賀善次氏は尖閣諸島での事業から撤退し、¹⁴居住していた人々も退去し、同諸島は再び無人島となった。戦前には、このように政府の利用許可に基づき民間人による事業活動が行われていたほか、国の各機関や沖縄県によって資源調査、地形調査等も行われ、尖閣諸島に対する日本の有効な支配が継続していた。¹⁵

(2) 1971年6月17日日米間で調印された沖縄返還協定¹⁶に基づき、1972年5月15日沖縄県の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された。

¹⁰ 外務省「尖閣諸島について」「尖閣諸島情勢に関するQ&A」www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku, 参照2015.5.10

¹¹ 外務省「尖閣諸島について 2015年3月」(平成27年3月16日更新)

www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf, 参照2015.5.10

「日本の尖閣諸島に関する領域主張の根拠は、先ず、無主地先占である。」「先占とは割譲や併合などと並ぶ領土取得の権原の1つ。先占は帰属未定の地域に国家が支配権を及ぼしてこれを取得するもので、先占が有効となるためには領有意思をもって、無主地を実効的に支配することが必要であり、他国への通告は必ずしも必要でない。」

芹田健太郎「日本の領土」中公文庫, 2010, p.72, p.159

¹² 大正島は、1921年7月に国有地に指定され、地番が設定された。

¹³ 福岡県出身の古賀辰四郎氏は、1884年頃からこれらの島々で漁業などに従事し、1895年には日本政府に対して国有地借用願を提出していた。

¹⁴ 当時の中心的事業であった鰹節の製造で採算が取れなくなったこと、船舶用燃料が配給制になり尖閣諸島への船舶の航行が困難になったこと、善次氏の体調が悪化したことなどにより、事業継続が困難になったことが理由と言われている。

¹⁵ 中内, 前掲書, pp.70-71

¹⁶ 正式名称は、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (Agreement between Japan and the United States of America Concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands)」である。(1971年6月17日署名, 1972年5月15日発効)

第2次世界大戦後の1946年1月29日、連合軍最高司令官総司令部覚書¹⁷により日本の行政権が停止し、米国による沖縄施政が始まった。1951年9月8日サンフランシスコ平和条約に署名、1952年4月28日同条約は発効し、日本は独立を回復した。しかし、本条約第3条により尖閣諸島を含む北緯29度以南の南西諸島は、引き続き米国の施政下に置かれることとなった。1971年沖縄返還協定に基づき、1972年5月15日沖縄県の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された。同協定の合意議事録¹⁸の返還対象区域には、尖閣諸島が含まれている。

「合意された議事録

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第1条に関し、同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第3条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、1953年12月25日付けの民政府布告第27号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯28度東経124度40分

北緯24度東経122度

北緯24度東経133度

北緯27度東経131度50分

北緯27度東経128度18分

北緯28度東経128度18分

北緯28度東経124度40分

」

¹⁷ 連合軍最高司令官総司令部覚書 SCAPIN (Supreme Command for Allied Powers Instruction Note)。SCAPIN 第 677 号による。

¹⁸ [文書名] 合意された議事録 [年月日] 1971年6月17日[出典] 外交青書 16号, 479-482頁。データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室, www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/indices/.../index71-90.html, 参照 2016年5月25日

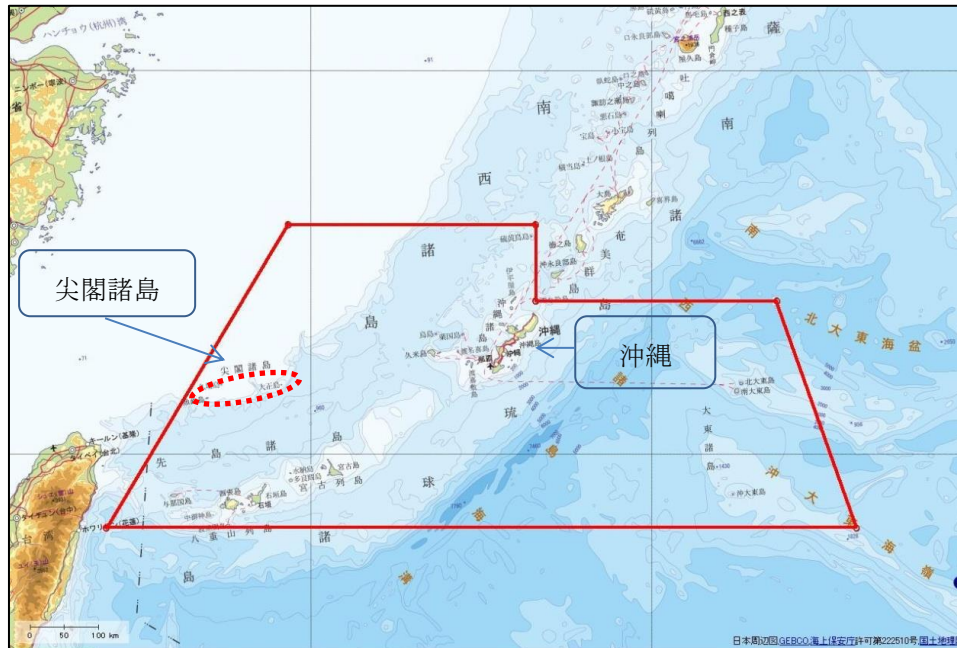


図 5.5 沖縄返還協定において返還された区域

注：赤線でかこまれた海域のすべての島、小島、環礁及び岩礁が返還された。この赤線の中に尖閣諸島(北緯 25 度 43 分～56 分、東経 123 度 27 分～124 度 34 分の海域に点在)が含まれる。赤い点線部分である。図内の赤い点線と「尖閣諸島」「沖縄」の文字は、筆者加筆。

出典：外務省「尖閣諸島について 2015 年 3 月」(平成 27 年 3 月 16 日更新)

www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf

1960 年代半ば以降、日米間で沖縄返還が大きな問題となっていた。日本政府は、沖縄返還にあたり、その協定文に、尖閣諸島という名称の明示を米国側に求めた。¹⁹同じ頃、米国は、戦後の冷戦の中で続いていたベトナム戦争²⁰終結のために、中国への接近を模索していた。²¹米国と台湾の関係も密接であり、台湾は米国に尖閣諸島の領有権を求めた。1971 年 6 月に日米間で調印された沖縄返還協定には、返還区域に尖閣諸島という文字は明記さ

¹⁹ 当時、日米間には、繊維問題があった。日本の安価な繊維製品が大量に米国に輸出され、米国内の繊維産業が痛手を受けていた。米国(リチャード・ニクソン大統領)は日本に、日本の繊維製品の輸出制限を求めていたが、日本国内の繊維業界の反発もあり、それがすぐには実行されることはなかった。当時の佐藤栄作政権は、繊維交渉をそれほど深刻に考えていなかったのではないかと考えられる。(NHK テレビ 2015.6.20, 「戦後 70 年日本の肖像—世界の中で—第 2 回 冷戦 日本の選択」)

²⁰ ベトナムの南北の内戦に対し、1961 年アメリカ大統領ジョン・F・ケネディは南ベトナムに特殊部隊を派遣。以後、南ベトナムを支援する。1965 年 2 月米空軍による北ベトナム爆撃(北爆)が始まり、ベトナム戦争は本格化する。

²¹ 1956 年頃から中国とソ連との間でイデオロギー論争が始まる。以後軍事的、政治的対立があり、1964 年中ソ対立が決定的となる。中国も米国との接近を模索していた。1972 年 2 月ニクソン大統領の中国訪問、米中首脳会談へとつながる。

れず、緯度経度で表記された。それは、日本、中国、台湾とも良好な関係を持ちたいという当時の米国の北東アジア外交政策²²によると考えられる。

(3) 日本政府は、1972 年の施政権返還以降、尖閣諸島を有効に支配している。

日本政府が施政権返還以降、尖閣諸島を有効に支配していること具体例²³として、(1) 警備・取締りの実施（例：領海内で違法操業を行う外国漁船の取締り）(2) 土地所有者による固定資産税の納付（民有地である久場島）(3) 国有地としての管理（国有地である大正島、魚釣島等）(4) 久場島及び大正島は、1972 年以来、日米地位協定に基づき「日本国」における施設・区域として我が国から米国に提供(5) 政府及び沖縄県による調査等（例：沖縄開発庁による利用開発調査（仮設ヘリポートの設置等）（1979 年）、沖縄県による漁場調査（1981 年）、環境庁によるアホウドリ航空調査の委託（1994 年）を挙げている。

(4) 行政区分は沖縄県石垣市に属し、地籍を有している。²⁴

私有地であった魚釣島、北小島及び南小島については、2002 年4月以降、「尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理」を目的として、日本政府が地権者（戦前に事業経営を行っていた古賀家からの島の譲受人）²⁵から賃借し、直接管理を行っていたが、2012 年9月 11 日に日本政府が3島を購入し、国有地となった。その結果、私有地は久場島だけとなったが、日本政府は1972 年5月の沖縄返還時から同島を賃借し、国有地の大正島と共に、それぞれ「こうびしよ黄尾嶼射爆撃場」、「せきびしよ赤尾嶼射爆撃場」として米軍施設・区域に提供している。²⁶

²² 米国は、日本とも中国とも台湾とも良い関係を持ちたい。今後、尖閣諸島に関して起こる問題は当事者が話し合えばよい。(NHK テレビ 2015.6.20, 「戦後 70 年日本の肖像—世界の中で—第 2 回 冷戦 日本の選択」)

²³ 外務省「尖閣諸島・尖閣諸島に関する Q&A」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html, 参照2016.1.15

²⁴ 例えば、魚釣島は石垣市字登野城 2392 番である。

²⁵ 1970 年代における古賀家から埼玉県の実業家である栗原家への島の所有権譲渡の経緯については、栗原弘行『尖閣諸島売ります』廣濟堂, 2012, pp.32-48
中内, 前掲書, p.71

²⁶ 中内, 前掲書, pp.71-72

表 5.1 尖閣諸島

	所有者	面積(k㎡)	経緯	
魚釣島	国	3.81	明治29年(1896年)民間人に無償貸与。	平成14年(2002年)4月1日から国が
北小島	国	0.31	昭和7年(1932年)民間人に払い下げ。	賃借。平成24年(2012年)9月11日
南小島	国	0.4	(その後、民間人の中で所有権の移転あり。)	国が取得・保有。
久場島	民間人	0.91		昭和47年(1972年)以降、日米地位
大正島	国	0.06	一貫して国が所有	協定に基づく米軍施設・区域。
沖ノ北岩	国	0.03		
沖ノ南岩	国	0.01	一貫して国が所有	
飛瀬	国	0.002		
		計 5.532k㎡		

出典：外務省「尖閣諸島について2015年3月」(平成27年3月16日更新)

www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf

(5) 1970年以前に、中国による尖閣諸島の領有権の主張はなかった。

1969年5月、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)により東シナ海の鉱物資源に関する海洋調査報告²⁷が発表された。その中で、尖閣諸島を含む同海域に、石油・天然ガス埋蔵の可能性が高いことが明らかにされ、尖閣諸島に注目が集まった。1970年以降、中国及び台湾から、尖閣諸島は「古来の領土」であったとの主張が行われるようになった。²⁸そして、1971年6月に台湾、同年12月に中国が相次いで外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を主張する見解を公式に表明した。それまで、中国による尖閣諸島の領有権の主張はなかった。

1.3.2 中国の主張

尖閣諸島(中国名：釣魚群島など)に関する中国の基本的立場は、「釣魚島およびその付属島嶼²⁹は、中国の領土の不可分の一部である。歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を有して

²⁷ ECAFE 報告書(1969年)(抜粋)は、「石油及び天然ガス賦存の可能性が最も大きいのは台湾の北東の20万k㎡に及ぶ地域である。…台湾と日本との間にある大陸棚は世界で最も豊富な油田の一つとなる可能性が大きい。この地域は、世界でも有数の大規模な大陸棚の一つであり、また、軍事的、政治的要因ばかりでなく、今回の調査から得られた程度の地質学的知識すら欠いていることから抗井掘削にとっての未踏地となっている。」と述べている。外務省「尖閣諸島について2015年3月」(平成27年3月16日更新) www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf, 参照 2015.5.10

²⁸ 1970年12月中国新華社が日本の尖閣諸島の「領有」を批判する記事を掲載、1971年4月台湾「外交部」スポークスマン談話で領有権を主張。外務省、同上書(平成27年3月16日更新) www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf

²⁹ 「釣魚島およびその付属島嶼」は、本論文の「釣魚群島」「釣魚島などの島嶼」と同じ。

いる。」³⁰というものである。

(1) 尖閣諸島は昔からの中国の領土である。³¹

明の時代には倭寇に対する明朝の海上防衛区域内に入っており、当時の琉球の一部ではなく、中国の台湾の付属島嶼であった。明の冊封使である陳侃の『使琉球録』(1534年)に「釣魚嶼、黄毛嶼、赤嶼を過ぎ、…古米山を見る、乃ち琉球に属する者なり(中文:過釣魚嶼、過黄毛嶼、過赤嶼、…見古米山、乃属琉球者)」との記述があり、「古米山」は現在の久米島であり、久米島より西側にある尖閣諸島は中国の領土であった。徐葆光『中山伝信録』(1719年)に「姑米山は琉球の西南側の境界上の山である(中文:姑米山琉球西南方界上鎮山)」との記述があることも、同様に久米島以西が中国に属してきたことの根拠である。³²胡宗憲『籌海図編』(1561年)の「沿海山沙図」などの地図に、尖閣諸島が記載されており、同諸島は明の海上防衛の範囲に入っていた。³³

(2) 日本は、日清戦争(1894年～1895年)を通じて尖閣諸島をかすめ取った。

日本政府は、当時の清朝政府に圧力をかけ、1895年4月、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島の割譲という不平等条約である「馬関条約」(下関条約)³⁴に調印させ、そのまま日本に編入した。「日本が1895年に甲午戦争(日本では日清戦争という)を利用して釣魚島を窃取したことは不法かつ無効である。」³⁵

これに対し、日本政府は、「日清講和条約(下関条約)によって、日本が清国より譲り

³⁰ 日本政府による尖閣諸島国有化(2012年9月11日)直後の中国政府の発表である。2012年9月25日、中華人民共和国国務院報道弁公室は「釣魚島は中国固有の領土である」という題目の白書を発表した。その前書きの1部である。「釣魚島は中国固有の領土である」白書(訳文)中華人民共和国駐日本国大使館ホームページ「中日関係・重要文書」より。新華社北京2012年9月25日。www.china-embassy.or.jp/jpn, 参照2016.5.12

³¹ 中国は、尖閣諸島は、古来中国固有の領土であり、中国人が最も早くに発見、命名及び利用し、明代には冊封使によって発見・認知されており、台湾の付属島嶼であったと主張している。しかし、実効支配していたという証拠がない。1972年3月日本外務省公式見解として、中国の独自の主張に反論した。外務省、前掲書、(平成27年3月16日更新) www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf

³² 外務省「尖閣諸島」 www.mofa.go.jp, 参照2016.10.15

³³ 芹田、前掲書, pp.135-137

³⁴ 下関条約は、1895年4月17日締結された日清戦争後の講和会議における条約である。別称は日清講和条約。日清戦争(第一次中日戦争)は、1894年(明治27年)7月から1895年(明治28年)3月にかけて行われた主に朝鮮半島(李氏朝鮮)をめぐる大日本帝国と大清国の戦争である。

³⁵ 2012年9月25日、中華人民共和国国務院報道弁公室は「釣魚島は中国固有の領土である」という題目の白書を発表した。その前書きの1部である。「釣魚島は中国固有の領土である」白書(訳文)中華人民共和国駐日本国大使館ホームページ「中日関係・重要文書」より。新華社北京2012年9月25日。www.china-embassy.or.jp/jpn, 参照2016.5.12

受けた台湾及びその付属諸島嶼については、同条約はその具体的範囲を明記していないが、交渉経緯等からしても、尖閣諸島が同条約（第2条2）の台湾及びその付属諸島嶼に含まれるという解釈を根拠付けるようなものはない。また、日本は既に日清戦争以前の1885年から、尖閣諸島に対して清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認し、同諸島を正式に日本の領土として沖縄県に編入するための準備を行っていた。下関条約に先立つ1895年1月の閣議決定により、尖閣諸島を沖縄に編入し、日清戦争後においても、尖閣諸島を、割譲を受けた台湾総督府の管轄区域としてではなく、一貫して沖縄県の一部として扱っていた。」³⁶と反論する。

- (3) 第二次世界大戦後、台湾の付属島嶼である尖閣諸島に対して米国が施政権を有していると宣言したこと、また、1971年の沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは不法である。

1971年12月30日中国は、「釣魚島の所有権問題に関する中国外交部声明」³⁷を発表した。日本と米国との沖縄返還協定（1971年6月署名）に対して、「…この協定の中で、米日両国政府は公然と釣魚島などの島嶼³⁸をその「返還区域」に組み入れている。これは、中国の領土と主権にたいするおおびらな侵犯である。…釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土である。…第二次世界大戦ののち、日本政府は不法にも、台湾の付属島嶼である釣魚島などの島嶼をアメリカに渡し、アメリカ政府はこれらの島嶼にたいしていわゆる「施政権」をもっていると一方的に宣言した。これは、もともと不法なものである。…いま、米日両国政府はなんと不法にも、ふたたびわが国の釣魚島など島嶼の授受をおこなっている。中国の領土と主権にたいするこのような侵犯行為は、中国人民のこのうえない憤激をひきおこさずにはおかないであろう。」と発表した。

これに対して日本は、「サンフランシスコ平和条約第2条（b）により、日本が日清戦争によって中国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島の領有権を放棄したが、尖閣諸島はここにいう「台湾及び澎湖諸島」に含まれていない。中国はサンフランシスコ平和条約の締約

³⁶ 外務省、前掲書、（平成27年3月16日更新）www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf, 下関条約締結当時、清国側が尖閣諸島を台湾の一部として日本に割譲するとした形跡はない。下関条約により日本に割譲された「台湾全島及びその付属諸島嶼」に尖閣諸島が含まれるとの認識は、当時の日本と清国との間にはなかった。

³⁷ [文書名] 釣魚島の所有権問題に関する中国外交部声明 [年月日] 1971年12月30日
[出典] 日本外交主要文書・年表(3), 521-522頁。北京周報, 10巻1号, 13頁。データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室,
www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/.../19711230.O1J.htm, 参照 2015.3.29

³⁸ 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室, 同上書, 1971, 13頁。「釣魚島などの島嶼」とは、「釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島嶼」であり、「台湾の付属島嶼」であると主張する。
www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/.../19711230.O1J.htm, 参照 2015.3.29

国ではないが、日本は当時承認していた中華民国（台湾）との間で日華平和条約を締結し、同条約において、サンフランシスコ平和条約第2条に基づき、台湾及び澎湖諸島等に対する全ての権利等を放棄したことが承認されている。同条約の交渉過程で、日本領として残された尖閣諸島については一切議論されていない。そして、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国が施政権を現実に行使した。また、1972年の沖縄返還により日本が施政権の返還を受けた区域にも明示的に含まれている。1969年5月ECAFEの海洋調査報告により、東シナ海に石油・天然ガス埋蔵の可能性が高いことの指摘を受けて、尖閣諸島に注目が集まり、1970年代以降、中国政府及び台湾当局が独自の主張を始めた。中国は、1970年まで、1945年以降全く領有主張もせず、何ら有効な抗議もしてこなかった。」³⁹と反論する。

1972年9月29日「日中共同声明」が調印され、日本と中国との間の国交は正常化した。共同声明の中で尖閣諸島に関する言及はなかった。1978年10月23日日中平和友好条約⁴⁰の批准書交換のために来日した中国の鄧小平副総理（当時）は、日本記者クラブでの記者会見で、尖閣諸島の問題について、「国交正常化の際、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉の際も同じくこの問題に触れないことで一致した。こういう問題は一時棚上げしても構わないと思う。我々の世代の人間は知恵が足りない。次の世代は我々よりももっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決を見いだせるだろう」と発言して、尖閣問題棚上げ論を表明した。中国政府は、1972年の日中国交正常化交渉や1978年の日中平和友好条約の締結交渉において、尖閣問題は棚上げにすることが約束されたと主張している。⁴¹

1992年2月25日中国は「領海及び接続水域法」を制定し、尖閣諸島（釣魚群島）が中国の領土に含まれることを初めて明示的に規定した。⁴²更に、それに基づいて2012年9月10日「中華人民共和国の釣魚島とその付属島嶼の領海基線に関する声明」を発表し、⁴³尖閣諸島周辺

³⁹ 外務省「尖閣諸島情勢に関するQ&A」www.mofa.go.jp, 参照 2016.5.15

⁴⁰ 署名 1978年8月12日（北京）、効力発生 1978年10月23日、条約番号昭和53年条約第19号。

⁴¹ 中内, 前掲書, p.73 「日本政府は「日中間に解決すべき領有権問題は存在しない」として、「棚上げの約束は存在しない」と否定している。」

⁴² 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.145

「領海基線は直線基線とする。領土は中国大陸とその沿海島嶼、台湾と尖閣列島を含む附属諸島、澎湖列島、東沙・中沙・西沙・南沙群島としている。」

外務省, 前掲書, (平成27年3月16日更新) www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf,

「尖閣諸島を中国領土内に入れたことに対して、我が国はハイレベルで抗議した。」

⁴³ 「1.釣魚島、黄尾嶼、南小島、北小島、南嶼、北嶼、飛嶼の領海基線は次に掲げる各隣接基点を結んだ直線とする。2.赤尾嶼の領海基線は次に掲げる各隣接基点を結んだ直線とする。」と、基点となる経緯度が記載されている。中華人民共和国駐日本国大使館ホームページ「中日関係・重要文書」より。
www.china-embassy.or.jp/jpn, 参照 2016.5.12

海域に、領海基線を設定した。

2012年（平成24年）9月11日日本政府が、尖閣諸島の3島（魚釣島、北小島、南小島）を民間人（日本人）より購入し、国有化宣言をすると、中国では、激しい批判、反日運動が起こった。⁴⁴以後、尖閣諸島周辺の接続水域及び領海内へ多くの中国公船などが入り、領有権を主張している。⁴⁵

[日本]

日本政府は、尖閣諸島が無人島であり、清国の支配が及んでいないことを確認して、1895年1月14日閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入した。国有地となった島は、戦前民間人に貸与、その後払い下げられ、鯉節製造などの事業活動が行われた。1946年に始まった米国による沖縄施政は、講和条約後も続いたが、1971年の沖縄返還協定により沖縄県の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された。以後、島の警備・取締りの実施など尖閣諸島を有効に支配している。尖閣諸島を含む東シナ海に、石油等の埋蔵の可能性が高いことが明らかにされた1970年以降になって、中国は、尖閣諸島の領有権を主張するようになった。

[中国]

釣魚群島は昔から中国の領土である。日本は、1895年、日清戦争後の不平等条約である馬関条約（下関条約）で、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島を割譲させ、そのまま日本に編入した。第2次世界大戦後、台湾の付属島嶼である尖閣諸島に対して、米国が施政権を有していると宣言したこと、また、1971年の沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは不法である。2012年9月の日本政府による釣魚島などの国有化を認めることはできない。

⁴⁴ 2012年9月25日中華人民共和国国務院報道弁公室は「釣魚島は中国固有の領土である」という題目の白書（訳文）を発表した。「釣魚島は中国固有の領土である」白書（訳文）中華人民共和国駐日本国大使館「中日関係・重要文書」より。新華社北京2012年9月25日。www.china-embassy.or.jp/jpn, 参照2016.5.12

⁴⁵ 海上保安庁 www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html に「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」「中国公船等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数（日毎）（平成24年9月以降）」の詳しい情報がある。参照2016.10.25

第2節 日中漁業協定（2000年 / 平成12年）

2.1 第2次世界大戦後の日中間の漁業協定

1880年代以降、日本漁業は発展した。明治時代となり、政府は、先進諸国の外圧に対抗するため、富国強兵策の下、近代技術を移植し、国内産業の発展を推し進めた。それは漁業技術の革新にも及んだ。汽船トロール漁船など漁業技術の進歩は、日本沿岸での漁業資源の急激な枯渇を引き起こし、日本各地で沿岸漁業者同士の激しい紛争が起こった。そうした状況を打開するため、漁場を沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ求めた。政府もそれを後押しした。漁船船体や機関の動力数の増大と共にますます操業海域は拡大された。西日本の漁業者は、東シナ海（東海）・黄海へと進出していった。以西漁業（東経130度以西の東シナ海・黄海での操業）の始まりである。しかしそれは、中国漁船との軋轢を生んだ。⁴⁶

1945年9月2日第2次世界大戦が終了した。中国本土では、対日戦争は終結したが、国民党と共産党の内戦が繰り広げられた。1949年10月1日、中国本土に共産党政権の中華人民共和国（以下、中国）が成立した。国民党は、台湾島へ逃れ、中華民国として台湾島と周辺の島嶼群を支配統治した。戦争により日本漁船は大打撃を受け、また1945年9月マッカーサー・ライン（以下、マ・ライン）⁴⁷の設定により操業海域も縮小されていた。しかし、復員者も増え、また食糧難を解決するために、徐々に漁船数を増やし、操業海域も拡大されていった。東シナ海、黄海（以西漁業）では、日本漁船による中国の領海や漁区の侵犯が何度も繰り返され、両国の間には、極めて深刻な対立が存在していた。しかし、日本は、共産党政府との国交はなく、日中間で漁業についての交渉はなかった。

共産党の中国やソ連に支援された北朝鮮と、米軍を中心とする国連軍に支援された韓国との間で朝鮮戦争（1950年6月25日～1953年7月27日）が勃発する。この戦争に日本は直接軍を動員することはなかったが、国連軍の兵站基地となることで、経済的な復興を果たした。朝鮮特需である。しかし、間接的に国連軍側に立つことで、北朝鮮を支援する中国共産党政府とは敵対することとなった。その影響を受け、1950年～1953年にかけて東シナ海上の公海において、共産党政府により日本の漁船や漁民が拿捕される事件が相次いだ。拿捕はマ・ライン撤廃以前から始まっており、マ・ラインを超えて出漁した日本漁船をマ・ライン違反、領海侵犯、沿岸国が設定した規制ライン違反で拿捕した。1951年9月の対日講和

⁴⁶ 陳激「民間漁業協定と日中関係」汲古書院、2014、p.3
真道重明「戦前の以西漁業簡史—操業形態、漁場、漁獲量の変遷から見た歴史」2003、
home.att.ne.jp/grape/shindo/ISEIfish.htm、参照 2015.11.13

⁴⁷ 第2次世界大戦後の日本を占領統治していた連合軍最高司令官総司令部（GHQ）によって決められた日本漁船の活動可能領域を表す線。GHQのダグラス・マッカーサー最高司令官の名で発せられた。

条約調印までに、中国に27隻、257人が拿捕、抑留されている。⁴⁸初期は日本漁船による資源の収奪が原因というより、中国の国共内戦、朝鮮戦争にからんだ軍事・国防目的のものが多かった。東シナ海、黄海で操業する日本漁船と中国漁船の衝突も多発した。戦後に設定されたマ・ラインも対日講和条約発効前の1952年4月25日に廃止され、今まで制限されていた日本漁船の活動範囲が一挙に拡大した。日本漁船は、戦前のように、中国沿岸に押し寄せた。こうした背景に、日本と中国との間で漁業に関する秩序形成の必要性が高まった。日中両国がいかに漁業問題に取り組んできたか、戦後の両国間の漁業協定の変遷をたどる。

戦後日本と中国の間では、いくつかの漁業協定が締結されている。大きく3つに分けることができる。Ching-Hsiewn Ou, Huan-Sheng Tseng⁴⁹によれば、1) 日中国交回復前の民間漁業協定(1955年) 2) 国交回復後の政府間漁業協定(1975年) 3) 国連海洋法条約発効後の政府間漁業協定(2000年)である。

2.1.1 日中国交回復前の民間漁業協定(1955年漁業協定)

1952年4月マ・ラインが撤廃し、日本漁船の操業水域が拡大したことにより、日中両国の漁船の衝突が懸念された。そのため、日中間に漁船衝突防止のためのルール作りが必要となった。1952年9月5日中国と漁業問題を話し合うための日本側組織である日中漁業懇談会が結成された⁵⁰。その後、1954年11月13日全国漁業協同組合連合会などを加え、新たな団体として「日中漁業協議会」を設立した。⁵¹1955年4月15日「日中漁業協定」が、民間協定として締結された。正式名称は、「日本国の日中漁業協議会と中華人民共和国の中国漁業協会との黄海・東海の漁業に関する協定」である。「日本国の日中漁業協議会と中華人民共和国の中国漁業協会との日中漁業会談に関する共同声明」も同日発表された。協定は本文(11条)、附属書(第1号～第4号)、往復書簡、備忘録から成る。協定海域は、北緯29度以北の黄海・東シナ海(中国名は東海)上の公海である。当時の領海は3海里(約5.6km)である。協定海域に6つの漁区を設定し、それぞれの漁区で機関底曳網漁船の最高隻数を規定し、操

⁴⁸ 片岡千賀之「以西底曳網・以西トロール漁業の戦後史 I」『長崎大学水産学部研究報告』90号, pp.19-41, 2009, pp.28-29, <http://hdl.handle.net/10069/22284>, 参照 2015.6.5

1951年9月の対日講和条約調印までに韓国に79隻、894人、中華民国政府に43隻、540人拿捕抑留されている。朝鮮戦争による異常な緊張感は、朝鮮周辺水域だけでなく、東シナ海・黄海全体を覆っていた。日中漁業協定は結ばれておらず、中国大陸寄りには拿捕の危険性が高く、日本の以西漁船は韓国周辺水域に多く出漁した。そのため、拿捕数などが多い。国共内戦に敗れた中華民国政府は、大陸から撤収して台湾への移動にあたって日本漁船を捕獲し、移動・運搬用に利用した。

⁴⁹ Ching-Hsiewn Ou, Huan-Sheng Tseng: *The fishery agreements and management systems in the East China Sea*, *Ocean & Coastal Management* 53(279-288), 2010, p.283, p.286, 参照 2015.8.30

⁵⁰ 陳激, 前掲書, p.117

日中漁業懇談会は、日中貿易促進会、日中友好協会等の協力により日本遠洋底曳網漁業協会、全日本海員組合などの有志によって結成された。

⁵¹ 陳激, 前掲書, p.128

業・航行秩序維持に関する規則が決められた。漁業資源に関する情報交換を行い、漁船の違反操業に対しては、所属漁協がその漁船に対処する。相手国漁船に対しては、相手側漁協に連絡し、その漁協が対処する。いわゆる旗国（文言上は所属漁協）主義を採用した。有効期間は、効力発生日より1か年である。民間協定という形式で黄海・東シナ海での公海漁業について枠組みを設定したという点で、画期的な協定である。日本漁船の違反が十数件あったが、両国とも協定の継続を望み、1956年、57年と2回延長された。

1958年9月4日中国政府は、「領海に関する声明」を発表し、⁵²中国の領海の幅が12海里であることを宣言した。中国は、領海宣言⁵³で第1項「中華人民共和国の領海の幅員は、12海里とする。この規定は、中国大陸とその沿海島嶼、および同大陸とその沿海島嶼と公海を挟んで位する台湾およびその周辺の各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他中国に所属する島嶼を含む、中華人民共和国の一切の領土に適用する。」第2項「中国大陸とその沿海島嶼の領海は、大陸の海岸と沿海の海岸外縁の島嶼の各基点の間を結ぶ各直線をもって基線とし、基線より外方へ伸びること12海里の水域は、中国の領海とする。」そして、基線内側の水域は、すべて中国の内海にすると宣言した。それに対して日本政府は、「日本政府としては、本年二月（1958年2月：筆者加筆）ジュネーブにて開催された海洋法国際会議において、いかなる画一的幅員についても合意が得られなかった結果、三カイリの幅員が依然として一般に認められた国際法上の規則であると考えており、したがって今回の措置を国際法上有効と認めることはできない。」⁵⁴という外務省情報文化局長談話を発表している。1958年9月4日時点で、中国の領海は12海里、日本の領海は3海里である。

1958年岸内閣による中国敵視政策、長崎における中国国旗事件で両国の関係は悪化し、漁業協定が失効した。⁵⁵1963年11月に新たな漁業協定が締結されるまで、日中間には漁業協定のない状況が続いた。その間、日本中国友好協会、中国人民対外文化協会、中国日本友好協会は、緊急避難に関する一切の業務と事故発生の防止、発生した事故の解決、あるいは日中両国漁業労働者の相互訪問を実施し、相互理解と友好を深めるのに積極的な役割を果たした。⁵⁶そして、日中の政治状況の好転を機に、1955年協定を土台として黄海、東海に

⁵² 薛桂芳「第一章 中国における海洋政策の概念と発展の過程」「平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書」海洋政策研究財団, 2006, p.6, https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/200603_ISBN4_88404_179_8.pdf, 参照 2015.8.30

⁵³ [文書名] 中国の領海宣言 [場所] 北京 [年月日] 1958年9月4日 [出典] 日本外交主要文書・年表(1), 888頁. 外務省アジア局中国課監修「日中関係基本資料集」, 152-3頁. データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室

⁵⁴ [文書名] 中国の領海宣言に対する外務省情報文化局長談話 [年月日] 1958年9月4日 [出典] 日本外交主要文書・年表(1), 889頁. 外務省アジア局中国課監修「日中関係基本資料集」, 152-3頁. データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室

⁵⁵ 片岡千賀之「日中韓漁業関係史 I」長崎大学水産学部研究報告 第87号, pp. 15-27, 2006, p.22, <http://hdl.handle.net/10069/6506>, 参照 2015.6.5

⁵⁶ [文書名] 日中漁業関係の覚書(全文) [場所] 北京 [年月日] 1963年1月22日 [出典] アジア経済旬報

関する民間取決め締結を模索した。

1963年11月9日、日中漁業協議会（日本）と中国漁業協会（中国）から委任を受けた代表団は、黄海・東海の漁場を合理的に利用し、漁業資源を保護し、双方漁船の操業中の紛争を避けるために協定を締結した（1963年協定）。本協定⁵⁷は、本文（11条）と附属書（第1号～第4号）から成る。同日、共同声明も発表された。協定対象海域は、北緯27度以北の黄海・東シナ海（東海）の公海である。協定海域を6つの漁区に分け、それぞれの漁区で機船底曳網漁船の最高隻数を規制し、操業・航行秩序維持に関する規則が決められた。漁業資源に関する情報交換を行い、違反漁船に対しては、旗国（文言上は所属漁協）主義を採用した。有効期間は、発効日より2か年である。

1965年12月17日日中漁業協議会（日本）と中国漁業協会（中国）は、民間協定の日中漁業協定を締結した（1965年協定）。1963年協定は、毎年更新されたが、日本漁船による中国沿岸の漁場荒らしと事故の際の緊急避難が問題となっていた。当時、日本の漁業勢力は大きく、日本漁船団は中国沿岸にまで進出して操業していた。中国漁民との衝突が絶えず、漁具や漁船の破損、乱獲による資源枯渇などが、中国では大きな問題となっていた⁵⁸。また、緊急避難に偽装して水揚げを行う漁船への警戒もあり、両国とも避難のための漁港開放や避難そのものに対して懸念があった。そのため、1955年、1963年協定を一部変更した新協定を締結することとなった。1965年協定は、本文（10条）、附属書（第1号～第5号）、往復書簡、忘備録から成る。また同日、共同声明が発表された。協定海域は、北緯27度以北の黄海・東シナ海（東海）上の公海である。協定内容の基本は、1955年、1963年漁業協定と同じであるが、漁業資源保護のため、底びき網の網目制限や幼魚漁獲制限に関する条項が設けられた。附属書の詳細規定の更新も行われた。漁船の操業秩序維持に関する規定、漁船の事故対応に関する規定、漁業資料の交換や技術の交流に関する規定が決められた。有効期間は2か年である。以後、民間漁業協定は、状況に応じて、禁漁区を追加したり、操業隻数を修正した。⁵⁹

1955年協定の協定水域は、北緯29度以北の黄海・東シナ海（東海）上の公海であったが、1963年以降は、北緯27度以北の黄海・東シナ海（東海）上の公海となった。なぜ北

(529), 26-27頁. 1963年2月1日発行。データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室, www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents, 参照 2015.5.5

⁵⁷ [文書名] 日中間漁業協定(1963年) [場所] 北京 [年月日] 1963年11月9日 [出典] 日本外交主要文書・年表(2), 485-488頁. 「増補改訂 日中関係資料集(1971年刊) 345-8, 54-5頁. データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents, 参照 2015.5.5

1963年11月9日の共同声明の一部「1959年中華人民共和国建国10周年の祝典に参加した日本代表団は、中国訪問中に、中国の関係団体と共同声明を発表した。これに基づき決定された両国漁船の緊急避難に関する具体的取り決めと実施には、日本中国友好協会と中国人民対外文化協会があたった。」

⁵⁸ 平野敬「日中漁業協定概説」www.geocities.jp/fematerials/etc/jcf.html, 参照 2015.11.6

⁵⁹ 片岡, 前掲書 2006, p.26

緯 27 度以北に限定したのか。1965 年漁業協定に関する往復書簡で、中国漁業協会代表団から日中漁業協議会代表団にあてた書簡に北緯 27 度以南を避けた記述がある。⁶⁰「北緯 27 度以南、台湾の周辺を含む中国大陸沿岸以東の海域は、今なお軍事作戦の行動が行われている状況のもとにあるので、日本漁船がこの海域に入って漁撈しないよう特に勧告いたします。さもなければ、そこで生ずる一切の結果については、当該漁船自らが責任を負わなければなりません。」それに応える形で、日本側は、「北緯 27 度以南の軍事作戦区域については、貴代表団の勧告の趣旨を諒とし、その旨を日本漁船に周知徹底させます。」という書簡を送っている。台湾海峡を挟んで中国（中国共産党・中華人民解放軍）と台湾（中国国民党・中華民国国軍）の対立が激化し、その周辺海域で漁業を行う状況にはなかったからである。この北緯 27 度線は、その後の日中間の漁業協定でも維持された。軍事的理由のためであって、この時点では、尖閣諸島領有に関して一切触れてはいない。

1972 年 9 月 29 日、日本国内閣総理大臣田中角栄と中華人民共和国国務院総理周恩来は、「日中共同声明」に調印し、日中の国交正常化が実現した。日中共同声明は、前文および 9 つの項目から成る。その第 9 項は、「貿易、海運、航空、漁業等に関する協定の締結のための交渉の合意」であった。これを受けて、両国間で正式な政府間漁業協定を結ぶための交渉が開始された。⁶¹また、本共同声明第 2 項、第 3 項により、日本政府は台湾の国民党政府から中国本土の共産党政府へと国家承認を切り替えた。第 8 項により 1978 年 8 月 12 日北京にて日中平和友好条約を締結した。

2.1.2 国交回復後の政府間漁業協定（1975 年漁業協定）

日中漁業協議会（日本）と中国漁業協会（中国）との間で締結されていた民間協定（1965 年協定）は、1972 年の日中共同声明に従って、1975 年政府間の実務協定として新たに「日中漁業協定」となった。同年 8 月 15 日署名、12 月 22 日発効した。正式名称は、「日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定」である。前文、本文（8 条）、末文、2 つの附属書から成る。更に附属書 I の 2 (2) に関する交換公文として日本側書簡と中国側書簡、合意された議事録、協定第 1 条 1 に関する書簡として中国側書簡と日本側書簡がある。協定水域は、1965 年協定と同じく北緯 27 度以北の黄海・東シナ海（東海）上の公海である。ただし、中国が渤海入口に設定している「軍事警戒ライン」および中国沿岸に設定している「機船底びき網漁業禁止ライン」以東で、台湾付近の「軍事作戦ライン」以北（北緯 27

⁶⁰ [文書名] 日中民間漁業協定（1965 年）[場所] 北京 [年月日] 1965 年 12 月 17 日 [出典] 日中関係基本資料集、255 - 269 頁。データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室、www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/.../19651217.T1J.htm, 参照 2015.5.5

⁶¹ 平野，前掲書

度以北)の黄海・東シナ海の水域(領海を除く)である。⁶²

協定の目的は、黄海、東シナ海の漁業資源の保存及び合理的利用並びに海上における正常な操業秩序の維持である。本協定は、1965年協定と同様に、協定水域の中国沿岸部寄りに6つの保護区を設定した。また漁業資源保存のために2つの休漁区も設定した。そこでの機船底びき網漁業・機船まき網漁業について漁期や隻数や網目の制限を設けた。⁶³また、集魚灯の光度、違反船舶に対する旗国の管轄権行使、規制措置の見直し、改定手続き、避難港等⁶⁴を規定した。本協定の最大の特徴は、協定第6条において「日中漁業共同委員会」を設置したことである。同委員会は、毎年1回、北京又は東京で交互に開催され、協定の実施状況に関する検討、附属書の修正や勧告、漁業に関する情報交換を行う。有効期間は3か年である。協定を終了させるには、他方の締約国に3か月前に終了の意図を文書にて知らせる。

1965年協定と同様に、協定水域の中国の沿岸寄りに保護区や休漁区を設定した背景には、当時の日本漁業の勢力が中国漁業をはるかに上回っており、日本漁船による中国沿岸での乱獲やそれに伴う資源枯渇を懸念したからである。

⁶² 水上千之「日本と海洋法」有信堂, 1995, p.103

⁶³ 1975年協定附属書Ⅰ(機船底びき網漁業・機船まき網漁業について両国がとるべき保存措置)

⁶⁴ 1975年協定附属書Ⅱ(海難救助及び緊急避難のための避難港、連絡先、連絡の内容・方法)

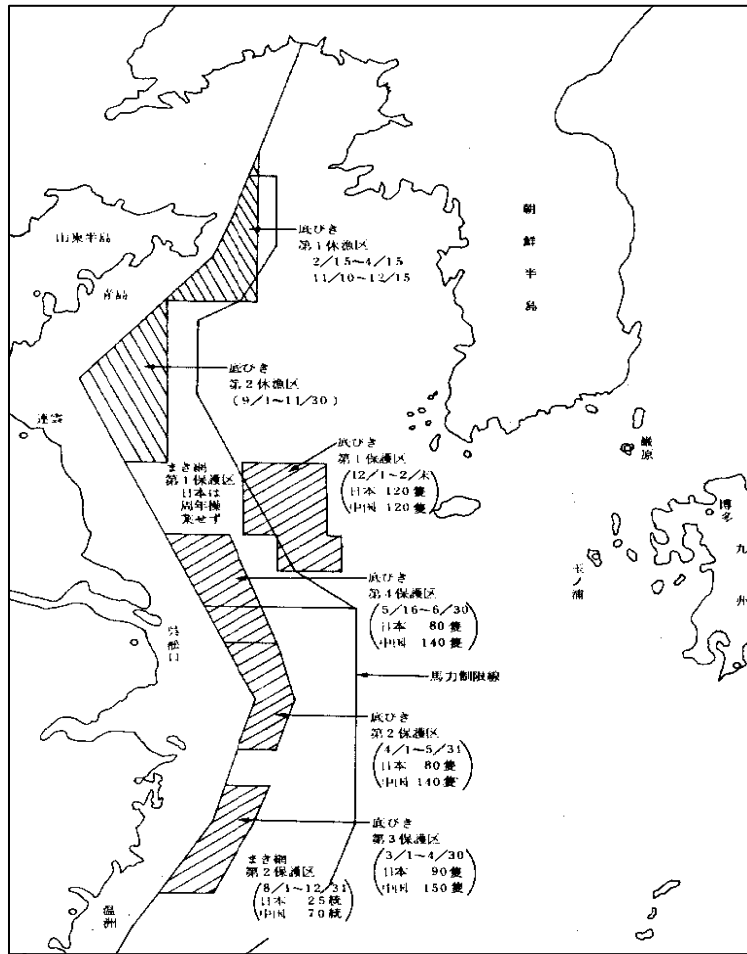


図 5.6 日中漁業協定（1975年協定）による協定水域

出典：水産庁「漁業に関する国際条約集 平成7年度版」1995年, p.541

2.2 2000年漁業協定成立背景

2000年日中漁業協定成立の背景には、次の4つが考えられる。

1) 国際漁業規制の強化

1970年代、海洋に関する国際法成立に向けて、国連海洋法会議の議論が白熱していた。1976年～1977年にかけて米国、ソ連、EC7か国（イギリス、フランス、西ドイツ他）、カナダ、ノルウェーなど漁業先進国が、一斉に200海里漁業（専管）水域を一方的に設定した。日本もこれに対応し、1977年5月2日「領海及び接続水域に関する法律」⁶⁵「漁業水域に関する暫定措置法」⁶⁶を公布し、12海里の領海⁶⁷、200海里の漁業専管水域を設定した。

⁶⁵ 1977年(昭和52年)5月2日公布。法律第30号。最終改正：1996年(平成8年)6月14日法律第73号。
⁶⁶ 1977年5月2日公布、7月1日施行。法律第31号。1996年6月14日法律76号を公布、同年7月20日施行に伴い、1977年法律第31号は廃止された。www.houko.com/00/01/S52/031.HTM

しかし、日本海の一部、東シナ海（東海）は、中国、韓国とその海域が重複することを考慮し、適用を除外している。その理由として、既存の日中・日韓の二国間漁業協定が有効であったこと、中国や韓国がまだ 200 海里漁業水域を主張していなかったこと、当時の日本の漁業勢力が、中韓の漁業に対して圧倒的に優勢であったという状況がある。日本が、200 海里漁業水域を設定したのは、ソ連の漁船に対応するためであった。

図 5.7 は、「漁業水域に関する暫定措置法（1977 年）」に基づく 200 海里漁業専管水域図である。図の説明は、第 3 章 図 3.8、p.66 と同じである。

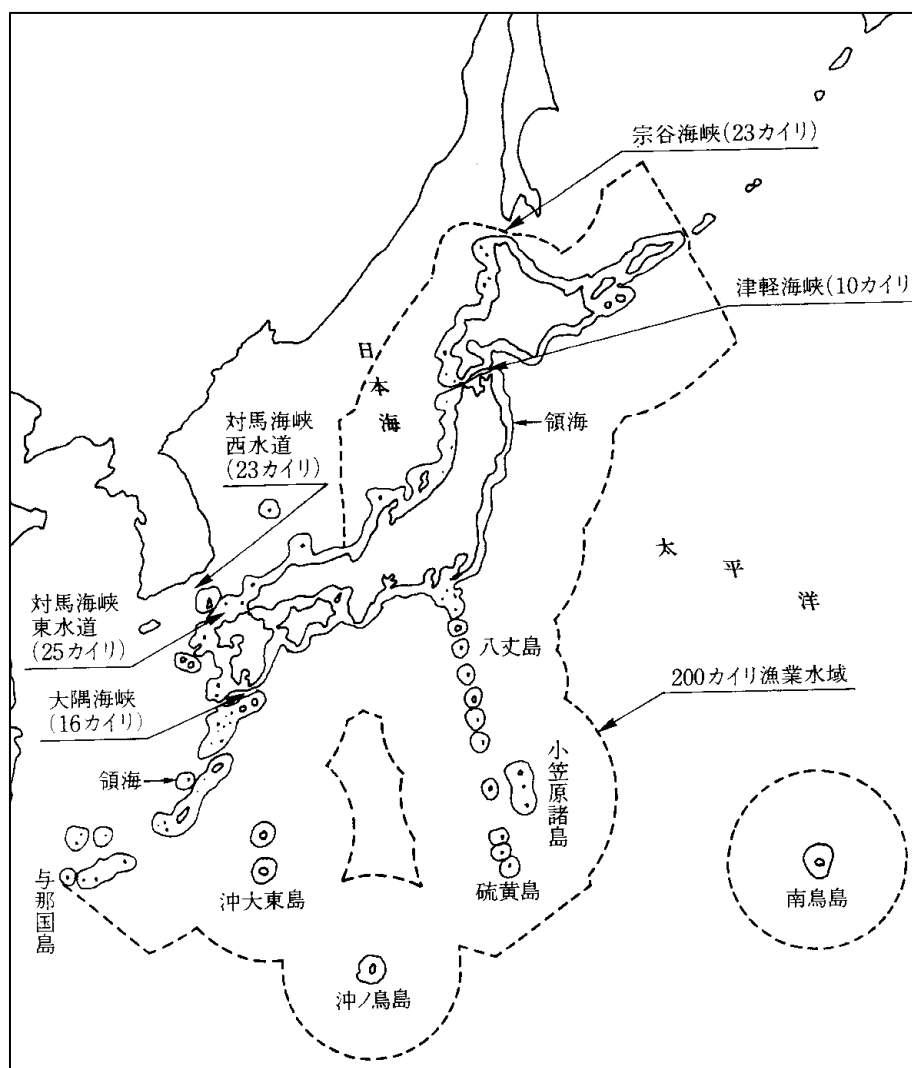


図 5.7 200 海里漁業専管水域（1977 年）

出典：編集代表 小田滋・石本泰雄「解説条約集 第 5 版」1994 年、p.645

⁶⁷ [文書名] 日本の領海法 [場所] [年月日] 1977 年 5 月 2 日交付、1977 年 7 月 1 日施行 [出典] 日本外交主要文書・年表 (3), 908 - 909 頁. 官報 52.5.2. データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室

2) 国連海洋法条約の発効

第3次国連海洋法会議⁶⁸において、1982年4月30日に採択された国連海洋法条約（UNCLOS）は、1994年11月16日に発効し、中国（1996年6月7日批准、同年7月7日発効）と日本（1996年6月20日批准、同年7月20日発効）は、その締約国となった。海洋が細かく区分され、沿岸国の基線から12海里の領海、200海里排他的経済水域（EEZ）等⁶⁹の設定が可能になった。EEZでは、沿岸国の経済活動・開発の権利が認められ、同時に海洋資源の保護・保全が義務づけられた。両国は、200海里EEZを設定することとなり、1975年漁業協定で公海上に設定していた6つの漁区（保護区）等の見直しが必要になった。

両国は、国連海洋法条約発効前後に国内法の整備（制定、改定）を行っている。中国では、例えば、1983年9月2日「中華人民共和国海上交通安全法」⁷⁰を公布し、1984年1月1日施行した。1992年2月25日「中華人民共和国領海及び接続水域法」⁷¹を公布し、交付日から施行した。1998年6月26日「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」⁷²を公布し、交付日から施行した。1999年12月25日「中華人民共和国海洋環境保護法」⁷³を公布し、2000年4月1日施行した。2000年10月31日「中華人民共和国漁業法」改定に関する決定⁷⁴が採択された。2001年10月27日「中華人民共和国海域使用管理法」⁷⁵を公布し、2002年1月1日施行した。日本の国内法整備に関しては、第2章 1.2、p.20～21にある。

⁶⁸ 1973年12月3日から1982年12月10日まで開催された。

⁶⁹ 海洋が、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底に区分された。

⁷⁰ 薛、前掲書、海洋政策研究財団、p.13、

https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/200603_ISBN4_88404_179_8.pdf、参照 2015.8.30

⁷¹ 薛、同上書、p.11

⁷² 薛、同上書、p.12

⁷³ 薛、同上書、p.14

⁷⁴ 薛、同上書、pp.13-14。「中華人民共和国漁業法」は、1986年1月20日第6期全国人民代表大会常務委員会第14回会議で採択され1986年7月1日から施行された。以後改定が続く。

⁷⁵ 薛、同上書、pp.12-13

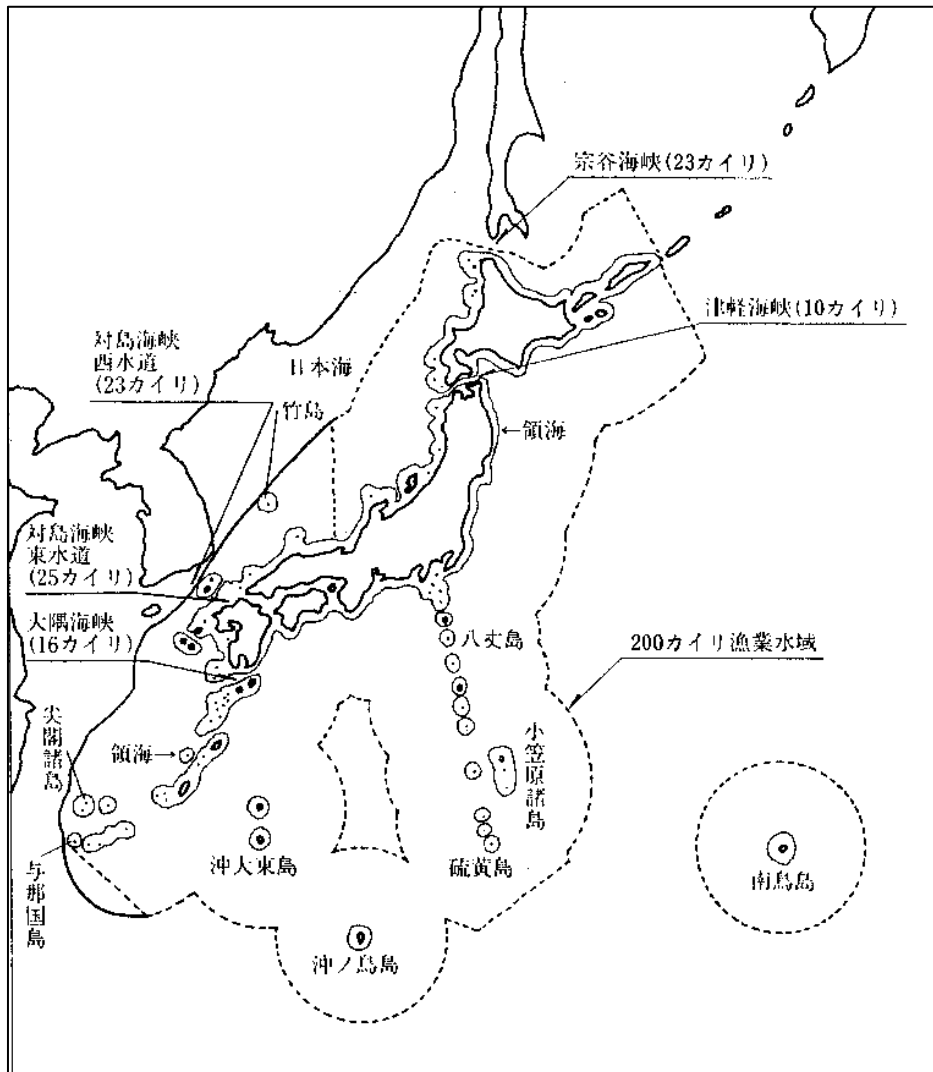


図 5.8 日本の 200 海里水域 (1996 年)

注：海洋の () 内の数字：水域の幅を示す。

----- : 「漁業水域に関する暫定措置法」 (昭和 52 年法律 31 号) に基づく漁業水域の限界線

————— : 閣議了解 (平成 8 年 2 月 20 日) 及び「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」 (平成 8 年法律 74 号) に基づく排他的経済水域の限界線

出典：編修代表 小田滋・石本泰雄「解説条約集 第 10 版」2003 年, p.806

3) 中国国内の状況

中国は文化大革命 (1966 年～1977 年) の混乱などで疲弊していたが、政治混乱は徐々に収束し、最高指導者鄧小平の改革開放政策 (1978 年～1992 年) が推し進められた。農業、工業、国防、科学技術の「四つの近代化」に向けた国内改革および対外開放政策である。

この政策は、漁業にも大きな影響を与えた。⁷⁶第1に、戸籍制度⁷⁷が緩和され、農村部の余剰人口が、都市や港湾地区に流入するようになった。その結果、中国の漁業人口は急激に増加した。第2に、人民公社⁷⁸を解体して、個別事業者に自主的権限を与える生産請負制を導入した。これにより漁業を含めて中国の生産効率は、飛躍的に拡大し、更に1985年の水産物流通の自由化で加速した。⁷⁹第3に、中国の経済発展に合わせ、漁船や漁具等の装備に高度な技術や資金を投入することができるようになり、漁業全体の近代化が推し進められた。その結果、沿岸域の漁業資源は枯渇し、中国漁業者は沖合へ、そして遠洋漁業へとその活動範囲を広げていった。1989年以降、漁業は急成長し、漁獲量は世界一となる。図5.9が示すとおりである。



図 5.9 世界の漁獲量

出典：「世界漁業・養殖業白書
2010年（日本語要約版）」
公益社団法人国際農林業協働
協会 JAICAF

4) 日本国内の状況

日本の漁業勢力は衰退していく。その原因⁸⁰として、第1に円高の進行がある。1975年に1ドル307円であった為替レートが、そのわずか3年後には1ドル175円と2倍近い値上がりとなった。この流れは1985年のプラザ合意、日本のバブル経済の影響もあり、1995年には史上最高値の1ドル79円を記録した。この円高は、日本の対外的な生産コストを引

⁷⁶ 平野, 前掲書

⁷⁷ 廣吉勝治他『全集 世界の食料 世界の農村 24 アジア漁業の発展と日本 漁業大国から国際連帯へ』農山漁村文化協会, 1995, pp.166-167 「戸籍制度によって、農村部と都市部、あるいは農村と農村間の人口移動は厳しく制限されていた。そのために、農村から漁村への人口移動あるいは漁村から別の漁村への移住は不可能に近かった。78年からの「改革・解放」政策により、農民あるいは漁民の出稼ぎが許されるようになり、地域間の人口移動が活発化し始めた。」

⁷⁸ 人民公社は、工・農・商・学・兵が結合した「政社合一」体とされ、農業生産以外にも、行政、経済、学校などの教育機関、軍事、医療などの部門も合わせ持つものとされた。しかし、この体制は個人の生産意欲を著しく阻害するものであった。1982年の憲法改正により、人民公社は事実上その活動を停止した。平野, 前掲書

⁷⁹ 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.148, naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/.../1/BFF88_137.pdf

⁸⁰ 平野, 前掲書

き上げることにつながり、日本製品の国際競争力を失わせた。漁業も例外ではなく、水産物缶詰の輸出などで外貨を稼いでいたマルハ（旧大洋漁業）が水産企業から総合食品メーカーへと転進せざるを得ない状況になっていった。⁸¹第 2 に漁業従事者の高齢化である。高度経済成長期を経て生活が豊かになるにつれて、漁村の若者は都市部へ移り住んだ。その結果、漁業従事者となるべき若年労働者が不足し、それを補うための人件費の高騰が進んだ。長崎の丸徳船員労働組合の調べによると、10 代や 20 代の若者の割合は、1980 年の 25%から 1990 年には 12%に半減し、反対に 50 代は、16%から 33%に倍増している。⁸²第 3 に、1977 年各国が 200 海里漁業水域を設定したため、遠洋漁業に従事していた日本漁船の漁場は極端に減少し、遠洋漁業からの撤退を余儀なくされた。

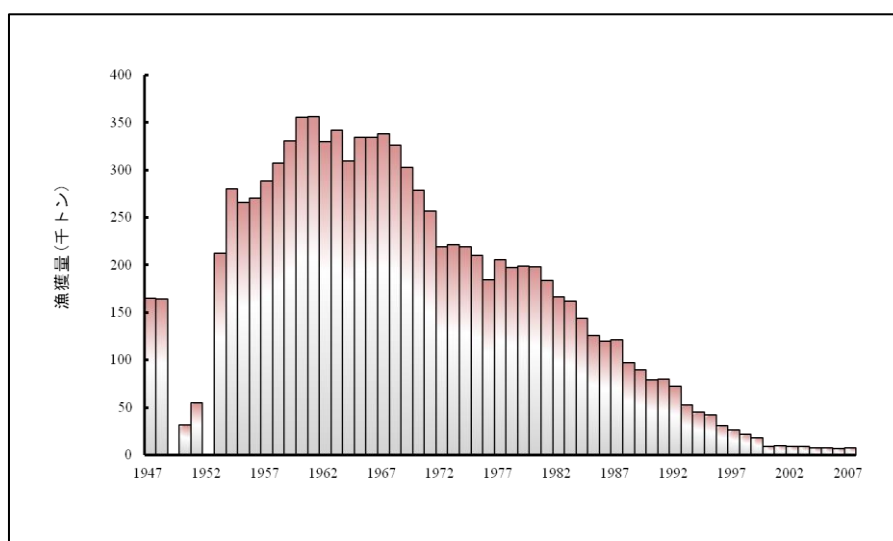


図 5.10 東シナ海における日本による漁獲量の変遷

出典：独立行政法人水産総合研究センター「わが国周辺の水産資源の現状を知るために一東シナ海はどんな海？」 abchan.job.affrc.go.jp

図 5.10 は、東シナ海を漁場とする以西底曳網漁業による日本漁船の年間漁獲量を示す。1960 年代には 30 万トンを超す漁獲量があったが、近年では 1 万トンにまで減少した。1970 年代オイルショックにより燃料費が高騰したこと、1990 年代中国漁業の躍進により資源が著しく減少し、利用漁場が縮小したこと等により減船が進められ、東シナ海での日本の漁業勢力は衰退している。

⁸¹ 平野, 前掲書

⁸² 片岡千賀之「以西底曳網漁業の戦後史Ⅱ」『長崎大学水産学部研究報告』第 91 号, pp.35-59, 2010, p.48, naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/.../suisan91_35.pdf, 参照 2015.6.5

2.3 協定成立過程

中国は、漁船数の増加、漁船の動力化や大型化により沖合へと漁場を拡大し、生産量を飛躍的に増大させた。その結果、日本近海での中国漁船によるトラブルが増加した。中国漁船の日本の港への緊急入域も増加し、沿岸漁業の漁具被害、排水やごみ投棄による漁場汚染等が問題になった。緊急入域は、1990年には2,000隻を超えた。⁸³日中両国のUNCLOS批准を前に、新しい漁業協定のための交渉が1996年4月から始まった。⁸⁴政府間協議は、東シナ海のEEZと大陸棚⁸⁵の境界未画定問題⁸⁶、尖閣諸島の領有権問題により、双方の利害が対立し、交渉は難航した。

1997年2月日本側が、東シナ海、日本周辺海域の資源の悪化に早急に対応することが必要だと主張し、中国側も境界画定と新漁業協定とを切り離し、協定締結を急ぐことで合意した。共同利用となる暫定措置水域の範囲をめぐり、中国は広くしたいと主張し、交渉が長引いたが、1997年9月に実質合意に至り、同年11月11日に署名した。1998年4月に日本が国会で承認、5月に中国国務院が承認したため、7月から協定発効のための協議が始まった。そこでは、双方の入漁条件、暫定措置水域における共同管理が協議された。しかし、暫定措置水域の北側の水域（中間水域）は、日中韓の3か国間でEEZの境界が未画定であり、その水域における相互入会、操業条件について紛糾した。許可なく操業できる水域にすべきと主張する中国側と許可体制の下で操業すべきであるとする日本側とで対立した。この間、新日韓漁業協定が発効（1999年1月22日）したが、1975年日中漁業協定はまだ有効であり、中国漁船は日本周辺で規制を受けずに自由に操業を続けることができた。全漁連を代表とする漁業関係者は早期発効を求める運動を展開し、自民党でも期限を定めて交渉するように促した。一部に協定破棄を唱える動きもあったが、外務省は日中関係全体の見地から反対した。中国も1975年協定下で少しでも長く操業を続けたいという思惑があり、協議は難航した。2000年2月の実質合意により、協定発効日が同年6月1日に決定したことにより、中国のイカ釣り入漁、暫定措置水域や中間水域の共同管理について協議が加速した。署名から発効までに2年半以上の月日を要した。⁸⁷

⁸³ 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.150

⁸⁴ 水上千之「海洋法 展開と現在」有信堂, 2005, p.202

⁸⁵ 中国は2012年12月14日東シナ海の大陸棚に関して国連大陸棚限界委員会に大陸棚延長の申請書を提出。それに対して2012年12月28日日本は委員会に自国の見解（Note verbal）を提出。中国は、2013年1月7日と同年8月5日に委員会に日本の口上書に対する反論を提出。2013年8月13日日本は再度反論を提出。www.un.org/depts/.../submission_chn_63_2012.htm

⁸⁶ 坂元, 前掲書 2007, p.24「係争海域に対する考え方が異なる。日本は、東シナ海全体におけるEEZの重複部分の境界画定が問題だととらえ、中国は、大陸棚の自然延長をとり日中中間線と沖縄トラフの間の境界画定が問題だととらえている。」

⁸⁷ 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.149

2.4 協定内容⁸⁸

日中漁業協定（2000年）の正式名称は「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」である。

1997年（平成9年）11月11日 東京で署名

1998年（平成10年）4月30日 国会承認

2000年（平成12年）3月31日 効力発生のための公文の交換の閣議決定

2000年（平成12年）3月31日 北京で効力発生のための公文の交換

2000年（平成12年）4月5日 公布及び告示（条約第2号及び外務省告示第157号）

2000年（平成12年）6月1日 効力発生

前文、本文（14条）、末文、附属書Ⅰ、附属書Ⅱから成る。

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年9月29日に発出された「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」を想起し、1975年8月15日に署名された「日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定」に基づく関係を含む漁業の分野における伝統的な協力関係を考慮し、1982年12月10日に作成された「海洋法に関する国際連合条約」の趣旨に沿った新しい漁業秩序を両国の間に確立し、共に関心を有する海洋生物資源を保存し及び合理的に利用し並びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、友好的な協議を経て、次のとおり協定した。（前文内の「」は筆者加筆）

(1) 協定の適用範囲

適用される水域（以下「協定水域」）は日本と中国の排他的経済水域である。（第1条）1975年漁業協定の協定水域が、黄海、東シナ海（領海を除く）であるのに対し、本協定では、日中双方のEEZ全域となった。但し、双方のEEZ内どこでも操業が可能なわけではなく、双方の協議により、操業水域が決められる。

(2) 相互入会いの許可制

各締約国は、相互利益の原則に立って、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

（第2条1）各締約国の権限のある当局は、この協定の附属書Ⅰの規定に基づき、他方の締約国の国民及び漁船に対し入漁に関する許可証を発給し、その発給に関して妥当な料金を徴収することができる。（第2条2）各締約国の国民及び漁船は、他方の締

⁸⁸ 外務省条約データ検索, www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty, 参照 2015.3.8

約国の排他的経済水域において、この協定及び当該他方の契約国の関係法令に従って漁獲を行う。(第2条3)

日本漁船が中国 EEZ 内で、中国漁船が日本 EEZ 内で操業する相互入会の許可制とする。各締約国の権限のある当局とは、日本側は水産庁、中国側は農業部漁業漁政管理局である。日本の漁業関係法令とは、漁業法、水産資源保護法、外国人漁業の規制に関する法律等である。相手国 EEZ 内での操業では、相手国の関係法令に従う沿岸国主義を採用している。

(3) 沿岸国による操業条件等の決定

各締約国は、自国の排他的経済水域の資源状況、自国の漁獲能力、伝統的な漁業活動及び相互入会の状況その他の関連する要因を考慮し、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定する。この決定は、第11条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。(第3条)

国連海洋法条約第61条、第62条⁸⁹に基づき、沿岸国が、資源状況などを考慮し、相手国に認める魚種、漁獲割当量、操業区域などを決定する。日中漁業共同委員会での協議結果を重視する。

(4) 他国水域における操業

各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときは、この協定の規定及び他方の締約国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守することを確保するために必要な措置をとる。(第4条1)

各締約国は、他方の締約国に対し、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を通報する。(第4条2)

(5) 沿岸国の法令の遵守

各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることができる。(第5条1) 拿捕や抑留された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証の提供の後に速やかに釈放される。(第5条2) 各締約国の権限のある当局は、拿捕や抑留後の詳細を他方の締約国へ通報する。(第5条3)

⁸⁹ 国連海洋法条約 第61条「生物資源の保護」、第62条「生物資源の利用」

(6) 相互入会い措置をとらない水域

第 1 条の協定水域（日中双方の EEZ）には、第 2 条から第 5 条までの規定が適用される。しかし以下の水域には、適用しない。

(a) 第 7 条 1 に定める水域（暫定措置水域）

(b) 北緯 27 度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経 125 度 30 分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）（第 6 条）

第 6 条(a)(b)とも、共同利用水域として旗国主義が採用されている。

(7) 暫定措置水域の共同規制

第 6 条(a)にあたる暫定措置水域は、北緯 30 度 40 分と北緯 27 度の間で、日中双方の基線から 52 海里（約 96 km）の外側の海域にあたる東シナ海の中央部分である。（第 7 条 1）両締約国は、第 11 条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における決定に従い、各締約国の伝統的な漁業活動への影響を考慮しつつ、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないように、適当な保存措置及び量的な管理措置をとる。（第 7 条 2）各締約国は、漁獲を行う自国の国民及び漁船に対し、取締りその他の必要な措置をとる。各締約国は、漁獲を行う他方の締約国の国民及び漁船に対し、取締りその他の措置をとらない。ただし、一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が、日中漁業共同委員会が決定する操業についての規制に違反していることを発見した場合には、その事実につき当該国民及び漁船の注意を喚起するとともに、当該他方の締約国に対し、その事実及び関連する状況を通報することができる。当該他方の締約国は、その通報を尊重して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。（第 7 条 3）

東シナ海は、日中の EEZ の境界が未画定である。そのため両国が管轄権を主張する暫定措置水域では、第 2 条から第 5 条までの規定（沿岸国の法令に従う）を適用しない。暫定措置水域は、共同利用水域として旗国主義が採用される。つまり締約国は自国の国民及び漁船を取り締まることはできるが、相手国の国民及び漁船を取り締まることはできない。しかし、相手国の国民及び漁船が、違法操業している場合には、彼らに注意喚起し、相手国に対して通報することができる。

(8) 航行及び操業の安全の確保

各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保、海上における正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。（第 8 条）

(9) 海難救助及び緊急避難

いずれか一方の締約国の国民及び漁船が、他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、他方の締約国は、できる限りの援助及び保護を与えるとともに、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を速やかに通報する。

(第9条1) いずれか一方の締約国の国民及び漁船が、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、この協定の附属書Ⅱの規定に従って、他方の締約国の関係当局に連絡した後、当該他方の締約国の港等に避難することができる。この場合には、当該国民及び漁船は、当該他方の締約国の関係法令及び関係当局の指示に従わなければならない。(第9条2)

(10) 資源の保存のための協力等

両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力を行う。

(第10条)

(11) 漁業委員会の設置

両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会（以下「漁業委員会」）を設置する。漁業委員会は、両締約国の政府が任命するそれぞれ2人の委員で構成する。(第11条1) 漁業委員会の任務は、操業条件や相互入会措置をとらない第6条(b)の水域に関する事項について協議し、各締約国の政府に勧告する。漁獲が認められる魚種、漁獲割当量その他の具体的な操業の条件に関する事項、操業の秩序の維持に関する事項、海洋生物資源の状況及び保存に関する事項、両締約国の漁業協力に関する事項を協議する。第7条の暫定措置水域の規定に関する事項について協議し、決定する。必要に応じ、この協定の附属書の修正に関し、両締約国の政府に勧告する。この協定の実施状況その他のこの協定に関する事項について検討する。(第11条2) 漁業委員会のすべての勧告及び決定は、双方の委員の合意によってのみ行う。

(第11条3) 両締約国の政府は、漁業委員会の勧告を尊重し、その決定に従って必要な措置をとる。(第11条4) 漁業委員会は、毎年1回、日本国又は中華人民共和国で交互に会合する。漁業委員会は、必要に応じ、両締約国の間の合意により臨時に会合することができる。(第11条5)

(12) 海洋法に関する諸問題

この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものとみなしてはならない。(第12条)

この条文により、日中両国の東シナ海の境界未画定問題、尖閣諸島の領有権問題は留保されている。

(13) 附属書の位置付け及びその修正手段

この協定の附属書（第 13 条 2 の規定に従って修正された後の附属書を含む。）は、この協定の不可分の一部を構成する。（第 13 条 1）両締約国の政府は、文書による合意により、この協定の附属書を修正することができる。（第 13 条 2）

附属書 I は、許可証の発給について、附属書 II は、避難についての内容である。

(14) 協定の効力発生、終了及び旧協定の失効等

この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了した後、両締約国の政府の間の公文の交換によって合意される日に効力を生じる。この協定は、5 年間効力を有する。その後は、第 14 条 2 の規定に従ってこの協定が終了するまで効力を有する。（第 14 条 1）他方の締約国に対し、6 箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の 5 年間に満了した後は、いつでもこの協定を終了させることができる。（第 14 条 2）1975 年 8 月 15 日に署名された日中漁業協定は、この協定の効力発生の日効力を失う。（第 14 条 3）

2.4.1 「第 6 条 (b) の水域」に関して

第 6 条 (b) の水域とは、北緯 27 度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経 125 度 30 分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）である。北緯 27 度以南の東海（東シナ海）の協定水域には、尖閣諸島、沖縄諸島、先島諸島がある。東海より南の東経 125 度 30 分以西の協定水域とは、台湾の西側（台湾海峡）及び東側水域を指す。1975 年協定でも対象外であった。⁹⁰この水域の設定は、台湾の管轄権行使の可能性を完全に無視できないために講じられた措置である。⁹¹

第 6 条 (b) の水域での操業に関しては、協定本文には明記されず、日中漁業協定署名日と同じ日に交換された大臣書簡に明記されている。この水域では、日中双方が、漁業に関する自国の関係法令を相手国に適用しない旗国主義を採用する。しかし、協定発効後の操業実態は、違法操業を行う中国漁船が多い。旗国主義水域であるため、違法漁船を取り締まることもできず、沖縄県や九州の漁業者は、この大臣書簡の撤廃を要求している。

大臣書簡の正式名称は、「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第 6 条 (b) の水域に関する書簡」である。日本国外務大臣小淵恵三と日本国駐在中華人民共和国特命全権大使徐敦信の間で交換された。

⁹⁰ 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.149

⁹¹ 西田明梨「韓中日における漁業協定の現状と課題」『漁業経済研究』第 49 巻、第 3 号, pp.95-113, 2005, p.98

(日本側書簡)

「本大臣は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定に言及するとともに、次のとおり申し述べる光栄を有します。

日本国政府は、日中両国が同協定第6条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、中国国民に対して、当該水域において、漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

1997年11月11日に東京で

日本国外務大臣 小淵恵三

日本国駐在中華人民共和国 特命全権大使 徐敦信閣下

(中国側書簡) (訳文)⁹²

「本使は、本日署名された漁業に関する中華人民共和国と日本国との間の協定に言及するとともに、次のとおり申し述べる光栄を有します。

中華人民共和国政府は、中日両国が同協定第6条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、日本国民に対して、当該水域において、漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

1997年11月11日に東京で

日本国駐在中華人民共和国 特命全権大使 徐敦信

日本国外務大臣 小淵恵三閣下

2.4.2 「中間水域」に関して

東シナ海は、中国、韓国、日本、台湾のそれぞれがEEZを主張し、境界が画定していない。1997年11月11日の署名日までに両国は、北緯30度40分と北緯27度の間で、日中双方の基線から52海里(約96km)の外側の海域にあたる東シナ海の中央部分に「暫定措置水域」を設定した。しかし、北緯30度40分より北側の水域は、中国、韓国、日本がEEZを主張しているため、その海域での相互入会方式や操業条件の折り合いがつかず、⁹³合意

⁹² 中国側書簡の原文と訳文で、中華人民共和国と日本国の順番が逆になっていましたので、入れ替えました。外務省条約データ検索, www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty より入手可能。

⁹³ 牛尾裕美「新日中漁業協定とその問題点」『東海大学紀要』26-28巻号, pp.1-21, 2000-2002, p.3

することができなかった。1999年1月22日に、同じく難航していた新日韓漁業協定⁹⁴が発効するに至り、日韓のEEZでの取決めができた。中国との取決めも急を要し、1999年6月末からの日本政府の強い働きかけにより話し合いが進められた。2000年2月26日～27日北京で日中閣僚協議が開催された。暫定措置水域の北側（北緯30度40分以上）の東シナ海で、東端を東経127度30分、西端を124度45分とする海域を「中間水域」とし、相互に許可なく操業できる水域とする大臣書簡（当時の外務大臣は河野洋平）が2月26日交換された。⁹⁵中間水域は旗国主義水域となった。またこの協議において、2000年と2001年の東海のEEZでの相手国の操業隻数を決め、協定発効日を2000年6月1日とすることに合意した。⁹⁶

2007年（平成19年）8月23日大日本水産会と中国漁業協会との間で、「日中民間漁業安全操業議定書」⁹⁷が締結され、同日発効した。協定目的は、日中両国のEEZ内での両国漁船間の操業安全の確保及び秩序の維持並びに事故処理である。定例会議が原則として年1回開催され、協定の実施状況、漁業問題を検討する。2000年協定は、政府間協定であるが、それを補完する形で民間機関が安全操業のための取決めをしている。

⁹⁴ 日本と韓国の間には、1965年6月22日締結の日韓漁業協定（旧協定）があった。しかし、韓国は、1996年1月29日、日本は同年6月20日、国連海洋法条約を批准し締約国となった。それに伴い日本と韓国の間で新たな漁業秩序の構築が模索された。東シナ海、日本海（韓国側呼称：東海）での境界未画定、竹島の管轄権問題等により、交渉は難航。1998年11月28日新日韓漁業協定に署名、1999年1月22日発効した。日本と韓国のEEZ内での漁業に関する協定。

⁹⁵ 1997年11月日中漁業協定署名時の総理大臣は橋本龍太郎、外務大臣は小淵恵三。2000年2月中間水域決定時の総理大臣は小淵恵三、外務大臣は河野洋平である。

「中間水域」とは、2000年2月26日の大臣書簡に基づく、双方が相手国の許可証を取得せずに操業できる水域である。

⁹⁶ 水上、前掲書2005、p.203

⁹⁷ 大日本水産会事業部プレスリリース、平成19年8月28日

中国広東省湛江市において、大日本水産会、中国漁業協会及び韓国水産会の間で行われた日中韓民間漁業協議会の開催に合わせ、2007年（平成19年）8月23日、大日本水産会中須勇雄会長と中国漁業協会齊景発会長との間で「日中民間漁業安全操業議定書」が締結された。議定書は署名日、即ち、2007年8月23日に発効した。議定書の主な内容は、①協定水域：両国の排他的経済水域 ②協定の目的：両国漁船間の操業安全の確保及び秩序の維持並びに事故の処理 ③定例会議の開催：協定の実施状況、漁業問題を検討する協議の開催（原則として年一回）というものである。他に附属書として、①標識および信号 ②操業にあたって遵守すべき原則 ③避航にあたって遵守すべき原則 ④事故の処理 ⑤その他がある。附属書の別途取決めとして「日中漁船の海上操業時の事故処理に関する大日本水産会と中国漁業協会との間の覚書」が交わされた。www.suisankai.or.jp/topics/topics07/pdf/topics016.pdf、参照2016.5.20

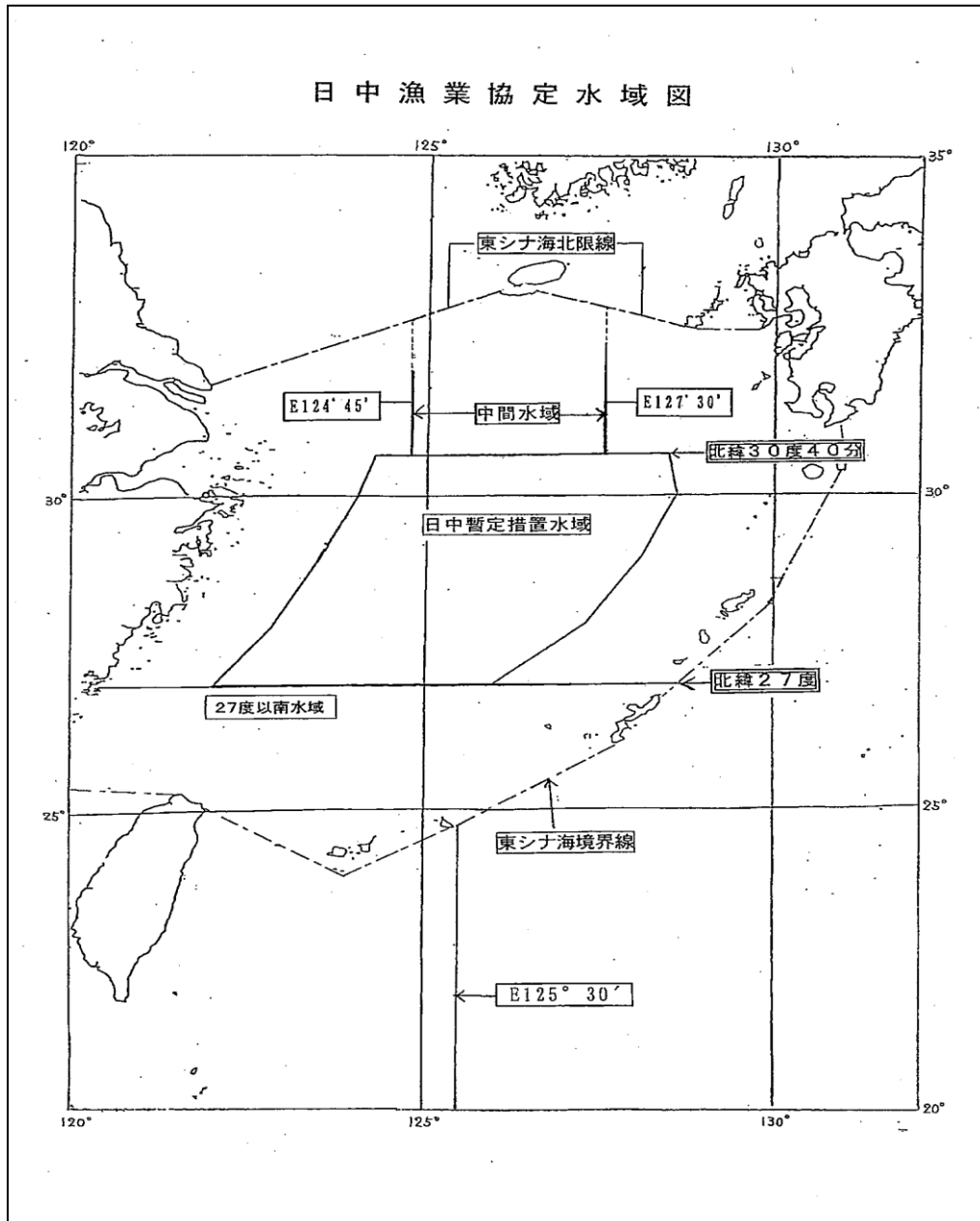


図 5.11 日中漁業協定水域

出典：水産庁 www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/101108.html - 12k - 2012-10-10

東シナ海（東海）の中央部分には、中間水域、暫定措置水域、北緯 27 度以南の水域、東海より南の東経 125 度 30 分以西の水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）が設定されている。これらの水域は、共同利用水域であり、旗国主義が採用される。

2.4.3 1975年協定と2000年協定の違い

表 5.2 日中漁業協定 1975年と2000年の違い

	1975年協定	2000年協定
基礎となる合意	日中共同声明（1972年9月29日）	日中共同声明（1972年9月29日） 日中漁業協定（1975年8月15日） 国連海洋法条約（1982年12月10日）
協定適用範囲	北緯27度以北の黄海・東海上の公海（旗国主義） 北緯39度45分から北緯27度の間の中国沿岸域（東経120度38分の点より以東）に2つの休漁区、6つの保護区を設定	日中の排他的経済水域（EEZ）（沿岸国主義） （下記の①②③では、旗国主義） ①暫定措置水域 ②北緯27度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経125度30分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く） ③中間水域
漁業委員会の委員の数	各国3人ずつ	各国2人ずつ
協定の効力	3年	5年
協定の終了	3箇月前に文書にて予告する	6箇月前に文書にて予告する
	日本漁業の中国漁業に対する圧倒的優位を前提とした協定。日本漁船の中国沿岸における活動に対して厳しく制限	沿岸国が自国のEEZにおいて海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序の確立

出典：漁業協定等より作成

2.5 2015年漁期の操業条件（2015年6月1日～2016年5月31日）⁹⁸

2015年（平成27年）7月14日～7月16日まで、東京（農林水産省）にて「第16回日中漁業共同委員会」及び「第16回日中漁業共同委員会第2回準備会合」が開催された。2015年漁期（2015年6月1日～2016年5月31日）の相互入会における操業条件や中国サンゴ船問題への対応等について、日中漁業共同委員会は、両国政府への勧告を行った。

・最終的には、日中漁業共同委員会が操業条件等を決定するが、そこに至るまでに、毎年、下部機構での協議が行われる。まず日中漁業取締実務者協議、次に日中漁業共同委員会準備会合、そして日中漁業共同委員会が開催される。

⁹⁸ 水産庁プレスリリース平成27年7月16日発表「「第16回日中漁業共同委員会」及び「第16回日中漁業共同委員会第2回準備会合」の結果について」www.jfa.maff.go.jp

1) 日本と中国の EEZ 内での操業条件 (2015 年漁期)

表 5.3 日本と中国の EEZ 内での操業条件 (2015 年漁期)

日本EEZにおける中国漁船の操業条件				中国EEZにおける日本漁船の操業条件			
	許可隻数	漁獲割当量	操業期間		許可隻数	漁獲割当量	操業期間
底びき網	240隻 (前年比5隻減)	5,200トン (前年比100トン減)	2015年9/16-翌5/15 2016年1/1-2/20禁漁 (前年同) 船間距離1,500m以上。操業条件を2年間固定。	まき網	96隻 (前年比1隻減)	8,096トン (前年比87トン減)	
いか釣り	漁労船 55隻 (前年同)	4,141トン (前年同)		底びき網	22隻 (前年比1隻減)	588トン (前年比6トン減)	
	運搬船3隻 (前年同)			延縄・曳縄・釣り	180隻 (前年比3隻減)	657トン (前年比7トン減)	
合計	298隻 (前年比5隻減)	9,341トン (前年比100トン減)		合計	298隻 (前年比5隻減)	9,341トン (前年比100トン減)	

注：下段 () 内の数字は、2014年漁期 (2014年6月1日～2015年5月31日)

出典：水産庁プレスリリース 2015 年 7 月 16 日発表

「第 16 回 日中漁業共同委員会」協議結果」より作成

・表 5.3 が示すように、EEZ 内での許可隻数、漁獲割当量は、両国同数である。しかし、実際には、最近、日本漁船が中国 EEZ 内で操業することはない。⁹⁹中国漁船が多く、資源状況も良くないからである。日本 EEZ 内での中国漁船の操業水域は、九州の男女群島の東経 128 度以西の海域や島根県沖合の日韓漁業協定の日韓暫定水域 (日本海暫定水域) に重ならない水域である。¹⁰⁰

2) 暫定措置水域の資源管理措置

当該水域は、共同利用水域として旗国主義を採用する。資源管理措置として、日中双方の漁船の数、漁獲量の上限の努力目標値が設定されている。

暫定措置水域内での隻数は、中国漁船が 17,500 隻以内 (前年比 489 隻減)、日本漁船が 800 隻以内 (前年同) である。¹⁰¹また漁獲量の上限の努力目標値は、中国漁船が 1,662,372 トン (前年比 22,905 トン減)、日本漁船が 109,250 トン (前年同) である。無許可漁船の早期根絶に向け、現場海域での取締り等の措置を強化することが確認された。

⁹⁹ 水産庁からの電話回答。日本漁船は操業していない。2015.4.23.現在

¹⁰⁰ 水産庁からの電話回答。操業水域はほとんど変わらない。2015.4.23

¹⁰¹ 水産庁からの電話回答。日本漁船 530 隻操業。登録はしても実際操業するかは不明。2015.4.23.現在

・日中間での数字の差は非常に大きいですが、それでも以前よりは、その差は小さくなっている。この水域で操業を希望する漁業者（主に九州地方の漁船）は、農林水産大臣へ出漁届を出して操業する。底びき、まき網、延縄漁をしている。沖縄県漁船の操業はない。

3) 虎網漁船等の管理強化

虎網漁船をはじめとする新興まき網漁船の管理強化措置を実施する。具体的には、操業ルール（日中民間漁業安全操業議定書）の遵守指導の強化、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具や漁具規制の導入の検討等を行う。

・虎網漁法¹⁰²とは、集魚灯を使って集めた魚群を網で巻いて、ひき寄せて短時間で漁獲する効率的な漁法である。単船操業で、まき網漁法より操業人員が少なく、操業時間も短い。主な漁獲対象は、サバ、アジなどである。

4) 中間水域の資源管理措置

資源管理措置に必要な資料を両国が相互に報告するため、引き続き関連する準備（漁獲量に関するサンプル調査の改善を含む。）と交流を行うとともに、漁船の隻数に対する必要な制限等による資源管理措置について、検討・協議を継続する。

・北緯 30 度 40 分以上の中国、韓国、日本の主張する EEZ が重なり合う水域であり、旗国主義水域であるため、操業や資源管理は各国に委ねられているのが、現状である。

5) 中国サンゴ船問題

中国サンゴ船の不法採捕を根絶し、再発を防止するため、これまでの両国の取組を引き続き実施する。

（2014 年の合意事項）

中国サンゴ船の不法採捕を根絶するため、両国が、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置を強化することで合意した。また、中国国内において、密漁者や密漁に関与している者の調査・処分の強化などの措置を総合的に講じることや、両国関係部局間の連絡体制（ホットライン）の構築、密漁サンゴの流通ルートの解明など、両国で連携・協力して取り組むことで合意した。

¹⁰² 「虎網漁法の概略 操業方法概略図」（水産庁）www.jfa.maff.go.jp/j/press/kanri/pdf/130222_1-03.pdf
参照 2016.8.30

2.6 課題

➤ 現況

日本と中国の間には、尖閣諸島の領有権問題と東シナ海の境界未画定問題がある。そのため、協定水域内に、①暫定措置水域 ②北緯 27 度以南の水域（第 6 条（b）の水域）③中間水域の 3 つの共同利用水域を設定し、旗国主義水域とした。東シナ海の大部分に旗国主義が採用されたことにより、漁業操業、漁業資源の管理等の面で様々な問題が生じている。

➤ 法的課題

・暫定水域での第 3 国船舶の操業

東シナ海の中央部分の暫定水域（共同利用水域）には旗国主義が採用され、日中双方の漁船に対して相手国の関係法令が適用しないばかりか、第 3 国の船舶に対する規定が全くない。第 3 国漁船に対してどちらの国が操業許可を出すのか、違法操業があった場合、どちらの国が取り締まるのか明確ではない。現在は、中国漁船が多く操業し、第 3 国漁船が操業し、問題を起こしたという事例はないが、その可能性はある。取締り権限の帰属問題等に対する適切な措置が求められる。

➤ 現場での課題¹⁰³

2015 年（平成 27 年）5 月 22 日水産庁発表の「平成 26 年度 水産白書」¹⁰⁴は、中国の漁業の現状について、次のように述べている。「中国は、世界最大の漁業生産国であり、漁船の数も多い。漁船の登録制や漁業の許可制により漁業管理を行い、更に資源保護を目的とした夏季の一斉休漁や漁具規制等も行なっている。しかし、同国内には、中国の法令上漁船が保有していなければならない漁業許可証、漁船登記証及び漁船検査証を持っていない「三無漁船」と呼ばれる数多くの非合法漁船が存在する。それが、漁業管理上の大きな問題となっている。これらの漁船は、日本の海域だけでなく韓国等の海域においても不法操業を行っていると言われ、中国政府は各省政府に対し監視・取締りの強化を指示するなど、監視取締体制の強化が課題となっている。2014 年（平成 26 年）9 月付けの中国農業部の発表によると、浙江省には 22,000 隻の合法的漁船以外に、12,000 隻の三無漁船があるとされており、中国における非合法漁船の活動の大きさが推測される。浙江省海洋・漁業局では、三無漁船、越境密漁を行う他の一級行政区（省・自治区・直轄市・特別行政区）の漁船、禁漁期における違法漁業を厳しく取り締まることを最優先させ、各種違法操業を厳しく管理・調査していくとしている。」

¹⁰³ 沖縄県漁業協同組合連合会、八重山漁業協同組合（石垣島）、与那国島漁業協同組合、内閣府沖縄総合事務局農林水産部、九州漁業調整事務所などからの回答、情報。

¹⁰⁴ 平成 27 年 5 月 22 日水産庁『平成 26 年度 水産白書』「第 3 節 諸外国における漁業の現状と我が国漁業」(PDF : 5,008KB) pp.49-51

①暫定措置水域（第6条（a）の水域、第7条1）に関して¹⁰⁵

- ・中国漁船数が多く、日本漁船が操業することが難しい。
- ・資源管理が困難である。

②北緯27度以南の水域（第6条（b）の水域）に関して

- ・北緯27度以南の水域には、尖閣諸島、沖縄諸島、先島諸島が存在する。尖閣諸島などの領海（12海里）内で中国漁船は操業できないが、領海より外側の水域は、本協定の適用水域なので、操業可能である。領海のすぐそばまで多くの中国漁船がやってくるので、日本漁船（沖縄や九州の漁船）は、衝突を恐れて操業できない時がある
- ・旗国主義水域なので、中国漁船の違法操業に対して日本の法令は適用されず、ますます中国漁船の違反が増加している。
- ・中国も尖閣諸島の領有権を主張している。そのため、尖閣諸島の領海にも侵入してくることがある。
- ・那覇と宮古島間の「海の瀬」は広大な漁場であり、サンゴ礁が生息している。両島の領海（12海里）の外側は、日本のEEZだが、本協定により中国船も操業可能であり、更に違法操業に対して日本の関係法令は適用されない。そのため多くの中国漁船が操業し、資源破壊、枯渇が深刻である。旗国主義水域なので、中国の公船に管理を頼むことも可能だが、常態的、日常的に那覇近くの海域に中国公船が入ってくることになる。その結果中国の実効支配海域となる可能性もあり、日本にとっては、憂慮すべき事態となる。
- ・旗国主義水域であることが、サンゴの乱獲などを招き、底魚類の生育環境を荒廃させている。サンゴの乱獲は、沖縄の周辺海域の資源全体の枯渇につながる深刻な問題である。
- ・1997年の小渕外務大臣書簡（第6条（b）の水域に関する）の破棄を望んでいる。この大臣書簡があるから、中国漁船が違反しても日本の関係法令で取り締まることができない。大臣書簡を破棄することによって、日本の法令が適用され、中国漁船の操業を規制することができる。

③中間水域¹⁰⁶

- ・旗国主義水域であり、中国漁船が多く操業している。中間水域の日本EEZ寄りに中国漁船が多く操業するので、日本漁船の操業は困難である。また中間水域を越えて日本EEZ内で操業する違法漁船もある。
- ・日韓漁業協定の済州島南部暫定水域とも一部重なり、旗国主義なので資源管理が困難で

¹⁰⁵ 沖縄県の漁船は、この水域で操業していないそうである。九州の漁船が操業している。沖縄県漁業協同組合連合会にて。2015.4.1

¹⁰⁶ この水域では、沖縄県の漁船は操業していない。距離的に近い九州の漁船が操業している。

ある。

④全体的に

- ・日中漁業協定には、①②③のように、共同利用水域で旗国主義水域が多い。両国が、資源管理のために適切な操業をすれば問題ないが、実際には、中国漁船が多数操業し、違法操業も多い。日本側は注意喚起をすることしかできず、沖縄県・九州各県は、協定の見直しを求めている。
- ・境界画定や領有権の問題解決には時間がかかるため、漁業者の生活の安定を優先して漁業問題の解決が急がれた。共同利用水域（旗国主義水域）の設定は、良い解決策のように考えられたが、漁業勢力（漁船数や漁業者数など）の差により実際の運用にあっては、課題が多い。勢力の大きい国の漁船が海域を独占し、違法操業をする。漁船の衝突も憂慮される。資源管理を進める状況にはない。
- ・離島や沿岸域での人口減少が進んでいる。漁業者の数も減少している。
- ・以前に比べて儲からなくなってきた。沿岸域資源の減少、魚価の低迷、漁業経費の増大、漁業者の高齢化、後継者不足、輸入水産物との競合などで、特に消費者の魚離れ、低価格志向といわれる中、漁業を継続していけるかという現実問題に直面している。

第3節 台湾

3.1 中華民国（台湾）

1949年以降、中華民国（台湾）は、台湾島¹⁰⁷や澎湖諸島、金門島、馬祖島などを実効支配している。台湾国民政府¹⁰⁸は、1949年～1996年まで蒋介石、嚴家淦、蔣経国、李登輝と中国国民党の一党独裁が続いていたが、李登輝が総統に就任して以降、台湾国民政府の民主化を本格的に推し進めていった。1996年3月23日中華民国史上初めて、国民の直接選挙による正副総統の選出が行われた。総統民選期（1996年～現在）の始まりである。以後、中華民国では、複数政党による政治が確立し、台湾国民政府は台湾住民の民意に基づいた政府へと変化していった。李登輝総統（中国国民党、1996年～2000年）、陳水扁総統（民主進歩党、2000年～2008年）、馬英九総統（中国国民党、2008年～2016年）、蔡英文総統（民主進歩党、2016年～）へと続く。

日本やフィリピン、中国などと海域を接する。日本の最西端の沖縄県与那国島から約110kmの距離にある。台湾の面積は、約36,191km²（参考：九州の面積は約42,000km²）、主要都市は、台北、高雄である。2013年12月末の人口は、約2,337万人、漢民族（98%）、他は14の原住民系民族（2%）から成る。

3.2 日本と台湾の関係

1951年（昭和26年）9月8日、第2次世界大戦終結のためにサンフランシスコ平和条約¹⁰⁹が締結された。しかし、中華民国（台湾国民政府）は、この平和条約締結のためのサンフランシスコ講和会議に招請されなかった。¹¹⁰そのため、日本と中華民国との間で第2次世界大戦の戦争状態を終了させるための条約を締結する必要があった。平和条約が発効する同日の1952年4月28日に台北にて、日華条約（日華平和条約）に署名し、同年8月5日に発効した。日本と中華民国（台湾）の国交は正常化した。

¹⁰⁷ 台湾島は、1894年日清戦争の結果の下関条約（1895年4月17日署名、5月8日発効）によって日本に割譲されてからの50年間、1945年第2次世界大戦が終了するまで日本統治下に置かれていた。中華民国は、戦勝国として、GHQの委託に基づき、1945年10月15日台湾島に進駐した。1945年10月25日に台北で日本側の第19代安藤利吉台湾総督・第10方面軍司令官が降伏文書に署名し、中華民国は台湾島の実効支配を開始した。

¹⁰⁸ 中華民国は、第2次世界大戦後、連合国側の主要戦勝国の1国として国際連合の設立メンバーとなり、1971年まで国際連合安全保障理事会常任理事国であった。

¹⁰⁹ 昭和27年条約第5号

¹¹⁰ サンフランシスコ講和会議の準備にあたりアメリカ、イギリス両国は中国代表権が中華民国政府、中華人民共和国政府それぞれにあると判断、1951年6月のロンドン会談でサンフランシスコ講和会議へはいずれも招待せず、会議後日中の2国間で平和条約を締結させ、その際いずれの政府を選ぶかは日本政府の判断にゆだねるという妥協を行った。世界大百科事典 第2版

1972年（昭和47年）9月29日、日本は、中華人民共和国との間に「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（日中共同声明）」を発表し、中華人民共和国側の「一つの中国」論を尊重したうえで国家の承認をし、中華人民共和国と国交を樹立した。その際当時の大平正芳外相が談話を発表し、「日中関係正常化の結果として、日華平和条約は存続意義を失い、同条約は終了したと認められるというのが、日本政府の見解である。」と述べた。中華民国政府は即日外交部声明を出し、対日断交を宣言した。¹¹¹当時、台湾には在留邦人約4,000名が滞在するとともに、年間約18万人の邦人旅行者があった。また、断交前に直接台湾との間で取引関係を持つ企業は約400社あるとされ、貿易においても日本と中華民国は非常に関係の深い国であった。外交関係が終了したとしても、経済、技術、文化、人物等民間レベルでの交流関係を以前と同じように維持するために、同年12月1日堀越禎三氏ほか12名の発起人が、「財団法人交流協会」発起人総会を開催した。12月5日に外務大臣と通産（現在の経済産業省）大臣に対し、設立許可申請書を提出した。1972年12月8日当協会が設立した。¹¹²

12月26日交流協会は、台湾側のカウンターパートである「亜東関係協会」との間で「在外事務所相互設置に関する取決め」¹¹³に調印した。日台間の実務関係処理機構として、日本¹¹⁴は、台北及び高雄に在外事務所を設置し、台湾¹¹⁵は、東京や大阪等に台北駐日経済文化代表処を設置した。日本政府と台湾政府は、協会の活動に対して、国内法令の許す範囲で出来る限りの支持と協力を与える方針である旨を言明した。¹¹⁶実際、交流協会の職員は、外務省、あるいは文部科学省、経済産業省の官僚によって担当され、大使館、領事館とあまり変わるものではない。公益法人関連三法の成立に伴い、総理大臣の認定を受け、財団法人交流協会は、2012年4月1日に公益財団法人に移行した。

3.3 台湾に関する日本の基本的な立場

外務省「台湾に関する我が国の基本的立場」¹¹⁷によると、「台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、1972年の「日中共同声明」にある通りであり、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持してきている。」とある。日中共同声明は、戦後初めて中国を訪問し

¹¹¹ 公益財団法人交流協会「交流協会概要、交流協会設立の経緯及び性格」

https://www.koryu.or.jp/ez3_contents.../19C8404BAEB2BAD949257737001DCA69?..., 参照 2015.12.13

¹¹² 公益財団法人交流協会, 同上。

¹¹³ 正式名称は「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」である。

¹¹⁴ 財団法人交流協会は、東京本部、台湾に台北事務所、高雄事務所を設置した。

¹¹⁵ 亜東関係協会は、台北本部、日本に台北駐日経済文化代表処東京事務所、大阪事務所、札幌事務所、横浜事務所、福岡事務所、那覇事務所を設置した。

¹¹⁶ 公益財団法人交流協会「交流協会概要、交流協会設立の経緯及び性格」1972年12月26日二階堂官房長官（当時）談話。

¹¹⁷ 外務省アジア大洋州局 中国・モンゴル第1課・第2課「最近の日台関係と台湾情勢」平成26年4月、www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/pdfs/kankei.pdf, 参照 2015.12.13

た田中角栄総理大臣及び大平正芳外務大臣と周恩来総理及び姬鵬飛外交部長により署名された声明である。日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題が話し合われた。共同声明の第2項「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」第3項「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項¹¹⁸に基づく立場を堅持する。」とある。

更に1998年「日中共同宣言」¹¹⁹三の第9段落には、「日本側は、日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する。日本は、引き続き台湾と民間及び地域的な往来を維持する。」とある。

台湾の法的地位に関して、「我が国は、サンフランシスコ平和条約第2条¹²⁰により、台湾に対する「すべての権利、権原及び請求権」を放棄しているため、台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にはない。」中華人民共和国と中華民国(台湾)との関係に関して、「我が国は、「2つの中国」、「1つの中国、1つの台湾」との立場をとらず、台湾の独立を支持しない。」「我が国としては、台湾を巡る問題が、两岸当事者間の直接の対話により平和的に解決されることを期待する。」とある。

日本と台湾の関係は、国家間関係ではないが、基本的に緊密かつ良好な関係を維持している。人的往来、文化交流が盛んで、更に経済的パートナーとして重要な存在である。

3.4 尖閣諸島に関する台湾と日本の主張

尖閣諸島(台湾名: 釣魚台列嶼、釣魚台列島)^{ちようぎょたいれつじよ}に関する台湾(中華民国)の基本的立場は、「釣魚台列嶼は、台湾に付属し、中華民国領土の一部を構成している。地理的位置、地質構造、歴史連携及び台湾住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、中華民国と密接につながっており、領土主権を放棄することはできない。」というものである。¹²¹

尖閣諸島の総面積は、約5.5 km²で、一番大きい魚釣島(台湾名: 釣魚台)は、台湾北東部から約170 km、沖縄本島から西へ約410 km、沖縄県石垣島から北北西へ約170 kmの位置にある。1969年5月国連アジア極東経済委員会(ECAFE)は、東シナ海と黄海の海底、特に、台湾北東部と日本との間の浅い海底部分、つまり尖閣諸島周辺海域に、豊富な石油・

¹¹⁸ ホツダム宣言(1945年7月26日)とは、日本の降伏のための定義および規約である。その第8項とは、「カイロ宣言の条項は履行されるべきであり、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国ならびに我々の決定する諸小島に限られなければならない。」である。

¹¹⁹ 1998年11月26日。正式名称は、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日本と中国による共同宣言」である。

¹²⁰ サンフランシスコ平和条約 第2章領域 第2条

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

¹²¹ 中内、前掲書、p.83

ガス田が存在する可能性がある」と調査結果を公表した。¹²²

(1) 釣魚台列嶼は、台湾に付属し、中華民国領土の一部を構成している。

1971年4月、台湾「外交部」スポークスマンは、日本の尖閣諸島の「領有」を批判する談話を発表し、尖閣諸島に対する領有権を主張し始めた。¹²³1971年6月台湾「外交部」声明(抜粋)は、「...同列嶼は台湾省に付属して、中華民国領土の一部分を構成しているものであり、地理的位置、地質構造、歴史連携ならびに台湾省住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、すでに中華民国と密接につながっており・・・米国が管理を終結したときは、中華民国に返還すべきであると述べてきた。」¹²⁴というものである。1972年台湾当局は、釣魚台列島を宜蘭県に編入した。¹²⁵

以後、尖閣諸島やその周辺海域について、中華民国(台湾)の主張が繰り返された。1996年7月20日日本がUNCLOSの締約国となり、200海里EEZを設定すると、台湾では、尖閣諸島周辺海域での漁業活動に影響が出るとして反発が高まった。また、同月、日本の政治団体が尖閣諸島の北小島に灯台を建設すると、それに対する抗議運動が台湾、香港等で高まり、それ以降「保釣運動」という名での領有権主張の実力行使が度々行われるようになった。¹²⁶台湾は、UNCLOS締約国ではないが、1998年1月「領海及び接続水域法」「排他的経済水域及び大陸棚法」を公布し、1999年2月に領海基線、領海、接続水域の範囲を公示した。¹²⁷2003年11月海域の境界線として、中華民国経済海域暫定執法線(暫定執法線、いわゆる200海里EEZ)を引いた。その中に尖閣諸島(釣魚台列嶼)が含まれている。

2012年8月5日第13代中華民国総統馬英九¹²⁸は、「東シナ海平和イニシアチブ」を発表し、¹²⁹①対立行動をエスカレートしないよう自制する。②争議を棚上げにし、対話を絶やさな

¹²² 林賢参「東シナ海問題をめぐる台日中の争い—安全保障の観点から論ずる—」『問題と研究』第41巻2号, pp.95-130, 2012, p.97

¹²³ 1971年4月台湾「外交部」スポークスマン談話を発表している。外務省「尖閣諸島について 2015年3月」(平成27年3月16日更新), www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf, 参照 2015.5.10

¹²⁴ 1972年3月 日本外務省公式見解にて上記の台湾の独自の主張に反論している。外務省, 同上書(平成27年3月16日更新), www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf,

¹²⁵ 松井芳郎「国際法学者がよむ尖閣問題 紛争解決への展望を拓く」日本評論社, 年表: 尖閣諸島にかかわる日中関係 xviii, 2014

¹²⁶ 中内, 前掲書, p.76

¹²⁷ 片岡, 西田, 前掲書 2007, p.145

「公示されたのは、台湾本島とその附属諸島、東沙・中沙・西沙・南沙群島、尖閣列島(釣魚台)である。中国大陸、金門島、馬祖島は対象外であり、EEZや大陸棚の範囲は示されていない。」

¹²⁸ 馬英九(中国国民党)は、2008年5月20日第12代中華民国総統になる。2012年から引き続き、第13代総統として活躍。2016年まで。

¹²⁹ 日本の尖閣諸島国有化に対する中国・台湾の激しい反日状況に対し、「米国は「日米安保条約」第5条

い。③国際法を遵守し、平和的手段で争議を処理する。④コンセンサスを求め、「東シナ海行動基準」を定める。⑤東シナ海の資源を共同開発するためのメカニズムを構築する。といった内容の提案を関係国に呼びかけた。¹³⁰

2012年9月11日日本政府が、尖閣諸島の3島の国有化宣言をすると、日本を強く非難し、台湾の漁船や公船が尖閣諸島の領海内に侵入する事態が起きた。

2014年4月15日台湾外交部¹³¹が、「中華民国（台湾）政府が日本政府による釣魚台列島宣伝パンフレット作成に対して厳正に抗議」を発表した。「日本政府は釣魚台列島（日本名：尖閣諸島）が日本の領土であるなどと宣伝するパンフレットを作成し、2014年4月14日に日本外務省のウェブサイト上に発表した。これに対して中華民国（台湾）政府は厳正なる抗議を表明するとともに、釣魚台列島が中華民国固有の領土、台湾の付属島嶼であることは、歴史、地理、国際法などのいずれの面においても極めて明確であり、日本政府がこれを否定および歪曲しようとすることは許されず、中華民国の主権を損ねることを企図するいかなる行為も無効であることを重ねて表明する。中華民国政府は日本による一連の我が国の主権に影響を及ぼそうとする行動を認めることはできず、これらの行動によって釣魚台列島の主権が中華民国に属するという事実を変えることは全くできない。」

2015年4月9日台湾外交部¹³²は、「日本の「外交青書」の釣魚台列島に関する事実と異なる記載に対し厳正に抗議」を発表した。「日本の外務省が2015年4月7日に公表した2015年版「外交青書」の内容に、中華民国（台湾）の釣魚台列島（日本名：尖閣列島）が日本「固有の領土」であるとの事実と異なる記述があった。中華民国政府はこれに対し、厳正なる抗議の意を表明すると共に、我が国は釣魚台列島の主権を有するという一貫した立場を重ねて表明するものである。」

2015年7月24日台湾外交部¹³³は、「釣魚台列島は中華民国固有の領土であることを改めて表明」を発表した。「国内の一部関係者による釣魚台列島（尖閣諸島）の主権帰属に関す

に基づき日本の領土を防衛することになっているが、釣魚台列島の争議は、世界最強の経済・軍事大国を想像もつかないような戦争に巻き込みかねない。そこで私は2012年8月5日に「東シナ海平和イニシアチブ」を提起し、「主権は分割できないが、資源は分かち合える」の理念を強調し、関係各方面が緊張を緩和し、平和的に話し合うよう呼びかけた。」

「馬英九総統が国際学術シンポジウムで釣魚台列島問題を語る」

馬英九総統が2014年4月17日、中央研究院で開催された「多元的視野でみる釣魚台問題の新論」国際学術シンポジウムに出席した時の馬総統の講演の要旨より。総統府 2014年4月17日

台北駐日経済文化代表処、www.taiwanembassy.org/Jp/lp.asp?ctNode=11514&CtUnit...7..、参照 2016.2.3

¹³⁰ 中内、前掲書、p.73

「これに対して玄葉外務大臣は、「尖閣諸島は日本固有の領土であり、領土問題は存在せず、その点についての台湾独自の主張は全く受け入れられないということが大前提」とした上で、「東シナ海についての様々な協力形態というのは考えられないわけではない」との認識を示している。」

¹³¹ 発信日時：2014/4/16。台北駐日経済文化代表処。「東シナ海平和イニシアチブ」
www.taiwanembassy.org/Jp/lp.asp?ctNode=11514&CtUnit...7、参照 2016.2.4

¹³² 発信日時：2015/4/9。台北駐日経済文化代表処。「東シナ海平和イニシアチブ」
www.taiwanembassy.org/Jp/lp.asp?ctNode=11514&CtUnit...7、参照 2016.2.4

¹³³ 発信日時：2015/7/27。台北駐日経済文化代表処。「東シナ海平和イニシアチブ」
www.taiwanembassy.org/Jp/lp.asp?ctNode=11514&CtUnit...7..、参照 2016.2.4

る言論について、中華民国政府は、これは国際法上、歴史上、地理上、地質上などいずれの観点においても、釣魚台列島が中華民国固有の領土、台湾の付属島嶼であり、その行政管轄は、わが国の宜蘭県頭城鎮大溪里に隸属していることは疑う余地がないことを改めて表明する。・・・中華民国政府は、釣魚台列島の主権護持を一貫して堅持しており、「主権は我が方にあり、争議を棚上げ、平和互惠、共同開発」の原則を表明している。」

一方、日本は、以下のように主張している。「最近の日台関係と台湾情勢—平成26年4月 外務省中国・モンゴル第一課・第二課」の「日台関係：東シナ海をめぐる情勢と我が国の立場」の中で、尖閣諸島に関する日本の基本的立場は、「尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していない。」。そして、台湾の主張を「台湾独自の主張」とし、「サンフランシスコ平和条約第3条（1951年）に基づいて尖閣諸島が米国の施政下に置かれた際、台湾当局はこれに何ら異議を唱えず、1952年の日華平和条約の交渉過程においても、台湾側は尖閣諸島の領有権を一切提起しなかった。また、そもそも台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げてきている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する台湾の領有権の主張を裏付ける証拠とするには全く不十分であり、台湾独自の主張は一切受け入れられない。」を述べている。

1969年5月、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）により東シナ海の鉱物資源に関する海洋調査報告により、尖閣諸島を含む同海域に、石油・天然ガス埋蔵の可能性が高いことが明らかにされた。それ以後、尖閣諸島に注目が集まり、中国及び台湾から、尖閣諸島は「古来の領土」であったとの主張が行われるようになったのである。¹³⁴

[台湾]

釣魚台列島は、中華民国固有の領土であり、台湾の付属島嶼である。地理的位置、地質構造、歴史連携及び台湾住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、中華民国と密接につながっており、領土主権を放棄することはできない。行政管轄は宜蘭県頭城鎮大溪里に属している。

¹³⁴ 1970年12月中国新華社が日本の尖閣諸島の「領有」を批判する記事を掲載。1971年4月台湾「外交部」スポークスマン談話で領有権を主張。1971年6月に台湾は、外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を主張する見解を公式に表明した。外務省「尖閣諸島について2015年3月」（平成27年3月16日更新）
www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf, 参照2015.5.10

第4節 日台民間漁業取決め (2013年 / 平成25年)

4.1 2013年取決め成立背景

1994年国連海洋法条約（UNCLOS）が発効した。日本は1996年6月20日日本条約を批准し、同年7月20日発効した。発効を前に、日本は、「領海及び接続水域に関する法律」「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」等の国内法を整備し、200海里EEZを設定した。EEZが他国と重複する場合には、中間線を採用した。一方、中華民国（台湾）も、UNCLOSの締約国ではないが、1998年に本条約の規定に従って「領海法及び隣接区域法」¹³⁵と「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定し、海洋権益を確保する法整備を行ってきた。暫定執法線を引き、独自のEEZを設定した。日台間には、中国の場合と同様に、尖閣諸島領有権問題と海域境界未画定問題がある。

200海里EEZ設定により、日本と台湾は、操業水域を決める必要があった。1996年8月双方の民間機関である財団法人交流協会と亜東関係協会の間で、第1回日台民間漁業協議が始められた。2005年7月第15回協議で、EEZ設定をめぐる対立し、協議は中断した。2008年6月台湾漁船の沈没事件¹³⁶が起こったことで、2009年2月第16回協議で、衝突等の際における緊急通報システム構築の合意が成立した。¹³⁷以後、日本と台湾の双方は、漁業協議の再開を模索したが、台湾が主張するEEZを日本がどこまで認めることができるかが課題となり、協議再開は難しかった。表5.4は、活動家による領有権主張の活動である。

¹³⁵ 林, 前掲書, p.96 「領海法及び隣接区域法」は、「領海及び接続水域法」と同じ。

¹³⁶ 聯合号事件。尖閣諸島近海で台湾（中華民国）の船舶「聯合号」が、日本の海上保安庁の巡視船「こしき」と衝突し沈没した海難事故で、日台関係が緊張した一連の出来事である。

¹³⁷ 浦野起央「日本の国境 [分析・資料・文献]」三和書籍, 2013, p.477

表 5.4 中国、台湾の活動家等による主な領有権主張活動

平成 8年 9月26日	香港活動家が乗船した船舶が尖閣諸島領海に侵入。活動家数名が海に飛び込み、うち1名死亡。
10月 7日	香港、台湾の活動家等が乗船した船舶49隻が尖閣諸島に接近。うち41隻が領海に侵入。4名が魚釣島西端の岩礁に上陸。抗議活動後、退去。
平成 9年 5月26日	香港、台湾の活動家等が乗船した船舶30隻が尖閣諸島に接近。うち3隻が領海に侵入。2名が巡視船に飛び乗るも強制退去。
平成10年 6月24日	香港、台湾の活動家等が乗船した船舶6隻が尖閣諸島に接近。うち1隻及び搭載ゴムボートが領海に侵入。警告退去。
平成15年 6月23日	中国活動家が中国漁船1隻により、尖閣諸島領海に侵入し、領有権主張活動を展開。警告退去(中国活動家による初めての事案)。
平成16年 3月24日	中国活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入。活動家7名が手漕ぎボートにより魚釣島西端に上陸。警察が逮捕し、入国管理局が中国へ強制送還。
平成20年 6月16日	台湾活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入。警告退去。台湾公船が随伴。
平成22年 9月14日	台湾活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島に接近。接続水域において警告退去。台湾公船が随伴。
平成23年 6月29日	台湾活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島に接近。接続水域において警告退去。台湾公船が随伴。
平成24年 7月 4日	台湾活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入。警告退去。台湾公船が随伴。
8月15日	香港活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入。7名が魚釣島に上陸。5名を警察が、上陸後帰船した2名及び乗組員等7名の計9名を海上保安庁が逮捕し、入国管理局が香港へ強制送還。
9月21日	台湾船舶1隻が尖閣諸島に接近。接続水域において警告退去。
9月25日	台湾漁船約50隻が台湾海岸巡防署所属船12隻に随伴され、台湾海岸巡防署所属船が先導する形で尖閣諸島領海に侵入。警告退去。
平成25年 1月24日	台湾活動家等が乗船した漁船1隻が台湾海岸巡防署所属船4隻に随伴され、尖閣諸島に接近。接続水域において警告退去。

出典：海上保安レポート 2013「特集 領海・EEZを守る海上保安庁」

海上保安庁「海上保安レポート 2013」に「2012年（平成24年）9月25日の事例」の詳細として、「2012年9月25日台湾漁船団等による尖閣諸島周辺海域航行への対応」がある。2012年9月11日日本政府が、尖閣諸島国有化を行った直後の事例である。

[台湾漁船団等の確認と接続水域入域]

平成24年9月24日午後10時頃から、尖閣諸島の魚釣島の南西海域において、巡視船・航空機が台湾海岸巡防署所属船12隻を確認し、翌25日午前6時頃には、巡視船が魚釣島南西約17海里（約31km）から約24海里（約44km）付近海域において、約50隻の台湾漁船団が停留等をしていることを確認した。午前6時50分頃から、約50隻の台湾漁船団は台湾海岸巡防署所属船3隻に先導されるように、我が国領海に向けて航行を開始した。そのため、巡視船艇により、台湾漁船と台湾海岸巡防署所属船に対し、我が国領海に入らないよう警告を行うとともに、台湾漁船に対し、進路規制を実施した。



図 5.12 台湾漁船団を規制する巡視船艇

[領海侵入]

午前8時40分までに台湾海岸巡防署所属船12隻全船が、午前9時55分頃までに台湾漁

船団約 50 隻全船が我が国領海内に侵入したことから、巡視船艇から台湾漁船に対して、退去警告や進路規制、放水規制を実施したほか、台湾海岸巡防署所属船に対して、退去要求を実施した。

[領海退去]

巡視船艇による退去警告等により、午前 11 時 21 分頃までに台湾漁船団約 50 隻全船が、午前 11 時 43 分頃までに台湾海岸巡防署所属船 12 隻全船が、我が国領海から退去した。

これらの動きは、日本政府による尖閣諸島国有化に対する台湾漁業者の反発である。台湾漁船だけでなく、台湾政府所属の船も領海に侵入した。しかし、尖閣諸島をめぐる争いで、台湾が中国と異なるのは、領有権よりも漁業者の漁業権を求め、たびたび日本と台湾の間でトラブルが起こっている点である。なぜなら、漁業者にとって、領有権より漁業権の方が、生活に直結する重大な問題だからだ。台湾の漁業者は、尖閣諸島周辺海域を「100 年前からの伝統的漁場」と主張する。¹³⁸1895 年に台湾が日本に植民統治されて以降、台湾の漁業者は、尖閣諸島周辺海域で沖縄の漁業者と一緒に漁をしていた。戦後、尖閣諸島が米国の施政権下に置かれた時代にも、台湾の漁業者は、自由に操業できた。しかし、1971 年に台湾が尖閣諸島の領有権を主張して以降、日本は取締りを強化しており、¹³⁹1972 年沖縄返還により尖閣諸島の施政権が日本に返還され、また日中国交正常化により日台断交してからは、状況が一変した。日本による取締りが強化され、台湾漁業者の漁場が制限されるようになった。2012 年日本による尖閣諸島国有化後の 9 月 25 日の台湾漁船団の行動に対して、「その背景には、「日本の国有化で取締まりが更に強化されるのでは」との懸念があったと（台湾）漁業者は説明する。」¹⁴⁰尖閣諸島周辺海域で操業していた沖縄県を中心とした漁業者のためにも、台湾漁業者のためにも、早急に、同島周辺海域での漁業秩序の確立が求められた。

日本側が、台湾との漁業交渉を進めた背景には、第 1 に、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後の台湾からの多大な支援により、日本と台湾の関係が良好であること、第 2 に、日本は、大震災からの復興、原発の事故処理が始まったばかりで、国内問題が山積みとなっており、領土問題での対立に労力を使いたくなかったこと、第 3 に、尖閣諸島の領有権問題で、台湾と中国の提携が懸念され、2 対 1 になることは、日本にとって、外交上非常に不利であり、台湾と中国の連携を防ぎたかったことなどがある。

一方、台湾側は、第 1 に、漁業関係者からの漁労要求に対処する必要があること、第 2

¹³⁸ 太安淳一「尖閣—漁業権解決し沈静化した台湾、中国の共闘呼びかけは拒否」季刊『現代の理論 DIGITAL-2014 夏号』Vol.2, 2014, <http://gendainoriron.jp/vol.02/rostrum/ro01.php>, 2014.8.28 発信, 参照 2016.5.7

¹³⁹ 台湾ブログ 2012 年 10 月 8 日「日台漁業協議、年内再開の動き～実現すれば 3 年ぶりの協議、都内で開催～」blog.taiwannews.jp/?p=6935, 参照 2016.5.7

¹⁴⁰ 太安, 前掲書 2014

に、馬英九總統の外交路線として、「対中融和路線」を進めてはいるが、「日米との連携を打ち出したい」という思惑があること、第3に、米国からの馬英九政権への非難を払拭したい等がある。

馬英九政権は2008年5月に発足して以降、中国との関係改善を重視し、日米との準同盟関係についてはあまり明確にしてこなかった。米国は、尖閣諸島の領有権問題についてはどの国にも与しない立場だが、東アジアの安全保障情勢を不安定化させる動きには明確に反対している。米議会調査局は、2013年（平成25年）1月23日付で「東アジアの海上領有権争い」という報告書を発表し、「2008年以来の中台関係改善により、台湾が、東シナ海などでの中台連携を望むようになってきているのかどうか懸念される。」と指摘した。¹⁴¹2013年1月24日に、尖閣諸島の領有権を主張する台湾の団体「中華保釣（尖閣防衛）協会」の活動家らが乗った遊漁船が、尖閣周辺の接続水域に入った問題で、出港を許した馬政権の意図に日本や米国から疑念が高まった。活動家の乗った遊漁船出港の容認は、東アジアの緊張を一層激化させる対応だとして、米国オバマ政権が台湾に抗議した。¹⁴²2月8日米国の保守系シンクタンクであるヘリテージ財団と全米台湾同郷^{れんぎかい}聯誼会が開催した「米台関係フォーラム」で、ランディ・シュライバー元国務次官補が、「尖閣問題に台湾が加わり更に混乱させることは、米国にとって喜ばしい事態ではない」と発言した。そして、シュライバー氏は、台湾には「より積極的、より建設的な」働きを期待する。少なくとも台湾は「建設的な解決策にとっての問題や障害になるべきではない」と述べた。建設的な役割として、①台湾は尖閣問題で中国と一切協力しないこと、②台湾は日本と協力し、日台関係の改善に力を注ぐこと、③不透明で混乱している状況に加わらないこと、の3点を指摘した。¹⁴³

2013年2月8日、馬政権は、1月24日の遊漁船を3か月間の出港禁止処分とし、厳しく対応する態度を明確にした。¹⁴⁴そして、同日、台湾外交部は「釣魚台列嶼の争いにおいて中国大陸と協力しない我が国の立場」（「在釣魚臺列嶼争端，我國不與中國大陸合作之立場」という声明を発表した。¹⁴⁵外交部は、この声明についての記者発表は行わず、ウェブサイトの片隅に同声明を掲載した。目立たない形で公表された声明だが、その内容は台湾の立場を明確に示すもので、今後の中台関係にも影響を与える重要な文書と考えられた。台湾が、中国大陸（中華人民共和国）と協力、連携しない理由として、「（1）双方の主張の法的論拠が異なる。台湾は、「カイロ宣言」「サンフランシスコ講和条約」「日華平和条約」を重視しているが、中国大陸は軽視している。（2）双方は争いを解決する構想が異なる。

¹⁴¹ 太安，前掲書 2014

¹⁴² 太安，前掲書 2014

¹⁴³ 松本充豊「台湾海峡をめぐる動向（2012年2月～2013年3月）馬英九政権、尖閣諸島問題では中国とは連携しないと明確に表明」『交流』2013.4. No.865, p.39

¹⁴⁴ 馬政権の対応は、2012年9月25日の台湾漁船団等による尖閣諸島周辺海域航行の時と大きく異なる。太安，前掲書 2014

¹⁴⁵ 松本，前掲書，pp.37-39

馬総統は、2012年8月『東シナ海平和イニシアチブ』を発表した。台湾の立場は、釣魚台列島の争いは交渉、調停、仲裁あるいは訴訟などの平和的解決を採るべきというものである。しかし、中国大陸は、そうではない。(3) 中国大陸は台湾の統治権を承認していない。釣魚台列島は、台湾の附属島嶼で、中華民国の領土である。台湾、中国大陸の両岸が、平等の地位で釣魚台の争いの解決に参加することを認めるべきである。(4) 中国大陸の介入により台日漁業交渉が影響を受けており、台湾は、中国大陸と協力するのは困難である。我が国は『東シナ海平和イニシアチブ』を提唱し、『対抗に代えて対話を行う』『交渉により争いを棚上げする』という方式で、日本とまず漁業交渉を通じて漁業の争いを解決し、漁民の権利を守ることを望んでいる。中国大陸側は、台日漁業交渉が双方の主権問題に及ぶことに明白な反対を表明し、我が方と日本側との交渉を妨害している。(5) 両岸の協力は、東アジアの地域バランスおよび国際社会の関心を顧慮する必要がある。我が国は東アジアの第一列島線の中の重要な位置にあるが、中国大陸は近年全力で海軍、空軍の力を発展させ、第一列島線の突破を強く望んでいる。長きにわたり、我が国は米国、日本と政治面、経済面および国防面で高度な共同利益を有している。両岸がこの件で軽率に協力すれば、米国と日本および他の近隣諸国は嚴重な関心を寄せ、我が国と米国、日本との二国間協力関係および東アジア地域の政治と軍事のバランスに影響を及ぼすため、とりわけ慎重であるべきである。」¹⁴⁶としている。

更に、2013年2月18日、馬英九総統自らが、尖閣諸島問題では中国と連携しないと明言した理由として、松本¹⁴⁷は、次の3つ、①中国共産党が、1952年の「日華平和条約」を否定していること、②馬政権が提唱した「東シナ海平和イニシアチブ」に中国共産党が何の反応も示していないこと、③漁業交渉において、台湾と日本が主権問題に触れることを中国共産党が望んでいないことであると指摘する。太安¹⁴⁸によると、台湾のこうした反応は、安全保障上、最大の後ろ盾である米国から懸念が強まっている状況を踏まえ、外交部声明で懸念解消を図る狙いがあった。こうした米国の懸念への馬政権の対応の変化が、日台漁業協定調印に結実した一面もあるという。

4.2 取決め成立過程

尖閣諸島の領有権問題で、状況が複雑になることを避けるために、日本と台湾は、長年の課題である漁業問題の解決に乗り出す。馬英九総統の外交路線の「東シナ海平和イニシアチブ」「主権は分けることはできないが、資源は分かち合える」により日本への歩み寄りが見られた。2009年2月に日台漁業協議第16回会合が中断して以来、3年9か月ぶりに

¹⁴⁶ 「在釣魚臺列島争端，我國不與中國大陸合作之立場（2013/2/8）」台湾・外交部ウェブサイト
(<http://www.mofa.gov.tw/official/Home/Detail/dffd01ec-4786-400d-a4ed-47c947bc2005?arfid=2b7802ba-d5e8-4538-9ec2-4eb818179015&opno=027ffe58-09dd-4b7c-a554-99def06b00a1>)，松本，前掲書，pp.37-39

¹⁴⁷ 松本，前掲書，p.37

¹⁴⁸ 太安，前掲書 2014

2012年11月漁業協議再開に向けた予備会合が東京で開催された。公益財団法人交流協会（日本側窓口）と亜東関係協会（台湾側窓口）の間での協議である。2013年3月2回目の予備会合が再度東京で開催され、4月10日日台漁業協議第17回会合が台北で開催されることとなった。協議会では、双方が歩み寄り、操業範囲の策定に動いた。

2013年4月10日日本と台湾は、日本名「日台民間漁業取決め」、台湾名「台日漁業協定」に署名した。実質的な発効は1か月後の5月10日である。



図 5.13 日台民間漁業取決め締結時の
両協会長

注：交流協会 大橋光夫会長（左）と
亜東関係協会 廖了以会長¹⁴⁹

出典：台湾新聞ブログ 2015年4月10日
blog.taiwannews.jp

¹⁴⁹ 交流協会大橋光夫会長（左），亜東関係協会廖了以会長，参照 2015.6.10

表 5.5 日台漁業協議と日台関係をめぐる主な動き

1996年 (平成8年)	4月	日中漁業協定改正交渉始まる。
	6月20日	日本 国連海洋法条約批准 (7月20日発効)
	8月	日台漁業協議第1回会合開催 (台北)
1997年	11月11日	日中漁業協定署名
2000年	6月1日	日中漁業協定発効
2005年	7月	日台漁業協議第15回会合開催 (台北)。以後中断
2008年	5月20日	馬英九 (国民党) が台湾総統に就任
2009年	2月	日台漁業協議第16回会合開催 (東京)。再び中断
2011年	3月11日	東日本大震災。台湾から巨額の義捐金
2012年	5月20日	馬英九政権2期目
(平成24年)	9月11日	野田佳彦政権 (民主党)。尖閣諸島を国有化
	9月25日	台湾海岸巡防署所属船と台湾漁船団が尖閣諸島の領海に侵入。警告退去
	10月5日	玄葉光一郎外相が、台湾向けに震災時の支援に対する感謝、漁業協議再開提案等のメッセージを発表
	11月30日	漁業協議の再開に向けた予備会合開催 (東京)
	12月26日	第2次安倍晋三政権 (自民党) 発足
2013年 (平成25年)	1月24日	台湾活動家を乗せた漁船が台湾海岸巡防署所属船に随伴され尖閣諸島に接近。接続水域にて警告退去
	2月8日	台湾外交部が「尖閣諸島の争いで中国と協力しない」という声明を発表
	3月11日	東日本大震災の2周年追悼式で台湾が「指名献花」
	3月13日	漁業協議再開に向けた2回目の予備会合開催 (東京)
	4月10日	日台漁業協議第17回会合開催 (台北)
		日台民間漁業取決め (台日漁業協定) 署名・発効
	5月10日	日台民間漁業取決め 実質的な効力発生

出典：琉球新報、沖縄タイムス、台湾新聞ブログ、朝日新聞等より作成

4.3 取決め内容

2013年4月10日日本と台湾との漁業秩序構築のために、「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」が締結された。主な内容は、以下のとおりである。本文5条から成る。

(1) 取決めの目的

東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互惠協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とする。(第1条)

(2) 取決め適用水域

取決め適用水域は、東シナ海の北緯 27 度以南の水域で、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るために、具体的措置を早急に講ずる必要性のある排他的経済水域とする。(第 2 条 (1)) 第 2 条 (1) の取決め適用水域のうち、漁業実態が複雑で、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持が、特に求められる水域を「特別協力水域」とする。(第 2 条 (2)) 「特別協力水域」では、日本及び台湾(以下「双方」)の漁業者による友好と互惠協力に基づく操業を最大限尊重する。双方の漁業者間で問題が生じないような漁業環境の実現に向けて最大限の努力をする。具体的な事項については、日台漁業委員会で協議する。(第 2 条 (3)) 取決め適用水域に、自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域を設定する(特別協力水域を除く)。双方における法的措置がこの取り決めの署名から 30 日以内に講じられるよう、それぞれの関係当局に要請する。(第 2 条 (4)) 双方が関心を有する水域について、友好と互惠協力に基づいて、引き続き協議する。(第 2 条 (5))

「法令適用除外水域」の設定であり、いわゆる‘旗国主義’が採用される。そして、本取決めの実質的な効力が、5 月 10 日に発生することを明示した。民間取決めのため、国会承認のような手続きは必要ない。

(3) 日台漁業委員会の設置

両協会は、この取決めの目的を達成するため、日台漁業委員会(以下「委員会」)を設置する。(第 3 条 (1)) 委員会は、両協会それぞれの代表又はその代理を含むそれぞれ 2 人の委員で構成する。(第 3 条 (2)) 委員会は、取決め適用水域における海洋生物資源の維持、漁船の航行及び操業の安全確保、漁業分野での協力に関して討議し、その結果を議事録として記録する。両協会は、その議事録をそれぞれの関係当局に通報し、必要な措置をとるよう要請する。(第 3 条 (3)) 委員会は、原則として、毎年 1 回、東京と台北で交互に開催する。必要な時には臨時に会合することができる。(第 3 条 (5)) 委員会の全ての決定は、出席する委員全員の合意により行う。(第 3 条 (7))

(4) 留保条項

この取決めのいかなる事項又はその実施のための措置も、双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えるものとみなしてはならない。(第 4 条)

尖閣諸島の領有権問題、海域未画定問題に関して留保している。

(5) 取決めの効力と失効

この取決めは、署名日から効力を有する。ただし、いずれか一方の協会が、6 箇月前

にこの取決めの効力を終了させる意思を他方の協会に書面により通報することにより、この取決めに終了させることができる。（第5条）

本取決めの特徴は、4つある。①尖閣諸島の領有権問題を事実上棚上げにした。②北緯27度以南の海域に日台双方の漁業権を定めた。③尖閣諸島周辺海域（領海12海里を除く）に「法令適用除外水域」を設定した。④日台漁業委員会を設置し、操業ルールを作成するために少なくとも年1回、会合を開くことを決めた。

1996年日台間の漁業協議が始まり17年を経て、取決めに成立した。日台の漁業者の間で、本取決めに對する受け止め方は異なるが、東シナ海の安定の一助になっている。

4.3.1 「取決め」に対する日本と台湾の違い

- 2013年4月10日公益財団法人交流協会が「日台民間漁業取決め」に関して発表した内容は、以下の通りである。¹⁵⁰

「お知らせ

「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」（略称「日台民間漁業取決め」）について

公益財団法人交流協会

2013年4月10日作成

本日、日本と台湾との漁業秩序構築に関し、公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という）と亜東関係協会との間で標記取決めに交わし、以下の合意がなされましたのでお知らせいたします。

本取決めにより東シナ海における平和及び安定が維持され、友好及び互惠協力が推進され、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持が図られることで日台間の交流が一層促進されることが期待されます。

1. 位置付け

交流協会と亜東関係協会は、取決めに規定された内容について関係当局からの必要な同意が得られるように相互に協力を行います。

2. 主な内容

(1) 東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互惠協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とします。（第1条）

¹⁵⁰ 公益財団法人交流協会東京本部ホームページ, <https://www.koryu.or.jp>, 参照 2015.8.30

(2) 本取決めの適用水域は、上述の目的のために具体的措置を早急に講じる必要性を有する東シナ海における一定の水域となっています。(第2条)

(3) この取り決めに円滑に実施するため、日台漁業委員会が設置されます。(第3条)

➤ 2013年4月11日亜東関係協会が「台日漁業協定」に関して発表した内容は、以下の通りである。¹⁵¹

「台湾と日本が「台日漁業協定」に調印

発信日時：2013/4/11

外交部は4月10日午後、「台日漁業協定」の調印に関して、以下のプレスリリースを発表した。

亜東関係協会（台湾）と公益財団法人交流協会（日本）は2013年4月10日（水曜日）、台北賓館において第17回漁業会談を開催した。わが国は廖了以・亜東関係協会会長を団長とし、外交部、行政院海岸巡防署、行政院農業委員会漁業署の関係者らが出席し、日本側は大橋光夫・交流協会会長を団長とし、外務省、水産庁、海上保安庁の関係者らが出席した。双方は会談後に「台日漁業協定」に調印した。

わが国は主権および関連水域護持の主張を堅持することを前提に、対等互惠の原則に基づき、日本側と協定の合意に達した。「台日漁業協定」に調印後、わが国の漁民は「協定適用水域」の操業権が保障され、操業範囲が従来より約1,400平方カイリ（約4,530平方キロメートル）拡大される。そのほかのわが国の関心事項である操業水域および双方の漁業協力等のテーマについては、「台日漁業委員会」を設置し、制度化したメカニズムを通じて引き続き協議を行う。

「台日漁業会談」は1996年に初開催されて以来、17年間に16回の正式会議、多数回の予備会議および協議を経て、今回は争議を棚上げし、漁業資源を共に分かち合うことで、双方の重複する排他的漁業水域（EEZ）における漁業問題に対して妥当なルールを取決めることに合意し、具体的成果を得ることができた。

わが国代表団の団長は、会談のなかで、釣魚台列島（日本名：尖閣諸島）が中華民国固有の領土、台湾の付属島嶼であり、なおかつこの列島付近の水域がわが国漁民の古くからの伝統的な漁場であり、わが国漁民の正当な操業の権利が法に基づき十分に保障されなければならないことを改めて表明した。また、台日友好関係を増進し、地域の平和と安定および持続可能な発展を増進するため、馬英九総統が2012年8月5日に「東シナ海平和イニシアチブ」を提起し、関係各方面が共に努力することを通して、東シナ海を「平和と協力の海」にしていくよう呼びかけた。

今回の漁業会談は、双方の重複する排他的経済水域（EEZ）における漁業の操業のルールが合意に達したものであり、双方の主権に対する主張には言及されていない。釣魚台列

¹⁵¹ 亜東関係協会（台北駐日経済文化代表処台北本部）ホームページ， www.taiwanembassy.org/jp，参照 2015.8.30

島の周辺 12 キロは、わが国の主権が及ぶ領海であり、今回の協定が適用される水域には含まれない。

双方は釣魚台列島の主権に対し、それぞれ主張がある。わが国の同列島に対する一貫した立場は、「主権はわが国にあり、争議を棚上げ、平和互惠、共同開発」である。今後わが国は引続き、この主張を堅持すると共に、わが国の釣魚台列島の主権を護持していくものであり、一歩たりとも譲歩するものではない。わが国政府は主権を守り、漁業権を保護することに対し、一貫して確固たる立場をとっており、主権を漁業権に取って換えることは断じてありえず、今後も日本と引続き協議を行い、争議を棚上げしていくものである。

わが国は協定内容の中に、「免責条項」(ディスクレーム； disclaimer) を盛り込むことも堅持し、協定の各規定が、わが国の主権および水域の主張など関連する国際法の各問題の立場と見解を損なうものではないことを確認し、わが国の釣魚台列島の主権に対する一貫した確固たる立場を確保した。

「台日漁業協定」は北緯 27 度以南および、日本の先島諸島以北の間の水域において、大きな範囲での「協定適用水域」を線引きした。これにより、わが国の漁船は同海域内における操業権の確保を実現し、なおかつ、その範囲は「暫定執法線」内の水域ならびにその延長線までであり、わが国の漁船操業範囲を拡大するものとなった。また、わが国の関心事項であるその他の操業水域などの問題については、「台日漁業委員会」を設立し、引き続き話し合いを行っていくものであり、この制度化した協議のプラットフォームは、原則的には毎年 1 回開催していくものである。

わが国の漁船は、前述の「協定適用水域」内において、今後安心して操業することが可能となり、日本政府の巡視船による干渉を受けなくなる。北緯 27 度以北および日本の先島諸島以南のわが国の「暫定執法線」内については、台湾の政府は引続きわが国の漁船による現行の操業環境の護持を図り、それによりわが国の漁民の合法的な権益を保障して行く所存である。

主権は断じて分割あるいは譲歩することはできないが、資源は分かち合うことができる。これは馬英九総統が提起した「東シナ海平和イニシアチブ」の基本理念である。今回の「台日漁業会談」も同イニシアチブにより、共に話し合う基礎が築かれたのである。双方は、この基本理念に基づき話し合いを行い、コンセンサスを得て、本日の協定調印となったのであり、17 年間の長きにわたる台日漁業問題は、対等、互惠の原則に基づき、具体的な成果を得た。これは両国の友好関係樹立の新しい一里塚であることを象徴するものである。今後、台日双方がこの良好な基礎の上に、各レベルでの友好協力関係を引続き強化して行くことを願っている。【外交部 2013 年 4 月 10 日】

日本と台湾とでは、発表に違いがある。日本側は、沖縄などの漁業者の反対を押し切った取決め締結のため、小さな扱いである。一方、台湾側は、尖閣諸島周辺海域が法令適

用除外水域として、正式に操業が可能になったこと、更に操業水域も拡大したことを大きく取り上げている。図5.14の適用海域図は、台湾外交部が締結当日に発表したものである。海域図内の1.2.3は、台湾主張の200海里EEZ（暫定執法線）を越えて拡大した海域である。約4,530 km²の拡大である。海域図内に特別協力水域（特別合作海域）は明示されているが、この時点では、海域図1にあたる八重山北方三角水域に関しては、双方の操業水域として決まったものの何も明示されていない。この水域は、沖縄県の北側にあり、沖縄県漁業者がマグロ漁を中心に大事にしてきた漁場である。その海域が台湾との「取決め」に入れられ、台湾漁船も操業可能となったため、沖縄県漁業者の反発は大きい。その後、取決めに基づいて設置された日台漁業委員会で、その詳細が決められることになる。

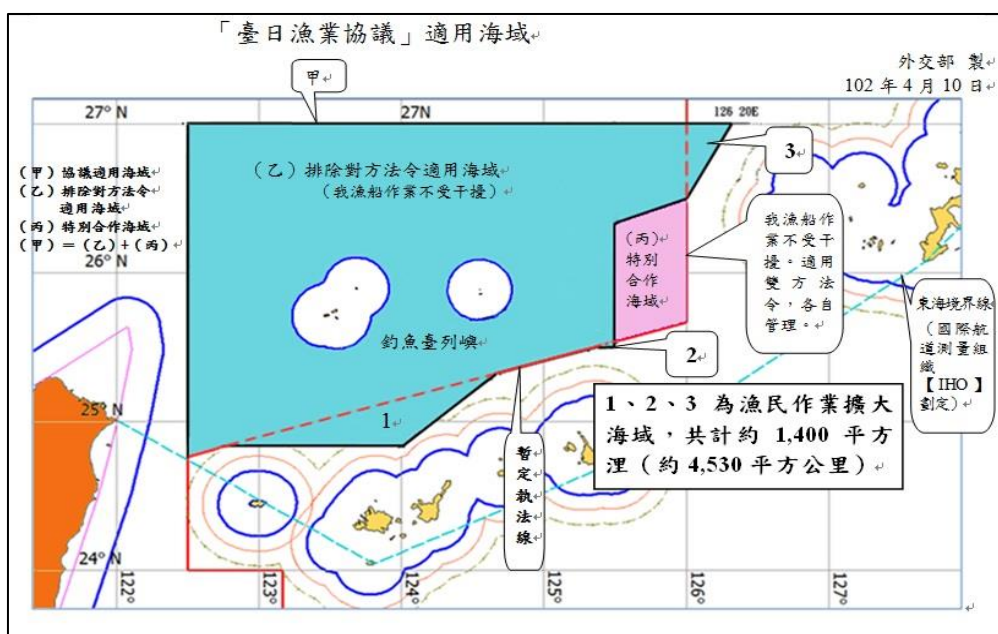


図 5.14 「日台漁業協議」適用海域

出典：台湾外交部提供「日台漁業協議適用海域圖」2013年4月10日¹⁵²

4.4 漁業取決め締結以後の動き

2013年5月2日、公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）は、交流協会本部（東京）で、日台漁業委員会開催に向けた予備会合を行なった。日本側出席者は、交流協会本部小松道彦総務部長を団長とし、オブザーバーとして外務省、水産庁、海上保安庁及び沖縄海区漁業調整委員会の事務局を務める沖縄県庁の関係者、台湾側出席者は、台

¹⁵² , 参照 2015.6.10

北駐日経済文化代表処政務組周学佑組長を団長とし、オブザーバーとして外交部、行政院農業委員会漁業署、行政院海巡署などの関係者である。¹⁵³日台双方は、4月10日に署名された「日台民間漁業取決め」に基づいて設置される委員会の在り方等について議論し、日台漁業委員会第1回会合を5月7日に台北で開催することで一致した。¹⁵⁴

5月7日台北で、日台漁業委員会第1回会合が開催された。日台双方の漁業者の操業ルール作りが始まったが、漁法の違い等により、合意には至らず、次回の会合に託された。5月10日「日台民間漁業取決め」は、実質的な効力を持った。8月16日沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会が発足し、県内漁業への影響を精査・分析し、操業ルールを策定し提案した。¹⁵⁵9月14日自民党青年局（小泉進次郎青年局長）が、台湾を訪問し、漁業取決めについて、台湾の与野党立法委員と意見交換をした。青年局は、党唯一の台湾との窓口機関である。11月11日水産庁より操業ルール案が提示された。¹⁵⁶12月7日適用水域での操業の在り方を決める日台の漁業者間会合が開かれた。12月9日日本政府は、「沖縄漁業基金事業」として100億円の基金の設置を決定し、「日台民間漁業取決め」の影響に伴う県漁業者の経営安定を図るために、2013年度補正予算で100億円を計上した。¹⁵⁷また「漁業取締り強化事業」を決定し、同取決めに伴う周辺海域の漁業取締りを強化するため14億円を計上した。12月13日「沖縄漁業基金」を閣議決定した。

12月25日～26日東京で、日台漁業委員会第2回会合が開催されたが、合意することはなかった。2014年1月23日～24日台北で、日台漁業委員会第3回会合を開催し、取決め適用水域の一部水域での操業ルールについて合意に達した。

4.4.1 沖縄県議会意見書¹⁵⁸

政府主導で締結された「日台民間漁業取決め」に対して、2013年（平成25年）4月18日、10月11日、12月19日、沖縄県議会は、意見書を決議し、国に提出している。10月11日のものより12月19日の意見書は表現が弱まっている。10月の意見書の中の「沖縄漁業基金」設置など、政府の対応策が明確になってきたからと考えられる。宮崎県漁船も北緯27度以南の水域で操業しているため、2013年5月2日宮崎県漁業協同組合連合会も「日

¹⁵³ 台湾新聞ブログ 2013年5月3日

¹⁵⁴ 同上

¹⁵⁵ 沖縄タイムス 2013年8月16日

¹⁵⁶ 宮崎県漁業協同組合連合会「水産宮崎」2014.2, No.652

¹⁵⁷ 琉球新報 2013年12月10日「県内の漁業事業者を対象に、今後5年間で基金を活用する方針。基金の活用については、水産庁、県、県漁業協同組合連合会などで協議し、県内に新たな機関を設置して日台漁業協定で影響を被る各漁業者に対して適切かつ平等に補償できるようにする。項目ごとに基金活用の基準を設ける。操業ルールの交渉などでの渡航費は「交流事業」として捻出できるよう検討する。協定で日本の排他的経済水域(EEZ)の一部で台湾側の操業を認めたことによる出漁制限に対しては、「台湾漁船の操業実態調査」などの項目を設ける。漁場調査活動に協力するという名目で日当を手当てする方針だ。台湾漁船とのトラブルによる漁具の損害に対しても損失の一部を負担する。」

¹⁵⁸ 意見書・決議／沖縄県 www.pref.okinawa.jp, 参照 2016.2.16

台漁業交渉に関する抗議・要請」を日本政府に提出している。¹⁵⁹

① 平成 25 年第 2 回議会（臨時会）で可決された意見書

議決年月日平成 25 年 4 月 18 日

（提出先）内閣総理大臣，外務大臣，農林水産大臣

「日台漁業協定締結に関する意見書」

「去る 4 月 10 日に、国と台湾は沖縄県の尖閣諸島周辺水域を対象とする日台漁業協定を締結した。

尖閣諸島周辺水域は、沖縄県のマグロ漁業や底魚一本釣り漁業にとって重要な漁場であることから、沖縄県の漁業関係団体等は、日台漁業協定締結の協議においては、県内漁業者の意向を十分に配慮すること及び漁業水域の設定に当たっては日本側の主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議することを国に求めてきたところである。

しかしながら、今回の日台漁業協定は、平成 9 年に締結された日中漁業協定と同じく、地元に対して何ら説明がないまま地元の頭越しに締結され、また、その内容も、台湾が主張する暫定執法線よりも広い水域での漁船操業を台湾に認めるなど、台湾側に大幅に譲歩した内容で、好漁場の縮小が余儀なくされるなど、先島諸島を初めとした県内の漁業者にとって不利なものとなっている。

このことは、漁業者の安全操業と生活に大きな打撃を与えるものであり、今回の日台漁業協定締結は到底許されるものではない。

よって、本県議会は、県内漁業者の意向に配慮することなく締結された日中漁業協定及び日台漁業協定に強く抗議し、見直しを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 4 月 18 日

沖縄県議会」

②平成 25 年第 6 回議会（9 月定例会）で可決された意見書

議決年月日平成 25 年 10 月 11 日

（提出先）内閣総理大臣，外務大臣，農林水産大臣，国土交通大臣

「台湾漁船衝突事故に係る日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」

「去る 5 月 10 日に発効した日台漁業取り決めは、地元の頭越しに合意され、その内容も

¹⁵⁹ 佐々木貴文「日台民間漁業取決め」締結とそれによる尖閣諸島周辺海域での日本および台湾漁船の漁場利用変化」『漁業経済研究』第 60 巻，第 1 号，pp.43-62，2016，p.50

台湾側に大幅に譲歩した内容であり、県内漁業者の安全操業と生活に大きな打撃を与えるものである。

そのため、本県議会及び県内の漁業関係団体等は、その見直しを強く求めてきたところであるが、政府においては見直しを行うどころか、県民に対して日台漁業取り決め合意の意義を明確に説明することもない。このことについて、外交のために沖縄の漁業者が犠牲になったとの強い憤りを覚えるものである。

そのような中、去る9月12日午後、宮古島市池間島の北西の水域において、台湾漁船が八重山漁業協同組合所属のマグロ漁船に衝突する事故が発生した。

当該水域は、日台漁業取り決めで台湾漁船の操業が認められた水域で、同取り決め発効後、初めて起こった沖縄の漁船と台湾漁船の衝突事故である。

日台漁業取り決めの発効により、狭い漁場に台湾漁船が大挙押し寄せてくることは当初から予想されていたことであり、台湾漁船との衝突事故という懸念が現実のものとなったことに、同取り決めの適用水域内で漁を行っている県内漁業者は大きな不安を感じている。

また、日台漁業取り決めは台湾側との操業ルールが何ら策定されないまま合意されており、このような状況では今後も同様な事故が起こりかねず、同取り決め合意についての政府の責任は重い。

よって、本県議会は、県内漁業者の生活を守る立場から、今回の事故につながった台湾・中国漁船の操業を認めている日台漁業取り決め及び日中漁業協定に強く抗議するとともに、政府においては台湾・中国と再交渉を行い、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 東経125度30分より東側の法令適用除外水域、特別協力水域及び先島諸島北側の法令適用除外水域で台湾側が主張する暫定執法線を越えた部分を撤廃すること。
- 2 先島諸島南側の台湾側が主張する暫定執法線を完全撤廃させるとともに、同水域における台湾漁船の操業を一切認めず、今後の協議にも上げないこと。
- 3 1で撤廃を要求する水域を除いた法令適用除外水域外での台湾漁船の操業を一切認めないこと及び取り締まりを強化すること。
- 4 日中漁業協定を見直し、北緯27度以南の日本の排他的経済水域における中国漁船に対する規制及び取り締まりを強化すること。
- 5 日台漁業取り決め適用水域内で起きた漁船事故対策等のため、政府の責任において「沖縄水産業振興基金（仮称）」を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月11日

沖縄県議会

③ 平成 25 年第 7 回議会（11 月定例会）で可決された意見書

議決年月日 平成 25 年 12 月 19 日

（提出先）衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，外務大臣，農林水産大臣，
国土交通大臣

「日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」

「去る 5 月 10 日に発効した日台漁業取り決めは、地元の頭越しに合意され、その内容も台湾側に大幅に譲歩した内容となっており、本県議会及び県内の漁業関係団体等は、その見直しを強く求めてきたところである。

しかしながら、国においては見直しを行うどころか、県民に対して日台漁業取り決め合意の意義を明確に説明することもない。国は海洋権益の確保という責務を放棄したと言わざるを得ず、外交のために沖縄の漁業者が犠牲になったものと強い憤りを覚えるものである。

また、同取り決めは台湾側との操業ルールが何ら策定されないまま発効されたことから、取り決め水域周辺では、台湾漁船のはえ縄が絡まり浮き魚礁が流失するなどの操業トラブルが発生している。さらに、去る 9 月 12 日には本県の漁船と台湾漁船の衝突事故が発生するなど、同取り決めによる台湾漁船の操業増加は、県内漁業者の安全操業に大きな影響を及ぼすとともに、漁獲量の減少や、操業トラブルを避けるための操業自粛など、生活にも大きな打撃を与えている。

そのため、県内の漁業関係団体は、その見直しを強く求める中で、現実的な問題である操業ルールを策定するため、沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会を設立し、漁業者の意見を集約した操業ルール案をまとめ、日台漁業者間会合において台湾側との協議を行っているが、合意には至っていない。取り決め合意を急いだ国は、責任を持って問題の解決に当たるべきである。

よって、本県議会は、県内漁業者の権益と生活を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 日台漁業取り決め及び日中漁業協定を抜本的に見直すこと。また、日中漁業協定に関し、平成 9 年の外務大臣書簡を破棄すること。
- 2 日台漁業取り決め適用水域から次の水域を撤廃すること。
 - (1) 東経 125 度 30 分より東の水域
 - (2) 台湾が主張する暫定執法線より南の水域
- 3 沖縄側が提示する操業ルール案の実現に向け台湾と交渉すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 19 日

沖縄県議会」

4.4.2 日台漁業委員会第3回会合（2014年漁期の操業ルール）

2014年1月23日～24日まで、台北にて日台漁業委員会第3回会合が開催され、2014年漁期（2014年4月1日～2015年3月31日）の操業ルールについて合意した。

「取決め適用水域」の中に「特別協力水域」と「八重山北方三角水域」を設定し、特別ルールを作った。この2つの水域を設定したのは、久米島の西側や尖閣諸島と先島諸島の間の水域（いわゆる八重山北方水域）は、黒潮が通るため、クロマグロの好漁場であり、双方の漁船のトラブルが懸念されたからである。マグロ漁の方法が日本と台湾では異なる。日本漁船の間隔は、4マイル（約7.4 km）¹⁶⁰で、投網方向は東から西で、1日1回の漁である。一方、台湾漁船の間隔は、1マイル（約1.9 km）で、投網方向は、西から東で、1日2回の漁である。特に4月～7月にかけては漁場の混乱が予想されるため、期間限定で水域を設定した。

- ①「特別協力水域」は、法令の適用除外とはしないが、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域である。

特別協力水域（2014年5月1日～7月31日）

日本漁船：北緯26度以北の水域。日本漁船の操業方法（船間4マイル）で操業する。

台湾漁船：北緯26度以南の水域。台湾漁船の操業方法（船間1マイル）で操業する。

- ②八重山北方三角水域¹⁶¹（2014年4月1日～7月31日）

日本漁船：北緯25度10分以南、東経124度以東の水域。船間4マイルで操業する。

操業する5日前までに台湾に通報する。

台湾漁船：日本漁船が操業している間は、船間4マイルで操業する。

今回の取決めは、2つの水域に関して、2014年4月～7月の期間限定であり、来年以降の取決めについては再度協議されることとなった。2013年12月の第2回会合で大筋合意した無線機器の設置や漁具の放棄及び持ち帰りの禁止、漁船保険への加入推進なども正式に合意した。

¹⁶⁰ マイル (mile) とは、海里 (nautical mile) のこと。1マイル (海里) = 1.852 km。4マイル (海里) = 7.408 km。公式発表では、マイル、沖縄の新聞 (琉球新報、沖縄タイムス) では、海里を使っている。沖縄漁船は、従来から海里を使用し、台湾漁船は、マイルを使用しているようである。

日本の新聞で使用される用語は、共同通信社 (東京本社) 発表の用語に統一されている。1993年11月1日国際単位基準が改正され、それを使用している。琉球新報からの電話回答。2015.7.24

¹⁶¹ 八重山北方三角水域とは、次にあげる各点を順次直線で結ぶ線によって囲まれる八重山地方の北方水域である。三角形の形をしている。(ア) 北緯24度49分37秒、東経122度44分 (イ) 北緯24度50分、東経124度 (ウ) 北緯25度19分、東経124度40分。

➤ 取決め適用水域全域

- ・上記2つの水域を除いて、漁船の間隔に関する取決めはない。

日本漁船は、以前同様、尖閣諸島の領海を含めて、通年操業できる。

台湾漁船は、尖閣諸島の領海を除く海域で、通年操業できる。

但し、上記2つの水域では、特別ルールで操業する。

合意内容のうち、日本側が主張していた船間4マイルが全水域に適用されなかったことに対し、漁業関係者からは不満の声があった。しかし、クロマグロ漁が始まる4月を目前に控え、漁船間隔で対立していた両者が、それぞれの漁法を適用する漁場を設定することで合意を取り付けた。沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会の国吉真孝会長は「日本の漁法が全域で適用されず不満は残るが、漁船の距離が取れているから安全性は確保できる」と一定の評価をした。¹⁶²

同合意を受けて、台湾外交部は、「今回の操業ルール合意の重要な点は、操業方法が異なる日台漁船が、当該海域で操業する際にトラブルの発生を避け、仮に発生した際にもスムーズに解決するための取り決めであり、日台漁業取り決めが掲げる友好互恵協力精神の具体的な例である。」と発表した。また台湾側の交渉団長を務めた羅燦坤亜東関係協会秘書長は、「日台漁業委員会は、日台双方が漁業協力を推進するための重要な意思疎通の場となっている。」と評価した。¹⁶³

- ・日本側は、縄が絡まるなどの事故を防ぐために、船の間隔4マイルを主張したが、台湾側は、適用水域で操業する隻数が減ってしまうという理由で、1マイルを主張した。

2014年4月の操業に先立ち、3月20日「大日本水産会と中華民国全国漁会との間における海上事故処理及び救難案件に関する民間取決め」が締結された。日台漁船の海上での事故や救難案件が発生した場合には、本取決めと附属書の内容に従って、事故処理にあたることとなった。¹⁶⁴8月には、東アジア漁業協議会¹⁶⁵より、日台双方の漁船の航行及び操業の安全確保、操業秩序の維持、事故解決に不可欠と考えられる事柄をまとめた事故防止の手引き「日台漁業要覧－漁船乗組員の手引き－」が発行された。

¹⁶² 琉球新報, ryukyushimpo.jp, 2014年1月25日

¹⁶³ 公益財団法人交流協会 台湾情報誌『交流』2014.3 No.876, p.15-16

¹⁶⁴ 日刊水産経済新聞 2014年3月25日「海上事故処理など、大日本水産会と中華民国全国漁会が民間取決めを締結」www.suikai.co.jp, 参照 2016.7.15

¹⁶⁵ 東アジア漁業協議会は、日本周辺海域における我が国漁船の操業の安全を確保し、関係諸国との漁業関係の維持発展を図るという目的を達成するために、2010年（平成22年）1月28日に発足した。構成団体は、大日本水産会、長崎県以西底曳網漁業協会等11団体である。（2014年8月当時）

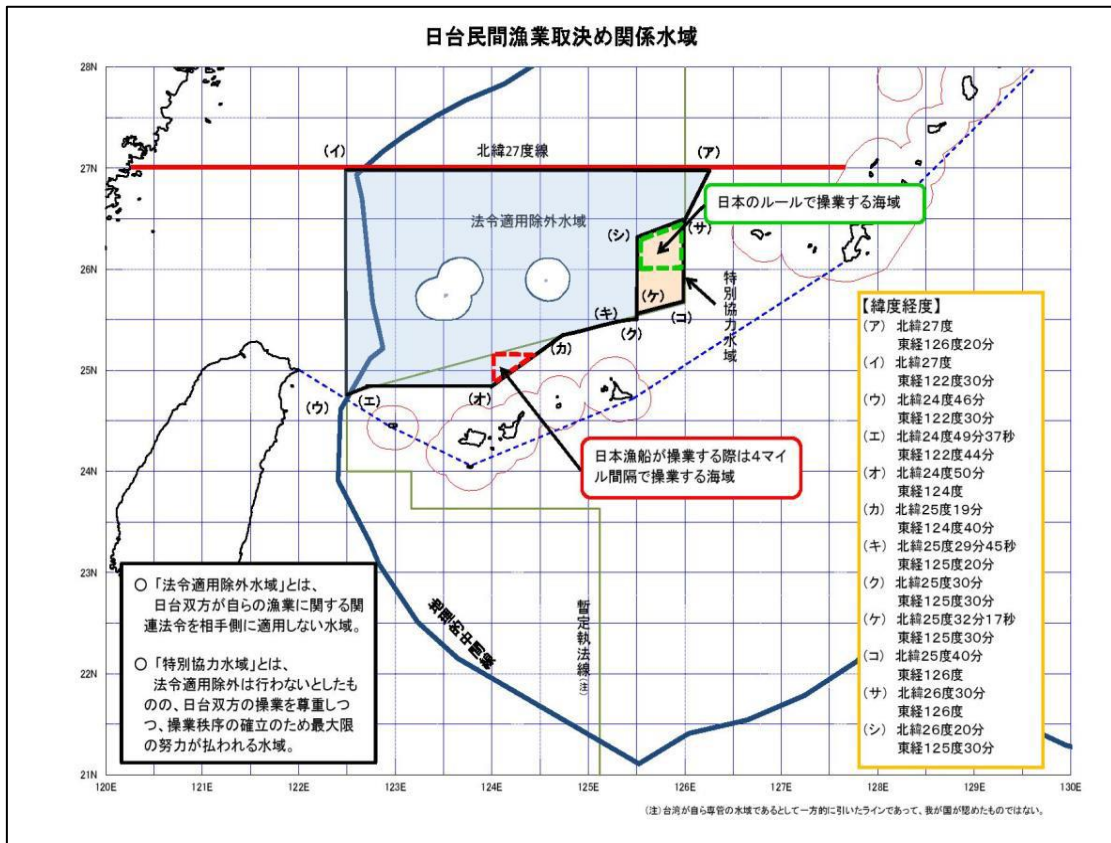


図 5.15 日台民間漁業取決め関係水域（2014年の操業ルール）

注：2014年1月23-24日日台漁業委員会第3回会合の協議結果

出典：外務省 中国・モンゴル第一課・第二課 平成26年4月「最近の日台関係と台湾情勢」, p.6

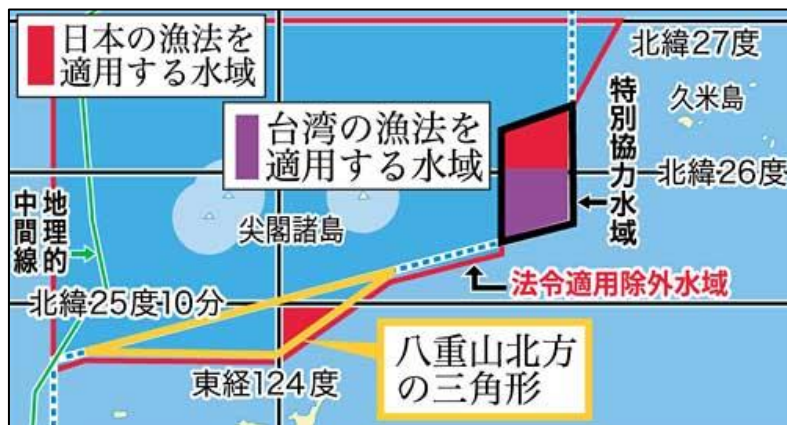


図 5.16 日台漁業取り決めの合意内容（2014年4～7月期）

出典：琉球新報

ryukyushimpo.jp

2015年1月16日 9:46

4月1日2014年漁期のマグロ漁が始まり、「沖縄漁業基金」の運用も開始された。4月9日水産庁は、沖縄周辺海域における外国漁船の取締り強化、沖縄漁業基金事業に関わる現場対応を行うため、沖縄県那覇市の那覇第2地方合同庁舎1号館に「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を設置した。

4.4.2.1 2014年漁期の操業状況

取決め適用水域で、4月1日から操業ルールの下で初めての操業が始まった。民間取決めなので、日中・日韓漁業協定のように相手国から操業許可をもらう必要はない。沖縄県の漁船の場合、沖縄県の所属漁協に登録し、操業可能である。台湾漁船も同様である。特別協力水域では沖縄県や宮崎県の漁船が、八重山北方三角水域では沖縄県漁船が操業をしている。

沖縄県漁業協同組合連合会が発表した日台民間漁業取決め水域内での操業状況（表5.6）によると、県内5漁協（八重山、久米島、那覇地区など）に所属するカツオ・マグロ漁船は、2013年4月～7月、操業隻数80隻、隻日数506日であった。この時点で、取決めは締結されていたが、操業ルールが決まらず、2012年とほぼ同じであった。しかし、操業ルールが決まった2014年4月～7月の状況は、39隻が入域し、隻日数は、211日であった。沖縄漁船は、取決め水域には入ったものの、台湾漁船との衝突を避けるために操業を自粛した漁船が多かった。2013年に比べ、隻数は約半分に減少し、その結果、水揚げも減少した。一方、同水域内で操業する台湾の延縄漁船の数は年間約300隻に上る¹⁶⁶という。

表5.6 近海カツオ・マグロ漁船の日台漁業取決め水域内での操業状況

月別	2014年		2013年		2012年	
	隻数	隻日数	隻数	隻日数	隻数	隻日数
1月						
2月	1隻	2隻日	3隻	14隻日	5隻	11隻日
3月	6隻	18隻日	8隻	32隻日	7隻	36隻日
4月	16隻	56隻日	26隻	182隻日	11隻	64隻日
5月	15隻	121隻日	36隻	247隻日	36隻	254隻日
6月	5隻	25隻日	15隻	68隻日	22隻	97隻日
7月	3隻	9隻日	3隻	9隻日	4隻	20隻日
8月						
9月	1隻	11隻日			2隻	3隻日
10月					2隻	8隻日
11月						
12月			2隻	7隻日		
合計	47隻	242隻日	93隻	559隻日	89隻	493隻日

注：2014年は操業日数ではなく、入域日数を計上した。

出典：沖縄県漁業協同組合連合会

¹⁶⁶ 台湾の関係機関に所属している漁船は約600隻だが、当海域で操業している漁船は300隻と台湾側から説明を受けているとのことである。沖縄県漁業協同組合連合会にて。2015.4.1

4.4.3 日台漁業委員会第4回会合（2015年漁期の操業ルール）

2015年3月6日～7日まで、東京にて日台漁業委員会第4回会合¹⁶⁷が開催され、2015年漁期（2015年4月1日～2016年3月31日）の操業ルールについて合意した。

①特別協力水域（2015年5月1日～7月31日）

日本漁船：北緯26度以北の水域。日本漁船の操業方法（船間4マイル）で操業する。

投縄方向は、起点から西向きとする。

夜間、台湾漁船は、北側の一部西側で操業することができる。¹⁶⁸

台湾漁船：北緯26度以南の水域。台湾漁船の操業方法（船間1マイル）で操業する。

投縄方向は、一律東西軸とする。

南側の水域の東側一部（東経126度の線から西側に5マイルの水域内）では、

日本の小型魚船の操業に配慮し、延縄漁船は可能な限り投縄を行わない。

②八重山北方三角水域（2015年4月1日～7月31日）

- ・操業水域が、東経124度以東、東経123度以西へ拡大した。
- ・双方の延縄漁船は、沖縄の沿岸小型漁船の操業に配慮し、2014年3月10日漁業者間で合意した昼夜交代ルールにより操業する。
- ・昼夜交代操業

日本漁船：午前7時～午後2時まで操業

台湾漁船：午前0時～午前7時まで操業

➤ 取決め適用水域全域

- ・漁具の放棄を禁止する。（2014年から継続）
- ・8月から翌年3月の間、台湾延縄漁船は、適切な船間距離を確保して、日本の小型漁船の操業に配慮する。（2015年新規）

他に、相互に連絡がとれる体制の確保（無線機器の設置）、漁具の放棄や持ち帰りの禁止、漁船保険への加入、漁具トラブルに関するルール、事故発生時の連絡・対応窓口などの体制整備等が協議された。

¹⁶⁷ 4日は漁業者間交渉、5日は政府間の予備交渉で協議したが、意見がまとまらずに終了。6日の日台漁業委員会でも議論を重ね、7日未明に閉会した。

¹⁶⁸ 台湾漁船が夜間に仮に西から東に向けて投縄する場合は、東経125度40分まで投縄することができるが、当日午前09:00（日本時間）までにこの水域内における揚縄作業を完了させ、日本漁船の操業に影響を与えてはならない。

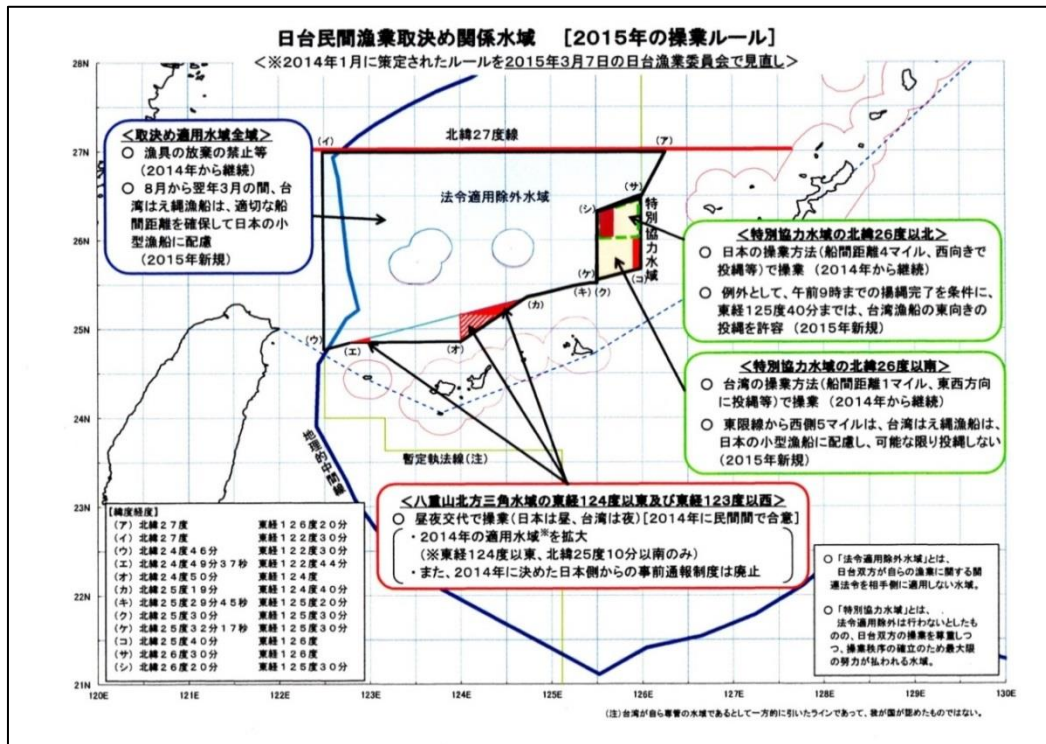


図 5.17 日台民間漁業取決め関係水域 (2015年の操業ルール)

注：2015年3月7日日台漁業委員会第4回会合の協議結果

出典：宮崎県漁業協同連合会 mzgyoren.jf-net.ne.jp/magazine/201503/category01/img/rule.pdf

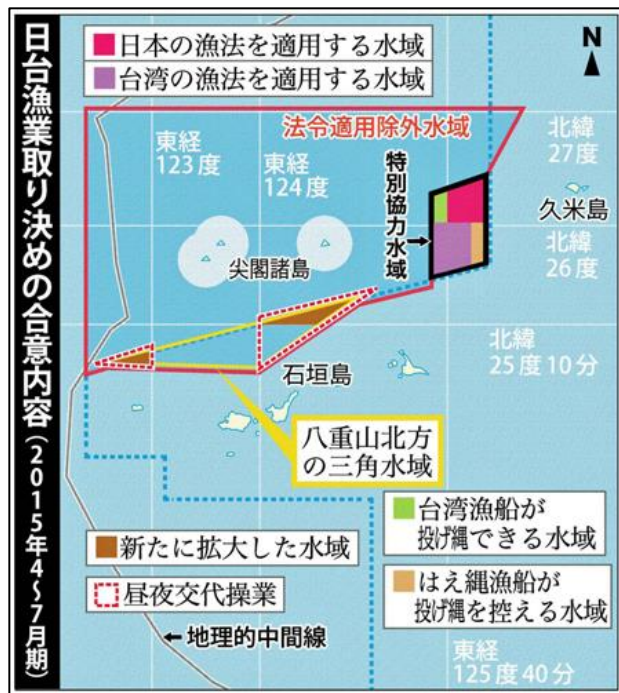


図 5.18 日台漁業取り決めの合意内容 (2015年4～7月期)

出典：琉球新報 ryukyushimpo.jp
 2015年6月7日 10:42

2.4.3.1 2015 年漁期の操業状況

前年漁期の操業ルールは見直され、例えば、八重山漁協の漁船の多くが繰り出す「八重山北方三角水域」は、今期から、昼は日本漁船、夜は台湾漁船という昼夜交代操業ルールとなった。日本側は、午前7時から午後2時、台湾側は午前0時から同7時までの操業で、沖縄の漁船が投げ縄をする明け方までには、延縄を揚げなければならない。八重山漁協組合長は「今のところ大きなトラブルはないが、台湾漁船との延縄の交差も何隻か報告が来ている」と話す。¹⁶⁹しかし、同水域で延縄漁を行う漁業者は「操業時間がきちんと守られていない。夕方から、延縄を入れている船もある。一部の台湾漁船かもしれないが、きちんとルールを守らなければ意味がない」と言う。また「台湾の延縄は、沖縄の物よりも太く、絡まってしまうと縄が駄目になってもう使えない。台湾漁船とトラブルになるくらいなら、その水域で漁はしない」と嘆く。¹⁷⁰久米島西方の「特別協力水域」での操業ルールは、水域の北側（北緯26度以北）は、日本漁船の操業方法で、漁船間隔が4マイルだが、水域の南側（北緯26度以南）は、台湾漁船の操業方法で、漁船間隔が1マイルである。この南側の水域の東側の1部（東経126度の線から西側に5マイル）の水域内で、日本漁船も操業できる。しかし、久米島漁協組合長は「水域の南側は1海里（マイル）間隔と距離が近い。台湾漁船とのトラブルは避けたいので、組合の漁業者には『南側の使用を控えてくれ』と伝えている」と明かした。¹⁷¹沖縄県の漁業者は、「沖縄の数倍の台湾漁船が近海で漁をしている。マグロは減る一方で、われわれの漁獲量も減っていくだろう。今年は去年の半分しかまだ捕れていない」とマグロの資源量について懸念を示す。そして、「これまで県内の漁業者は、その年の水揚げ量などから漁業者同士で相談して近海の資源保全に取り組んできた。しかし、台湾漁船が入って来てこれまで自分たちで守ってきたクロマグロをどんどん捕られたら、こちらも捕るしかなくなる」と資源管理に逆行する事態を危ぶんだ。

172

¹⁶⁹ 琉球新報 2015 年 6 月 7 日

¹⁷⁰ 同上

¹⁷¹ 同上

¹⁷² 同上

4.5 日台漁業委員会第5回会合（2016年漁期の操業ルール）

2016年3月2日～4日まで、台北にて日台漁業委員会第5回会合が開催され、2016年漁期（2016年4月1日～2017年3月31日）の操業ルールについて合意した。

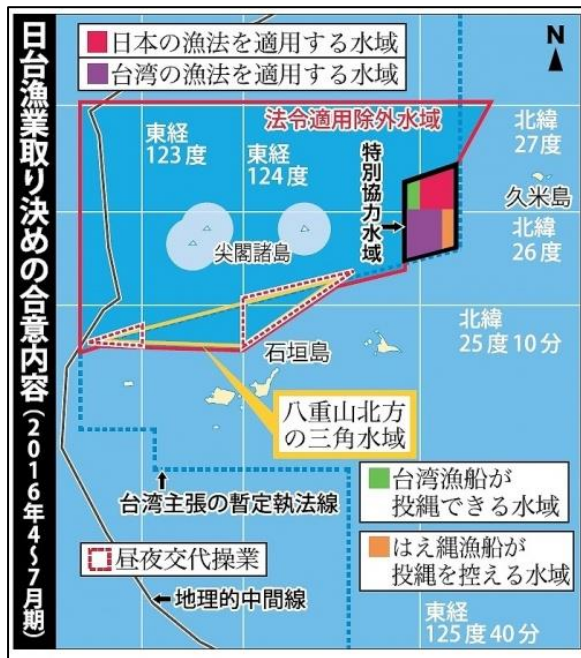


図 5.19 日台漁業取り決めの合意内容
(2016年4～7月期)

出典：琉球新報 ryukyushimpo.jp

2016年3月5日 05:01

①特別協力水域（2016年5月1日～7月31日）

日本漁船：北緯26度以北の水域。日本漁船の操業方法（船間4マイル）で操業する。

投縄方向は、起点から西向きとする。

夜間、台湾漁船は、北側の一部西側で、操業することができる。

台湾漁船：北緯26度以南の水域。台湾漁船の操業方法（船間1マイル）で操業する。

投縄方向は、一律東西軸とする。

南側の水域の東側一部（2014年漁期と同じ）では、日本の小型魚船に配慮し、延縄漁船は可能な限り投縄を行わない。

②八重山北方三角水域の昼夜交代操業（2016年4月1日～7月31日）

日本漁船：午前7時～午後2時

台湾漁船：午前0時～午前8時

他に、相互に連絡がとれる体制の確保（無線機器の設置）、漁具の放棄および持ち帰りの禁止、漁船保険への加入、事故発生時の連絡・対応窓口などの体制整備等が協議された。

➤ 取決め適用水域全域

- ・上記2つの水域を除いて、漁船の間隔に関しての取決めはない。

日本漁船は、以前同様、尖閣諸島の領海を含めて、通年操業できる。

台湾漁船¹⁷³は、尖閣諸島の領海を除く海域で、通年操業できる。

但し、上記2つの水域では、特別ルールで操業する。

表 5.7 日台民間漁業取決め締結後の動き

2013年	4月10日	日台民間漁業取決め締結, 発効
(平成25年)	4月18日	沖縄県議会「日台漁業協定締結に関する意見書」を日本政府に提出
	5月2日	宮崎県漁業協同組合連合会「日台漁業交渉に関する抗議・要請」を提出
	5月7日	日台漁業委員会第1回会合(台北)
	5月10日	日台民間漁業取決め(実質的発効)
	5月16-17日	第1回日台漁業者間会合(台湾漁業者と沖縄県漁業者)
	8月16日	沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会発足 県内漁業への影響を精査・分析し、操業ルールの策定、提案
	10月11日	沖縄県議会「中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書」「台湾漁船衝突事故に係る日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」を提出
	11月11日	水産庁操業ルール案提示
	11月28日	宮崎県日台漁業交渉対策協議会設立
	12月5-6日	第2回日台漁業者間会合(台湾漁業者と沖縄・宮崎県漁業者)
	12月9日	「沖縄漁業基金事業」として100億円の基金の設置を決定 漁業取決めの影響に伴う県漁業者の経営安定を図るため、2013年度補正予算で100億円を計上 「漁業取締り強化事業」を決定 周辺海域の漁業取締りを強化するために14億円を計上
	12月13日	「沖縄漁業基金」(100億円)閣議決定
	12月19日	沖縄県議会「日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」を提出
	12月25-26日	日台漁業委員会第2回会合(東京)
2014年	1月23-24日	日台漁業委員会第3回会合(台北) 2014年の操業ルール決まる
	4月1日	2014年の操業ルールでマグロ漁(4-7月)の操業始まる 基金運用開始
	4月9日	水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部の設置
2015年	3月6-7日	日台漁業委員会第4回会合(東京) 2015年の操業ルール決まる
	4月1日	2015年の操業ルールでマグロ漁(4-7月)の操業始まる
2016年	3月2-4日	日台漁業委員会第5回会合(台北) 2016年の操業ルール決まる
	4月1日	2016年の操業ルールでマグロ漁(4-7月)の操業始まる

出典：琉球新報、沖縄タイムス、水産宮崎、台湾新聞ブログ等より作成

¹⁷³ 台湾北東部の宜蘭県蘇澳鎮^{ぎらんけんすおうちん}の漁船が協定水域をもっとも利用する。琉球新報 2016年7月22日 05:01 「台湾漁業署長、日台協定「対話強化を」基金創設に意欲」の記事の中にこの情報がある。

4.6 課題

➤ 現況

日本と台湾の間には、尖閣諸島の領有権問題と東シナ海等の境界未画定問題がある。北緯 27 度以南の水域（尖閣諸島を含む）を法令適用除外水域として、共同利用している。取決め水域に、特別協力水域と八重山北方三角水域を設定し、特別ルールで操業している。尖閣諸島の領海 12 海里は、日本漁船のみが操業できる。2013 年日台民間漁業取決めが締結され、無秩序だった尖閣諸島周辺海域に日台の漁業操業ルールができた。

➤ 法的課題

日台民間漁業取決めでは、北緯 27 度以南の取決め水域を、法令適用除外水域として、日台双方の漁業者に対して自らの漁業に関する関係法令を適用しない。中国漁船も、日中漁業協定に基づき北緯 27 度以南の協定水域で操業している。同じ海域に政府間協定、民間協定が締結されている。日台の漁船は、特別ルールで特別協力水域、八重山北方三角水域で操業しているが、中国漁船も、協定に基づき操業可能な水域である。中国漁船には、旗国主義が採用されるので、これらの水域で 4 月～7 月操業していても、何ら規制はできない。

➤ 現場での課題¹⁷⁴

①政府主導で、台湾との漁業取決めを締結した。

「尖閣問題で中国が台湾に対日共闘を呼びかけたことに、当時の野田政権は危機感を強め、台湾が求める漁業交渉再開を指示した。これを引き継いだ安倍政権は、尖閣問題で中台間にくさびを打ち込む狙いを込めて、漁業権で譲歩を渋る水産庁を官邸主導で押し切った。」¹⁷⁵日本政府が、地元の沖縄県等に対して十分な説明を行わないまま、政治判断により、台湾との日台民間漁業取決めを締結したことにわだかまりが少なからず残っている。

②マグロの好漁場での台湾漁船の操業を可能にした。

マグロの好漁場（特別協力水域、八重山北方三角水域）での台湾漁船の操業を認め、台湾が主張する暫定執法線よりも広く操業水域を認めるなど、台湾側に大幅に譲歩した内

¹⁷⁴ 沖縄県漁業協同組合連合会、八重山漁業協同組合（石垣島）、与那国島漁業協同組合、内閣府沖縄総合事務局農林水産部、琉球新報、沖縄タイムス、宮崎県漁業協同組合連合会などからの回答、情報。

¹⁷⁵ 毎日新聞 2013 年 04 月 12 日 02 時 30 分「社説：日台漁業協定 実効性高める努力を」

容であった。本取決めにより、日本漁船の操業水域が広がった部分もある。日本主張のEEZ境界線の西側の水域だが、沖縄の漁業者によると、もともとあまり魚の生息していない水域だそうだ。¹⁷⁶一方、台湾主張の台湾暫定執法線の外側にある八重山北方三角水域は、マグロの好漁場で、なぜ敢えてその水域まで、台湾漁船が操業できるようにしたのか。これも沖縄漁業者の不満の1つである。沖縄県漁業の全国に占める割合は非常に小さいが、沖縄の生産量の6割はマグロが占める。¹⁷⁷八重山北方三角水域での操業拡大を要望している。

図 5.20 は、沖縄周辺海域における沖縄・台湾・中国の漁業関係図である。取決め締結以前は、北緯 27 度以南の水域は、日本・台湾・中国漁船の間で、自然と漁場のすみわけができていたようだ。しかし、取決め発効により、台湾暫定執法線の南側（八重山北方三角水域）が、取決め適用水域に入れられたことが非常に残念であると関係者は言う。

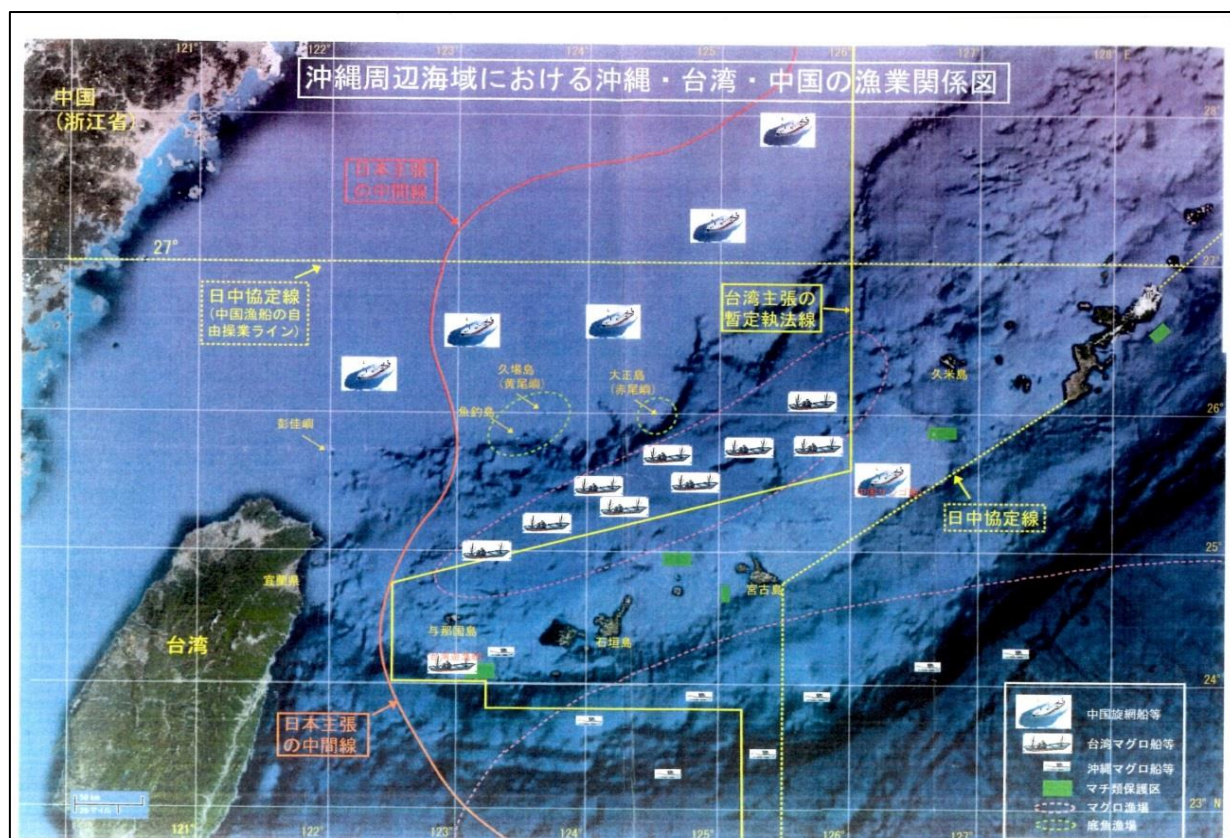


図 5.20 沖縄周辺海域における沖縄・台湾・中国の漁業関係図 (2013 年 4 月作成)
 出典：沖縄県八重山漁業協同組合より。2015.4.3

¹⁷⁶ 沖縄県八重山漁協にて。2015.4.3

¹⁷⁷ 内閣府沖縄総合事務局農林水産部「平成 27 年度沖縄農林水産業の情勢報告」平成 28 年 8 月, p38, <https://www.ogb.go.jp/nousui/jyouseihoukou.htm>, 参照 2016.10.3

③日台間で漁船の間隔が異なる。漁船間を4海里（マイル）にしたい。

久米島西方の「特別協力水域」での操業ルールは、日本漁船の間隔は4海里（約7.4 km）だが、台湾漁船の間隔は1海里（約1.85 km）である。4海里にすると、海域で操業する漁船の数が減ってしまうとして、台湾側は1海里を主張するが、双方の網の絡まりを防ぎ、安全に操業するためには、4海里が望ましい。

④八重山北方三角水域」での操業ルールを台湾漁船は守っていない。

八重山漁協の漁業者の多くが漁に繰り出す「八重山北方三角水域」は、2015年漁期（2015年4月1日～2016年3月31日）から、昼夜交代操業となった。マグロの最盛期である4月～7月末まで、日本漁船は、昼（午前7時～午後2時）、台湾漁船は、夜（午前0時～同7時）という昼夜交代操業ルールを適用した。しかし、台湾漁船が操業時間をきちんと守っていないという不満もある。

このルールは2016年漁期（2016年4月～2017年3月31日）でも操業時間を若干変更して適用されている。

⑤資源管理の協議が十分でない。

沖縄県の数倍の台湾漁船が近海で漁をしている。マグロは減る一方であり、マグロの資源量について懸念を示す。操業隻数や漁獲量を決める必要があるのではないか。本取決め自体がまだ新しく、漁場確保やそのルール作りを行っている段階で、資源管理の協議には至っていない。

⑥台湾漁船の操業海域が以前より広がり、沖縄県、宮崎県の漁船と競合する。

日本漁船が操業トラブルを警戒して、取決め水域での操業を控えている。それが水揚げ減少につながっている。

小括

第5章では、尖閣諸島周辺海域の漁業協定を検討した。

第1節では、東シナ海（東海）の境界未画定問題と尖閣諸島（釣魚群島）の領有権問題を検討した。日本は、「尖閣諸島が無人島であり、清国の支配が及んでいないことを確認して、1895年1月14日閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入した。1971年の沖縄返還協定により沖縄県の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された。1969年東シナ海に天然資源埋蔵の可能性が発表されてから、中国は領有権の主張を始めた。」と主張する。一方、中国は、「釣魚群島は昔から中国の領土であり、中国の台湾の付属島嶼であった。しかし、日

本政府は日清戦争後の1895年馬関条約（下関条約）に調印させ、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島を割譲させた。台湾の付属島嶼である釣魚群島を沖縄返還協定により日本への返還区域に組み入れたことは不法である。」と主張する。

第2節では、日中漁業協定の変遷をたどった。漁船衝突防止のために、1955年日中民間漁業協定が締結された。協定水域は、北緯29度以北の黄海・東シナ海上の公海である。1972年9月日中共同声明が調印され、日中の国交正常化が実現し、政府間協定として、1975年漁業協定が締結された。協定水域は、北緯27度以北の黄海・東シナ海上の公海である。1980年代以降の中国漁業勢力の増大、1996年両国のUNCLOS批准、EEZ設定に伴い、2000年漁業協定を締結した。協定水域は、日中双方のEEZ、沿岸国主義が採用される。東シナ海には境界未画定問題と尖閣諸島領有権問題があるため、東シナ海の中央部分に、3つの共同利用水域を設定し、旗国主義を採用した。しかし、漁業勢力の大きい中国漁船が、共同利用水域を独占し違法操業も多い。資源管理は困難な状況にある。

第3節では、台湾と日本との関係、尖閣諸島（釣魚台列島）に関する両国の主張を検討した。日本は「日本国有の領土であり、現に有効に支配している。尖閣諸島をめぐる、解決すべき領有権の問題は存在しない。1969年海洋調査の結果、資源埋蔵の可能性が発表された後で台湾の領有権の主張が始まった。」と主張する。台湾は「中華民国固有の領土であり、台湾の付属島嶼である。地理的位置、地質構造、歴史的に中華民国と密接につながっている。」と主張する。

第4節では、日台民間漁業取決め（2013年）を検討した。台湾はUNCLOSの締約国ではないが、2003年独自のEEZ（台湾暫定執法線）を設定した。漁場での日台漁船の衝突を防止するために、2013年4月10日公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）の間で日台民間漁業取決め（台日漁業協定）が締結された。政府主導の締結であったため、日本漁業者から強い反発があった。北緯27度以南の取決め水域を法令適用除外水域とし、共同利用水域とした。その中に「特別協力水域」と「八重山北方三角水域」を設定し、マグロ漁期の4月～7月は、特別ルールで操業することとした。この海域では、中国漁船も操業するため、資源管理に関する協議はこれからである。

第6章 他国の係争海域での漁業

第1節 メイン湾（米国とカナダ）

米国とカナダの国境の長さは約 8,891 kmにも及ぶ。現在の国境は、アメリカ独立戦争を終結させた 1783 年のパリ条約で創られ、その後、米国とイギリス領北アメリカ（後のカナダ）は、共に西方への領土拡張を競った。それに伴って、国境線は、北緯 49 度線に沿って西に延伸され、1846 年のオレゴン条約により、ロッキー山脈を西に過ぎても北緯 49 度線を国境とすることになった。こうして世界最長の直線国境が誕生したのである。カナダ¹は唯一の国と国境を接する国としては世界最大の国家である。しかし、その米国とカナダにも現在、国境論争、領土問題が存在する。その一つが、北アメリカ大陸東岸のメイン湾にあるマチアス・シール島（Machias Seal Island）である。マチアス・シール島の領有権は、両国の間で争われているが、現在、島にある灯台は、カナダ沿岸警備隊が維持管理を行っている。両国の港からバードウォッチングを楽しむ観光船が訪れている。

1.1 メイン湾

メイン湾（Gulf of Maine）は、大西洋の北アメリカ大陸東岸沿いにある湾である。米国・メイン州（Maine）とニューハンプシャー州（New Hampshire）の海岸線全体、マサチューセッツ州（Massachusetts）ケープ・コッドの北側、カナダ・ニューブランズウィック州（New Brunswick）南部とノバスコシア州（Nova Scotia）の西部の海岸線がメイン湾を囲んでいる。海岸線はほとんどが岩で、景観が美しい。氷河時代に低水位であったときに海底が削られ、海底の堆が南と東にあるため、半閉鎖海となっている。特に南端にあるジョージズ堆（Georges Bank）²は、メイン湾をメキシコ湾流から守る形になっている。寒流のラブラドル海流の影響を強く受け、メイン湾の海水は南部の海水よりも冷たく、栄養分に富んでいる。干満の差が大きく、海底地形も多様化しているため、ジョージズ堆を始め、湾内は、豊かな漁場である。魚種は、アメリカンロブスター、コダラ、アカディアサケ、タイセイヨウニシンなどである。

¹ 1867 年英領北アメリカ法により、連邦国家である自治領カナダが誕生し、イギリス領土はカナダ領土となった。

² 堆とは、海底にある断頭円錐形の海山の上部の水域で、浅瀬になっていて、魚が多く集まる。

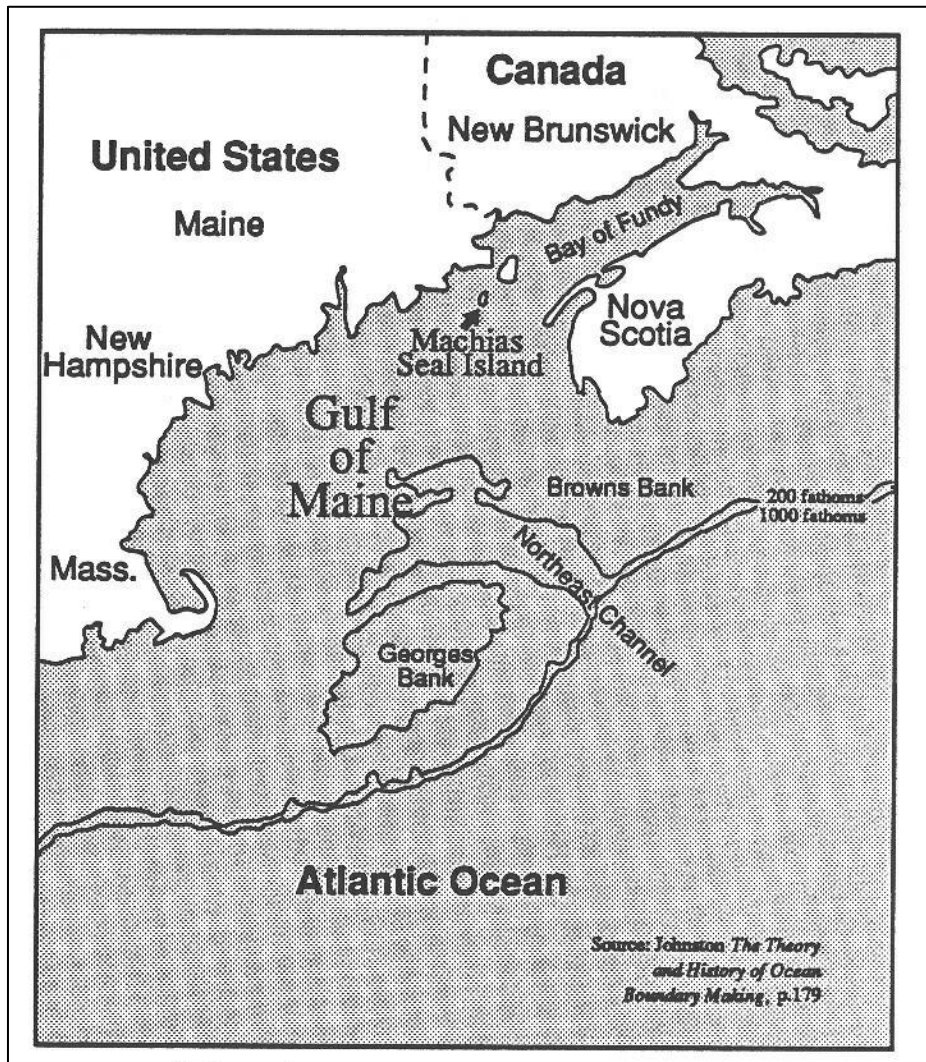


図 6.1 メイン湾

出典： www.siu.edu/GEOGRAPHY/ONLINE/Schmidt.htm

1.2 メイン湾海域境界画定事件

1960年から1970年代にかけて、メイン湾南部のジョージズ堆での漁業権をめぐる米国とカナダの間で論争が始まっていた。1969年カナダが、等距離原則に基づき、メイン湾の米国とカナダの中間線のカナダ側に石油の探査許可を発給したが、これに対し、米国は、同区域の大陸棚境界画定の合意まで許可の有効性は認められないとカナダ側に通告し、その後、海底の境界画定のための外交交渉が行われた。第3次国連海洋法会議が開催されている1976年、両国は、それぞれ沿岸に200海里漁業水域（EFZ：exclusive fishery zone）を

設定する法令³を制定し、上部水域の境界を主張した。海底のみならず、上部水域に関しても両者の主張は対立した。

1979年両国は、メイン湾の境界画定に関する紛争解決条約⁴を締結し、その付属協定に基づいて、1981年11月25日大陸棚と漁業水域の双方に適用される単一の境界線の実際の線引きを求めて、この問題を国際司法裁判所（ICJ：International Court of Justice）の特別裁判部に付託した。⁵カナダは、基線からの等距離線という当初の主張を修正し、ケープ・コッド(Cape Cod)などの存在が特別の事情を構成するとして、これらを除外して測定した等距離線を主張した。米国は、海岸線の形状などの地理的要素、生態系などの環境要素、漁業活動などの自国の主要利益を考慮した上で、衡平原則を適用するべきと主張した。⁶米国⁷は1961年、カナダ⁸は1970年に大陸棚条約⁹に加入したことによって、両国とも同条約の締約国であり、本条約第6条により大陸棚境界画定を行うことができる。しかし、本案件は、大陸棚（海底）の境界だけでなく、その上部水域である漁業水域を含む境界画定も包括して行うため、特別裁判部は、大陸棚条約第6条は適用されないとした。特別裁判部は、「境界画定にあたっては、衡平な基準を適用し、かつ関連事情を考慮して衡平な結果を確保しうる実際的な方法を採用すべきである」¹⁰として、具体的状況に最も適した基準を求めた。メイン湾海域は、北東部では米国とカナダの海岸が隣接し、湾の閉鎖部付近では、向かい合っている。そのため海域を湾深部、湾中央部、湾外の3つに分けて検討を進めた。

1984年10月12日判決が下され、メイン湾に単一の境界線が引かれた。具体的には、まず湾深部は、両国の海岸がほぼ直角をなす隣接関係にあるので、この海域では平等分割が適当であるとし、両国の主張が一致する地点から両国の基本的海岸線に垂線を下ろし、その垂線の二等分線を境界線とした。次に、湾中央部は、両国の海岸は向かい合っているので、

³ Fishery Conservation and Management Act of 1976 established a US 200-mile fishery conservation zone, effective from 1 March 1977. Proposed Fishing Zones of Canada (Zones 4 and 5) Order, P.C. 1977-1, 110 C. Gaz., Extra No 101 (Territorial Sea and Fishing Zone Act of 1964, R.S.C.1970, c. T-7, am. by R.S.C. 1970 (1st Supp.), c. 45) established Canada's 200-mile fishing zone, effective from 1 January 1977. Canada-USA Bilateral Fisheries Management in the Gulf of Maine: Under the Radar Screen Emily J. Pudden and David L. VanderZwaag p.36, www.dal.ca/.../MELAW_Canada-USA_Bilateral_Fishe..., 参照 2016.1.30

⁴ 'Treaty to Submit to Binding Dispute Settlement the Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (29 March 1979)', www.un.org/depts/los/.../CAN-USA1979GM.PDF, 参照 2016.1.29

⁵ 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定—判例紹介—」レファレンス pp.42-61, 2005, p.52, www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200507_654/065403.pdf, 参照 2016.1.25

「この事件は、ICJの特別裁判部に付託された最初の事件である。ICJは、国連における選挙により選出される15名の独立した裁判官で構成される。裁判官全員が出席する法廷の他に、いわゆる小法廷の1つとして、特定の事件を処理するために紛争当事国の要請に基づき設置される特別裁判部がある。この部を構成する裁判官の数は紛争当事国の承認を得て裁判所が決定する（国際司法裁判所規程第26条第2項）。」

⁶ 松葉, 同上書, p.52

⁷ 大陸棚条約 1958年9月15日署名、1961年4月12日批准。United Nations Treaty Collection

⁸ 大陸棚条約 1958年4月29日署名、1970年2月6日批准。United Nations Treaty Collection

⁹ 大陸棚に関する条約は、1958年4月29日に作成され1964年6月10日に発効した15カ条からなる条約である。大陸棚条約と略称される。第1次国連海洋法会議にて採択されたジュネーブ海洋法4条約のひとつ。大陸棚の制度を規定する。

¹⁰ 松葉, 前掲書, p.52

両国国境の位置及び海岸線の長さの均衡性を考慮した上で、カナダ領で人が居住しているシール島 (Seal Island) に半分効果を与え、両国海岸からの修正中間線を境界線とした。最後に湾外では、湾中央部境界線と湾口閉鎖線の交点から湾口閉鎖線に立てた垂線を境界線とした。¹¹この単一境界線により漁業および海底鉱物資源開発の点から衡平な結果が得られたとしている。

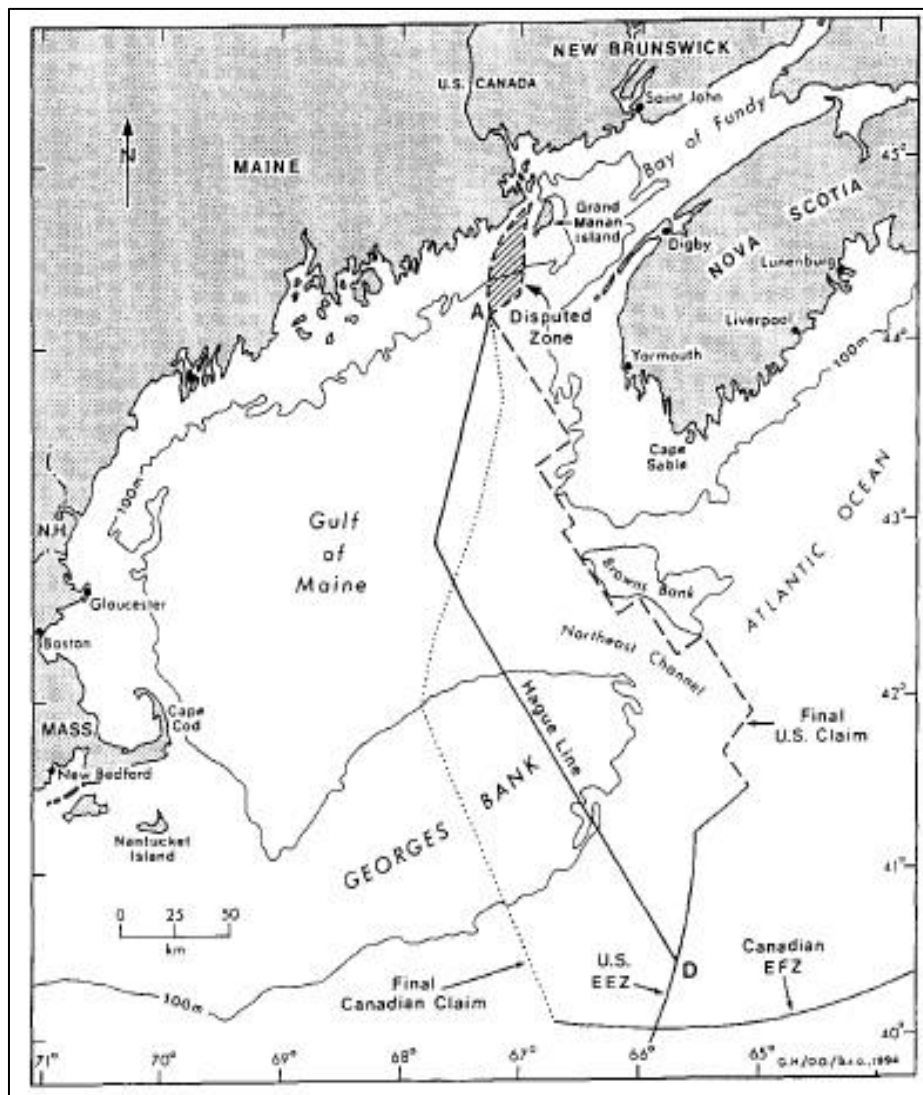


図 6.2 ICJ 特別裁判部の判決によるメイン湾境界画定線 (1984 年 10 月 12 日)

出典 : Glen J Herbert, *Fisheries relations in the Gulf of Maine-Implications of an arbitrated maritime boundary*, Marine Policy, Vol. 19, No. 4, pp. 301-316, 1995, p.302

図 6.2 の実線が、大陸棚と漁業水域の双方に適用される単一の境界線であり、国際司法裁判所のあるオランダのハーグで判決が下ったことにより、ハーグライン (Hague Line)

¹¹ 松葉, 前掲書, p.53

とも呼ばれる。

Glen J Herbert¹²によると、メイン湾境界画定に対する漁業者の反応として、ICJ の判決は、地質学的境界線であり、現地の漁業者の意見、現状を考慮しなかった。魚は、境界線を越えて移動する。そのため共有される魚の管理・保護が必要であるが、境界線の両側（米国・カナダ）で資源管理が異なり、乱獲により、水産資源が減少した。境界海域での米国漁船による慢性的な違法行為、違法操業の監視のためカナダ側の経費増大などの問題点を指摘した。そして、持続可能な漁業のために、境界線を越えて移動する魚（cross-border fish）の資源保護のため両国の協力が必要であると説く。

1984 年の ICJ 判決により、メイン湾に単一の境界線が引かれたが、2 つの問題点が出てきた。1 つは、境界線周辺海域での漁業問題であり、もう 1 つは、マチアス・シール島の領有権とその島周辺海域の漁業問題である。

1.3 メイン湾の境界線周辺海域での漁業問題

メイン湾は、豊かな漁場であり、特にジョージズ堆は、浅瀬で魚が多く集まる。今まで自由に操業できた海域に境界線が引かれたことにより、違法操業をする漁業者が増えた。また境界線を越えて移動する魚を追って越境操業する事例が多く出た。そのため、違法操業に対処するために、1990 年 9 月 26 日「カナダ政府とアメリカ合衆国政府の間の漁業実施に関する協定（Agreement between the Government of Canada and the Government of the United States of America on Fisheries Enforcement）」がオタワで締結され、1991 年 12 月 16 日に発効した。^{13,14}本協定は、6 条から構成され、互恵的漁業協定である。

- ・各締約国は、自国の国民、住民、漁船（以下、国民）が、相手国の内水・領海・200 海里排他的経済水域（以下、海域）内で、相手国の漁業法や規則を侵さないように国際法に則って、適切な措置をとる。その措置には、漁具搭載に関する違法行為、無許可操業、法執行妨害行為を禁じることを含む。（第 1 条）
- ・各締約国は、本協定執行に関して、必要に応じて話し合いを持つ。相手国の海域での自国の国民による違法行為を防止するために効果的な処罰を与える。（第 2 条 a）航路標識を正確で一貫性のあるものとする。（第 2 条 b）境界海域周辺では標準的漁業法を施行する。（第 2 条 c）

¹² Glen J Herbert, *Fisheries relations in the Gulf of Maine Implications of an arbitrated maritime boundary*, Marine Policy, Volume 19, Issue 4, July 1995, Pages 301-316, 参照 2016.1.30

¹³ THE MARINE MAMMAL COMMISSION COMPENDIUM, BILATERAL / CANADA Volume(s) 1-3; pages 2870-2872, iea.uoregon.edu/pages/.../engine/.../0-2870-2872.htm, 参照 2016.1.30

¹⁴ Beverly Cook, *Lobster boat diplomacy: the Canada-US grey zone*, Marine Policy, Volume 29, Issue 5, September 2005, Pages 385-390, p.387, 参照 2016.1.30

- ・各締約国は、相手国の予期される漁業法施行について境界海域付近で操業している自国漁業者に知らせよう努める。(第3条)
- ・本協定は、一方の締約国がその海域内で自国の漁業法を適用するためにその権限を制限すると解釈されるものではない。あるいは、国際法に従って制限するものではない。(第4条)
- ・各締約国は、合意あるいは国際裁判所を含めて第3機関による紛争解決によって画定された両国間の境界線を十分に尊重することを確保するためにその責任を再確認する。本協定は、それぞれの締約国によって主張される係争海域の位置あるいは海域の法的立場に関して、それぞれの締約国の立場を損なうものではない。(第5条)
- ・本協定は、双方の締約国が国内手続きを終了した後、外交ルートを通して両国の通知により発効する。(第6条)

本協定は、メイン湾ばかりでなく、両国の全ての海域に、境界の画定、未画定の海域に関わらず適用されることとなった。「両国は、相手国の海域でその国の漁業法や規則を破ることを違法とする自国の法令を制定した。その結果として、相手国の海域で違法行為をした場合、相手国と自国の両方の法律を破ったことになる。今まで両国間で漁業違反に対する刑罰の違いがあり、漁業者間で不満が出ていたが、同等の刑罰を与えられるようになり、漁業者への説得ができるようになった。米国の方が、カナダより刑罰が軽かったが、カナダと同じ量刑になった。また、相手国の水域で違法操業をした場合には、国内での操業が禁止されるなど刑罰を重くした。両国は、本協定の実施に関して、罰の効果や境界線付近での漁業の実施慣行などを含めて協議した。両国の関係機関は、実施状況の評価、共同の基準や政策や漁獲戦略を進めるための定期的な会合を開いている。違法操業、法令遵守の有無を定期的に監視している。特に境界周辺水域での監視体制を強化している。漁船モニターシステムを利用して、漁船の位置を把握して、情報の共有を図っている。」¹⁵本協定第5条は、留保条項であり、係争海域に対する両国の立場を尊重している。

メイン湾での漁業資源管理を共同で行うために、1995年カナダ・米国越境資源運営委員会(Canada-USA Transboundary Resources Steering Committee)を創設し、国境を越えて移動する魚の管理について協議した。下部組織として、いくつもの委員会や作業グループを作り、それらは、両国が、持続的経済政策を追求しつつ、国内での保全・保護に向けた動きを支援することを目的とした。1998年、越境資源評価委員会(TRAC: Transboundary Resource Assessment Committee)を設置し、科学的な協力を可能にした。2000年には、越境管理指

¹⁵ Emily J. Pudden and David L. VanderZwaag, *Canada-USA Bilateral Fisheries Management in the Gulf of Maine: Under the Radar Screen*, RECIEL 16 (1) 2007. ISSN 0962 8797, www.dal.ca/~MELAW_Canada-USA_Bilateral_Fishe..., 参照 2016.1.30

針委員会（TMGC：Transboundary Management Guidance Committee）を設置し、境界海域に生息する底魚資源の持続可能な漁獲戦略メカニズムの情報を提供している。2003年ジョージズ堆でのタラ、ハドック、カレイに関する資源共有協定を締結した。¹⁶

1.4 マチアス・シール島

1984年のICJ判決によりメイン湾での単一の境界線（ハーグライン）が画定した。しかし、両国は、メイン湾全体の境界画定をICJに付託したわけではなかったため、ハーグラインのポイントA（北緯44度11分、西経67度16分）¹⁷から陸地に向かって未画定の海域が残った。ポイントAと北東ヘグランドマナン海峡の境界線終点までの距離は約72kmである。それが、新たな問題を引き起こした。湾深部にあるマチアス・シール島の領有権問題とその周辺海域が、係争海域（グレーゾーン）として残ったのである。係争海域での漁業が問題となった。

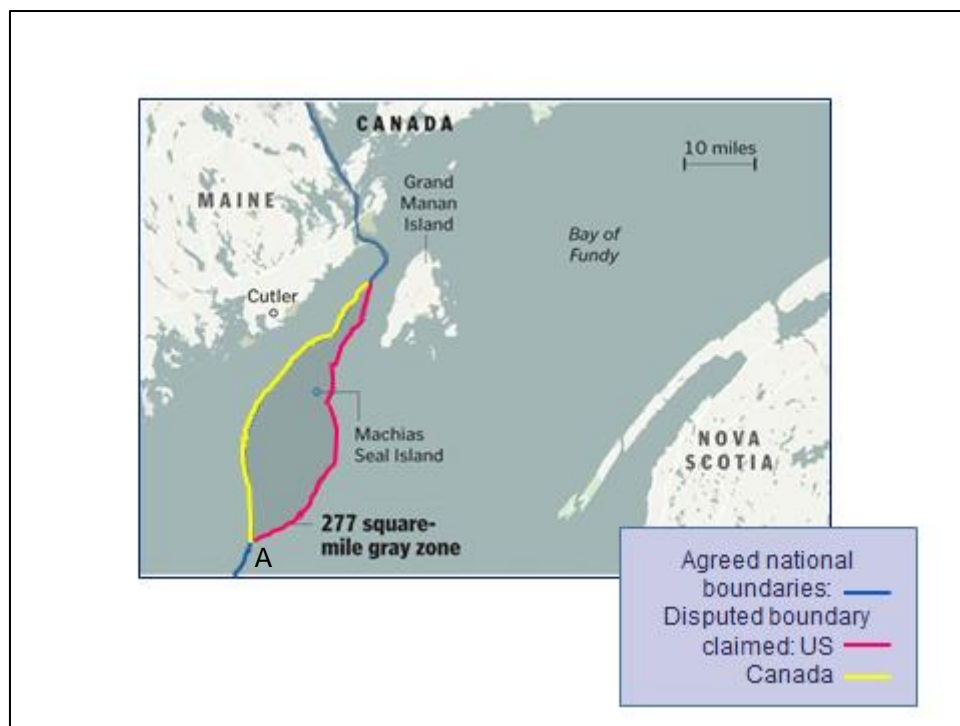


図 6.3 マチアス・シール島周辺の係争海域

注：地図上のAは、ハーグラインのポイントA（北緯44度11分、西経67度16分）である。グランドマナン海峡は、米国・メイン州とカナダ・グランドマナン島の間にある。

¹⁶ Canada-USA Transboundary Resources Steering Committee, Bedford Institute of Oceanography, www.bio.gc.ca/info/intercol/sc-cd/index-en.php, 参照 2016.1.30

¹⁷ Beverly Cook, 前掲書, p.385

出典：The Boston Globe ‘US, Canadian fishermen at war over lobster waters’ 内の地図加工,¹⁸
<https://www.bostonglobe.com/.../lobsters...canadian.../st...> May 28, 2015, 参照 2016.1.8

1.4.1 地理

マチアス・シール島は、北緯 44 度 30 分、西経 67 度 06 分にあり、メイン湾深部で、ファンデイ湾 (Bay of Fundy) との境界にある。米国・メイン州カトラー (Cutler) から南東へ約 16 km、カナダ・ニューブランズウィック州のグランドマナン島 (Grand Manan Island) のサウスウエスト・ヘッド (Southwest Head) から南西へ約 19 kmにある。海拔は 9mで、涙の形をした島の長さは、約 550m、幅 250mである。島の大きさは、8ha (0.08 km²) である。島の中心部は、緑の草が茂るが、木は全くなく、沿岸部は、岩が多く、その対比は、際立っている。¹⁹何日も濃霧が立ち込めることもある。ツノメドリ (Atlantic puffin)、オオハシウミガラス (razorbil)、ウミガラス (common murre) などの海鳥が多く生息し、1944 年から渡り鳥の保護区 (MBS : Machias Seal Island Migratory Birds Sanctuary) となっている。²⁰

マチアス・シール島の北にノース・ロック島 (North Rock Island) がある。北緯 44 度 53 分、西経 67 度 08 分。岩礁からなる無人島であるが、この島も米国とカナダで領有権を巡って係争中である。しかし、本論文では、除外する。マチアス・シール島の領有権は、両国間で争われているが、現在、カナダ沿岸警備隊 (Canadian Coast Guard) が、島の灯台を管理している。



図 6.4 マチアス・シール島

出典：www.privateislandnews.com



図 6.5 Puffin (ツノメドリ)

出典：www.thedodo.com

¹⁸ 理解しやすいように、両国の画定境界線、未画定境界線に色を付けた。

¹⁹ Government of Canada, Machias Seal Island Migratory Bird Sanctuary, www.ec.gc.ca/ap-pa/default.asp?lang=En&n...1, 参照 2016.1.30

²⁰ 研究者、写真家が多く島を訪れる。一般人も産卵期の 6~7 月を除いて、訪問できる。入島許可が必要である。Government of Canada, Machias Seal Island Migratory Bird Sanctuary, 参照 2016.1.30

1.4.2 歴史

1812年6月に始まったグレートブリテン（イギリス）と米国の北米植民地戦争は、1814年ガン条約（Treaty of Ghent）²¹に調印し停戦した。その条約には、境界線がグランドマナン海峡付近ではより正確に描かれなければならないと規定があるが、マチアス・シール島の管轄権については触れていない。1817年の共同委員会の決定により、米国はフェレデリック島などを、イギリスはグランドマナン島などを領有すると決められた。イギリスは、セントジョン港²²が急速に発展し、海運業者からの圧力もあり、マチアス・シール島を整備し、1832年に島に灯台を建設した。その後、境界線条約や交渉により、1908年から1910年にかけて、カナダのグランドマナン島と米国のメイン州沿岸の間のグランドマナン海峡の境界線は、海の方へ伸びた。ほぼ等距離線で海峡の境界を画定し、マチアス・シール島の北東数十kmまでに達した。更に1984年ICJの決定により、メイン湾に米国とカナダの境界線が引かれたため、マチアス・シール島周辺海域は、係争海域として残った。その大きさは、約720 km²（277mile²）である。

1.5 両国の主張

1.5.1 カナダの主張

- 1) 1621年フランス王ジェームズ1世からウィリアム・アレクサンダー卿（Sir William Alexander）に、ノバスコシア（Nova Scotia）の土地が与えられた。その土地供与（land grant）の原本にノバスコシアの近く、あるいは6 leagues（約29 km）以内の全ての島、その周辺海域は、ノバスコシアに属するとある。マチアス・シール島もノバスコシアの近くの島である。1713年フランスは、ユトレヒト条約（Treaty of Utrecht）により、ハドソン湾やノバスコシアなどをイギリス領と認めた。1817年英米の共同委員会の決定により、イギリスはグランドマナン島などを領有した。グランドマナン島から3.5 leagues（約17 km）の所にマチアス・シール島がある。その後、1867年英領北アメリカ法により、連邦国家である自治領カナダが誕生し、イギリス領土は、カナダの領土となった。つまり、マチアス・シール島は、フランスからイギリスへ、そしてカナダへ領有権が移った。²³
- 2) 1832年イギリスが、マチアス・シール島に関心を示し、灯台を建設したが、それ以前に島の領有を主張した国はなかった。以後、イギリス、カナダが、灯台を維持管理して

²¹ ガン条約（Treaty of Ghent）は、米英戦争の停戦条約で1814年12月に南ネーデルラント（ベルギー）のヘント（ガン）で結ばれた。

²² カナダ・ニューブランズウィック州のファンディ湾沿いにある。

²³ Machias Seal Island: A geopolitical Anomaly, www.siue.edu/GEOGRAPHY/ONLINE/Schmidt.htm, 参照 2016.1.30

きた。現在の灯台は、1915年にカナダが建設し、高さは60フィート（約18.3m）である。1970年代から1980年代にかけて、カナダ沿岸警備隊所属の灯台守が、家族と共に、島に住んでいた。彼らはカナダのグランドマナン島やセントジョン港から船で生活物資を受け取っていた。現在は、カナダ沿岸警備隊の職員2人が1カ月交代で管理している。

3) 1944年より「マチアス・シール島渡り鳥保護区域（MBS：Machias Seal Island Migratory Birds Sanctuary）」として登録され、カナダ野生生物局（CWS：Canadian Wildlife Service）が管理している。島への上陸人数の規制を行っている。

4) 島の治安維持は、カナダ連邦警察（RCMP：Royal Canadian Mounted Police）が、島周辺海域の警備は、カナダ漁業海洋省（DFO：Department of Fisheries and Oceans）が行なっている。



図 6.6 マチアス・シール島の灯台
出典：photo.net



図 6.7 マチアス・シール島の施設
出典：www.lighthousefriends.com

1.5.2 米国の主張

1) アメリカ独立戦争（1775年4月19日～1783年9月3日）の講和条約である1783年のパリ条約で、イギリスは、ミシシッピ川以東のルイジアナを米国に割譲し、米国のニューファンドランド周辺の漁業権、ミシシッピ川の航行権を承認した。更に米国の沿岸から60マイル（約96km）以内の全ての島を新しく独立した13州に割譲することとした。マチアス・シール島は、米国メイン州から10マイル（約16km）以内なので、この範囲に入り米国領である。

これに対し、カナダは、以下のように反論する。パリ条約はすでに帰属の決まっていた島を除外した。1783年当時、すでに、マチアス・シール島は、イギリス領であったから、除外の対象である。つまり、1621年フランス王ジェームズ1世はウィリアム・アレクサ

ンダー卿 (Sir William Alexander) に、ノバスコシアの土地を与えた。その土地供与の原本によるとノバスコシアの近くのマチアス・シール島もノバスコシアの1部になった。1713年フランス領土ノバスコシアは、ユトレヒト条約によって、イギリス領土になった。マチアス・シール島は、そのノバスコシアの一部であり、つまりイギリス領土の1部となっていたため、除外の対象である。²⁴

- 2) 1918年、カナダとの協定により、第1次世界大戦に米国が参入した後、ドイツのUボートの攻撃からファンディ湾の入り口にあるマチアス・シール島と灯台を守るために、米海軍の派遣部隊を島に駐留させた。(これらの部隊は、数か月後島から撤退し、以来、アメリカの存在はない。)

1621年の土地供与の原本は、表現が曖昧で、いくつかの解釈ができる。カナダが主張するように、ノバスコシア地方の範囲内に、マチアス・シール島を含めていいのかも確かではない。しかし、同島を実際に管理しているのは、カナダである。バードウォッチングのための島上陸には、どの国の観光客もパスポートの必要はない。²⁵

1.6 マチアス・シール島周辺海域のロブスター漁業

大西洋の北アメリカ沿岸は、ロブスター (アメリカンロブスター: *Homarus americanus*) 漁業が盛んである。マチアス・シール島周辺海域も、ロブスターの生息地として知られている。ロブスターは、脱皮するごとに成長し、夏、産卵し、7月から8月にかけて孵化する。体長は50cmに達するが、120cmに達する個体が漁獲されることもある。メイン湾の大きなロブスターは、夏に浅い海域へ、冬に深い海域へと季節により移動する。米国、カナダの漁の時期は決められている。

カナダでは、1870年代から大西洋沿岸域のロブスター漁業の規制を行っている。漁期²⁶、操業水域の指定、最小漁獲可能サイズ、漁具の規制や操業許可である。例えば、マチアス・シール島周辺海域 (係争海域) やグランドマナン島周辺海域は、漁業海洋省 (DFO) によって指定された Lobster Fishing Area (LFA) 38の海域に該当し、11月第2火曜日～翌年の6月30日まで漁が行われる。夏の産卵、孵化時期を避けている。²⁷

一方、米国では、1977年までは州政府によりロブスター漁が規制されていたが、以後、3海里～200海里の水域は連邦政府、3海里以内の水域は、州政府が管理している。7つの

²⁴ Machias Seal Island: A geopolitical Anomaly, ww.siue.edu/GEOGRAPHY/ONLINE/Schmidt.htm, 参照 2016.1.30

²⁵ 'Tiny island subject of dispute between Canada and U.S.' The Canadian Press Posted: Dec 23, 2012 7:37 PM AT Last Updated: Dec 24, 2012 12:38 PM, 参照 2016.1.23

²⁶ カナダでの漁期は、11月～翌年の6月までで、特に4月～6月の春漁は、重視されている。漁区により操業期間が異なる。

²⁷ Beverly Cook, 前掲書, p.387

ロブスター管理区域があり、漁業許可、仕掛け数の制限等がある。マチアス・シール島周辺海域は、メイン州（ワシントン郡）のロブスター漁が行われる A 区（Zone A）に含まれる。係争海域での操業に関する契約や漁業者数、漁期の制限はない。²⁸

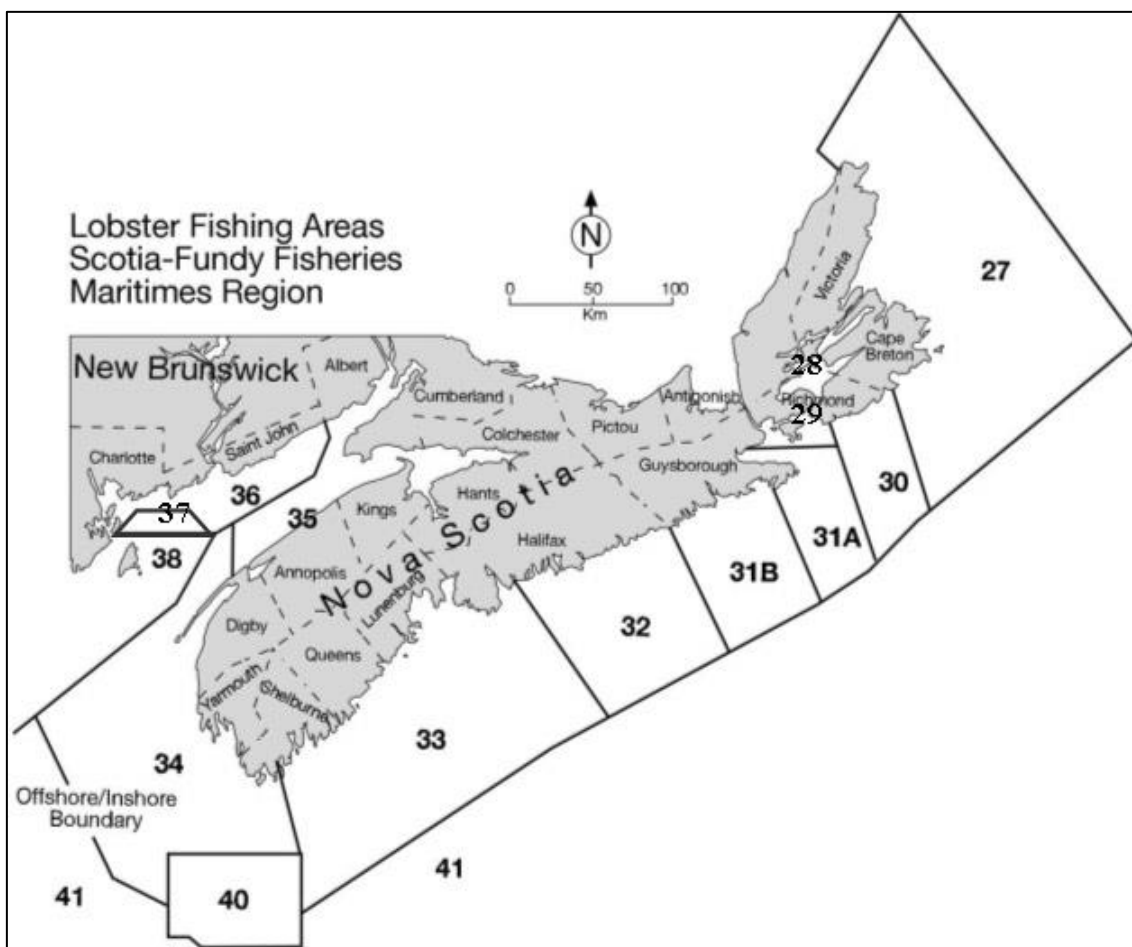


図 6.8 カナダのロブスター漁業水域－沿海州

出典：Inshore Lobster. Integrated Fishery Management Plan (Summary) Lobster Fishing Areas 27 – 38, Scotia-Fundy Sector Maritimes Region 2011, www.dfo-mpo.gc.ca/fm-gp/peches-fisheries/ifmp-gmp/maritimes/insholob-2011-eng.htm, 参照 2016.1.23

²⁸ Beverly Cook, 前掲書, p.388

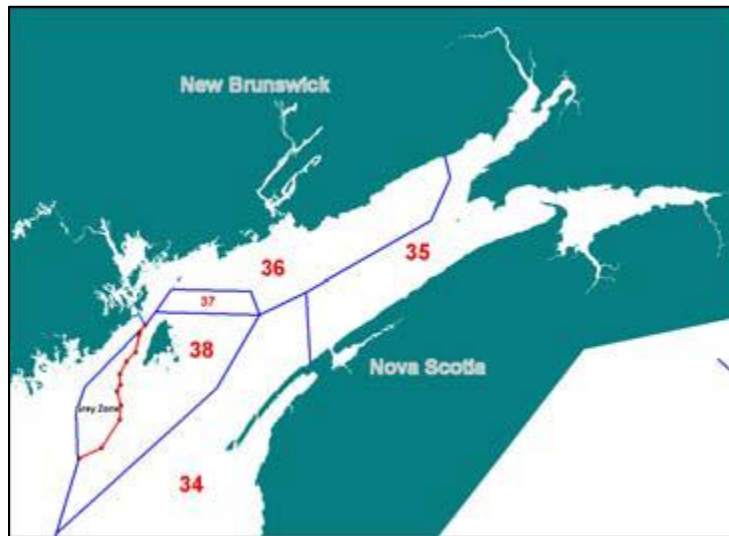


図6.9 ファンディ湾のロブスター漁業水域 35, 36, 38と隣接水域LFA 34

注：LFA38の中の赤線から左側（米国側）が、マチアス・シール島を含む係争海域である。

出典：Canadian Science Advisory Secretariat Science Advisory Report 2007/037

FRAMEWORK AND ASSESSMENT INDICATORS FOR LOBSTER (*HOMARUS*

AMERICANUS) IN THE BAY OF FUNDY, LOBSTER FISHING AREAS (LFAs) 35, 36, AND 38,

www.dfo-mpo.gc.ca/csas/Csas/status/2007/SAR-AS2007_037_E.pdf, 参照2016.1.23

1.6.1 ロブスター漁業の問題

1) マチアス・シール島周辺海域の係争海域（LFA38の1部）での米国漁船の増加、係争海域の東側のカナダ水域（LFA38）での米国漁船による違法操業の増加、更にメイン州の漁業者が通年でロブスター漁をしていることに、カナダ漁業者は不満を持ち、休漁期間（7月～11月頃）の停止を求めた。これに対して、漁業海洋省（DFO）は、LFA38の中にマチアス・シール島周辺海域 LFA38Bを設定し、そこでの休漁期間（7月～11月頃）を停止した。2002年夏から、6月30日～11月までも操業可能となり、²⁹この係争海域でのロブスター漁は、米国同様、通年となった。そのため、夏から秋にかけて、米国漁業者ばかりでなく、カナダ漁業者も操業するようになり、衝突するようになった。例えば、両国の漁業者による漁具の絡まりや盗難、網の切断、すでに置いてある仕掛けの上に自

²⁹ LFA38Bの漁期の終了日は、年によって異なる。The LFA 38B fishing season begins June 30 each year, at 0001 hours and ends at 2400 hours on the Friday immediately preceding the opening of the regular LFA 38 lobster season. Canadian Science Advisory Secretariat Maritimes Region Science Advisory Report 2013/023, June 2013
ASSESSMENT OF LOBSTER (*HOMARUS AMERICANUS*) IN LOBSTER FISHING AREAS (LFA) 35-38, www.dfo-mpo.gc.ca/csas-sccs/Publications/SAR-AS/2013/2013_023-eng.pdf, 参照 2016.1.24

分の仕掛けを置くような違法行為が目立ってきた。³⁰（この時期以外は、係争海域での漁も注目されず、協力して漁が行われている。）

- 2) 係争海域の西側は、米国水域であるが、操業区域が伝統的に決まっている、沿岸域だけに仕掛けを置くことができるという規制により、操業水域が制限された。そのため米国漁業者は、自国沿岸では操業できず、係争海域で操業するようになった。³¹
- 3) 2015年ロブスターの価格が上昇し、ロブスター漁業への参入業者が増加した。現地のグランドマナン島民ではないカナダ人が、漁業権を獲得し、操業を始めるケースがあった。しかも彼らは、自分で漁をするのではなく、他の漁業者に漁をさせる。違法行為も見られ、メイン州の漁業者だけでなく、カナダの漁業者の間でも不満がでた。³²
- 4) ロブスターへの関心の高まりや両国の管理規制の違いにより、ロブスターの個体数が減少する可能性がある。³³
- 5) 係争海域での漁業は、両国の操業方法の違い、資源保護に対する考え方の違いから課題がある。

これらの問題は、1990年締結の「漁業実施協定」の適用や1995年設立の越境資源運営委員会や下部組織での協議によって、ロブスター漁業の継続や係争海域での操業安定のために解決が図られている。

第2節 セレベス海（インドネシアとマレーシア）³⁴

小さな島の領有権をめぐる争いが、東南アジアのセレベス海にもあった。ボルネオ（カリマンタン）島北東のセレベス海に浮かぶシパダン島（Sipadan island, Pulau Sipadan）とリギタン島（Ligitan island, Pulau Ligitan）である。インドネシアとマレーシアの国境付近の沖合にあり、両国の間で、領有権が争われていた。1998年国際司法裁判所（ICJ）に、本案件は持ち込まれ、2002年12月17日裁判所は、マレーシアに両島の領有権があると判定を下した。

³⁰ Josh Allen, *Lobster: U.S.-Canada turf war set to resume. Competing claims over Machias Seal island may collapse the lobster industry there.* www.csmonitor.com/USA/2008/.../p02s01-usgn.html, April 14, 2008, 参照 2016.1.24

³¹ Josh Allen, 同上書, www.csmonitor.com/USA/2008/.../p02s01-usgn.html, 参照 2016.1.24

³² ‘US, Canadian fishermen at war over lobster waters Aggressively assert claims over disputed area as prices increase.’ By David Abel Globe Staff May 28, 2015, <https://www.bostonglobe.com/.../lobsters...canadian.../st...>, 参照 2016.1.8

³³ Josh Allen, 前掲書, www.csmonitor.com/USA/2008/.../p02s01-usgn.html, 参照 2016.1.24

³⁴ 両国とも UNCLOS 締約国である。批准日は、インドネシアが 1986 年 2 月 3 日、マレーシアが 1996 年 10 月 14 日である。

2.1 セレベス海

セレベス海 (Celebes Sea) は、インドネシア語では、スラウェシ海 (Laut Sulawesi) と呼ばれ、フィリピン南部ミンダナオ島、マレーシア、インドネシアのカリマンタン島、スラウェシ島に囲まれた海である。最大水深約 6,200m に達する。南北に約 675 km、東西に約 837 km、総表面積は約 28 万 km² である。



図 6.10 インドネシアとマレーシア 出典：www.rigzone.com

2.2 シパダン島とリギタン島

シパダン島は、約 0.13 km²。北緯 4 度 6 分、東経 118 度 37 分にある。ボルネオに最も近いセンプルナ半島 (Semporna peninsula) の Tanjung Tutop から 15 海里、セバティック島 (Sebatik island) の東海岸から 42 海里 (約 78 km) にある。樹木の密集した火山系の島で、水深 600 m の海底からそびえるサンゴの島である。無人島であったが、周囲が急深の海中地形のため、珍しい海の生態系を見ることができるので、1980 年代以降、マレーシア政府によりスキューバ・ダイビングの観光リゾート地として開発された。日本からの観光客も多い。

リギタン島は、シパダン島より小さく、約 15.5 海里 (約 29 km) 離れた所にある。東西 17 海里、南北 10 海里に広がるリギタン礁の中にあり、常に海面上にあって、ほとんど砂であるが、低地には、やぶや低木がある。無人島である。

この2島は、漁船の立ち寄りやダイビングスポットとして使われているだけであったが、周辺海域に石油やガスの天然資源が埋蔵されているとして、開発が始められた。更に、これら小さな島が、200海里排他的経済水域や大陸棚を画定する基点になる可能性もあり、両国の間で領有権問題が起こった。



図 6.11 セレベス海のシパダン島とリギタン島

出典 : David A. Colson, *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*,
Source: The American Journal of International Law, Vol. 97, No. 2 (Apr., 2003),
pp.398-406, Published by: American Society of International Law Stable URL:
<http://www.jstor.org/stable/3100115> Accessed: 21-12-2015 07:41 UTC, p.400

2.3 両国の主張

1998年両国は、2島の領有権問題をICJに付託し、問題解決を図った。両国は、裁判で主に歴史に基づく論を展開した。この地域は、16世紀より西欧の商人が渡来し、18世紀からは海洋大国のスペイン、オランダ、イギリス、米国などの植民地となり、その帰属は転々とし、複雑な歴史的背景をもつ。

2.3.1 マレーシアの主張

スルー王国時代(15世紀～)から、シパダン島とリギタン島はマレーシアのものである。

スルーのスルタン(国王)は、両島を含む北ボルネオを治めていたが、1851年、スペインに征服された。その一方で、1878年にスルタンは、北ボルネオの一部を後のブリティッシュ北ボルネオ特許会社に賃貸した。この時対象になったのは、現在のサバ州や周辺諸島であり、シパダン島とリギタン島は含まれなかった。北ボルネオを巡るスペインとイギリスの覇権争いは、1885年スペインがサバ州や周辺諸島におけるイギリスの主権を承認し、イギリスがシパダン島とリギタン島を含むそれ以外の地域におけるスペインの主権を承認することで、決着した。1898年、米西戦争に勝った米国は、シパダン島とリギタン島を含む植民地をスペインから獲得した。しかし、1907年、米国は、ブリティッシュ北ボルネオ特許会社が、シパダン島とリギタン島を統治することを認め、更に1930年には、シパダン島とリギタン島など一部の米国領をイギリス領にすることを正式に確認した。1963年、イギリスから独立したマレーシアは、そのまま両島を引き継いだ。

つまり、両島は、スルー王国(the Sultan of Sulu)、スペイン(Spain)、米国(the United States of America)、イギリス(Great Britain of behalf of the State of North Borneo, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)を経てマレーシア帰属となったと主張する。³⁵

歴史的根拠以外に、両島は7島から構成されるリギタン諸島に属し、地理的にも経済的にもマレーシアの一部である。両島をイギリスが、その後はマレーシアが、1世紀近くの間、平和的に占有し実効支配してきた。しかもそれに対して、インドネシアより一切抗議を受けなかった。³⁶1917年2島にカメの卵の採取を規制する法令を出し、漁業を許可制にした。1933年シパダン島に鳥の保護区を設置した。1962年～1963年2島に灯台を建設し、現在に至るまで維持管理をしている。

³⁵ David A. Colson, *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*, *The American Journal of International Law*, Vol. 97, No. 2 (Apr., 2003), pp. 398-406, p.402, 参照 2015.12.21

³⁶ マーク・バレンシア「島の領有権が裁判で決まった」新潮社4月号, 2003, 国際情報サイト Foresight www.fsight.jp, 参照 2015.12.25

2.3.2 インドネシアの主張

1891年イギリスとオランダの条約により、シパダン島とリギタン島は、インドネシアのものである。

オランダは、1800年頃までに現在のインドネシアの領域全体を植民地としていた。一方イギリスは、ボルネオ島（カリマンタン島）の北部に進出していた。そのボルネオ島での境界を巡って、1891年にイギリスとオランダが協定³⁷を結び、シパダン島とリギタン島は、オランダ領となった。その根拠として、協定第4条³⁸にある「ボルネオ島のオランダとイギリスの境界線は、ボルネオ島東海岸の北緯4度10分から始まり、セバティック島を横切り同緯度に沿い東方へ続く。(From 4°10' north latitude on the east coast the boundary-line shall be continued eastward along that parallel, across the Island of Sebittik.)」³⁹という箇所を主張する。この境界線が、ボルネオ島東海岸から東方、つまり海に向かって伸びると解釈し、海上の島々についても、この境界線より北はイギリス領、南はオランダ領とした。シパダン島は北緯4度6分、リギタン島は北緯4度9分である。1891年協定に地図は付随していなかったが、インドネシアは、オランダ政府が議会のために作成した地図を提出した。その地図では、確かに境界線は、海に向かって伸びていた。翌1892年にイギリスはこの地図の存在を知ったが何の反論も行わなかったため、この国境線をイギリスは「黙認した」とインドネシアは解釈した。つまり北緯4度10分以南にある両島は、オランダ領であり、オランダから独立したインドネシアの領土である。⁴⁰

これに対し、マレーシアは、インドネシアが提出した議会用の地図は、国境線は海に向かって伸びてはいたが、シパダン島とリギタン島には、届いていない。1915年に締結された別の境界画定協定⁴¹に付随する地図でも、国境線は、セバティック島で途切れ、シパダン島とリギタン島には、届いていない。そもそもイギリスは、1930年までシパダン島とリギタン島を所有していなかったのだから、その前に結ばれた協定（1891年）で両島をオランダに譲渡することなどできなかったはずだと反論した。⁴²

歴史的根拠以外に、インドネシアは支配権の行使という点で、オランダ海軍が両島で海賊の警戒や水路の調査を行ったことを挙げ、オランダ政府が両島をオランダ領であるとみなしていたのだと主張した。1921年、イギリス帰属の水域に入らないように注意しながら

³⁷ Convention between Great Britain and the Netherlands Defining the Boundaries in Borneo, 20 June 1891

³⁸ Resistensia Kesumawardhani, "Dispute between Indonesia-Malaysia over Ambalat Block", download.portalgaruda.org/article.php?article...val... 2008/05/01, p.9, 参照 2015.12.21

³⁹ David A. Colson, 前掲書, p.401, 'The Island of Sebittik' means 'the Island of Sebatik'.

⁴⁰ David A. Colson, 前掲書, pp.399-401

⁴¹ Agreement between the United Kingdom and the Netherlands relating to the Boundary between the State of North Borneo and the Netherland Possessions in Borneo, 28 September 1915

⁴² マーク・バレンシア, 前掲書

巡回していたオランダの駆逐船リンクスが、シパダン島とリギタン島に寄港した。またインドネシアの漁師たちが、伝統的に両島周辺海域で操業してきたと主張した。⁴³

ICJ 付託への過程⁴⁴

- ① 法的手段による紛争解決に両国が合意する
- ② 両国の代表を決める。非公式会議
- ③ 1996年10月インドネシア・スハルト大統領が最終合意（政治判断）
- ④ 1997年5月31日 ICJ への付託のための条約締結⁴⁵
 - 1997年11月19日マレーシアが批准する
 - 1997年12月29日インドネシアが批准する
 - 1998年5月14日発効（批准書の交換後）
- ⑤ ICJ へ共同書簡を提出（1998年9月30日付）
- ⑥ 1998年11月2日 ICJ に受理される

2.4 国際司法裁判所の判決

国際司法裁判所（ICJ）は、両国のこれらの主張に対し、植民地時代の地図や曖昧な条約に基づくすべての主張を却下した。インドネシアが主張した1891年協定は、セバティク島以東の島々の領有権を明確にする根拠にならないと判断した。また、マレーシアやインドネシアが旧宗主国から両島を継承した可能性についても、否定的だった。スルー王国のスルタンからイギリスを経て両島を継承したとするマレーシアの主張を退けた。⁴⁶ブルンガン王国のスルタンからオランダを経て両島を継承したとするインドネシアの主張も退けた。

歴史的観点からの領有の根拠を示すことができなかったため、裁判所は、実効支配という観点から両島の領有権を検討した。インドネシア、マレーシアのどちらの国が、実際、

⁴³ マーク・バレンシア、前掲書

⁴⁴ Djalal, Hasjim, *DISPUTE BETWEEN INDONESIA AND MALAYSIA ON THE SOVEREIGNTY OVER SIPADAN AND LIGITAN ISLANDS*, JURNAL OPINI JURIS, Vol 12 (2013): JANUARI – APRIL, pp.14-16, <http://pustakahpi.kemlu.go.id/app/Dispute%20between%20Indonesia%20and%20Malaysia%20on%20the%20Sovereignty%20over%20Sipadan%20and%20Ligitan%20Islands.pdf>, 参照 2016.1.19

⁴⁵ INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE, SPECIAL AGREEMENT, FOR SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE OF THE DISPUTE BETWEEN INDONESIA AND MALAYSIA CONCERNING SOVEREIGNTY OVER PULAU LIGITAN AND PULAU SIPADAN, jointly notified to the Court on 2 November 1998, 1998 General List No. 102, www.icj-cij.org/docket/files/102/7177.pdf, 参照 2016.1.29

⁴⁶ 松田幹夫「マレーシアは、本来、元主権者であるスルー（スルー）のサルタン（スルタン）によって保持された権原が、スペイン、アメリカ、イギリスそして最終的には、マレーシアに順次移転したと主張する。しかし、裁判所は、権原の連続した移転があったとされたことを証明するためにマレーシアが提出した国際法上の文書のどれにも争われている島の名称があげられていないことに当初から注目する。」「リギタン島とシパダン島の主権に関する事件」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所一判決と意見』第3巻、国際書院、p.493-505, 2007, p501

継続的に両島を支配し、今後もそうする意思があるのかどうかに着目した。裁判所は、インドネシアに対して「提出された事実から、オランダないしはインドネシアの海軍が、シパダン島、リギタン島、及び周辺海域について、主権の及ぶ範囲だと考えていたと推定することはできない。私人（漁師など）の活動は、法令や政府の承認を受けて行われたのではないので、実効支配の証拠とみなすことはできない。」とし、両島を実質的に統治していた証拠ではないと判断した。⁴⁷一方、マレーシアは、1917年両島におけるカメの捕獲及びカメの卵の採取を規制する法令を出し、漁業を許可制にした。1933年シパダン島に鳥の保護区を設置した。1962年から翌年にかけて、イギリス領北ボルネオ植民地当局が両島に灯台を建設し、それが今日まで存在し、マレーシアが維持管理をしている。⁴⁸裁判所は、マレーシアに対して「マレーシアの活動は、数こそ少ないが多様であり、立法、行政、そして準司法的な性格を有する。長期にわたるものでもあり、この2島に対して、他の島々同様に国家的機能を果たそうとする意思を読み取ることができる。また、こうした活動が行われている間、オランダもインドネシアも抗議したことはなかった。」と認定した。そして、このような実効支配の事実から2002年12月17日裁判所は「シパダン島とリギタン島は、マレーシアに属する」という結論を出した。⁴⁹

2.5 セレベス海の境界未画定問題

国際司法裁判所は、他の案件同様に、曖昧な条約、「発見」や「歴史」に由来する主権の主張を退け、「長期にわたる」継続的な実効支配や統治、管理の証拠などを重視した。実効支配の証明には、他国からの抗議がないこと、他国の影響力が係争地域に及ばなくなった事実などが考慮された。

1998年ICJに持ち込まれた「シパダン島とリギタン島の領有権」に関する本案件は、2002年12月17日マレーシアに両島の領有権があるという判定が下った。しかし、本件は、領土問題の解決をICJにゆだねる紛争当事者に教訓を残した。裁判所に付託した一方の国の領有権が否定されるということだ。1996年インドネシア（スハルト大統領⁵⁰）は、領土問題の平和的解決のためにICJへ付託するというマレーシアの提案に同意し、1998年マレーシアと共に、2島の領有権問題をICJへ付託した。その結果、2002年、インドネシアの主張は却下され、マレーシアの主張が認められた。インドネシア国内での失望は大きく、政権に対する不満が増大し、ICJへ本件を付託する事に同意した役人のキャリアにも影響を

⁴⁷ マーク・バレンシア、前掲書

⁴⁸ 松田、前掲書、p502

⁴⁹ マーク・バレンシア、前掲書

⁵⁰ インドネシアの第2代大統領として活躍し、その在任期間は、1967年3月12日から1998年5月21日である。30年以上在任し、開発独裁政権として同国の工業化を推し進めたが、アジア通貨危機後の政治不安、社会不安を沈静化できず、大統領職を辞任した。

与えた。その後、インドネシアは、セレベス海のその他の問題を、ICJ あるいは第 3 機関に付託することを拒否している。⁵¹

1998年当時、マレーシアとインドネシアの間には、2島（シパダン島とリギタン島）の領有権問題とセレベス海の境界未画定問題があったが、両政府は、2島の領有権問題のみをICJに付託した。当時は、領有権問題が解決したならば、海域の境界画定は、大きな問題もなく円滑に進むだろうと考えられた。また、海域画定問題には、フィリピンも関係してくるので、その問題は避けたかったという可能性もある。⁵²当初、インドネシアは、ICJ付託に反対していたが、マレーシアとの密接な経済協力を維持すること、世界やインドネシアの人々にインドネシアが国際法遵守の国であることを示したかった、⁵³両国は、領有権問題や論争を次の世代に残すべきではない⁵⁴等の理由で、付託に踏み切ったとされる。

ICJの判定は、2島のマレーシア帰属を明確にしたもので、その周辺海域の境界画定には影響を及ぼさない。そのため、両国によるセレベス海での境界の画定問題が再燃した。アンバラット海域（Ambalat Block）である。

アンバラット海域は、両国が国境を接するボルネオ島東方沖の約 15,000 km²の海域で、豊富な石油や天然ガスなどの資源があると考えられている。アンバラット問題は、マレーシアが、“Pera Baru”⁵⁵つまり、新しい地図を公表した 1979 年に始まった。⁵⁶両国が主張している海域が重複しているのである。2002 年 ICJ が、2 島の領有権をマレーシアに与えたことにより、更に、両者の関係は悪化した。ICJ 判決は、両島が、海域を主張できるとか、あるいは海域の境界である等の判断は下さなかった。しかしマレーシアは、両島を領海、EEZ、大陸棚を画定する基点として使用した。更に 2005 年 Shell 石油会社と国営石油会社 Petronas に石油開発区域を与えた。その区域は、すでにインドネシアが 1999 年イタリアの石油会社 ENI に、2004 年アメリカの石油会社 UNOCAL に開発の権利を与えていた海域なので、両国の関係は悪化した。インドネシアは、シパダン島とリギタン島の領有権問題で、マレーシアに敗北しているので、セレベス海の境界画定に関しては一步も譲らなかった。アンバラット問題では、インドネシアが勝利し、両島の領海だけをマレーシアの海域として認めた。図 6.12 は、セレベス海での両国の海域境界を示している。

⁵¹ JOHN G. BUTCHER, *The International Court of Justice and the Territorial Dispute between Indonesia and Malaysia in the Sulawesi Sea*, Contemporary Southeast Asia Vol. 35, No. 2 (2013), pp. 235–57 DOI: 10.1355/cs35-2e© 2013 ISEAS ISSN 0129-797X print / ISSN 1793-284X electronic, pp.235-257, pp.251-252 [PDF]View - Griffith Research Online - Griffith University, www98.griffith.edu.au/dspace/bitstream/.../90015_1.p..., 参照 2016.1.10

⁵² JOHN G. BUTCHER, 同上書, p.245

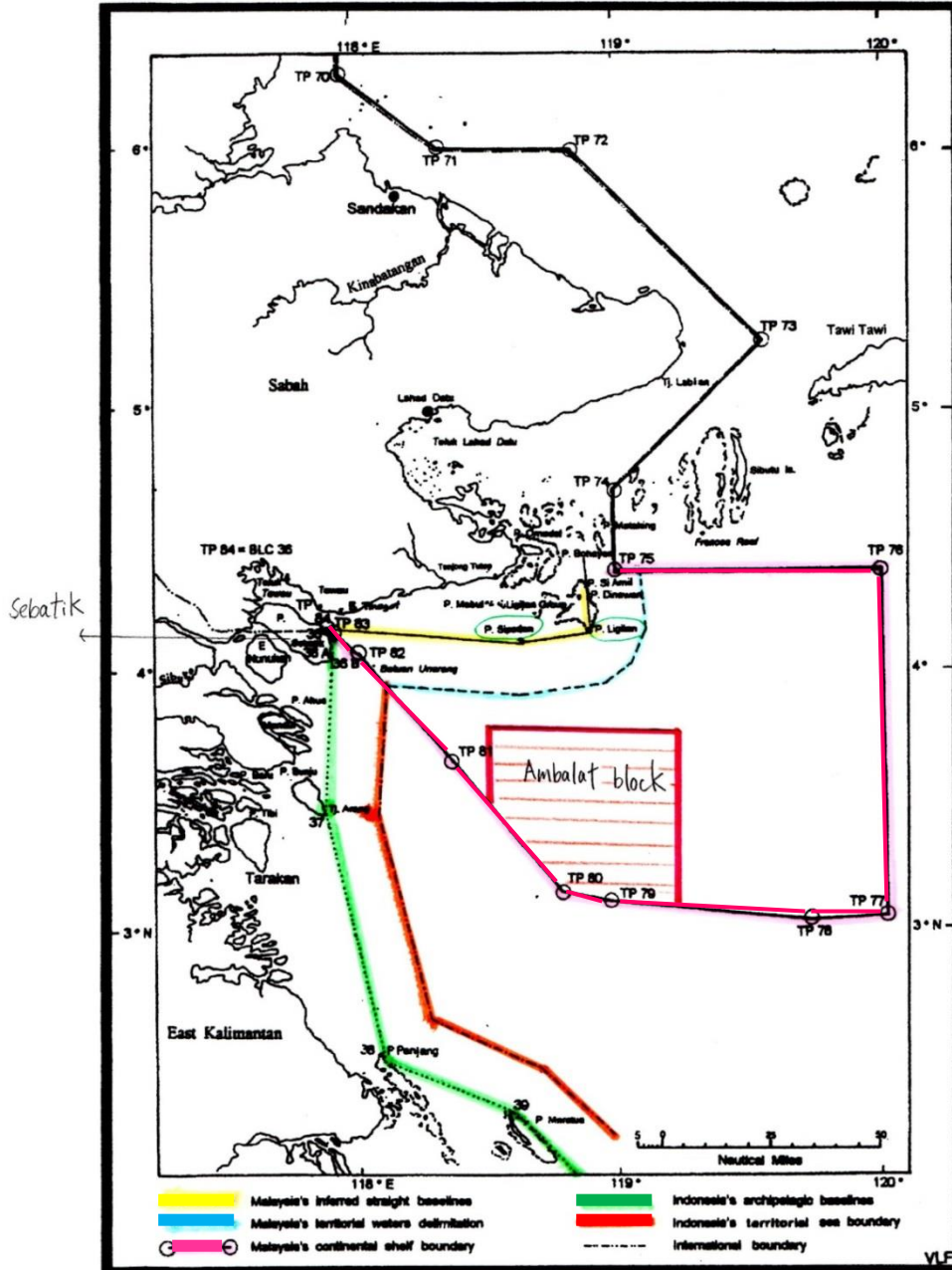
⁵³ JOHN G. BUTCHER, 同上書, p.244

⁵⁴ Djalal, Hasjim, 前掲書, pp.14-15

⁵⁵ Mark. J. Valencia and Nazery Khalid, *The Sulawesi Sea Situation: Stage for Tension or Storm in a Teacup?*, The Asia-Pacific Journal: Japan Focus, www.japanfocus.org/-Mark_J.../3184/article.html, 参照 2016.1.10

⁵⁶ インドネシアなどがその地図を批判。1980年2月インドネシアがマレーシアに2島に関する抗議文を送る。インドネシア以外の国からも反対があり、マレーシアは、国連に地図を送っていない（法的に認められていない）。

Figure 2: Malaysia's and Indonesia's Maritime Delimitations in the Celebes Sea



IBRU Boundary and Territory Briefing 1995©

図6.12 セレベス海のマレーシアとインドネシアの海域境界

注： ■ マレーシアの推測される直線基線 ■ インドネシアの群島基線
■ マレーシアの領海の限界 ■ インドネシアの領海の境界線
○ マレーシアが主張する大陸棚の境界線

Ambalat Block（アンバラット区域）：両国が主張する海域

出典：R. Haller-Trost, *The Territorial Dispute between Indonesia and Malaysia over Pulau Sipadan and Pulau Ligitan in the Celebes Sea: A Study in International Law*. pp.1-40, p.35
の地図加工。（Ambalat Block を入れ、明確になるように各線に色を付けた。）

International Boundaries Research Unit BOUNDARY & TERRITORY BRIEFING 1995,
Volume 2 Number 2, <https://www.dur.ac.uk/ibru/publications/download/?id...>

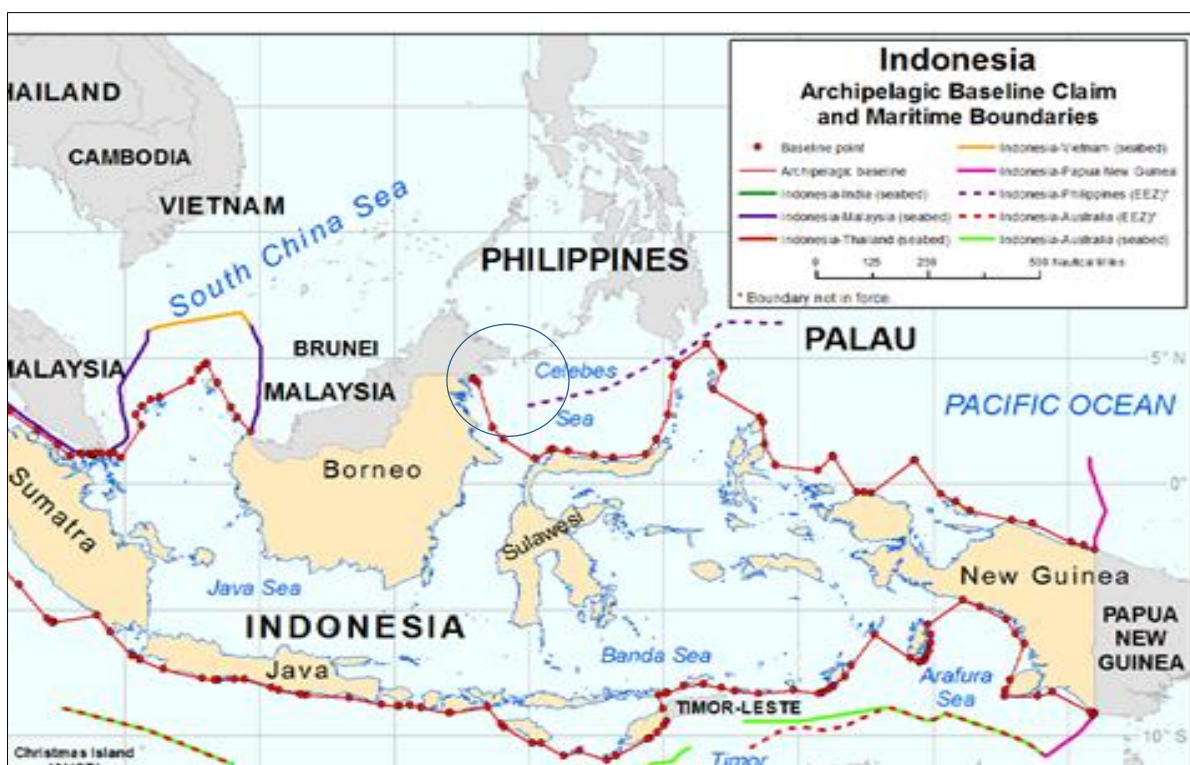


図 6.13 インドネシアの群島基線と海域境界

注：赤点：群島基線ポイント

赤線：群島基線

紫の点線：インドネシアとフィリピンの EEZ の境界線

○で囲まれた海域：セレベス海の西側の EEZ が画定していない。（筆者加筆）

出典：United States Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs Limits in the Seas, No. 141,
Indonesia: Archipelagic and other Maritime Claims and Boundaries,
Illustrative Map of the Archipelagic Baselines and Maritime Boundaries of Indonesia, p.12

図 6.13 が示すように、インドネシアとマレーシアの EEZ は画定していない。そのため、その海域での漁業にも影響を与えた。係争海域での漁業操業の問題が適切に対処されなければ、両国間で紛争になる可能性もある。

2.6 係争海域での漁業

インドネシアとマレーシアの間に係争海域の漁業操業に関して、漁業協定はない。しかし 2012 年 1 月 27 日に、両国間で漁業者の待遇に関する覚書が取り交わされた。

2002 年シパダン島とリギタン島がマレーシア帰属となったことにより、その領海 12 海里もマレーシアの海域となった。しかし、両島を基点とした EEZ の境界は画定していない。インドネシアの漁業者数は圧倒的に多く、⁵⁷伝統的に両島周辺海域で漁をしていたインドネシア漁業者は、違法操業を行った。両国は、セレベス海ばかりでなく、他の海域でも、隣接あるいは向かい合った海域で、領海侵犯、違法操業の疑いで拿捕されるという事件が相次いだ。そのため、両国の伝統的漁業者の操業問題を解決するために 2012 年 1 月 27 日、覚書を締結した。

「マレーシアとインドネシアの海事法執行機関による漁業者の待遇についての共通の指針に関する両政府間の覚書 (Memorandum of Understanding between the Government of the Republic of Indonesia and the Government of Malaysia in respect of the common guidelines concerning Treatment of Fishermen by Maritime Law Enforcement Agencies of Malaysia and the Republic of Indonesia)」⁵⁸である。11 条から成る。

- ・覚書の目的は、インドネシアとマレーシアの漁業者の福利を確かなものにするために、漁業問題解決の指針を示すことである。(第 1 条)
- ・両国の良好な関係、密接な協力関係、相互理解を深めるために、海事法執行機関は、暴力的行為や武力を使わずに問題を解決する。(第 2 条 b)
- ・本覚書の規定に従って行われるいかなる行動あるいは不作為も、以下の権利を損なうものではない。海域境界に関する現在の 2 国間協定、現在進行中の海域境界画定 2 国間交渉、解釈の違いによる管轄権問題、国際法の適用、文書化の有無にかかわらず海域・領土の主張、最終的な海域境界画定の権利。(第 2 条 c)
- ・基本的人権に従って、漁業者に対し衡平な扱いを行わなければならない。(第 2 条 d)
- ・漁業者や関係機関に情報発信をすることによって、紛争の予防対策をする。(第 3 条 a)

⁵⁷ 中国に次ぐ世界第 2 位の漁業者がいる。

⁵⁸ treaty.kemlu.go.id/index.php/treaty/download/1273, 参照 2016.1.30

- ・相手国海域に不法に侵入した場合、その海域から直ちに出るように、漁船を指導、要求する。但し、違法漁具（爆発物、電気漁具、化学的漁具等）を使用した漁業者は除く。
（第3条 b）
- ・インドネシアの調整機関は、Indonesia Maritime Security Coordinating Board (IMSCB/Bakorkamla)、マレーシアの機関は、Maritime Security & Sovereignty Division, National security Council, Prime Minister's Department である。（第4条 1）
- ・年1回、あるいは必要な場合はいつでも、指針の実施状況の監視、評価、再検討を行う。
（第4条 2）
- ・インドネシアの支援機関は、Indonesia Maritime Security Coordinating Board (IMSCB/Bakorkamla)、その関係機関は、the Indonesian Navy, Indonesian National Police, Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Indonesian Customs and Coast Guard Unit-Ministry of Transportation である。マレーシアの支援機関は、Malaysian Maritime Enforcement Agency (MMEA), Royal Malaysian Navy, Royal Malaysian Air Force, Royal Malaysian Police, Department of Fisheries and Royal Malaysian Customs である。（第4条 3）
- ・実施海域は、両国間の全ての境界未画定海域である。（第5条）
- ・締約国の一方が第3国との共同事業を行う際は、第3国も本覚書に従わなければならない。（第6条）
- ・両国は、この覚書の履行中は、文書、他方の締約国から得られる情報やデータ、あるいは他方の締約国に提供する情報やデータに関して機密性を持つ。（第7条）
- ・両国は、外交ルートを通して相手国に通知をした後に、安全保障、国益、公序、公衆衛生のため、本覚書実施の全部あるいは一部分を一時的に停止する権利を有する。
（第8条）
- ・両国間で紛争が生じた場合には、紛争解決のために第3機関あるいは国際法廷に照会することなく、両国の外交ルートと通して、交渉し、友好的に解決する。（第10条）
- ・本覚書は、署名日に発効する。実施海域での将来の境界画定に関する協定に影響を与えるものではない。（第11条）

本覚書第2条 c は、留保条項であり、係争海域に対する両国の立場を尊重している。

伝統的漁業者とは、10トン以下の船を使用して操業する者である。両国は UNCLOS の締約国であり、UNCLOS に従って伝統的漁業者の権利を尊重する。⁵⁹UNCLOS 第4部群島国第51条「既存の協定、伝統的な漁獲の権利及び既設の海底電線」の中に、「群島国は、第49条の規定の適用を妨げることなく、他の国との既存の協定を尊重するものとし、また、群島水域内の一定の水域における自国に隣接する国の伝統的な漁獲の権利及び他の適法な

⁵⁹ Pewarta: Oktavia, *RI and Malaysia Agree to Solve the Fishermen Problem through Diplomacy*, Senin, 30 Januari 2012 15:53 WIB | 1.712 Views, www.antaraneews.com/.../ri-and-malaysia-agree-to-solv..., 参照 2016.1.28

活動を認めるものとする。そのような権利を行使し及びそのような活動を行うための条件（これらの権利及び活動の性質、限度及び適用される水域を含む。）については、いずれかの関係国の要請により、関係国間における二国間の協定により定める。そのような権利は、第三国又はその国民に移転してはならず、また、第三国又はその国民との間で共有してはならない。」とある。群島国とは、全体が1又は2以上の群島から構成される国⁶⁰で、まさしく、インドネシア、マレーシアが該当する。

本覚書は、両国間の全ての境界未画定海域を対象に漁業問題解決のために、UNCLOSの趣旨に従って、作成されたものである。枠組みはできたので、後は、現場の漁業者や海事執行機関の職員が、それぞれのルールを守ることが重要である。両国間では、伝統的漁業者の権利の尊重、違法操業の根絶が優先され、漁業資源管理への動きはまだない。

小括

第6章では、他国の係争海域での漁業状況を検討した。

第1節では、北東アメリカのメイン湾の係争海域を検討した。米国とカナダは、メイン湾の境界未画定問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託し、1984年判決により、メイン湾の境界線は画定した。しかし、この判決により、2つの問題が出てきた。境界線周辺海域での漁業問題とマチアス・シール島の領有権問題に伴う同島周辺海域の漁業問題である。前者は、越境操業であり、後者は、ロブスター漁である。これらの境界画定・未画定海域での違法操業を防止するために、1990年「漁業実施協定」が締結された。違法漁業者に対して、両国は刑罰を与えている。1995年両国による越境資源運営委員会が創設され、下部組織や作業グループも作られ、資源管理に取り組んでいる。

第2節では、東南アジアのセレベス海を検討した。インドネシアとマレーシアは、シパダン島とリギタン島の領有権問題をICJに付託し、2002年判決により、2島の帰属はマレーシアに決まった。マレーシアは、この2島を基点として、自国のEEZを設定し、セレベス海のアンバラット区域で海底石油の調査を始めた。しかし、インドネシアは、「判決は島の領有権のみで周辺海域は含まれていない」と反発し、現在セレベス海には、両国の領海12海里の設定だけで、EEZや大陸棚は設定されていない。他の海域でも領海侵犯、違法操業の疑いで拿捕されるという事件が相次いだため、両国間の全ての境界未画定海域での伝統的漁業者の福利を目的に、2012年「海事法執行機関による漁業者の待遇についての覚書」を締結した。両国による資源管理への動きは、まだない。

⁶⁰ UNCLOS 第46条「用語」

第7章 事例の比較とモデル分析

第3章から第5章までは、日本の3か所の係争海域での漁業協定を、第6章では、他国の係争海域での漁業状況を検討した。本章では、これらの係争海域での漁業協定・漁業状況の比較（第1節）と漁業資源の維持管理の可能性についての分析モデルによる分析とその結果（第2節）を述べる。

第1節 係争海域での漁業協定・漁業状況の比較

日本近海での漁業協定・漁業状況の比較と、日本近海と他国の係争海域での漁業状況の比較を述べる。

1.1 日本近海での漁業協定・漁業状況の比較

北の海域（北方四島周辺海域）では、ロシアと3つの漁業協定（政府間2、民間1）、中間の海域（竹島周辺海域）では、韓国と政府間協定を1つ、南の海域（尖閣諸島周辺海域、東シナ海）では、中国と政府間協定、台湾と民間取決めをそれぞれ1つずつ締結している。各協定水域は、係争海域を含むため、「相互の関係における諸問題についていずれの政府の立場および見解を害するものではない」という留保条項が明記されている。3つの係争海域は、漁業協定の成立背景、操業状況等から、北の海域と中間・南の海域の2つに区分することができた。

➤ 協定成立背景

1) 北の海域

- ①ソ連（ロシア）が、北方四島周辺海域の管轄権を持つ。北海道と北方四島の地理的中間線が、両国の暫定的境界線である。四島周辺海域への越境操業により、日本漁船の拿捕や乗組員の抑留が相次ぎ、安全操業が求められてきた。
- ②1977年200海里漁業専管水域が設定された。日ソ両国が自国領海基線から200海里漁業専管水域を設定したため、従来の協定の見直しが必要となった。

2) 中間・南の海域

- ①漁業勢力が変化した。1970年代頃までは、日本の勢力が、韓国や中国より大きかったが、1980年代以降、中国や韓国の勢力の方が大きくなった。
- ②1994年国連海洋法条約（UNCLOS）が発効した。日本、韓国、中国はUNCLOS締約国として、本条約に基づいて、200海里排他的経済水域（EEZ）を設定した。台湾は締約

国ではないが、独自の EEZ（暫定執法線）を設定した。それぞれの主張する海域が、重なり合う箇所があり、漁業操業のために海域を画定する必要があった。

➤ 操業条件等

1) 北の海域

- ①漁業者は、日ロ双方からの操業許可証を持って操業する。
- ②貝殻島昆布採取協定、北方四島周辺水域操業枠組協定の協定水域は、北方四島の領海内なので、操業時、日本漁船はロシアの法令に従う。
操業水域は、四島の領海内の指定された水域である。
- ③日ソ地先沖合漁業協定の協定水域は、北西太平洋の日ロ双方の 200 海里水域である。
操業水域は、双方の 200 海里水域内の指定された水域である。
双方の漁船は、操業時、相手国の法令に従う。但し四島接続 200 海里内ではロシアの法令に従う。
- ④貝殻島昆布採取協定は民間交渉、日ソ地先沖合漁業協定は日ロ漁業委員会、北方四島周辺水域操業枠組協定は政府間協議と民間交渉で、毎年の具体的な操業条件等を決める。
- ⑤日本は、ロシアに、採取料、入漁料、協力金の支払い、機材供与を行う。

2) 中間・南の海域

- 日韓漁業協定・日中漁業協定
- ①協定水域は、双方の EEZ 内で、相互入会の許可制である。沿岸国主義である。
操業水域は、双方の EEZ 内の指定された水域である。
 - ②係争海域には、共同利用水域（暫定水域）を設定し、旗国主義を採用する。
 - ③漁業共同委員会で、具体的な操業条件等を決める。
- 日台民間漁業取決め
- ①取決め水域は、北緯 27 度以南の水域で、法令適用除外水域（いわゆる旗国主義）である。
 - ②民間協定であるため、操業許可を相手側からもらう必要はない。
 - ③取決め水域内に、特別協力水域と八重山北方三角水域を設定し、マグロ漁の最盛期（4 月～7 月）には、特別ルールで操業する。
 - ④漁業委員会で、具体的な操業条件等を決める。

➤ 操業上の課題と対策

日本近海の係争海域での課題は、海域により異なる。⇒はその対策である。

1) 北の海域

- ①入漁料、協力金の支払い、機材供与等が、日本漁船にとって負担である。
⇒ロシア政府との話し合いが必要である。領土問題の早期解決が求められる。

②ロシア・トロール漁船による漁具被害がある。

⇒トロール漁船の操業自粛等の実効的な対策を講じるようにロシア政府に要請する。

③資源データが日ロ間で異なる時がある。資源量の違いは、翌年の漁獲割当量を決める際に影響を及ぼす。

⇒資源管理を進めるためにも、両国共通の資源管理データ作成が必要である。

④操業海域の縮小や漁獲割当量の削減が懸念される。日本は、操業海域や漁獲割当量の拡大を望んでいるが、資源管理あるいはその他の理由で縮小、削減されることは、漁業者の生活の安定や水産業を維持していく上で問題である。

⇒両国が良好な関係を維持する。資源データを正確なものにする。

2) 中間・南の海域

①共同利用水域が広く、旗国主義が採用されている。特に東シナ海は、中央部分のほとんどが共同利用水域となっている。漁業勢力の大きい国の漁船が、その海域を独占し、小さい国の漁船が操業できない状況にある。東シナ海の場合は中国、日本海の場合は韓国の漁船が多い。また、資源管理も困難である。

↓

・共同で利用する水域ではあるが、操業実績に差がある。

⇒漁業勢力の大きい国の隻数、漁獲量を少なくする。

・操業方法も漁船間の間隔も自由なので、漁船の衝突や網の絡まりなどを懸念して、日本漁船が操業できない状況にある。

・中国の三無漁船が多く操業する。

・共同利用水域の日本 EEZ 寄りで操業し、時には日本 EEZ 内に入って操業する違法行為がある。(中国、韓国)

⇒水域内の旗国主義を一部、適用除外とし、操業に関しての特別ルールを作る。

⇒水域内に特別水域を設定し、特別ルールを作る。(日台民間漁業取決めのよう)

・漁業資源の枯渇が懸念される。水域内は旗国主義のため、資源管理は各国の責任の下で行われることになっている。漁業勢力の大きい国が資源管理に積極的でないため、資源管理が困難である。(中国、韓国)

⇒共同利用水域を狭くして各国の EEZ を広くする。各国の責任の下で資源管理を行う。

⇒資源管理に対して関係国との共通理解を深め、早急な資源管理対策を進める。

⇒日本海・東シナ海には 2 国間の漁業協定のみ存在する。漁業資源の特性上、関係国・地域すべての参加による資源管理委員会の設置、ルールを策定する。

②違法操業が多い。日本 EEZ 内での無許可操業（密漁）や共同利用水域の境界線寄りの日本 EEZ 内での違法操業、許可を受けた漁船でも、漁獲割当量超過、操業水域違反などの違法操業が多い。日本 EEZ の広い範囲で操業している韓国漁船の違反が多い。

⇒各国政府に、漁業者が法令遵守をするように強く要請する。

⇒各国政府は、違法漁業者に対して厳しい罰則を与える。違法漁船に対して、両国が同等の罰則（処罰）を与える。（米国・カナダのように）

③中国漁船が増加している。中国国内での水産物消費の増加、漁業者の増加、中国沿岸域の水質悪化のため、より遠くへ操業海域を求める傾向がある。

⇒違法操業、三無漁船、虎網漁船などに対して、中国政府に取締り強化を要請する。

日本も海上での取締りを強化する。また関係国と違法操業等に関する情報を共有する。

④沿岸域の漁業資源状況が悪化すると、操業水域をより遠方に拡大し、他国の漁船と競合する可能性がある。

⇒各国政府は、沿岸域の資源管理に努める。

⑤共同利用水域内での第3国船舶の法的地位。第3国漁船は、当該水域で操業できるのか、どちらの国が許可し、どちらの国の法令に従うのかが曖昧である。

⇒海域上に共同利用水域（暫定水域）を設定している限り、取締り権限の帰属問題等に対する適切な措置が求められる。

一般に、漁業勢力の大きい国は、広い共同利用水域を主張し、漁業勢力の小さい国は、共同利用水域を狭くし、自国 EEZ が広がることを主張する。

表7.1は、日本の係争地の状況と漁業協定をまとめたものである。

表7.2は、2016年現在有効な日ロ間の漁業協定である。現在4つの協定がある。その内、係争海域に関係する協定は、3つである。貝殻島昆布採取協定（1981年）は、北海道水産会とソ連政府の民間協定である。歯舞群島の貝殻島周辺水域で、4か月間の昆布採取に限定した協定である。日ソ地先沖合漁業協定（1984年）は、北西太平洋の日ロ双方の200海里水域内での双方の漁船によるサケ・マス以外の操業を認めたものである。操業水域、漁業種類、漁獲割当量などが決められている。北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）は、北方四島の領海（12海里）内で、日本漁船が操業するためのものである。操業水域、魚種、漁獲量が決められている。3つの協定水域は、係争海域を含むため、それぞれの協定には、留保

条項がある。①採取権の喪失事項（貝殻島昆布採取協定附属書）②この協定の規定と海洋法の諸問題との関係（地先沖合漁業協定第7条）③相互の関係における諸問題との関係（北方四島周辺水域操業枠組協定第6条）である。日ソ漁業協力協定（1985年）は、日本漁船が、日ロの200海里水域内でロシア系サケ・マスを獲得するためのものである。¹サケ・マスは、溯河性魚種のため、母川国主義が採用されている。係争海域周辺に、本協定の操業水域は設定されていない。

表7.3は、日本海・東シナ海での日韓・日中・日台漁業協定である。これらの協定は、1994年UNCLOS発効後に締結され、係争海域には、共同利用水域（暫定水域）が設定されている。日韓・日中漁業協定は、政府間協定であり、協定水域は双方のEEZで、沿岸国主義が採用され、操業は相互入会の許可制である。共同利用水域（暫定水域）では、旗国主義が採用され、相手国からの操業許可は必要ないが、自国の関係機関（日本の場合は、農林水産大臣）に出漁届を提出する必要がある。日台民間漁業取決めは、公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）の民間協定である。北緯27度以南の係争海域を法令適用除外水域に設定した。民間協定なので、相手側から操業許可をもらう必要はないが、例えば、沖縄県の漁業者は、県知事（所属漁業組合）からの許可が必要である。3つの協定水域は、係争海域を含むため、それぞれの協定には、留保条項がある。①国際法上の問題との関係（日韓漁業協定第15条）②海洋法に関する諸問題（日中漁業協定第12条）③海洋法に関する諸問題（日台民間漁業取決め第4条）である。竹島領海12海里内で、日本漁船は操業していない。尖閣諸島領海12海里内で、中国・台湾漁船は操業していない。

表 7.4 は、3 係争海域の現況と課題をまとめたものである。

¹ 日本 200 海里水域における日本漁船によるロシア系サケ・マスの操業条件等については 日ソ漁業協力協定に基づいて設定された「日ロ漁業合同委員会」で協議される。ロシア連邦 200 海里水域における日本漁船によるロシア系サケ・マスの漁獲に関する「日ロ政府間協議」は、日ソ漁業協力協定及び日ソ地先沖合漁業協定（1984 年）に基づき行われ、毎年、日本漁船の漁獲量等の操業条件が協議される。

表 7.1 日本の係争地の状況と漁業協定

	北方四島	竹島	尖閣諸島
実効支配	ロシア（クリル諸島の1部）	韓国（独島）	日本
	1945年8月28日～9月5日までに四島占領	1952年1月18日「李承晩ライン」内に竹島を編入	1895年1月14日閣議決定により沖縄県に編入
	1946年2月2日付最高会議幹部会令によりソビエト連邦に編入(第2次世界大戦の結果である。)	1953年2月27日韓国「独島の領有権に関する声明」を発表	1952年4月28日サンフランシスコ講和条約により、米国の施政権下におかれる。1971年6月17日沖縄返還協定(1972年5月15日発効)により米国より日本へ返還。
領有権の主張	日本	日本	中国（釣魚島及びその付属島嶼） 台湾（釣魚台列嶼）
	1855年日魯通好条約により、両国の国境は択捉島とウルップ島の間。四島は日本の領土である。	1905年1月28日閣議決定により島名を「竹島」、島根県所属隠岐島司の所管とする。島根県告示(同年2月22日)	中国・台湾は、固有の領土・歴史的根拠により領有権主張
	1945年8月15日日本のポツダム宣言受諾・降伏後にソ連は、四島を占領し自国に編入した。その返還を求める。	1951年9月8日サンフランシスコ講和条約（「竹島が日本領土である」と決定。）（1952年4月28日発効）	1969年5月国連アジア極東経済委員会（ECAFE）報告書より、東シナ海の石油・天然ガス埋蔵の可能性が指摘される。以後、中国、台湾が領有権を主張
	1956年「日ソ共同宣言」（日ソ間で平和条約締結後、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すこと） 2001年3月25日「イルクーツク声明」（四島の帰属問題を解決し平和条約を締結すること）	1954年9月、1962年3月、2012年8月に、日本は、国際司法裁判所への付託を韓国に提議するが、拒否される。	2012年9月11日日本の尖閣諸島国有化
国交回復	1956年10月19日日ソ共同宣言（同年12月12日発効）	1965年6月22日日韓基本関係条約（同年12月18日発効）	1972年9月29日日中共同声明 1978年8月12日日中平和友好条約（同年10月23日発効）
			1952年4月28日日華平和条約(同年8月5日発効)。1972年9月29日以降、中華民国(台湾)とは、非政府間の実務関係
漁業協定	1963年貝殻島昆布採取協定（民間）（～1976年）	1965年日韓漁業協定（～1999年）	1975年日中漁業協定（～2000年）
1977年 200海里漁業専管水域設定			
	1981年8月25日貝殻島昆布採取協定（民間）		
	1984年12月7日日ソ地先沖合漁業協定（同年12月14日発効）		
	1985年5月12日日ソ漁業協力協定（同年5月13日発効）		
1994年 国連海洋法条約発効（EEZ設定）			
	1998年2月21日北方四島周辺水域操業枠組協定（同年5月21日発効）	1998年11月28日日韓漁業協定（1999年1月22日発効）	1997年11月11日日中漁業協定（2000年6月1日発効）
			2013年4月10日日台民間漁業取決め（文面上署名日より発効）（実質的な法的効力は同年5月10日より発生）

表 7.2 日ロ間の漁業協定（2016年現在有効）

協定名	貝殻島昆布採取協定	日ソ地先沖合漁業協定	北方四島周辺水域操業枠組協定	日ソ漁業協力協定
正式名称	日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定	日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定	漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定
署名日	1981年8月25日	1984年12月7日	1998年2月21日	1985年5月12日
発効日	1981年9月に昆布漁再開	1984年12月14日	1998年5月21日	1985年5月13日
協定締結相手	北海道水産会とソヴィエト連邦漁業省 ロシア連邦政府(1991年12月より継承)	日本国政府とソヴィエト連邦政府 ロシア連邦政府(1991年12月より継承)	日本国政府とロシア連邦政府	日本国政府とソヴィエト連邦政府 ロシア連邦政府(1991年12月より継承)
協定水域	貝殻島周辺水域内	北西太平洋の沿岸に接続する日ロ双方の200海里水域内	北方四島領海（12海里）水域内	日ロ双方の200海里水域内
相互入漁	無（日本漁船のみ操業）	有	無（日本漁船のみ操業）	無（日本漁船のみ操業）
協定水域での法令遵守	ロシアの関係法令遵守	沿岸国主義	ロシアの関係法令遵守	沿岸国主義
日本漁船の操業許可証の発給機関	ロシア連邦漁業庁と北海道(知事)	ロシア連邦漁業庁と都道府県(知事)か農林水産省(大臣)	ロシア連邦漁業庁と北海道(知事)	ロシア連邦漁業庁と農林水産省(大臣)
ロシア漁船の操業許可証の発給機関	—	農林水産省(大臣)とロシア連邦漁業庁	—	—
政府間協議	—	日ロ漁業委員会（日本水産庁、外務省、北海道庁及び関係団体の関係者とロシア連邦漁業庁、連邦外務省、連邦保安庁国境警備局等の関係者）	日本外務省、水産庁、北海道庁、北海道水産会等の関係者とロシア連邦外務省、連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局等の関係者	日ロ漁業合同委員会（日本水産庁、外務省、北海道庁及び関係団体の関係者とロシア連邦漁業庁、連邦外務省、連邦保安庁国境警備局及び関係団体関係者）
民間交渉	北海道水産会、関係漁協等の日本側民間団体(オブザーバーとして外務省、水産庁、北海道庁)とロシア連邦漁業庁、連邦外務省、連邦保安庁国境警備局等の関係者	—	北海道水産会等の日本側民間団体とロシア連邦漁業庁、連邦保安庁国境警備局等の関係者	—
留保条項	協定附属書(採取権の喪失事項)	第7条	第6条	第8条
協定の終了	協定の有効期間の満了の日の6箇月前までに他方に書面にて通告	協定の有効期間の満了の日の6箇月前までに他方に書面にて通告	協定の有効期間の満了の日の6箇月前までに他方に書面にて通告	協定の有効期間の満了の日の6箇月前までに他方に書面にて通告
魚種	褐藻類（コンブ、チガイソ、スジメ）	サケ・マス以外の魚種	タコ・ホッケ・スケトウダラ・その他	ロシア系サケ・マス
採取量/漁獲枠	毎年の交渉による	相互入漁（漁獲割当量同数）・有償入漁	毎年の交渉による	毎年の交渉による
採取料/入漁料	日本側：採取料支払う	相互入漁（日本側：協力費支払う） 有償入漁（日本側：見返り金支払う）	日本側：資源保護協力金支払う	日本水域（日本側：漁業協力費支払う） ロシア水域（日本側：入漁料支払う）
機材供与	日本側：供与	—	日本側：供与	—
操業隻数	毎年の交渉による（指導船1隻含む）	毎年の交渉による	毎年の交渉による	毎年の交渉（ロシア水域のみ）
漁業者	根室・歯舞・落石漁業協同組合	希望する日ロ双方の漁業者	根室・歯舞・落石・羅臼漁業協同組合	希望する日本漁業者
操業期間	6月1日～9月30日	漁業種類による	漁業種類による	日本水域とロシア水域で異なる

表 7.3 日本海・東シナ海での協定比較（日韓・日中・日台漁業協定）

協定	日韓漁業協定	日中漁業協定	日台民間漁業取決め
正式名称	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定	公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め
署名日	1998年11月28日	1997年11月11日	2013年4月10日
発効日	1999年1月22日	2000年6月1日	2013年4月10日（署名日）
協定締結相手	日本国政府と大韓民国政府	日本国政府と中華人民共和国政府	公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）
期間	3年	5年	—
協定水域・適用水域	日韓双方のEEZ	日中双方のEEZ	東シナ海の北緯27度以南の水域（取決め適用水域）
相互入会	有	有	無
相手国EEZ内での操業	沿岸国主義	沿岸国主義	—
EEZが重複する水域	「日本海暫定水域」 「済州島南部暫定水域」	「暫定措置水域」「中間水域」「北緯27度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経125度30分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）」	取決め適用水域
「暫定水域」等での操業	旗国主義	旗国主義	法令適用除外（いわゆる旗国主義）
操業許可証の発給機関	日本：農林水産省水産庁（大臣許可） 韓国：海洋水産部	日本：農林水産省水産庁（大臣許可） 中国：農業部漁業漁政管理局	相手側からの許可は必要なし。 自国内での許可のみ（日本：知事許可）
漁業共同委員会	有	有	有（漁業委員会）
資源管理についての協力	有	有	有
航行・操業の安全確保	有	有	有
海難救助・緊急避難	無	有	無
紛争解決手続き	有	無	無
留保条項	第15条	第12条	第4条
協定の終了	終了通告日の6箇月後	終了通告日の6箇月後	終了通告日の6箇月後
その他	本協定、附属書 I、II、合意された議事録、日本側書簡、韓国側書簡から成る	本協定、附属書 I、II、合意された議事録、日本側書簡、中国側書簡から成る	実質的な法的拘束力は2013年5月10日発生

表 7.4 3 係争海域の現況と課題

北方四島周辺海域	貝殻島昆布採取協定（1981年） 日ソ地先沖合漁業協定（1984年） 北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・北方四島には、日本とロシアとの間で領有権問題がある。ロシアが実効支配している。 ・ロシアが四島を実効支配しているため、その周辺海域にも、ロシアの管轄権が及ぶ。 ・四島周辺海域で日本漁船が操業する際には、ロシアの法令に従う。（沿岸国主義） ・日ロ間で、2002年から北方四島周辺海域（四島接続200海里水域）で第3国漁船の操業を認めないことに合意。2016年現在も第3国漁船の操業はない。
法的課題	<p>日本政府は、北方四島の領有権、四島周辺の領海、EEZを主張している。しかし、四島周辺海域（領海、EEZ）で日本漁船が操業する際には、ロシアの法令に従い、入漁料や協力金を支払っている。北方四島や周辺海域がロシアに帰属していることを意味していないか。領土問題の早期解決が望まれる。</p>
現場での課題	<p>貝殻島昆布採取協定（1981年）（北方四島の領海内（貝殻島周辺海域）での日本漁船による操業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水や温暖化により昆布の生育が良くない。全体的に生産量が減っている。5年周期くらいで生産量の変化がみられる。 ・生産量が少ないと、操業漁船が減少する。→1隻当たりの昆布採取料が増加し、負担になってくる。 ・日本人の食習慣の変化により、昆布消費が減少している。 ・北方四島の開発が進み、ロシア人が多く住む。→健康志向の高まり、食習慣の変化によりロシア人が昆布を食べようになる。→協定枠組みはそのままでも、昆布採取割当量が少なくなったり、採取料金が上がるかもしれない。 ・根室と北方四島は近い。歯舞群島の貝殻島で昆布漁をしていることは、日本の国土を守ることにつながる。貝殻島での昆布漁ができなくなると、貝殻島やその周辺海域への日本の主張ができなくなる可能性もある。今ある暫定的境界線も曖昧になる。→この海域での漁業は重要。（歯舞漁協2015.8.19） <p>日ソ地先沖合漁業協定（1984年）（日ロ双方の200海里水域内での双方漁船による操業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本漁船が支払う協力費（相互入漁）、見返り金（有償入漁）が負担である。 ・ロシアのトロール船による漁具被害がある。 ・日本とロシアで、資源データの作成方法が異なり、比較することが難しい。例えば、日本側のデータでは、資源量は十分にあると判断されるが、ロシア側データでは、資源量が減少していると判断される時がある。→漁獲割当量を決める際に影響する。 ・ロシアは、人口の割に広いEEZ（200海里水域）を持つ。そのため日本EEZは、ロシア漁船にとって、さほど重要ではない。一方、日本近海のロシアEEZは、日本漁船にとって非常に重要である。日本側は、操業水域、漁獲割当量を現状維持あるいは、拡大したい。しかし相手のあることなので難しい。 ・協定で決められた漁獲割当量は同数でも、ロシア漁船がその量を獲ることは難しい。漁獲したとしても価格の安い魚になってしまう。日本漁船の方が収入が良い。ロシア漁船の実質漁獲量に合わせて割当量が決めてしまうと、日本漁船の割当量が減ってしまう。そのため、協力費として支払い、漁獲割当量を確保している。（北海道水産会2014.9.24） <p>北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）（北方四島の領海内（3～12海里）での日本漁船による操業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源保護協力金、機材供与など漁業者の負担が大きい。 ・四島周辺水域は豊かな漁場であるが、協定により魚種(タコ・ホッケ・スケトウダラ)・漁獲量が制限されている。対象魚種・漁獲量の増大を希望する。 ・知床半島と国後島の間には、操業自粛ラインが存在する。それが、ロシア側の漁獲量や若齢魚の分布動向を不明瞭なものとし、資源管理上の障壁となっている。（羅臼漁協2015.8.21）

竹島周辺海域	日韓漁業協定（1999年）
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・竹島には、日本と韓国との間で領有権問題がある。韓国が実効支配をしている。 ・日本と韓国との間で、日本海や東シナ海の境界未画定問題がある。 ・日韓漁業協定の協定水域は、両国のEEZ内で、相互入会の許可制である。沿岸国主義を採用している。韓国漁船は、日本EEZの広い範囲で操業している。日本漁船は、韓国EEZの一部でのみ操業している。 ・境界未画定海域に共同利用水域（日本海暫定水域（竹島を含む）、済州島南部暫定水域）を設定し、旗国主義を採用している。 ・韓国との済州島南部暫定水域は、日中漁業協定の中間水域と一部重なり、日中韓の3か国が管轄権を主張する海域でもある。
法的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用水域（暫定水域）内での第3国船舶の法的地位に関する規定がない。第3国漁船は、暫定水域で操業できるのか。どちらの国が、操業許可を出し、どちらの国の法令に従うのか。違法操業した場合、どちらの国が取り締まるのか、第3国漁船に対する権限の帰属が曖昧である。
現場での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本EEZ内で韓国漁船の違法操業が多い。無許可操業、許可証不保持、検査拒否、漁獲割当量超過、漁獲量の過小報告、操業水域・対象魚種違反等。 ・日本海暫定水域では、多くの韓国漁船が操業している。韓国漁船の乱獲により資源の枯渇が懸念される。 ・韓国漁船が、日韓暫定水域の外側の日本EEZで操業したり、密漁漁具を放置する問題がある。 ・カゴや網などの放置漁具による漁場汚染の問題がある。⇒日韓共同で暫定水域内の放置漁具などの撤収を行っている。韓国漁具が多い。 ・比較的資源管理が行き届き、大きなズワイガニの獲れる隠岐諸島周辺海域で韓国漁船が操業する。⇒違法操業根絶のために漁船にGPSを設置する等が検討されている。 ・暫定水域には旗国主義が採用され、統一的な漁業管理が期待できず、実質的かつ効率的な漁業資源の維持管理が困難である。たとえばズワイガニの漁期が異なる。日本は4か月間（水産資源保護の観点から）だが、韓国は6か月間である。 ・暫定水域の日本寄りの水域に韓国漁船が網を仕掛けるので、網の絡まりを懸念し、鳥取漁船は操業できない。（鳥取漁協2016.3.25） ・虎網漁船を初めとする多くの中国漁船が操業⇒中国側に対し、日韓共同で操業の管理強化を要求している。

尖閣諸島周辺海域	<p>日中漁業協定（2000年） 日台民間漁業取決め（2013年）</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島には、日本と中国・台湾との間で領有権問題がある。日本政府は領有権問題はないという立場である。日本が実効支配をしている。 ・日本と中国・台湾との間で、東シナ海の境界未画定問題がある。 ・日中漁業協定の協定水域は、両国のEEZ内で、相互入会の許可制である。沿岸国主義を採用している。最近、日本漁船は、申請はしても中国EEZ内で操業していない。中国漁船の日本EEZ内での操業水域は、日本海、東シナ海の1部である。東シナ海中央部の境界未画定海域には、共同利用水域（暫定措置水域、北緯27度以南の水域（尖閣諸島を含む）、中間水域）を設定し、旗国主義を採用している。尖閣諸島の領海12海里内での操業は日本漁船のみである。 ・日台民間漁業取決めの適用水域は、北緯27度以南の水域（尖閣諸島を含む）で、法令適用除外水域としている。取決め水域内に、特別協力水域と八重山北方三角水域を設定し、マグロ漁期の4月～7月まで特別ルールで操業している。尖閣諸島の領海12海里内での操業は日本漁船のみである。 ・北緯27度以南の水域では、日本、中国、台湾の漁船が操業している。旗国主義水域（法令適用除外水域）である。
法的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日中漁業協定には、共同利用水域（暫定措置水域等）内での第3国船舶の法的地位に関する規定がない。第3国漁船は、暫定水域で操業できるのか。どちらの国が、操業許可を出し、どちらの国の法令に従うのか。違法操業した場合、どちらの国が取り締まるのか、第3国漁船に対する権限の帰属が曖昧である。 ・北緯27度以南の水域は、日中漁業協定の操業水域でもあり、日台民間漁業取決めの操業水域でもある。日台民間漁業取決めに基づき、取決め水域内に特別協力水域と八重山北方三角水域を設定し、4月～7月特別ルールで操業している。中国漁船も操業可能な水域であり、旗国主義が採用されているので、これらの水域でこの時期に操業していても、法的規制はできない。
現場での課題	<p>日中漁業協定（2000年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国EEZでの資源状況の悪化や中国漁船の多さから、日本漁船が中国EEZで操業することが困難な状況である。 ・東シナ海（暫定措置水域・中間水域）に中国漁船が多い。漁船の衝突、網の絡まりなどを懸念して日本漁船は、ほとんど操業していない、操業できない。 ・北緯27度以南の水域での中国漁船の違法操業が多い。旗国主義水域なので、日本側で取り締まることができない。⇒沖縄県、九州等の漁業者は、大臣書簡（1997年11月11日署名）の撤廃を切望している。 ・中国の三無漁船が多い。中国の休漁期間にも操業するため資源の枯渇が懸念される。中国の休漁期間:東シナ海：2015年5/16(昼12:00)～8/1(昼12:00) ・三無漁船による宮古島や小笠原諸島等でのサンゴ採取により、海底資源の枯渇が懸念される。 ・協定水域には、旗国主義水域が広く設定されているため、中国漁船の違法操業や資源管理が問題である。⇒協定の枠組みは有効であり、定期的な日中両政府の協議は継続しており、安全操業、資源保護への対策が話し合われている。 <p>日台民間漁業取決め（2013年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府主導の取決め締結であった。台湾側に大幅に譲歩した締結内容で、日本漁業者の安全操業と生活に打撃を与えると反発が大きかった。 ・台湾漁船の数が多く、日本漁船との衝突が懸念される。 ・台湾主張の暫定執法線の外側の日本EEZ（八重山北方三角水域）で台湾漁船の操業が可能となった。この水域は、マグロの好漁場で、取決め締結以前は沖縄県漁船が操業していた。⇒沖縄県漁業者の反発大きい⇒毎年漁業委員会で、操業水域やルールを検討している。（昼夜交代ルール実施） ・日本と台湾の操業方法が異なる：漁船間の距離：日本（4マイル）台湾（1マイル）、投網方向：日本（東→西）台湾（西→東）⇒調整が難しい。 ・取決め水域は法令適用除外水域であり、漁業資源の維持管理のための対策ができていない。⇒今後、漁獲割当量、漁期、隻数の設定などが必要か。

1.2 日本近海での対象国の漁業状況の比較

表 7.5 海面漁業の主な生産国と生産量

2012年 順位	国	大陸	生産量			変動	
			2003	2011	2012	2003-2012	2011-2012
			(トン)			(%)	
●1	中国	アジア	12 212 188	13 536 409	13 869 604	13.6	2.4
●2	インドネシア	アジア	4 275 115	5 332 862	5 420 247	27.0	1.7
●3	米国	南北アメリカ	4 912 627	5 131 087	5 107 559	4.0	-0.5
4	ペルー	南北アメリカ	6 053 120	8 211 716	4 807 923	-20.6	-41.5
●5	ロシア	アジア/ヨーロッパ	3 090 798	4 005 737	4 068 850	31.6	1.6
●6	日本	アジア	4 626 904	3 741 222	3 611 384	-21.9	-3.5
7	インド	アジア	2 954 796	3 250 099	3 402 405	15.1	4.7
8	チリ	南北アメリカ	3 612 048	3 063 467	2 572 881	-28.8	-16.0
9	ベトナム	アジア	1 647 133	2 308 200	2 418 700	46.8	4.8
10	ミャンマー	アジア	1 053 720	2 169 820	2 332 790	121.4	7.5
11	ノルウェー	ヨーロッパ	2 548 353	2 281 856	2 149 802	-15.6	-5.8
12	フィリピン	アジア	2 033 325	2 171 327	2 127 046	4.6	-2.0
●13	韓国	アジア	1 649 061	1 737 870	1 660 165	0.7	-4.5
14	タイ	アジア	2 651 223	1 610 418	1 612 073	-39.2	0.1
●15	マレーシア	アジア	1 283 256	1 373 105	1 472 239	14.7	7.2
16	メキシコ	南北アメリカ	1 257 699	1 452 970	1 467 790	16.7	1.0
17	アイスランド	ヨーロッパ	1 986 314	1 138 274	1 449 452	-27.0	27.3
18	モロッコ	アフリカ	916 988	949 881	1 158 474	26.3	22.0
主要18カ国計			58 764 668	63 466 320	60 709 384	3.3	-4.3
世界計			79 674 875	82 609 926	79 705 910	0.0	-3.5
主要18カ国の割合(%)			73.8	76.8	76.2		

出典：The State of World Fisheries and Aquaculture 世界漁業・養殖業白書 2014年（日本語要約版）p.14, Published by arrangement with the Food and Agriculture Organization of the United Nations by the Japan Association for International Collaboration of Agriculture and Forestry (JAICAF) www.fao.org/3/a-i3720o.pdf, 参照 2016.4.26

表 7.5 は、2003 年、2011 年、2012 年の海面漁業の主な生産国と生産量である。養殖漁業は含まない。本論文で、対象となった国々の内、赤丸は、日本と漁業協定を締結している国、緑丸は、第 6 章の係争海域で対象にした国である。係争海域だけの生産量ではないが、対象国が上位を占め、漁業を重視していることがわかる。中国の生産量は非常に多く、次にインドネシア、米国と続く。

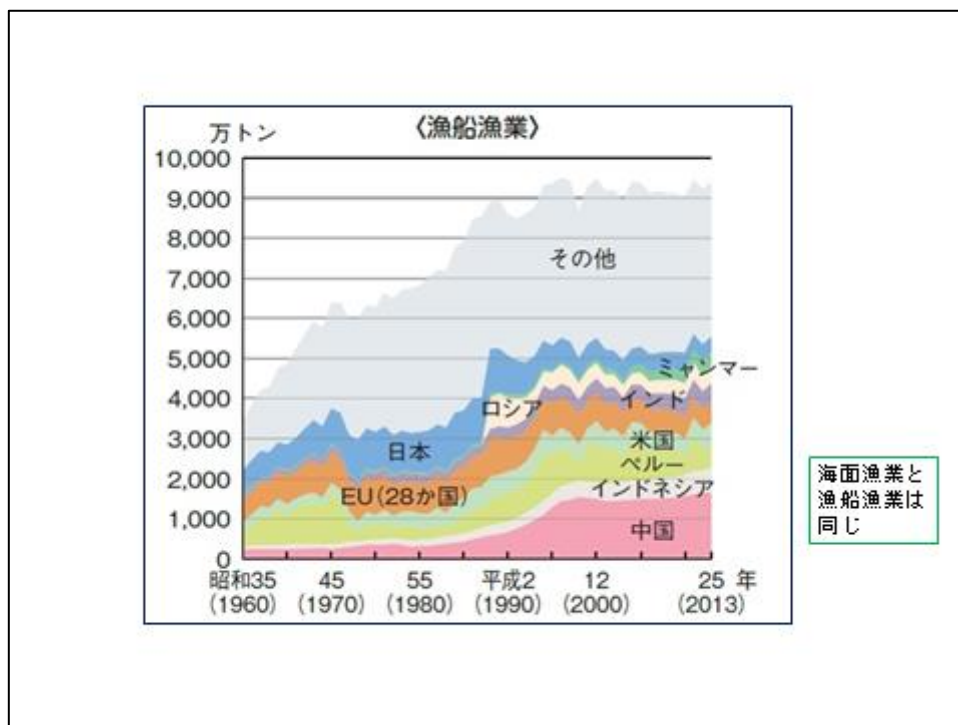


図 7.1 世界の漁業生産量（漁船漁業）の推移

出典：平成 26 年度水産白書 第 3 節水産業をめぐる国際情勢, p.120

資料：FAO「Fishstat (Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

図 7.1 の世界の漁船漁業（海面漁業）生産量（1960 年～2013 年）の推移図から、世界的に生産量が増加していることがわかる。日本は、1970 年～1990 年頃までは、生産量が多かったが、以後減少している。中国は、1990 年以降急激に生産量が増加している。

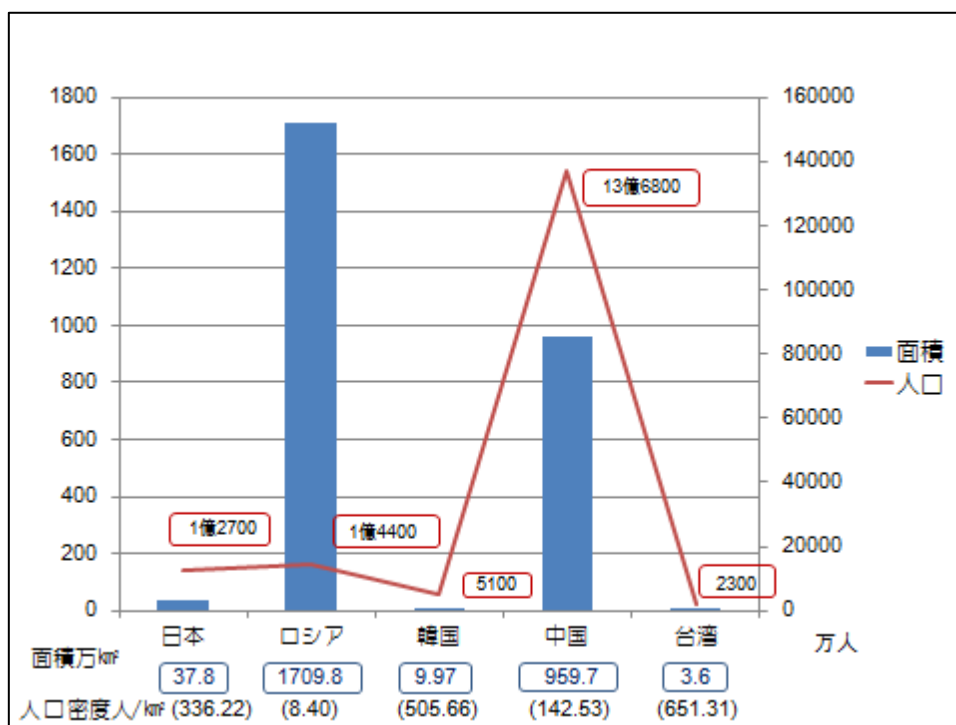


図 7.2 面積・人口・人口密度 (2014 年)

出典：世界経済のネタ帳 ecodb.net

面積 (対象: 201 ヶ国) 2014 年の人口ランキング (対象: 187 ヶ国)

人口密度ランキング (対象: 187 ヶ国)

IMF - World Economic Outlook Databases (2015 年 4 月版)

CIA - The World Factbook

図 7.2 は、対象国の面積・人口・人口密度である。ロシアは、面積の割に、人口が少なく、人口密度は低い。これは、極東地域、特に北方四島にも当てはまる。北西太平洋、北方四島周辺海域は豊かな漁場ではあるが、水産業に携わる人が少ないため、他国と漁業協定を締結し、経済取引をして、ロシア EEZ 内での操業許可を与えている。一方、中国は、国土も広いが、人口も多く、漁業者の割合も多い。

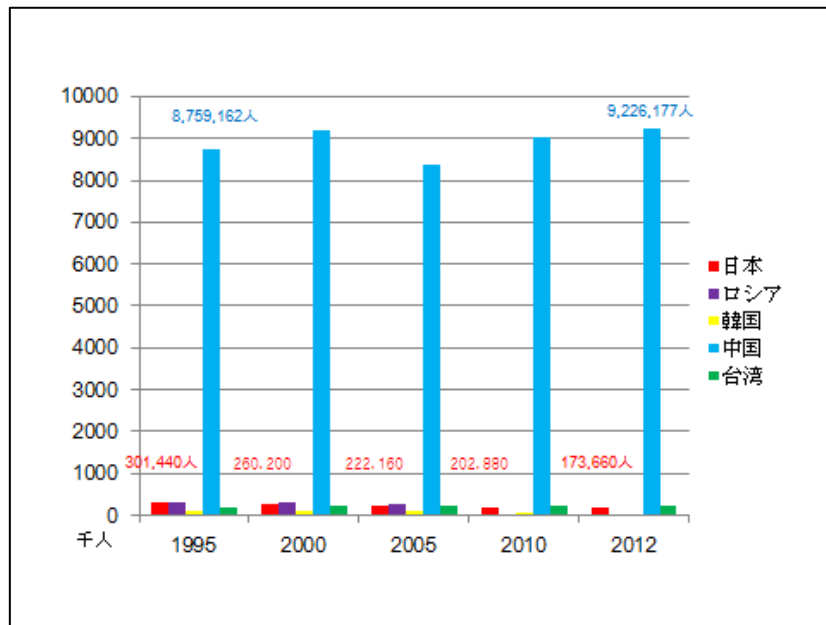


図 7.3 漁業者（海面漁業）の数

出典：世界漁業・養殖業白書 2014 年（日本語要約版）JICAF, p.22

FAO yearbook. Fishery and aquaculture statistics - Food and Agriculture Organization of the United Nations, www.fao.org › FAO Home › Fisheries & Aquaculture, 参照 2016.4.30

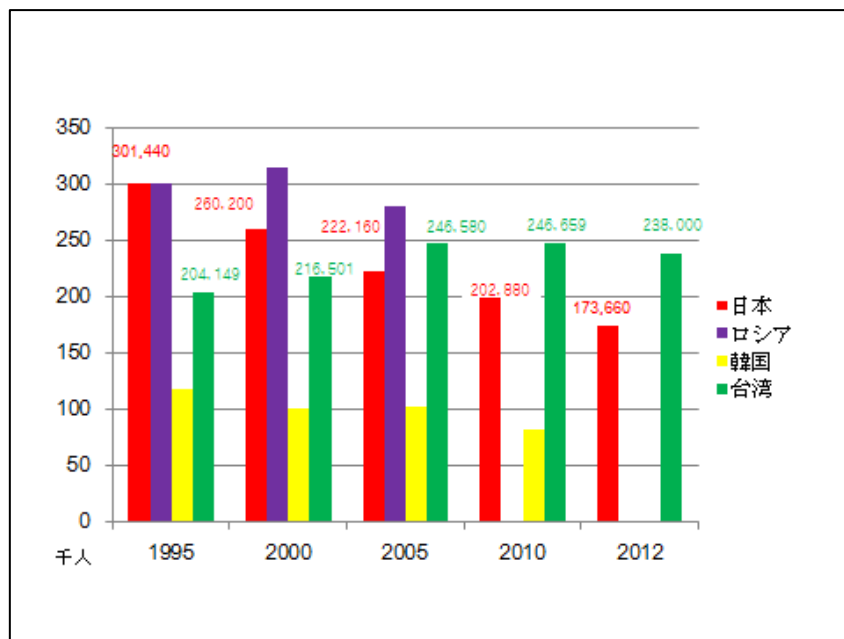


図 7.4 漁業者（海面漁業）の数（中国を除く）

注： 2010 年のロシア、2012 年のロシア、韓国のデータなし。

出典：同上, p.22。FAO yearbook. Fishery and aquaculture statistics - Food and Agriculture Organization of the United Nations, www.fao.org ›FAO Home ›Fisheries & Aquaculture, 参照 2016.4.30

前の図 7.3 と図 7.4 は、対象国の漁業者（海面漁業）数の比較である。中国の漁業者が圧倒的に多い。2012 年の中国の漁業者は、1,400 万人以上（世界全体の 25%）であった。その内、海面漁業者は、約 920 万人（同 16%）で、他は養殖業者（同 9%）が占める。²他に無許可漁業者もいるので、実際の数相当になると考えられる。日本の漁業者数は、減少している。背景には、漁獲量の減少に加え、輸入品の増加によって水産物の値段が下がり収入に繋がらないこと、燃料費の高騰、自然相手の危険で厳しい仕事であることから若い世代が敬遠していること、離島や沿岸域の人口減少などがある。

次の図 7.5 は、対象国の水産物生産量の推移であり、図 7.6 は、1 人当たりの年間水産物消費量の推移である。中国は、生産量が増えるとともに、1 人当たりの消費量も増加している。漁業者の増加、中国人の健康志向、収入増加による生活水準の向上等が背景にある。日本は、1985 年頃から生産量は減少し、1995 年頃からは 1 人当たりの消費量も減少している。漁業者の減少、魚料理が面倒などの食生活の変化や核家族の増加が、その背景にある。しかし、刺身などの消費は依然として多く、輸入量は増加している。

² 世界漁業・養殖業白書 2014 年（日本語要約版）JICAF, p.22

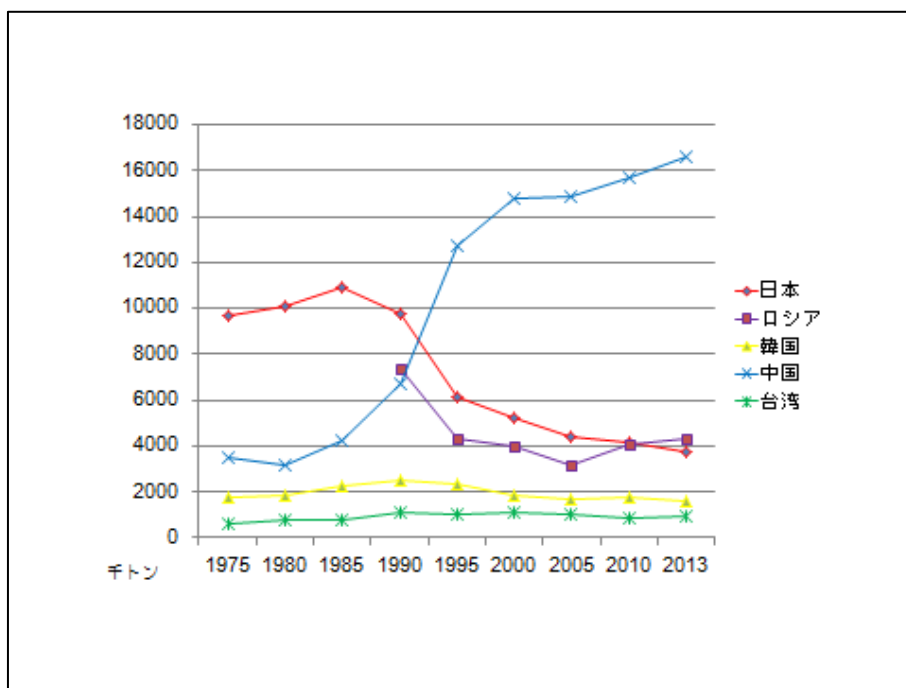


図 7.5 水産物生産量（海域・内地水域）の推移（養殖生産を除く）

出典：FAO 統計データベース（FAOSTAT）－国際連合食糧農業機関

FAO - Fisheries and Aquaculture Information and Statistics Branch,

Capture: Quantity Global Capture Production (online query)

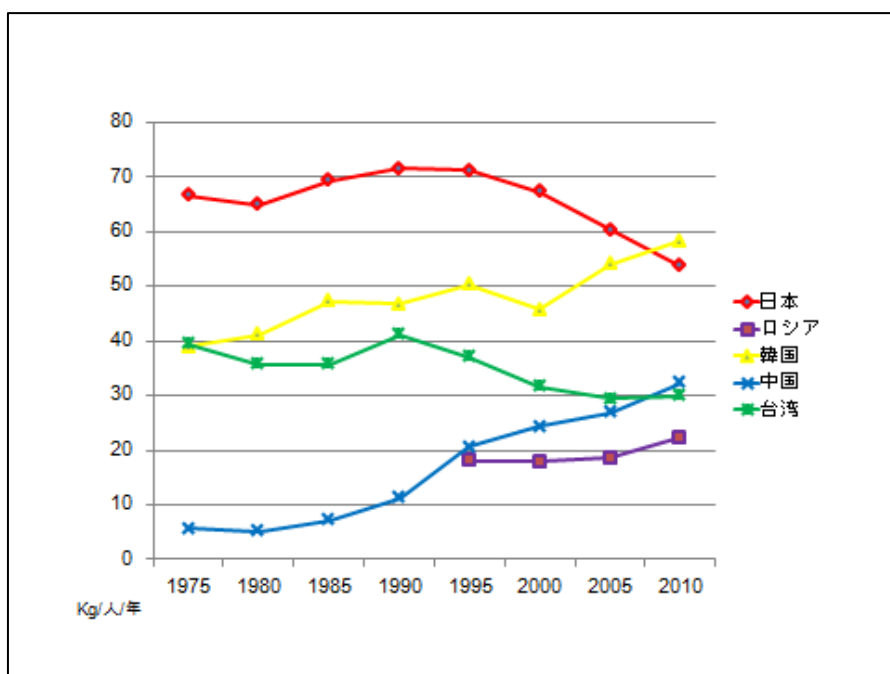


図 7.6 1人当たりの年間水産物消費量の推移

出典：FAO 統計データベース（FAOSTAT）－国際連合食糧農業機関

FAOSTAT - Food Balance Sheets, Fish, Seafood, Food Supply quantity (kg/capita/yr)

1.3 日本近海と他国の係争海域での漁業状況の比較

第6章では、他国の係争海域での漁業状況を検討した。北東アメリカと東南アジアである。

表7.6 他国の係争海域の漁業状況比較

	米国・カナダ	インドネシア・マレーシア
係争海域	メイン湾のマチアス・シール島周辺	セレベス海のシパダン島・リギタン島周辺
島の領有権	両国が主張	2島はマレーシア帰属(周辺海域境界は未画定)
漁業	ロブスター漁で対立	通常の漁業で対立
解決策	1990年9月26日「漁業実施に関する協定」 (1991年12月16日発効)	2012年1月27日「海事法執行機関による漁業者の待遇についての共通の指針に関する両政府間の覚書」
	・両国間の境界画定海域、未画定海域に適用(第1条)	・両国間の全ての境界未画定海域に適用(第5条)
	・留保条項(第5条)	・留保条項(第2条c)
	・違反漁業者に対して同等の刑罰を与える。 ・情報の共有を行う。	・外交や交渉を通して漁業問題を解決する。 ・伝統的漁業権を尊重する。
	1995年 カナダ・アメリカ越境資源運営委員会	
	1998年 越境資源評価委員会	
	2000年 越境管理指針委員会	

表 7.6 は、米国とカナダ、インドネシアとマレーシアの係争海域の漁業状況比較である。米国・カナダの場合、マチアス・シール島の領有権問題があり、その周辺海域が係争海域である。2002 年から、カナダ漁船も 7 月～11 月までのロブスター漁が可能となり、両国漁船は、この海域で通年操業可能となった。特にこの時期、両国の間で問題となるが、それ以外は、この海域で協力して漁をしている。1990 年「漁業実施に関する協定」により、両国間の境界画定・未画定海域での違法操業に対して厳しい処罰を行っている。両国間に越境資源運営委員会やその下部組織が設置され、資源管理が進んでいる。一方、インドネシア・マレーシアの場合、シパダン島・リギタン島の領有権問題はない。マレーシア帰属の両島の領海（12 海里）は画定しているが、両島周辺海域の EEZ、大陸棚設定で、両国は対立している。つまり、セレベス海の境界が未画定であるため、漁業問題が起こる。違法操業防止のために、「両国間の覚書」に基づいて操業が行なわれている。更に、セレベス海の EEZ 設定に関しては、フィリピンもその管轄権を主張しているため、複雑である。

日本の 3 つの海域は、協定内容や操業状況から、北の海域と中間・南の海域の 2 つに分類することができた。その上で、他国の係争海域の漁業状況と比較した。次の表 7.7 が、その結果である。

表 7.7 日本近海と他国の係争海域での漁業状況比較

	日本		米国・カナダ	インドネシア・マレーシア
	北の海域	中間・南の海域	メイン湾	セレベス海
係争地	北方四島	竹島・尖閣諸島	マチアス・シール島	なし
係争海域	同島周辺海域	同島周辺海域・東シナ海	同島周辺海域	シパダン島・リギタン島周辺海域
島の領有権問題	○	○	○	×
海域の境界未画定	○	○	○	○
漁業に関する協定	○	○	○	○（覚書）
共同利用水域の設定	×	○	○	○
入漁料の支払い	○	×	×	×
安全操業	○	△	○	△
資源管理	△	×	○	×
○：あり △：部分的 ×：なし，（資源管理）良くない				

- ①米国とカナダは、メイン湾の境界未画定問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託し、1984年の判決により、海域の境界が画定した。しかし、マチアス・シール島の領有権問題が残り、周辺海域は、係争海域である。両国の境界画定・未画定の海域全体に関する漁業実施協定がある。インドネシアとマレーシアは、シパダン島・リギタン島の領有権問題をICJに付託し、2002年の判決により、島の帰属はマレーシアとなった。しかし周辺海域のセレベス海での境界が未画定のため係争海域である。両国の境界未画定の海域全体に関する漁業協定（覚書）がある。日本は、領有権問題、海域未画定問題をICJに付託してはいない。係争海域であることを棚上げして、海域ごとに漁業協定を締結している。
- ②北の海域は、ロシアが管轄権を持ち、共同利用水域は設定せず、操業時はロシアの法令に従う（沿岸国主義）。他の係争海域は、共同利用水域として、旗国主義が採用されている。
- ③入漁料などの支払いが必要なのは、日ロ間の3つの協定である。他の係争海域は、相互入漁し、金銭のやり取りはない。
- ④北の海域と米国とカナダ（以下、米加）の係争海域では、比較的安全操業が行われている。北の海域は、沿岸国主義である（ロシアの法令に従って操業する）、米加の場合は、違法漁業者に対して厳しい処罰を行う、両国の関係が密接であるなどが、その要因と考えられる。他の海域では、漁業勢力の大きい国の漁船が多く操業し、違法操業が多い。しかし、頻繁に漁船衝突が起こっているという状況ではない。そのため、安全操業に関しては、△である。各海域の漁業勢力は以下の通りである。中間の海域：韓国＞日本、南の海域：中国・台湾＞日本、セレベス海：インドネシア＞マレーシア。
- ⑤共同利用水域は、旗国主義を採用しているため、一般に、操業海域が不安定で資源管理が困難である。しかし、米加は、資源管理に積極的である。操業海域が安定しているこ

と、両国の歴史的背景や密接な経済関係などによるものと考えられる。日本の北の海域も中間・南の海域に比べると資源管理が進んでいるが、米加ほどではない。だから△である。中間・南の海域、セレベス海での資源管理は進んでいない。

米国・カナダ、インドネシア・マレーシアの状況から、島の領有権と周辺海域の管轄権を一緒に解決しないと、後々問題が残ることがわかる。この事例は、今後、日本の係争地や係争海域問題の解決を進める際、参考になるだろう。

第2節 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性

漁業協定には、漁業者の生活安定や国による水産業維持のほか、持続可能な漁業を続けていくための漁業資源管理の役割がある。島の領有権問題あるいは未画定な海域を持つ国々は、係争海域を抱え、この海域での操業については歴史的に漁業者を優先する形で民間協定を含む様々な国家間の取り決めが行われてきた。漁業者の生活は、経済的観点からの工夫で解決できるとしても、漁業資源の枯渇は環境破壊を意味し、絶対に避けなければならない。この意味において、漁業協定は、漁業資源の維持管理が一つの大きな目的となるであろう。この節では、資源管理の視点から「共有地の悲劇 (Tragedy of the Commons)」³のモデルを基に、係争海域での漁業の現状とその評価のための分析モデルを提示する。

2.1 共有地の悲劇

G. ハーディンの論文から広く認知されるようになった「共有地の悲劇」は、概念上は漁業環境にも適用されるが、陸域での自然環境にはない複雑性をもっている。それは共有地にあたる共同利用水域の設定が極めて流動的であり、多くの場合、国家間の係争海域の中での操業となるからである。

領海以外はすべて公海であり、そこでは自由に操業ができると仮定すれば、公海はコモン・プール・リソース (common-pool resource (CPR)、共有資源) であり、そこで得られるリソース (魚) は私的財となるため共有地の悲劇が生じることになる。各国の漁業規模が異なるので単純ではないが、一般に、このケースでは国際的取り決めとその実効性が唯一の解決策である。実際、国連海洋法条約が 1994 年に発効し、EEZ 内での操業については、漁業管理において一定の改善がみられる。問題となるのは、領有権問題、あるいは境界未画定海域の絡む係争海域での操業である。

³ 多数者が利用できる共有資源が乱獲されることによって資源の枯渇を招いてしまうという経済学における法則。1968年 G. ハーディンが、サイエンス誌に投稿し、資源管理の必要性を問題提起した。

2.2 係争海域での漁業協定の役割

係争海域では、漁業を CPR からのリソース獲得と考えるだけでは漁業協定の資源管理の役割がみえてこない。日本近海では、ロシア、韓国、中国、台湾との間で多くの漁業協定が締結されているが、それらの実効性には違いがある。それは、漁業協定の目的も関係していると考えられる。係争海域での漁業協定はもともと資源管理を目的としていたわけではない。漁業者保護（漁業者の生活の安定、安全操業、国家による水産業の維持など）が大きな問題であったからである。すなわち、利用水域が画定していない共同利用水域を巡る民間や国家間でのせめぎあいの中で協定が結ばれている。したがって、係争海域であっても漁業者保護が保障されるならば、漁業協定は共有地の悲劇を避けるべく資源管理に係わる内容が重要になるはずである。さらに、漁業資源の枯渇が喫緊の問題になっていない場合には、係争海域であっても、共同利用水域として漁業者に対する公平な操業を認めながら、冷静に資源管理が可能であると考えられる。共有地の悲劇を回避するためのゲーム理論的な解釈に従うならば、繰り返される違法操業に対してはしっぺ返しが予期されるため、将来利得が無視できず（割引因子が十分に1に近い）、パレート劣位の均衡状態からパレート改善を促すように漁業協定が機能することも考えられる（フォーク定理）。

2.3 係争海域での比較分析のための分析モデル

係争海域での漁業協定の役割を、大きく次の①漁業者の生活安定（操業海域の取決め）②漁業資源の維持管理（魚種、操業期間等の取決め）の2つとした。分析の基本モデルである「共有地の悲劇」に想定されていない漁業勢力の違いに注目する必要があると考え、仮説を立てた。漁業勢力は、一般に、漁船の大きさ・性能・数、漁業者の数、漁獲量、操業海域などによって決まる。漁業勢力に注目した仮説を次に示す。

〔仮説〕

- | |
|--|
| I 漁業勢力に偏りがある係争海域での漁業協定では、①が優先される。
I a 漁業勢力の差が大きい場合は、②も可能である。
I b 漁業勢力の差が小さい場合は、②は可能ではない。
II 漁業勢力が同等である係争海域の漁業協定では、①②が可能である。 |
|--|

次に、図 7.7 のように操業海域の分類を行う時、仮説の状況が、図の左側の係争海域の上下のどちらの水域に対応しているのかについて分析を試みた。

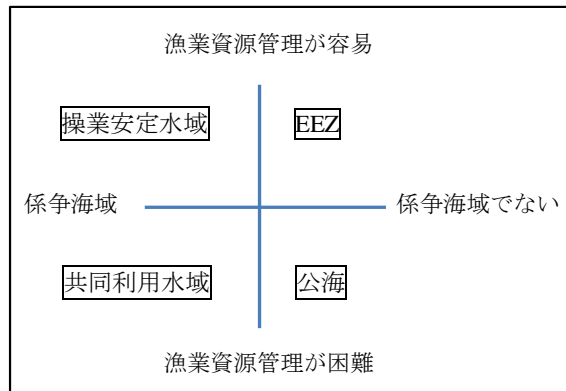


図 7.7 分析のための操業海域の分類

日本の3つの係争海域、北東アメリカ（米国・カナダ、メイン湾）の係争海域、セレベス海（インドネシア・マレーシア）の係争海域の漁業状況が、まず仮説のどれに該当するのかを検討し、次に図7.7の左側の上下どちらに当てはまるのかを検討した。

2.4 分析モデルによる分析結果

係争海域での漁業協定の役割：①漁業者の生活安定 ②漁業資源の維持管理

1) 仮説 I（漁業勢力に偏りがある）について

仮説 I は、「漁業勢力に偏りがある係争海域での漁業協定では、①が優先される」というものであった。

- ・漁業勢力の差が大きい場合（I a）には、北の海域（日本・ロシア）、中間・南の海域（日本・韓国/中国）、セレベス海（インドネシア・マレーシア）が該当した。
- ・北の海域での漁業勢力は、日本＞ロシアである。ロシアが北方四島周辺海域を実質的に支配し、漁業協定においても沿岸国主義を採用している。経済的取引により操業海域の安定が保たれている。そのため①が保障されている。更に漁業勢力の大きい日本が、資源管理に積極的である。①が優先され、②も可能である。（I a）の仮説が成り立つ。
- ・中間・南の海域での漁業勢力は、中国＞韓国＞日本である。これらの海域では、共同利用水域（暫定水域）が設定され、旗国主義が採用されている。この水域では漁業勢力の大きな国の漁船が多く操業し、漁業勢力の小さい国の漁業者の保護や安全操業が保障されていない場合がある。中国・韓国の漁業者が多く、操業が優先されている。また、漁業勢力の大きい国の中国・韓国が資源管理に消極的である。すなわち、①が優先され、②は可能ではない。
- ・セレベス海での漁業勢力は、インドネシア＞マレーシアである。係争海域は、共同利用水域として両国漁船により利用され、旗国主義である。両国政府の覚書（2012年）に基

づいて操業している。インドネシアの漁業者が多く、操業が優先され、資源管理は困難である。すなわち、①が優先され、②は可能ではない。

つまり、漁業勢力の差が大きい場合には、係争海域の管轄状況により異なり、北の海域では①が優先され、更に②も可能である。仮説（I a）が成り立つ。しかし、中間・南の海域（中国）、セレベス海には当てはまらない。すなわち、①が優先され、②は可能ではない。仮説（I a）が成り立たない。

・**漁業勢力の差が小さい場合（I b）**には、南の海域（日本・台湾）が該当する。この海域での漁業勢力は、台湾＞日本である。共同利用水域は、法令適用除外水域とされ、それぞれの法令に基づいて操業している。台湾の漁業者が多く、操業が優先される。取決め締結が最近であり、操業ルールの見直しが行われている段階で、現時点では、資源管理を協議する状況には至っていない。すなわち、南の海域（台湾）では、①が優先され、②は可能ではない。仮説（I b）が成り立つ。

2) 仮説Ⅱ（漁業勢力が同等である）について

仮説Ⅱは、「漁業勢力が同等である係争海域の漁業協定では、①②が可能である」というものであった。

・北東アメリカ海域（マチアス・シール島周辺海域）での米国とカナダが該当する。両国の漁業勢力は、同等である。係争海域は、共同利用水域として両国漁船が操業している。旗国主義ではあるが、漁業実施協定（1991年）に基づき安全操業が行われており、①漁業者の生活安定が保障されている。そのため②資源管理の可能性があり、容易である。越境資源運営委員会の設置など、両国間で漁業資源管理に対する共通の理解があり、また資源管理の重要性を認識していると考えられる。①②が可能であり、仮説Ⅱが成り立つ。

沿岸国主義とは、沿岸国が管轄権を有する。

旗国主義とは、船籍国（旗国）が管轄権を有する。（境界未画定海域で採用される。）

UNCLOS 第92条（船舶の地位）や第94条（旗国の義務）に、排他的管轄権や旗国の規制義務が明記されている。

係争海域での漁業勢力と操業状況・資源管理の関係をまとめたものが、図7.8である。

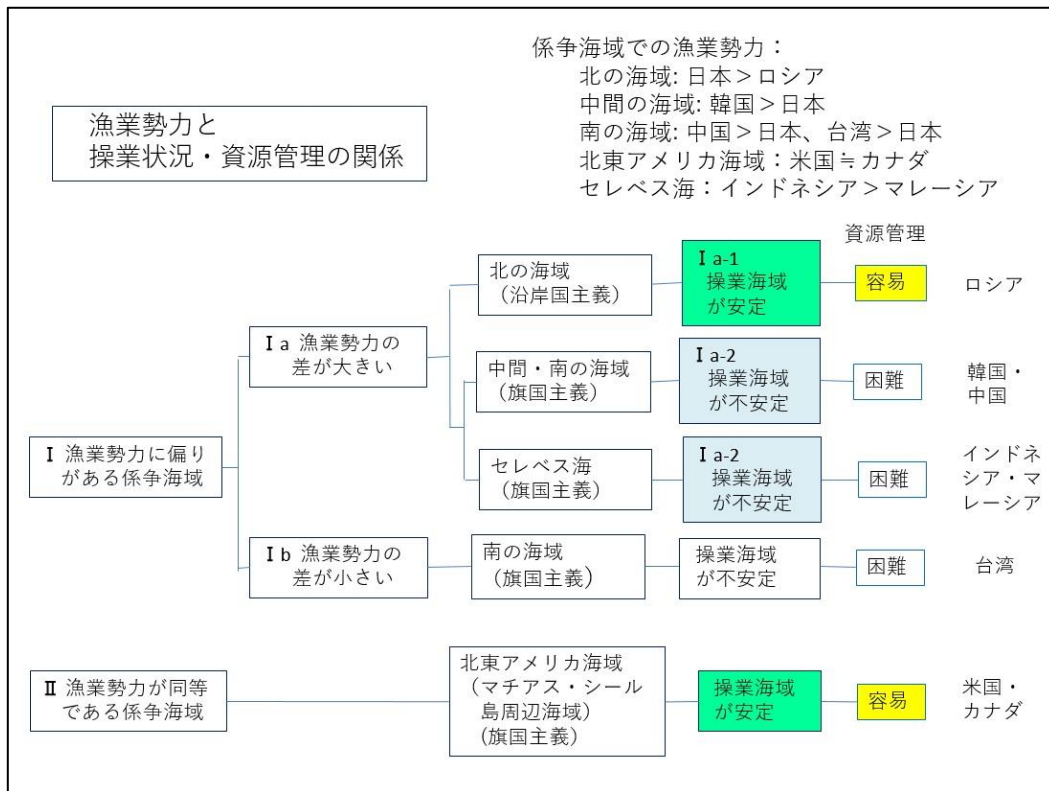


図 7.8 係争海域での漁業勢力と操業状況・資源管理の関係

北の海域と北東アメリカ海域は、操業海域が安定し、資源管理は容易である。資源管理を進めるための必要条件は、漁業者の生活が保障され、海域が安定していることである。

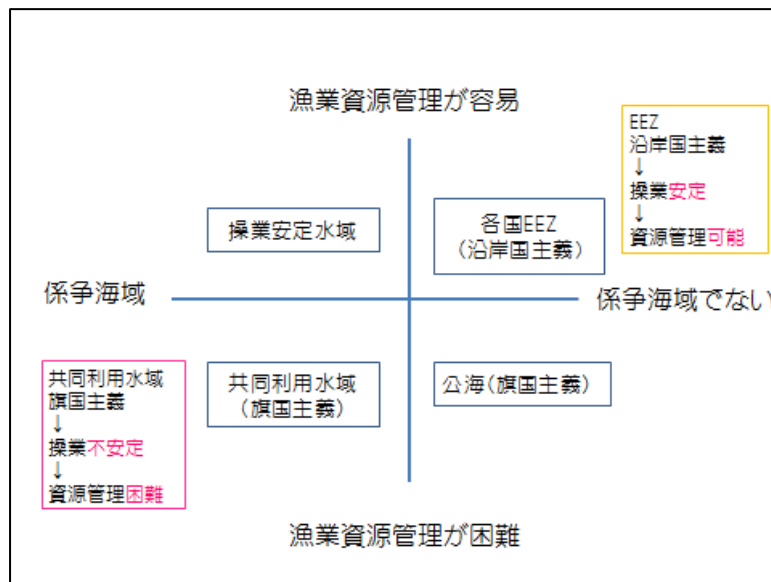


図 7.9 係争海域の有無と操業状況・資源管理の関係

図 7.7 の「分析のための操業海域の分類」に資源管理を分析する上で重要な要素である「沿岸国主義」「旗国主義」を書き加えたものが図 7.9 である。以上の分析から、係争海域の有無と資源管理の可能性を示したものが図 7.10 である。

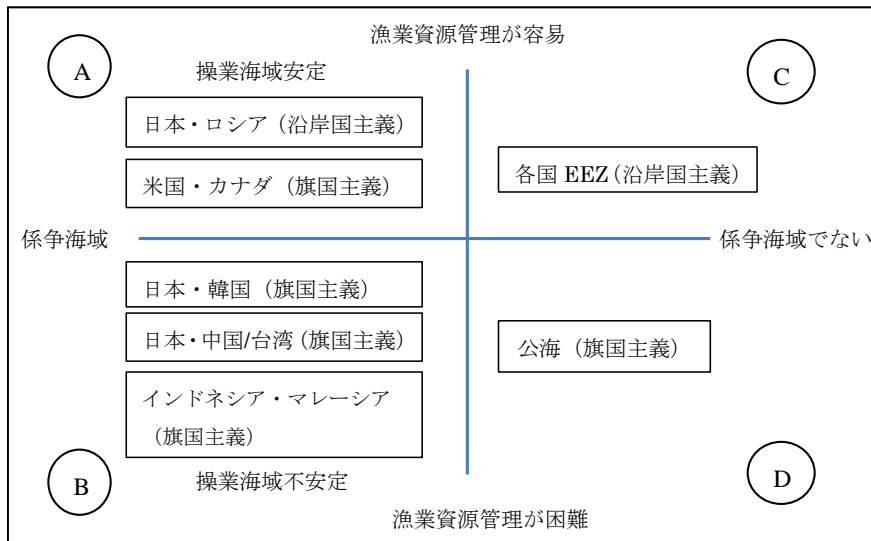


図 7.10 係争海域の有無と漁業資源管理の可能性

資源管理の可能性の高い順に述べる。

1. C の各国の排他的経済水域 (EEZ) では、沿岸国主義が採用されている。沿岸国は海域が画定している自国 EEZ の資源管理を十分に行うことができる。
2. A の日本とロシアの係争海域 (北の海域) は、ロシアが実質的に管轄権を持ち、漁業協定においても自国 EEZ と同じように沿岸国主義を採用している。共有海域 (共有地) が私有化あるいは国有化された状態である。この場合、強権的に問題解決が可能である。つまり、資源管理が可能であり容易である。
3. A の米国とカナダの係争海域は、旗国主義ではあるが、漁業実施協定に基づき安全操業が行われており、漁業者の保護が保障されている。この場合、共有地の悲劇を避けるための協力が均衡解として導き出されるように (フォーク定理)、資源管理を重視した協定として実施されている。
4. D の公海は、どの国も操業可能であり、旗国主義であり、国際的取り決めとその実効性により安全操業が可能である。この場合、共有地の悲劇を避けるためには、国際的取り決めの下での資源管理が必要である。具体例として、2015年7月発効の「北太平洋漁業資源保存条約」がある。条約に基づき「北太平洋漁業委員会」が設置されている。日本 EEZ の外側の北太平洋の公海でのサンマやサバなどの資源減少が懸念されるため、日本、ロシア、韓国、中国、台湾等が参加し、資源管理に関する協議が始まった。⁴
5. B の日本と韓国の係争海域 (中間海域) や日本と中国・台湾の係争海域 (南の海域)

⁴ 北太平洋漁業委員会 (NPFC : North Pacific Fisheries Commission) は、「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」(北太平洋漁業資源保存条約、2015年7月19日発効)に基づいて設立された地域漁業管理機関である。北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的とする。事務局を日本に設置。米国などオブザーバーして参加。

には、共同利用水域が設定されている。この水域では、漁業勢力の大きな国の漁船が多く操業し、相手国漁業者の保護や安全操業が保障されていない場合がある。つまり漁業協定は、操業海域確保が優先されるために、資源管理は困難である。

6. B のインドネシアとマレーシアの係争海域は、漁業勢力の大きいインドネシアの漁船が多く操業する。伝統的漁業者（10 トン以下の漁船による漁業）が多く、操業が優先され、資源管理が困難である。5 と同じような状況である。

係争海域が、共同利用水域（暫定水域）になったことで、一時的に領有権問題や境界未画定問題が棚上げされ、漁業問題は解決したかのように見える。しかし、資源管理の点から見るならば、旗国主義であるため、その海域に対しての責任が曖昧であり、資源管理が徹底していない。日韓漁業協定、日中漁業協定、日台民間漁業取決めには、UNCLOS の趣旨に沿って、資源管理に関する条文はあるが、操業規制に国内漁業者からの反発もあり、実際は困難である。

共同利用水域では、操業海域確保が優先され、旗国主義のため資源管理が徹底していない。しかし、米国・カナダの場合、旗国主義を採用しながら資源管理も進められている。なぜか。その要因は、いくつかある。1 つは、漁業実施協定（1990 年）である。これは、両国の境界画定・未画定海域全域での違法操業に対処する互恵的漁業協定である。法令遵守を徹底し、違反した場合は、両国の法令それぞれによって処罰されるという厳しい対応をしている。不公平にならないように違反に対する量刑も同じにしてある。魚群を追いかけて境界線を越える越境操業の取締りを強化している。2 つ目は、係争海域での両国の漁業勢力が同等なことである。力関係が EEZ と同質で、共同管理が可能である。共有地の悲劇を避けるためのフォーク定理に当てはまる。つまり、漁業資源の奪い合いを繰り返し、双方が疲労困憊してしまうより、今ある資源を協力して維持管理し、双方が有効に利用しようとする考え方である。3 つ目は、越境資源運営委員会（1995 年）の設置である。メーン湾での漁業資源管理を共同で行う機関であり、下部組織も多い。漁業資源を管理することが両国にとって有益であり、重要であることが認識されている。4 つ目は、係争海域（マチアス・シール島周辺海域）での漁業問題は、7 月～11 月のロブスター漁の期間である。それ以外は、衝突することもなく、双方が操業している。両国とも、資源管理の点から、ロブスターの操業水域や漁法を定めている。時期と魚種が限定されているので、資源管理は容易である。5 つ目は、米国とカナダの関係である。経済的な関係が密接である。日本外務省データ⁵によると、米国の輸出先の 1 位は、カナダであり、輸入先は、中国に次ぎ、2 位である。一方、カナダの場合、輸出入ともに米国が 1 位である。また、両国は、歴史

⁵ 外務省, www.mofa.go.jp, 参照 2016.7.15

的に長い間、境界画定を行ってきた。1867年自治領カナダの成立以来、両国は、陸域での境界画定を行ってきた。陸域で同じ2か国間の国境としては世界最長の国境を持つ。また、海域では、1984年メイン湾の境界画定線が決定した。両国は、境界画定に関して多くの経験を持つため、マチアス・シール島周辺海域に対しても、両国にとって有益な方法が採られていると考えられる。

「共有地の悲劇」モデルの概念から漁業資源の管理を見た場合、次のことが言える。

表 7.8 「共有地の悲劇」モデルと漁業資源の管理

①「共有地の悲劇」モデル以前
・漁業者（経済主体）の力に差がある
・ 共同利用水域 →漁業勢力の差が大きい国家間の場合→中間・南の海域（日本・韓国/中国）セレベス海（インドネシア・マレーシア）→資源管理が困難
②「共有地の悲劇」モデル
・ 公海 →現在は、コスト面で「共有地の悲劇」モデルにはなっていない。しかし、将来的に「共有地の悲劇」モデルになる可能性がある。
・ 共同利用水域 →漁業勢力の差が小さい場合→南の海域（日本・台湾）→共有資源の奪い合い→資源管理が困難
③「共有地の悲劇」の回避モデル
・ EEZ →沿岸国が海域の管轄権を持つ→資源管理が容易
・ 北の海域 （日本・ロシア）→係争海域を1方が私有化、国有化した状態→海域管轄権の点では、 EEZ と同質→資源管理が容易
・ 共同利用水域 →漁業勢力が同等の国家間の場合→北東アメリカ（米国・カナダ）→フォーク定理が当てはまる→資源管理が容易

「共有地の悲劇」モデルとは、海域に関して言えば、一般に、ある海域で、同じくらいの漁獲能力を持つ漁船が競合する状態であるが、本研究では、国単位の漁業勢力に注目して検討した。①の場合は、漁業勢力に差がありすぎるので、「共有地の悲劇」モデル以前である。②の公海と共同利用水域（南の海域（日本・台湾））の場合は、「共有地の悲劇」モデルに当てはまる。公海は、各国沿岸から200海里（約370km）以遠の海域である。そこで操業するには大型漁船、高度な技術が必要であり、燃料費などのコストがかかる。そのため一部の漁業者だけが操業できる。しかし、将来的に漁業技術の進歩等により、多くの漁業者が公海で操業できるならば、競合する可能性はある。また、南の海域の場合、漁業勢力の差は小さく、日本漁船だけが操業していた海域に、台湾漁船も操業できるようになり、一部には、共有資源の奪い合いの状況もある。しかし、そうした状況や漁船の衝突や網の絡まりを防ぐために、漁業委員会の下でルール作りをしている。特にマグロ漁に関しては、2つの特別水域を設定し、4月～7月までの最盛期には、特別ルールで操業している。資源管理への取り組みはこれからである。③「共有地の悲劇」の回避モデルとして、EEZ

の設定、沿岸国主義の採用（ロシア）、フォーク定理の採用（米加）がある。

「共有地の悲劇」モデルは、二重構造を持つ。国内問題として見た場合、ある海域に国内漁船が多すぎると、国内漁船同士で競合し、操業海域、共有資源の奪い合いとなり、係争海域となる。国家間の問題として見た場合、領有権問題や海域境界未画定問題がある時には、係争海域となる。両方とも一般的には、資源管理が困難となる。

小括

第1節では、日本の3つの係争海域（北の海域・中間の海域・南の海域）の漁業協定や操業状況の比較、本論文での対象国（日本・ロシア・韓国・中国・台湾）の漁業状況、日本近海と他国（米国・カナダ、インドネシア・マレーシア）の係争海域での漁業状況の比較を行った。

第2節では、「共有地の悲劇」を分析の基本モデルとし、漁業勢力の違いに注目した仮説を立て、独自の分析モデルを構築し、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性を分析した。その結果、以下のことがわかった。北の海域（日本・ロシア）と北東アメリカ海域（米国・カナダ）では、操業海域が比較的安定し、資源管理を進めることが容易である。一方、漁業勢力の差が大きい中間・南の海域（日本・韓国/中国）やセレベス海（インドネシア・マレーシア）、漁業勢力の差が小さい南の海域（日本・台湾）では、操業海域が不安定で、資源管理を進めることは困難である。つまり、係争海域で資源管理を進めるための必要条件は、漁業者の生活が保障され、操業海域が安定していることである。そして漁業勢力の大きい国の取り組みが漁業資源管理に大きく影響する。

第8章 結論

8.1 各章のまとめ

本研究では、日本近海で日本が締結している漁業協定を検討することにより、北の係争海域と中間・南の係争海域での共通点、違いを明らかにすることができた。また日本近海と他国の係争海域での漁業状況を比較することにより、その違いを明らかにした。更に比較分析モデルを使つての分析により、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性を明らかにした。以下に本論文を締めくくりにあたり、第2章から第7章までで明らかになったことを整理する。

第2章では、1994年に発効した国連海洋法条約（UNCLOS）と漁業の関係を考察した。海洋技術の進歩、新興国の台頭により、海域管轄権が大きな問題となった。領海と公海だけだった海に、UNCLOSが発効し、200海里排他的経済水域（EEZ）が設定され、沿岸国の権利と義務が明確になった。2016年9月30日現在、168の国と機関が締結しており、UNCLOSの普遍性は高まっている。他国EEZ内で操業するためには、当該国と漁業協定を締結し、相手国の操業条件に従って操業する必要がある。

第3章では、北の海域（北方四島周辺海域）での漁業協定を考察した。第2次世界大戦後から、日本とソ連（ロシア）の間には、北方四島の領有権問題があり、四島も周辺海域もロシアが管轄している。四島周辺海域での日本漁船の拿捕、漁業者の抑留や生活困窮などを背景に、3つの漁業協定が締結された。貝殻島昆布採取協定（1963年、1981年）は、歯舞群島の貝殻島周辺海域での昆布漁のための民間協定である。日ソ地先沖合漁業協定（1984年）は、双方の200海里水域内で相手国漁船が操業する相互入漁が基本の政府間協定である。操業水域は、北西太平洋の日ソ（ロ）双方の200海里内の指定された水域である。現在、相互入漁（漁獲割当量等量）と有償入漁（ロシア側に見返り金を支払う）の枠組みで操業している。四島接続200海里水域での第3国漁船による操業はない。北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）は、四島の領海12海里内での日本漁船の操業を認めた政府間協定である。北方四島の経済状況の悪化を背景に締結された。四島周辺海域で操業する際には、ロシアの法令に従って操業する沿岸国主義が採用されている。各協定の操業条件に従って、昆布採取料、入漁料、協力金の支払い、機材供与を行っている。

第4章では、中間の海域（竹島周辺海域）での日韓漁業協定（1999年）を考察した。戦後、日本と韓国の間には竹島の領有権問題、海域境界未画定問題がある。また1996年両国はUNCLOSの締約国となり、200海里EEZを設定したため、1965年漁業協定の見直しが

必要となった。1974年日韓大陸棚北部協定が成立し、竹島のすぐ近くまで両国の海域境界が画定していた。その協定の境界線を利用し、1999年漁業協定は締結された。協定水域は日韓双方のEEZであり、相互入会の許可制である。沿岸国主義を採用する。一方、両国が管轄権を主張する海域は、共同利用水域（日本海暫定水域と済州島南部暫定水域）として、旗国主義を採用する。後者は、日中韓の3か国が主張する海域でもある。韓国漁船の違法操業が多く、暫定水域内での資源管理は困難である。

第5章では、南の海域（尖閣諸島周辺海域、東シナ海）での日中漁業協定（2000年）と日台民間漁業取決め（2013年）を考察した。1970年代¹より日本と中国・台湾の間には、尖閣諸島の領有権問題がある。またUNCLOS発効後は、東シナ海の境界未画定問題もある。それぞれが独自のEEZを設定したが、その水域は重なり合い、画定することは困難であった。日中漁業協定（2000年）の協定水域は、日中双方のEEZであり、相互入会の許可制である。沿岸国主義を採用する。一方、両国が管轄権を主張する海域は、共同利用水域（暫定措置水域・北緯27度以南の水域・中間水域）とし、旗国主義を採用する。しかし、東シナ海中央の広い範囲が、共同利用水域となったため、漁業勢力の違いによる操業実績の差、中国漁船の違法操業、漁業資源の管理が新たな課題となっている。日台民間漁業取決め（2013年）の取決め水域は、北緯27度以南の水域で、法令適用除外水域である。水域内に、特別協力水域、八重山北方三角水域を設定し、マグロ漁期の4月～7月末まで特別ルールで操業している。比較的新しい取決めなので、操業ルールの見直しが行われている段階である。中国漁船も操業する水域であり、資源管理の協議は進んでいない。

第6章では、他国の係争海域の漁業状況として、米国とカナダ（以下、米加）（メイン湾）、インドネシアとマレーシア（セレベス海）の係争海域を考察した。両者とも問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託し解決を図った。しかし、前者は、1984年ICJ判決により、メイン湾の境界は画定したが、マチアス・シール島の領有権問題が残り、その周辺海域が係争海域になっている。後者は、2002年ICJ判決により、シパダン島・リギタン島の帰属先がマレーシアと決まったが、セレベス海の境界未画定問題が残り、係争海域となっている。

米加は、漁業実施に関する協定（1990年）を締結し、両国の全ての境界画定・未画定海域での違法操業に厳しく対処している。マチアス・シール島は、現在カナダが管理しているが、周辺海域は、共同利用水域として両国漁船が操業している。ロブスター漁の一時期に問題が発生するが、他の時期は特に問題はない。1995年越境資源運営委員会が設立され、メイン湾での漁業資源管理が共同で行われている。

¹ 1969年5月国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の海洋調査報告により、東シナ海に石油・天然ガス埋蔵の可能性が高いことが明らかにされ、尖閣諸島に注目が集まった。1970年代になって、中国政府及び台湾当局が独自の主張を始めた。

シパダン島・リギタン島の帰属先となったマレーシアは、セレベス海の両島を領海、EEZ、大陸棚を画定する基点として使用したが、インドネシアは認めず、現在、両島には領海（12海里）のみが設定され、セレベス海は係争海域となっている。係争海域は、共同利用水域として両国漁船が操業している。漁業者の待遇に関する覚書（2012年）が取り交わされ、両国間の全ての境界未画定海域での違法操業に対処している。インドネシアの漁業者数が非常に多く、資源管理に関する協議は進んでいない。

第7章では、まず第3章～第5章までの漁業協定を整理し、次に日本近海の係争海域の漁業状況と第6章の他国の係争海域の漁業状況とを比較した。更に比較分析モデルによる分析結果を述べた。

日本近海の各協定海域は、係争海域を含むため、協定には「相互の関係における諸問題についていずれの政府の立場および見解を害するものではない」という留保条項が明記されている。操業状況等から、3つの係争海域は、北の海域（北方四島周辺海域）と中間の海域（竹島周辺海域）・南の海域（尖閣諸島周辺海域・東シナ海）の2つに区分することができた。整理したものが**第1章の表1.1**である。

日本近海と他国（メイン湾、セレベス海）の係争海域での漁業状況を比較したものが、**第7章の表7.7**である。北の海域は、ロシアが管轄権を持ち、共同利用水域とはならず、操業時はロシアの法令に従う。他の係争海域は、共同利用水域として旗国主義が採用されている。入漁料等の支払いが必要なのは、日ロ間の3つの協定である。北の海域と米加は比較的安易な操業が行われているが、他の海域では一方の国の漁業者が多く、違法操業が多い。法令遵守による安易な操業が求められている。一般に、共同利用水域は、旗国主義であるため資源管理が困難であるが、米加には、越境資源運営委員会やその下部組織が設置され、資源管理が進んでいる。日本の北の海域も中間・南の海域に比べると資源管理が進んでいるが、米加ほどではない。中間・南の海域、セレベス海での資源管理は進んでいない。

「共有地の悲劇」を分析の基本モデルとして、係争海域での国家間の漁業勢力の違いに着目した分析モデルを作成し、漁業資源の維持管理の可能性の分析を行った。その結果が、**第7章の図7.10**である。係争海域での資源管理は、操業海域の安定に深く関係していることがわかった。また、漁業勢力の大きい国の取り組みが、漁業資源管理に大きく影響する。北の海域は、ロシアによる沿岸国主義が採用され、海域は比較的安定し、資源管理が容易である。また、一般に共同利用水域に旗国主義が採用されている場合、海域は安定せず、資源管理は困難である。日本の中間・南の海域やセレベス海が、これに該当する。しかし、米加では、資源管理が容易である。それは、係争海域での漁業勢力が同等であること、双方が陸域、海域で長きにわたり境界画定を行ってきたこと、経済関係が密接であること、それらにより信頼関係が構築されていることによる。係争海域では、漁業者の生活安定が保障され、操業海域の安定、安易な操業があつて初めて、資源管理を進めることができる。

8.2 結論と提言

日本近海での漁業協定を維持していくために、係争海域での漁業状況の分析モデルを通して、それぞれの海域での漁業協定の役割の特徴を明らかにした。

漁業協定の役割は、一般に、海域の安定、操業秩序の維持（安全操業）、海洋生物資源の保存及び合理的な利用、互惠協力の推進である。しかし、係争海域において、その役割は、操業秩序の維持が重視される。漁業協定継続にとって最も重要なことは、各国政府が国際的責任を果たし、自国漁業者に法令遵守を徹底させることである。そのためには、違法操業者に対する罰則を厳しくすること、漁業者が違法操業をしなくても生活できる保障をすること、違法操業をしない、させないという漁業者の意識を高めることが大切である。たとえば、水産加工業、養殖業を初めとして、水産業の関連産業を推進することも、漁業者の生活安定に役立つだろう。漁業者の生活が安定し、違法操業が無くなり、操業海域が安定すれば、漁業資源管理も可能になる。

➤ 提言

日本は、豊かな漁場に囲まれている。しかし、水産業従事者が減少している。特に離島や人口減少の進む地域では、若者の水産業離れが加速している。漁業は、漁獲するだけでなく、日本の領土、海域を守る重要な要素を持つ。漁業者の収入安定を重視した日本の水産業の振興を図る必要がある。

漁業資源は、適切な維持管理により持続的に利用可能な資源である。魚は、特性上、境界線を越えて移動する。係争海域であっても、沿岸国すべてが協力し、広域的な資源管理組織を創設し、厳格な法規制の下で資源管理を進める必要がある。

島の領有権が決まっても、海域が未画定だとやはり係争海域として問題が残る。領土問題の解決に取り組む際には、その周辺海域の境界画定まで行う必要がある。

これらの提言をどのように実行していくのか、国家間あるいは、国内での合意形成に関わる政策手順については、今後の研究課題である。

参考文献

書籍・論文等

1. Ching-Hsiewn Ou, Huan-Sheng Tseng: *The fishery agreements and management systems in the East China Sea*, *Ocean & Coastal Management* 53(279-288), 2010, 参照 2015.8.30
2. Jean-Marc F. Blanchard: *Economics and Asia-Pacific Region Territorial and Maritime Disputes: Understanding the Political Limits to Economic Solutions*, *Asian Politics & Policy*, Volume 1, Issue 4, pages 682–708, October/December 2009, 参照 2015.8.30
3. Sun Pyo Kim :*The UN convention on the law of the sea and new fisheries agreements in north East Asia*, *Marine Policy* 27, pp.97-109, 2003, 参照 2015.8.30
4. Yun-Hu Yeh, Huan-Sheng Tseng, Dong-Taur Su, Ching-Hsiewn Ou : *Taiwan and Japan: A complex fisheries relationship*, *Marine Policy* 51, pp.293-301, 2015, 参照 2015.8.30
5. Beverly Cook, *Lobster boat diplomacy: the Canada–US grey zone*, *Marine Policy*, Volume 29, Issue 5, September 2005, Pages 385-390, 参照 2016.1.30
6. Emily J. Pudden and David L. VanderZwaag, *Canada–USA Bilateral Fisheries Management in the Gulf of Maine: Under the Radar Screen*, *RECIEL* 16 (1) 2007. ISSN 0962 8797, www.dal.ca/.../MELAW_Canada-USA_Bilateral_Fishe..., 参照 2016.1.30
7. Glen J Herbert, *Fisheries relations in the Gulf of Maine Implications of an arbitrated maritime boundary*, *Marine Policy*, Volume 19, Issue 4, July 1995, Pages 301-316, 参照 2016.1.30
8. Josh Allen, *Lobster: U.S.-Canada turf war set to resume. Competing claims over Machias Seal island may collapse the lobster industry there.* www.csmonitor.com/USA/2008/.../p02s01-usgn.html, April 14, 2008, 参照 2016.1.24
9. ASSESSMENT OF LOBSTER (HOMARUS AMERICANUS) IN LOBSTER FISHING AREAS (LFA) 35-38, www.dfo-mpo.gc.ca/csas-sccs/Publications/SAR-AS/2013/2013_023-eng.pdf,参照 2016.1.23
10. Canada-USA Transboundary Resources Steering Committee, Bedford Institute of Oceanography, www.bio.gc.ca/info/intercol/sc-cd/index-en.php, 参照 2016.1.30
11. Canadian Science Advisory Secretariat Science Advisory Report 2007/037 FRAMEWORK AND ASSESSMENT INDICATORS FOR LOBSTER (HOMARUS AMERICANUS) IN THE BAY OF FUNDY, LOBSTER FISHING AREAS (LFAs) 35, 36, AND 38, www.dfo-mpo.gc.ca/csas/Csas/status/2007/SAR-AS2007_037_E.pdf, 参照 2016.1.23

12. *Machias Seal Island: A geopolitical Anomaly*,
www.siue.edu/GEOGRAPHY/ONLINE/Schmidt.htm, 参照 2016.1.30
13. THE MARINE MAMMAL COMMISSION COMPENDIUM, BILATERAL / CANADA,
 Volume(s) 1-3; pages 2870-2872, iea.uoregon.edu/pages/.../engine/.../0-2870-2872.htm,
 参照 2016.2.7
14. David A. Colson, *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*,
 Source: The American Journal of International Law, Vol. 97, No. 2 (Apr., 2003), pp. 398-406,
 Published by: American Society of International Law Stable URL:
<http://www.jstor.org/stable/3100115> Accessed: 21-12-2015 07:41 UTC, 参照 2016.1.20
15. Djalal, Hasjim, *DISPUTE BETWEEN INDONESIA AND MALAYSIA ON THE SOVEREIGNTY OVER SIPADAN AND LIGITAN ISLANDS*, JURNAL OPINI JURIS, Vol 12 (2013): JANUARI – APRIL, pp.14-16,
<http://pustakahpi.kemlu.go.id/app/Dispute%20between%20Indonesia%20and%20Malaysia%20on%20the%20Sovereignty%20over%20Sipadan%20and%20Ligitan%20Islands.pdf>,
 参照 2016.1.20
16. JOHN G. BUTCHER, *The International Court of Justice and the Territorial Dispute between Indonesia and Malaysia in the Sulawesi Sea*, Contemporary Southeast Asia Vol. 35, No. 2 (2013), pp. 235–57 DOI: 10.1355/cs35-2e© 2013 ISEAS ISSN 0129-797X print / ISSN 1793-284X electronic, pp.235-257, pp.251-252 [PDF]View - Griffith Research Online - Griffith University, www98.griffith.edu.au/dspace/bitstream/.../90015_1.p..., 参照 2016.1.10
17. Mark. J. Valencia and Nazery Khalid, *The Sulawesi Sea Situation: Stage for Tension or Storm in a Teacup?*, The Asia-Pacific Journal: Japan Focus,
www.japanfocus.org/-Mark_J.../3184/article.html, 参照 2016.1.10
18. Pewarta: Oktavia, *RI and Malaysia Agree to Solve the Fishermen Problem through Diplomacy*,
 Senin, 30 Januari 2012 15:53 WIB | 1.712 Views,
www.antaraneews.com/.../ri-and-malaysia-agree-to-solv..., 参照 2016.1.28
19. R. Haller-Trost, *The Territorial Dispute between Indonesia and Malaysia over Pulau Sipadan and Pulau Ligitan in the Celebes Sea: A Study in International Law*, pp.1-40, International Boundaries Research Unit BOUNDARY & TERRITORY BRIEFING 1995, Volume 2 Number 2, <https://www.dur.ac.uk/ibru/publications/download/?id...>, 参照 2016.1.15
20. INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE, SPECIAL AGREEMENT, FOR SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE OF THE DISPUTE BETWEEN INDONESIA AND MALAYSIA CONCERNING SOVEREIGNTY OVER PULAU LIGITAN AND PULAU SIPADAN, jointly notified to the Court on 2 November 1998, 1998 General List No. 102, www.icj-cij.org/docket/files/102/7177.pdf, 参照 2016.1.29

21. United States Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs Limits in the Seas, No.141, Indonesia: Archipelagic and other Maritime Claims and Boundaries Illustrative Map of the Archipelagic Baselines and Maritime Boundaries of Indonesia, p.12, www.state.gov > ... > Oceans and Polar Affairs, 参照 2016.1.17

1. 浅野和生「台湾の歴史と日台関係 古代から馬英九政権まで」早稲田出版, 2010
2. 小豆野稔「日韓日中漁業協定発効まで」『水産界』1387 巻号, pp.20-26, 2000
3. 石原忠浩「台湾内政、日台関係をめぐる動向(2013年3月上旬—2013年5月上旬)」「日台民間漁業取決め」の締結と第四原発建設の可否をめぐる展開」『交流』No.866, 2013
4. 岩崎寿男「日本漁業の展開過程—戦後50年概史—」舵社, 1997
5. 岩下明裕, 本田良一「日ロ関係の新しいアプローチを求めて」『21世紀COE研究報告書』第15号, 北海道大学スラブ研究センター, 2006
<https://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no15/contents.html>, 参照 2016.3.15
6. 岩下明裕「北方領土・竹島・尖閣、これが解決策」朝日新聞出版, 2013
7. 宇佐美正行「課題山積の新日韓漁業協定」『国会月報』, 46(603), pp.52-53, 1999
8. 牛尾裕美「新日中漁業協定とその問題点」『東海大学紀要』26-28 巻号, 2000-2002
9. 海野洋「韓露漁業問題」について—北方四島周辺水域における第三国漁船の操業をめぐって」『水産振興』第494号(第43巻第2号) pp.1-41, 財団法人東京水産振興会, 2009
10. 浦野起央「日本の国境 [分析・資料・文献]」三和書籍, 2013
11. 小笠原欣幸「馬英九の博士論文から読み解く日台漁業交渉」『東洋文化』No.94, 2014
www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/mathesisandfishingagreement.pdf,
参照 2014.12.10
12. 岡田充「中国と台湾 対立と共存の兩岸関係」講談社現代新書, 2003
13. 岡本常雄「日台漁業協定」について」沖縄大学地域研究所, 2014
14. 奥井隆「昆布と日本人」『日経プレミアシリーズ』日本経済新聞出版社, 2012
15. 編集代表 小田滋・石本泰雄「解説条約集 第5版」1994
16. 河鍊洙「新日韓漁業協定の現状と課題」『龍谷法学』35巻2号, pp. 273-307, 2002
ci.nii.ac.jp/naid/110000989311, 参照 2015.10.20

17. 海洋政策研究財団編「混迷の東アジア海洋圏—新たな海洋秩序構築に向けて—」2013
18. 加瀬和俊「漁業「特区」の何が問題か 漁業権「解放」は沿岸漁業をどう変えるか」漁協ブックレット1, 漁協経営センター, 2013
19. 片岡千賀之「日韓中の新漁業協定と資源管理の課題（特集 日韓中の資源管理構築に向けて）」漁協/全国漁業協同組合連合会,16(2) (通号 80 号), pp.25-27, 1997
ci.nii.ac.jp/naid/40005122570, 参照 2015.6.5
20. 片岡千賀之「中国における新漁業秩序の形成と漁業管理—東シナ海・黄海を中心として—」『長崎大学水産部研究報告』第 85 号, pp.57-66, 2004
<http://hdl.handle.net/10069/6523>, naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp, 参照 2015.6.5
21. 片岡千賀之「日韓漁業関係史 I」『長崎大学水産学部研究報告』第 87 号, pp. 15-27, 2006
<http://hdl.handle.net/10069/6506>, naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp, 参照 2015.6.5
22. 片岡千賀之・西田明梨「日中韓漁業関係史 II」『長崎大学水産部研究報告』第 88 号, pp137-159, 2007, <http://hdl.handle.net/10069/18760>, 参照 2015.6.5
naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/18760/1/BFF88_137.pdf
23. 片岡千賀之「以西底曳網・以西トロール漁業の戦後史 I」『長崎大学水産学部研究報告』90 号, pp.19-41; 2009 <http://hdl.handle.net/10069/22284>, 参照 2015.6.5
http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/22284/1/suisan90_19.pdf
24. 片岡千賀之「以西底曳網漁業の戦後史 II」『長崎大学水産学部研究報告』第 91 号, pp.35-59, 2010, <http://hdl.handle.net/10069/23784>, 参照 2015.6.5
naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/23784/1/suisan91_35.pdf
25. 片岡千賀之「日中韓 3 か国の新漁業秩序と漁業調整」『日本水産学会』第 77 巻第 4, pp.699-701, (J-STAGE), 2011
26. 門間理良「ASIA STREAM 台湾 2013 年 3~4 月 日台で民間漁業取決めを締結」『東亜』, no.551, pp.56-65, 2013 年 5 月
27. 金澤裕勝「低潮線保全法の概要について」『第 71 回海洋フォーラム講演要旨』平成 22 年 6 月 25 日海洋政策研究財団, www.sof.or.jp/jp/forum/pdf/71_02.pdf, 参照 2015.3.4
28. 金田禎之「新編 漁業法詳解（増補 4 訂版）」成山堂書店, 2013
29. 川島真・松田康博・清水麗・楊永明著「日台関係史 1945-2008」東京大学出版会, 2009
30. 木下アン絹子「海洋資源開発を巡る展望と諸問題—国連海洋法条約に基づく大陸棚限界延長申請を巡る各国の動き—」『みずほりレポート』pp1-25, 2008
www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report08-1120.pdf, 参照 2012.10.20

31. 楠勝浩「大陸棚調査を巡る動き<前篇>—大陸棚調査の歴史 その3—」『水路第155号』日本水路協会, pp.2-10, 2010
32. 栗林忠男「排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する国際法理—東シナ海における日中間の対立をめぐって—」Toyo Eiwa University, 2006, ci.nii.ac.jp/naid/110004865725, 参照 2015.6.10
33. 栗林忠男, 秋山昌廣編著「海の国際秩序と海洋政策」『海洋政策研究叢書1』東信堂, 2006
34. 崔長根「日韓漁業協定と日本外交—領土権問題と関連して」『法学新報』107, pp.311-331, 2000
35. 坂元茂樹「日韓漁業協定と新領海法：韓国漁船拿捕事件をめぐって」Discussion paper Graduate School of International Development, Nagoya University. -- No. 1 (Jan. 1992)-. -- Graduate School of International Development, Nagoya University, 1992-. -- v.;30 cm, 71 巻号 pp.1-33, 名古屋大学, 1999
36. 坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争—竹島と尖閣諸島の影」『国際問題』 No.565, pp.15-29, 2007, www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2000/2007-10_003.pdf?, 参照 2015.6.10
37. 佐々木貴文「「日台漁業取決め」締結とそれによる尖閣諸島周辺海域での日本及び台湾漁船の漁場利用変化（大会シンポジウム特集号国境漁業の現状と課題）」『漁業経済研究』第60巻, 第1号, pp.43-62, 2016
38. 佐瀬昌盛「領土と国境—欧州からのヒント—」独立行政法人北方領土問題対策協会 www.hoppou.go.jp/hoppou/wp-content/uploads/.../ryoudo_kokkyou.pdf, 参照 2015.5.6
39. 白山義彦, 桜井泰憲, 古谷研, 中原裕幸, 松田裕之, 加々美康彦「海洋保全生態学」講談社, 2012
40. 真道重明「戦前の以西漁業簡史—操業形態、漁場、漁獲量の変遷から見た歴史」2003, home.att.ne.jp/grape/shindo/ISEIfish.htm, 参照 2015.11.13
41. ジンベルグ・ヤコブ「ロシアから見た北方領土問題」『平成25年度北方領土ゼミナールでの講演(平成25年9月10日)』北方領土問題対策協会, 2013, www.hoppou.go.jp, 参照 2015.5.5
42. 薛桂芳「平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書」海洋政策研究財団, 平成18年3月, https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/200603_ISBN4_88404_179_8.pdf, 参照 2015.8.30
43. 芹田健太郎「島の領有と経済水域の境界画定」有信堂, 1999
44. 芹田健太郎「日本の領土」中公文庫, 2010

45. 高原一隆・増田洋編「地域問題の経済分析―転機にたつ北洋漁業基地・根室市の場合―」大明堂, 昭和 61 年
46. 武山眞行「新しい日韓漁業協定の締結に向けて―国際海洋法の枠組みの変化―」『外交時報』1349号, pp.84-95, 1998年6月号
47. 太安淳一「特派員リレー報告(18) 東シナ海のピースメーカー目指す台湾 尖閣めぐると日台漁業協定は第一歩」『メディア展望』N0.618, 2013.6.1
48. 太安淳一「尖閣―漁業権解決し沈静化した台湾, 中国の共闘呼びかけは拒否」季刊『現代の理論 DIGITAL-2014 夏号』Vol.2 <http://gendainoriron.jp/vol.02/rostrum/ro01.php>, 2014.8.28 発信, 参照 2016.5.7
49. 陳激「民間漁業協定と日中関係」汲古書院, 2014
50. 塚本孝「ISSUE BRIEF 北方領土問題の経緯【第4版】」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 697, 『調査と情報』第 697 号, 調査及び立法考査局, 2011. 2. 3, www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0697.pdf, 参照 2016.2.7
51. 中井昭「北洋漁業の構造変化」成山堂書店, 昭和 63 年
52. 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係―日本の領土編入から今日までの経緯と今後の課題」『立法と調査』No.334, pp.69-84, 参議院事務局企画調整室編集・発行, 2012.11, www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou.../backnumber/.../20121101069.pdf, 参照 2015.5.10
53. 中川昌郎「ASIA STREAM 領土主権と漁業権―台湾の動向(2005年6月)」東亜, no.458, pp.50-59, 2005年8月
54. 中川昌郎「ASIA STREAM 国民党新主席と日台漁業協議―台湾の動向(2005年7月)」東亜, no.459, pp.54-62, 2005年9月
55. 永杉伸彦「論題 日ソ漁業委員会について 新協定の締結と実態交渉」農林水産省広報/農林水産省, 農林弘済会―9巻7号(1978.7)-18巻3号(1987.3), 1987
56. 仲田佳史「国策に揺れる海人 日台漁業協定の波紋」沖縄タイムス社, 2013
57. 西田明梨「韓中日における漁業協定の現状と課題」『漁業経済研究』第 49 巻, 第 3 号, pp.95-113, 2005
58. 濱川今日子「ISSUE BRIEF 「東シナ海における日中境界画定問題―国際法から見たガス田開発問題」」『調査と情報』, 第 547 号, 国立国会図書館, ISSUE BRIEF NUMBER 547 (JUN.16.2006) www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0547.pdf, 参照 2015.11.20

59. 濱川今日子「ISSUE BRIEF 尖閣諸島の領有をめぐる論点—日中両国の見解を中心に—」
『調査と情報』第 565 号,国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 565 (2007. 2.28)
www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0565.pdf, 参照 2015.11.20
60. 林賢参「東シナ海問題をめぐる台日中の争い—安全保障の観点から論ずる—」
『問題と研究』第 41 巻 2 号, 2012
61. 原貴美恵「サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」」 溪水社, 2012
62. B. I. トカチェンコ「南クリル諸島に対する日本の領土的要求について—ロシアからの視点—」 (パールィシェフ・エドワルド訳) 『北東アジア研究』第 23 号, 2012,
hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/41kenkyu/.../Tkachenko_B_I.pdf,
参照 2016.5.28
63. 兵頭慎治「北方領土問題の現状」『平成 25 年度北方領土ゼミナールでの講演 (平成 25 年 9 月 10 日)』北方領土問題対策協会, 2013, www.hoppou.go.jp, 参照 2015.5.5
64. 平川幸子「「二つの中国」と日本方式 外交ジレンマ解決の起源と応用」勁草書店, 2012
65. 平野敬「日中漁業協定概説」 www.geocities.jp/fematerials/etc/jcf.html, 参照 2015.11.6
66. 藤田宏郎編著「戦後日本の国際関係—解説と資料」晃洋書房, 2004
67. 福田円「中国外交と台湾「一つの中国」原則の起源」慶応義塾大学出版会, 2013
68. 彭明敏・黄昭堂「台湾の法的地位」東京大学出版会, 1983
69. 保阪正康・東郷和彦「日本の領土問題—北方四島、竹島、尖閣諸島」角川書店, 2012
70. 本田良一「密漁の海で—正史に残らない北方領土」凱風社, 2004
71. 本田良一「「国境の海」の漁業—その歴史と現状」『水産振興』東京水産振興会, 2008
72. 本田良一「日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後」北海道新聞社, 2013
73. マーク・バレンシア「島の領有権が裁判で決まった」新潮社 4 月号, 2003,
国際情報サイト, Foresight, www.fsight.jp, 参照 2015.12.25
74. 孫崎享「日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土」ちくま新書, 筑摩書房, 2011
75. 孫崎享「戦後史の正体 1945-2012」『「戦後再発見」双書①』創元社, 2012
76. 松井芳郎「国際法学者がよむ尖閣問題 紛争解決への展望を拓く」日本評論社, 2014
77. 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定—判例紹介—」平成 17 年 7 月号
国立国会図書館, pp.42-61, 2005, dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999885, 参照 2015.6.10
www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200507_654/065403.pdf

78. 松田幹夫「リギタン島とシパダン島の主権に関する事件」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所一判決と意見』第3巻, 国際書院, pp.493-505, 2007
79. 松田康博「馬英九政権下の中台関係(2008-2013)ー経済的依存から政治的依存へ?」『東洋文化』第94号, 東京大学東洋文化研究所, 2014
80. 松村健一郎「日中をひらいた男 高碓達之助」朝日新聞出版, 2013
81. 松本巖編著「解説 日本近代漁業年表(戦後編)」水産社, 1980
82. 松本俊一著, 佐藤優(解説)「日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実」『朝日選書 892』朝日新聞出版, 2012
83. 松本充豊「台湾海峡をめぐる動向(2012年2月~2013年3月) 馬英九政権、尖閣諸島問題では中国とは連携しないと明確に表明」『交流』No.865, 2013
84. 水上千之「日本と海洋法」有信堂, 1995
85. 水上千之編「現代の海洋法」有信堂, 2003
86. 水上千之「海洋法 展開と現在」有信堂, 2005
87. 柳井俊二「我が国を取り巻く海洋問題と国際紛争解決制度」『第28回海洋フォーラム講演要旨 2009/10/21』海洋政策研究財団, 2009
https://www.sof.or.jp/jp/forum/pdf/050805_01.pdf, 参照 2015.11.10
88. 山内康英「交渉の本質ー海洋レジームの転換と日本外交ー」東京大学出版会, 1995
89. 山田吉彦「ロシアの北方領土開発の動向と返還運動の状況」『調査報告・レポート平成23年度9月』北方領土問題対策協会, 2011
www.hoppou.go.jp/hoppou/wp-content/uploads/2012/04/2011-1.pdf, 参照 2015.5.5
90. 山本草二, 杉原高嶺編「海洋法の歴史と展望 小田滋先生還暦記念」有斐閣, 1986
91. 読売新聞政治部「基礎からわかる日本の領土・海洋問題」中公新書ラクレ 434, 中央公論新社, 2012
92. 琉球新報, 山陰中央新報「環りの海 竹島と尖閣 国境地域からの問い」岩波書店, 2015
93. 和田春樹「日ロ漁業協定と領土問題」世界(646), pp.27-30, 1998
94. 和田春樹「領土問題をどう解決するか 対立から対話へ」平凡社新書 平凡社, 2012

官公庁報道資料等

1. 外務省「北方領土」 www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo

2. 外務省「竹島」 www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima
3. 外務省「尖閣諸島」 www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku
4. 外務省アジア大洋州局, 中国・モンゴル第1課・第2課「最近の日台関係と台湾関係」
(平成26年4月・外務省資料) www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/pdfs/kankei.pdf
5. 外務省経済局海洋課監修, 財団法人日本海洋協会発行「英和对訳国連海洋法条約[正訳]」
成山堂書店, 平成16年
6. 水産庁漁政部企画課監修, 海洋法令研究会編著「国連海洋法条約 国連水産関係法令の
解説」大成出版社, 1997
7. 吉川弘文館「世界史年表」2010年
8. 北海道水産林務部「北海道水産業・漁村のすがた 2014 北海道水産白書」
(平成25年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告)2014 www.pref.hokkaido.lg.jp
9. 北海道水産林務部「北海道水産業・漁村のすがた 2015 北海道水産白書」
(平成26年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告)2015 www.pref.hokkaido.lg.jp
10. 北海道水産林務部「新北海道漁業史」2001
11. 根室振興局産業振興部水産課「平成25年度版 根室の水産」2015
www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp
12. 根室振興局産業振興部水産課「平成26年度版 根室の水産」2016 (2016.4.1 発行)
www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp
13. 根室市「平成24年度版 水産ねむろ」2013 www.city.nemuro.hokkaido.jp
14. 根室市「平成25年度版 水産ねむろ」2014 www.city.nemuro.hokkaido.jp
15. 根室市「平成26年度版 水産ねむろ」2015 www.city.nemuro.hokkaido.jp
16. 根室市「平成27年度版 水産ねむろ」2016 www.city.nemuro.hokkaido.jp (2016.3 発行)
17. 一般社団法人大日本水産会「大日本水産会百年史 前篇・後編」1982
18. 一般社団法人大日本水産会「大日本水産会この20年：創立120年記念」2002
19. 一般社団法人北海道水産会「北海道水産会の歩み」 h-suisankai.or.jp
20. 一般社団法人北海道水産会「北海道水産会 NO.261 August 2013」 h-suisankai.or.jp
21. 一般社団法人北海道水産会「北海道水産会 NO.262 January 2014」 h-suisankai.or.jp
22. 一般社団法人北海道水産会「北海道水産会 NO.264 January 2015」 h-suisankai.or.jp

23. 一般社団法人北海道水産会「北海道水産会 NO.265 August 2015」 h-suisankai.or.jp
24. 東アジア漁業協議会「日中漁業要覧－漁船乗組員の手引き－」平成 25 年 8 月
25. 東アジア漁業協議会「日台漁業要覧－漁船乗組員の手引き－」平成 26 年 8 月
26. 「水産年鑑」水産社, 2013
27. 北海道サハリン事務所「サハリン州の概要－2015 年版－」平成 27 年 8 月
www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=851291, 参照 2015.9.15
28. 一般社団法人ロシア NIS 貿易会「ロシア NIS 経済速報」2013 年 5 月 15 日号 No.1594
29. 内閣府沖縄総合事務局農林水産部「平成 27 年度沖縄農林水産業の情勢報告」
平成 28 年 8 月, <https://www.ogb.go.jp/nousui/jyouseihoukoku.html>, 参照 2016.10.3
30. 水産庁施策情報誌「漁政の窓」Vol.116, 通巻 533 号, 2015.2
www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/mado/pdf/15116.pdf, 参照 2015.11.6
31. 公益財団法人交流協会 台湾情報誌『交流』

ホームページ

1. 外務省 www.mofa.go.jp
2. 農林水産省水産庁 www.jfa.maff.go.jp
3. 北海道漁業調整事務所 www.jfa.maff.go.jp/hokkaido
4. 仙台漁業調整事務所 www.jfa.maff.go.jp/sendai
5. 境港漁業調整事務所 www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato
6. 九州漁業調整事務所 www.jfa.maff.go.jp/kyusyu
7. 内閣府沖縄総合事務局農林水産部 www.ogb.go.jp/nousui/index.html
8. 国土交通省北海道開発局 www.hkd.mlit.go.jp
9. 国連海事海洋法課 (DOALOS) www.un.org/depts/los
10. 在日ロシア連邦大使館 www.russia-emb.jp/japanese
11. 駐日本国大韓民国大使館 jpn-tokyo.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/main
12. 中華人民共和国駐日本国大使館 www.china-embassy.or.jp/jpn
13. 駐日アメリカ大使館 <https://japanese.japan.usembassy.gov>
14. 在日カナダ大使館 www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/index.aspx?lang=jpn
15. 公益財団法人交流協会 (東京本部) <https://www.koryu.or.jp>
16. 亜東関係協会 (台北駐日経済文化代表処) www.taiwanembassy.org/jp
17. 独立行政法人北方領土問題対策協会 www.hoppou.go.jp

18. 一般社団法人北海道水産会 h-suisankai.or.jp
19. 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents
20. 北海道 www.pref.hokkaido.lg.jp
21. 根室振興局 www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp
22. 根室市 www.city.nemuro.hokkaido.jp
23. 歯舞漁業協同組合 www.jf-habomai.jp
24. 羅臼漁業協同組合 www.jf-rausu.com
25. 鳥取県 www.pref.tottori.lg.jp
26. 鳥取県漁業協同組合 <http://www.jf-net.ne.jp/ttchuou>
27. 島根県 www.pref.shimane.lg.jp
28. 漁業協同組合 JF しまね www.jf-shimane.or.jp
29. 沖縄県漁業協同組合連合会 www.jf-okinawa.jp
30. 八重山漁業協同組合 www5.ocn.ne.jp/~sabani/gogou.html
31. 与那国島漁業協同組合 yonaguni-gyokyo.org
32. 宮崎県漁業協同組合連合会 www.mzgyoren.jf-net.ne.jp
33. 北海道新聞 dd.hokkaido-np.co.jp
34. 釧路新聞 www.news-kushiro.jp
35. 山陰中央新報 www.sanin-chuo.co.jp
36. 沖縄タイムス www.okinawatimes.co.jp
37. 琉球新報 ryukyushimpo.jp

統計

1. 世界漁業・養殖業白書 2014 年（日本語要約版）The State of World Fisheries and Aquaculture Published by arrangement with the Food and Agriculture Organization of the United Nations by the Japan Association for International Collaboration of Agriculture and Forestry (JAICAF), www.Fao.org/3/a-i3720o.pdf, 参照 2016.4.26
2. FAO（国際連合食糧農業機関）統計データベース
FAOSTAT（農林水産業、食料援助、土地利用、人口の統計データベース）
FISHSTAT（水産物統計）
FAO - Fisheries and Aquaculture Information and Statistics Branch (online query)
www.fao.org › FAO Home › Fisheries & Aquaculture, 参照 2016.4.30
3. FAO yearbook. Fishery and aquaculture statistics - Food and Agriculture Organization of the United Nations, www.fao.org › FAO Home › Fisheries & Aquaculture, 参照 2016.4.30
4. 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」 www.maff.go.jp

謝辞

本研究を遂行し学位論文をまとめるにあたり、多くの方々に御世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

国際文化研究科国際資源政策論講座（農学研究科資源環境経済学講座）の木谷忍教授には、論文作成の最終段階で特別の御指導と御高配を賜りました。先生からの御指導により本研究をまとめることができました。深く感謝申し上げます。農学研究科資源環境経済学講座の井元智子准教授、小山田晋助教授にも多くの御指導をいただきました。心から感謝申し上げます。国際文化研究科国際資源政策論講座のプシュパラル・ディニル教授、東北大学名誉教授重野芳人氏、国際文化研究科応用言語研究講座ワーナー・ピータージョン准教授にはゼミでの発表を通して多くの御指導をいただきました。心より感謝申し上げます。

草稿発表会では、国際文化研究科国際政治経済論講座の横川和男教授、国際文化研究科国際資源政策論講座（農学研究科国際開発学講座）の冬木勝仁准教授、中央大学名誉教授武山眞行氏に、貴重な御助言をいただきました。厚く御礼申し上げます。北から南まで3か所の現地調査に同行してくださった草野秀子氏にも感謝申し上げます。水産庁を始め、漁業協同組合等の皆様の適切な回答、御親切に感謝申し上げます。いつも貴重な御助言をくださり励ましてくださった国際文化研究科国際資源政策論講座と農学研究科資源環境経済学講座の方々に感謝申し上げます。最後に、長い研究生活を見守ってくれた家族に心より感謝いたします。

2016年11月30日

東北大学大学院国際文化研究科
国際文化交流論専攻
国際資源政策論講座
渡部則子